

### ◎郵便法の一部を改正する法律

(昭和二八、六、三〇、法五〇)

#### 一、提案理由(六月二十七日)

○塚田国務大臣 たいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案につきましては、去る第十五回特別国会に提出いたしました、国会の解散によつて不成立となりましたので、同一内容のものを再び提出いたしましたものであります。

改正の要点といたしましては、本年一月十五日から改正されました鉄道小荷物運賃との調整等をはかる目的で、小包郵便物の料金を改正いたしますとともに、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等、若干の制度の改善をいたそうとするものであります。

まず小包郵便物の料金改正につきましては、鉄道小荷物運賃との均衡をはかるために、昭和二十六年六月から従来の均一料金制を地帯別料金制に改正して参つたのであります。今般去る一月十五日から鉄道小荷物運賃が改正されましたのに伴ひまして、小包郵便料金をこれと均衡のとれた料金に改正しないときは、本来鉄道に差出されるものが郵便に差出されることとなり、ひいては書状、はがき等の重要郵便物の送達にも支障を及ぼすおそれがありますので、小

包郵便物は比較的重量、容積の軽小なものを主とし、鉄道小荷物は重量、容積が多大なものを主とするのが本来の姿と認められることと、従来近距離は郵便の方が鉄道より比較的高く、遠距離となるに従つて郵便の方が鉄道より非常に安くなつていて、均衡を失している点を勘案いたしましたして、重量、容積の軽小なもの及び比較的距離あてのもの値上げ率はできるだけ低率にし、一面、重量、容積が多なものや、遠隔地あてのもの値上げ率は比較的高率とすることとし、これらの総平均約一割の値上げ率にとどめるようにいたしました次第であります。なお小包郵便物中、速達小包郵便物の取扱いは非常に手数を要します関係で、その速達料は現行の四十円を五十円に引上げることといたしましたのであります。

次は航空郵便制度を速達郵便制度に統合して、これが合理化をはかることとあります。現行の航空郵便制度は、単に郵便物の運送だけを航空便によるということでありまして、必ずしも郵便物運送の効果を上げ得ないうらみもあります。わが国のような狭い国土内におきましては、地域によりまたは時間により、鉄道便による方が航空便によるよりも速達する場合が多いのであります。

しかしながらこの間の関係を利用者において判断して利用するということとはきわめて困難であり、適当でない認められまので、これを速達郵便制度に統合いたしましたして、速達とした第一種及び第二種郵便物については、航空路によつて運送する方が速達すると認められる場合は、すべて航空路により運送することといたそうとするものであります。この場合、航空運送のための料金はいらないこ

といたしております。

次は速達郵便物の配達地域を实情に即するように郵政大臣が定め得ることとするものであります。現行の速達郵便物の配達地域は法律により、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所と規定せられておりますが、このように全国画一的に規定することは实情に即しない点がありますので、これを地況に応じ、郵政大臣が定め得るものとする。また速達小包郵便物の重量、容積を取扱い上支障のないように、若干縮小することにいたそうとするものであります。

その他といたしましては、書留とした郵便物を転送または還付した場合、受取人または差出人が納付する書留料を現行よりも引下げまして、すべて最低額の三十五円のみとすること、及び無料郵便物に、郵政省において行ふ国民貯蓄債券の売りさばき、買上げ及び償還の事務に関する郵便物を追加いたそうとするものであります。

以上でこの法律案の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いする次第であります。

次に郵便物運送委託法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案につきましては、去る第十五回特別国会に提出いたしました国会の解散によつて不成立となりましたので、再び提出いたしましたものであります。法案の内容は軽微な点を若干改めたのみで、前回の案とほとんどかわりございません。

#### 郵便法の一部を改正する法律

改正の要点といたしましては、郵便物の取集め、運送及び配達を運送業者等に委託して行わせる場合に必要な準則は郵便物運送委託法によつて定められ、現在はこれに基いて運営されているのであります。が、郵便事業の特質並びにその後における諸情勢の推移にかんがみまして、事業の円滑な運営を確保するため、次の二点につきまして改正をするほか、一部条文の整理をいたしたのであります。

第一点は、現行の鉄道、軌道、定期自動車、定期航路事業等、一般運送施設を郵便物の運送に利用する場合の運送料金は、郵便物運送委託法第五条の規定によりまして、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、運輸大臣が郵政大臣と協議して定めることとなつておりますが、各業者ごとに原価を算定することは技術的に困難でありますので、運輸省告示によりまして、各業者に対し共通に適用される確定額の運送料金となつていたのであります。また郵便物運送委託法第五条の適用を受けない運送事業についても、たとえば路線を定めない貨物自動車運送事業等については、従来統制による最高運賃制が廃止されまして、道路運送法第八条の規定によつて、その認可運賃は適正な原価に適正な利潤を加えた確定額をもつて定めることとされていのであります。以上のように、運送事業の運送料金が法令等によりまして、確定額をもつて定められているものを郵便物の運送等のために利用しようとする場合には、競争に付しても無意味でありますから、このような場合には運送施設の運行回数、時刻あるいは郵便物保護に対する信用度等を考慮して、適格な者に隨意契約によつて委託することができるよう



に改正しようとするものであります。なおこのように改正することによりまして、郵便物運送委託法第四条第一項第四号の、鉄道、軌道等について、その数が当該区間に二以上ない場合においてのみ随意契約によることができる旨の規定は不必要となりますので、廃止いたすこととなります。

第二点は、郵便物の運送等の契約期間は、郵便物運送委託法第七条の規定によりまして四年以内とされており、期間の更新はまったく認められていないのであります。しかしながら郵便物の運送等の受託者は、第一に郵便物の安全な取扱について良心的かつ信用のある者であること、次にこの業務は正確な運行を必須の条件とするものでありますから、業務を完全に遂行し得る能力と積極的な熱意を有する者であることを必要としますのであります。従いましてこれが受託者の選択にあつては、慎重を期さなければならぬと同時に、委託を受けた者は、業務の正確な運行を確保するためには責任者はもちろん、現場の従業員に至るまで、積極的かつ長期にわたる努力と訓練とを必要とするものであります。ところが現行法によりまして契約期間終了とともに、あらかじめ競争契約によることとなつており、期間満了後、はたして継続して業務を執行することができなから不安定なもので、契約期間満了期の近づくにつれて業務遂行の熱意を失わしめることとなる等、不都合の点が多いのであります。以上のような点にかんがみまして、契約期間中、業務を誠実に執行したと認められる受託者については、その者に継続して委託する方が郵便事業の円滑な運営をはかる上に有利であると認められ

るときは、契約期間を更新することができるように改正をしようとするものであります。

なお、郵政大臣が随意契約により郵便物の運送等を委託する場合においては、会計法第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない旨第四条第一項に規定されていますが、会計法第二十九条但書の改正に伴いまして、この条項は不必要となつたので、これを削除しようとするものであります。

以上まことに簡単であります。郵便物運送委託法の一部を改正する法律案の提案理由の概略を説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

## 二、衆議院郵政委員長報告(六月二十七日)

○田中織之進君 たいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に関し、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る第十五国会に政府より提出せられ、解散のため不成立に終つたものと同じ内容でありまして、提案の理由とするところは次の通りであります。

現行小包料金は、昭和二十六年六月、鉄道小荷物運賃との均衡をはかるために、従来の均一料金制を地帯別料金制に改正したものであります。本年一月十五日から実施の鉄道小荷物運賃の改正に伴いまして、この料金をそのまま置き置き、本来鉄道に差出さ

るべきものが郵便に転嫁されることとなり、書状やはがき等の重要郵便物の送達に対しても好ましくない影響を及ぼすおそれがある。政府は、現行小包料金を適宜改正するとともに、この機会に事業合理化の見地から若干の制度の改正も行おうとして、本法律案を提出するに至つたものであります。

しこうして、本法案のおもな内容は次の三点であります。

改正の第一点は、前記の小包料金の改正でありまして、事業本来の姿と鉄道運賃との均衡とにかんがみ、重量、容積の軽小なもの、及び比較的近距离あてのものの上率をできるだけ低率とし、現行料金による総収入に対し、約一割三分程度の値上率にとどめようとしたしております。

第二点は、航空郵便制度を廃止したことでありまして。現行の航空郵便制度は、配達については別段の措置をとることなく、単に運送だけを航空便によるもので、運送方法として不十分の点があるばかりでなく、運送自体についても、わが国の実情においては、かえつて鉄道便による方が運送となる場合が多く、実効をあげ得ないうらみがありますので、これを廃止して、次に述べるように速達郵便制度に統合しようとしたのであります。

第三点は、速達郵便制度についての改正であります。まず、速達郵便物の運送につき、省令の定めるところに従い、航空便によることのできる道を開くとともに、その配達区域が現行規定では法定されておらず、郵政大臣が実情に即するように定め得ることと改めるほか、速達小包郵便物に関しては、その取扱手数料にかんがみ、

重量、容積の制限及び料金の引上げにつき規定を設けているのであります。

なお、以上のほか、書留郵便物の転送または還付の際納付する書留料の引下げ、郵政省によつて行ふ国民貯蓄債券の売りさばき等の事務に関し、無料郵便物の範囲を拡張することをも規定いたしております。

本法案につき、提案理由並びに内容を報告申し上げたのであります。本法案の付託を受けました委員会としては、本日提案の理由並びに内容等につき政府より詳細説明を聴取し、ただちに質疑に入り、社会党両派の吉田賢一君、片島港君等より熱心な質疑が行われましたが、その詳細はすべて会議録に譲りたいと存じます。

かくて、委員会は、本日質疑を終了し、改進黨櫻内義雄君の動議により、討論を省略の上、ただちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決を見た次第でございます。

以上御報告申し上げます。

## 三、参議院郵政委員長報告(六月三十日)

○池田宇右衛門君 只今議題となりました郵便法の一部を改正する法律案の郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、本年一月十五日から改正されました鉄道小荷物運賃との調整等を図る目的で、小包郵便物の料金を改正すると共に、



国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

三四

航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等、若干の制度改善をいたそうとするものであります。

改正の要点を簡単に御説明申し上げますと、第一は小包郵便料金の改正であります。小包郵便物は、比較的重量容積の軽小なるものを主とし、鉄道小荷物は重量容積が多なるものを主とするのが、本来の姿と認められること、並びに、従来近距離は郵便のほうが高く、遠距離となるに従つて郵便のほうが非常に安くなつていて、均衡を失っている点等を勘案して、重量、容積の軽小なるもの及び比較的近距离宛てのもの、値上げはできるだけ低率にし、一面、重量、容積が多なるものや遠距離宛てのもの、値上率は比較的高率とすることとし、これらの総平均約一割の値上率にとどめるように改正したものであります。第二は、現行の航空郵便制度を廃止して、これを速達郵便制度に統合しようとするものであります。従来航空郵便制度は、単に郵便物の運送だけを航空便によるということでありまして、必ずしも郵便物速達の効果を挙げ得ない憾みもありましたので、これを速達郵便制度に統合いたしました。速達とした第一種及び第二種郵便物については、航空路によつて運送するほうが速達すると認められる場合は、特に航空運送のための料金を徴取せずに、すべて航空路により運送することとしたそうとするものであります。その他、速達郵便物の配達地域を実情に即するように郵政大臣が定め得ることとする、又書留とした郵便物を転送又は還付する場合、受取人又は差出人が納付する書留料を引下げる等の点を改正せんとするものであります。

委員会におきましては、今回の郵便物の値上げにより年間大体どのくらいの収入増となるかとの間に対し、政府より、大体三億四千万円程度の増収となるとの答弁があり、又航空郵便を速達郵便制度に統合する点については収支にどのような影響があるかとの間に對しては、年間約二千万円の収入減となるが、他面、速達郵便物数の増加によりカバーせられるものと思うから、結局サービスの改善となるとの答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、中川委員より、施行期日を五日間遅らせ、七月五日とする旨の修正動議が提出せられました。かくて討論を終り、採決の結果、中川委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全会一致を以て可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

◎国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

(昭和二八、七、四、法五一)

一、提案理由(六月二十三日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の提案理由と

一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月三十日)

○内藤友明君 たいだいま議題となりました国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入れを促進するため、関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。まず第一に、国際復興開発銀行または外国政府金融機関から外資を受入れようとする場合には、その外資の特質にかんがみ、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可をもつて外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなして、元利金等の支払いの場合における外貨送金を保証することとしております。第二に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの資金の借入れ契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところにより政府が保証契約をすることができるとしてあります。第三に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入れ契約に基づき債券を引渡す必要がある場合、その借入れ金額を限り債券を発行することができることとしてあります。

以上がこの法律案の要点であります。この法案は、去る二十二日本委員会に付託されて以来、慎重審議の結果、本日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、起立総員をもつて、

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律

三五

本案は次の附帯条件を附して原案の通り可決いたしました。

附帯決議

一、今後の外資導入による電源の開発は、水力に主力を注ぐべきである。

二、電源の開発に伴つて、政府は、電気料金の引下げに努力すること。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(六月三十日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、外貨資金の導入につきましては、電力設備合理化のための資金の借入が期待せられるに至りましたので、本案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入れを促進するために関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。

次に、その内容を申し上げますと、第一に、国際復興開発銀行又は外国政府金融機関から外資を受入れようとする場合に、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可を以て外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなし、国際復興開発銀行等に対する元利金の支払の場合における外貨送金を保証しようとするものであります。第二に、政府は日本開発銀行又は日本輸出入銀行の国際復興開発銀行等からの資金の借入れ契約に基



外貨債務について、予算に定めるところにより保証契約をすることができるとしようとするものであります。第三に、日本開発銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引渡す必要があるときは、当該借入額を限度として債券を発行することができることとしようとするものであります。

本案の審議に当りましては、日本開発銀行の小林総裁及び中山理事並びに日本輸出入銀行の山際副総裁の三君を参考人として出席を求め、最近における日本開発銀行及び日本輸出入銀行の業務内容及び国際復興開発銀行よりの外貨導入の交渉経過等について実情を聴取する等、慎重に審議いたしましたのであります。そのうち質疑の主なるものを申し上げますと、現在、世界銀行との交渉を行なつていゝる具体的内容についての質問に対しては、中部、関西、九州の三電力会社が使用する火力発電設備資金として四千九十余万ドルの借入れが近く実現される見込であるとの答弁がありました。又、水力発電設備資金一億二千余万ドルの導入の見通しについての質問に対しては、現在折衝中であるが、今後極力努力して融資の実現を図るつもりであるとの答弁がありました。又、外資の導入が実現した際には、政府はこれに應じて国内開発資金を中小企業及び農林漁業方面にも廻すべきではないかと質疑に対しては、政府より、でき得る限りその方針で努力するとの答弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、野溝委員より、「外資導入資金が兵器生産に使われるのではないかと見る向きもあ

るが、政府の説明によつてその懸念がないことが明らかとなつたのはよろしいが、なお大企業のみ偏することなく、農林漁業並びに中小企業に対する融資を強化する必要がある。而して政府より将来その趣旨に副うて努力する旨の答弁があつたので、これを期待して本案に賛成する」との意見が述べられ、次いで小林委員より、「外資導入に対する政府保証の必要はかねてより自分の主張したところである。而して本案は、将来の外資ポジションの正常化の道を開くと共に、なかなんぞ安い金利の外貨を利用する長所があるのであるから、政府においては電力料金の引下げに努力すべきである」との希望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

### ◎国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律

(昭和二八、七、七、法五二)(衆)

#### 一、提案理由(七月四日)

○今村忠助君 ただいま議題となりました、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案並びに国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改

正する法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案について申し上げます。本案は、国会が国の唯一の立法機関たる性質にかんがみまして、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため必要な経費の一部として、各議院における各会派に対し、毎月その所属議員数に応じ立法事務費を交付しようとするものであります。なお、本件立法事務費は四月分から実施することといたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、国会閉会中各議院の役員及び特別委員長が受ける議会雑費は、現下の経済情勢にかんがみ、その日額を千円に改正しようとするものであります。その実施は五月十八日からいたしました。

また、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案は、国会の閉会中委員会が審査を行う場合に、委員が受ける審査雑費も、同一事由によつて、その日額を二千五百円に改めようとするものであります。

なお、以上三案はいずれも議院運営委員会において立案したものでありますから、何とぞ御賛成を願います。

#### 二、参議院議院運営委員長報告(七月六日)

○草葉隆圓君 只今議題となりました国会における各会派に対する

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律

立法事務費の交付に関する法律案の委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、各議院における各会派に対し立法事務費を交付しようとするものであります。全文八カ条及び附則の経過規定から成つております。

その主な点を御説明申し上げますと、この立法事務費は、毎月各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき一万円の割合を以ちまして算定した金額を交付するものであります。立法事務費の交付を受けるべき会派の範囲につきましては、本案第五条において一般的にその会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定することとなつておりますが、その会派には、政治資金規正法第六条第一項の規定による届出のあつた政党で、その議院における所属議員が一人の場合をも含めて取扱うことになっております。本案の内容につきましては、かねてから庶務関係小委員会におきまして衆議院側との十分なる連絡のもとに慎重に検討を加えて参つたのであります。今回正式に法律案として提出されましたので、改めて議院運営委員会におきましてこれを審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは従来各議院の役員及び特別委員長が国会閉会中に受ける議会雑費の額は日額五百円を限度として支給されておるのであります。最近における経済事情の変化に伴い、支給額の限度を日額千円に改めようとするものであります。



国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律

三八

庶務関係小委員会におきまして衆議院側との十分なる連絡をなし、事前の検討を経て参つておりましたので、議院運営委員会におきましても十分審査をいたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国会閉会中、委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、これは、国会閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決によりまして特に付託された事件について審査を行いましたとき、その委員が出席日数に応じて受ける審査雑費の額は、従来日額千五百円の定額によつて支給されていたのでありますが、最近の経済事情に鑑みまして、その定額を日額二千五百円に改めようとするものであります。庶務関係小委員会におきまして衆議院側と十分連絡をなし、内容の検討を経て、議院運営委員会におきまして審査の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、七、八、法五三)(衆)

#### 一、提案理由(七月四日)

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八―法五二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院議院運営委員長報告(七月六日)

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八―法五二)の委員長報告と一括して掲載)  
(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、七、八、法五四)(衆)

#### 一、提案理由(七月四日)

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八―法五二)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院議院運営委員長報告(七月六日)

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八―法五二)の委員長報告と一括して掲載)  
(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律

(昭和二八、七、八、法五五)(衆)

#### 一、提案理由(六月三十日)

○持永委員 連合国軍の労務者でありまして、日本国との平和条約の効力発生の日におきまして引続き駐留軍労務者となり、現在も勤務しております者に対して、その人が退職前に連合国軍労務者として在職した期間に対する退職手当を、なるべく早く支給する必要があるためであります。しかるにこの退職手当は、平和条約発効に伴いまして新しい労働関係に入つて身分の変更を来しました当時、当然精算されなければならなかつたにもかかわりませず、当時

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律

三九

は一般会計にも資金の余裕がなく、かつまた特別調達資金もアメリカ側のドル償還の停滞によりまして、現金支払いの資金操作が不可能であるという理由で、やむなく暫定的に退職手当精算証明を交付するということ便宜の処置にかえられたのであります。

その後物価の値上り等によりまして、貨幣価値は下落の一途をたどりまして、すみやかに現金化する必要を認めざるを得なくなつたのであります。また同時に、最近アメリカ側のドル償還も円滑になりまして、退職手当交付に伴う資金の見通しもつきまされたので、すみやかに現金支払いの措置を講ずる必要があり、またこれは全国十九万駐留軍労務者の切実なる要望でもありますので、ここに本法案を提案するに至つた次第であります。

#### 二、衆議院労働委員長報告(六月三十日)

○山花秀雄君 ただいま議題となりました、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、六月三十日、倉石忠雄君外六名より提出されたものであり、その内容は、連合国軍労務者であつて日本国との平和条約の効力発生の日において引続き駐留軍労務者となつた者に対し、その者の退職前にその者が連合国軍労務者として在職した期間に対する退職手当を支給しようとするものであります。



本委員会におきましては、本日審査の結果、各党一致して賛成され、採決の結果、原案を可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、簡単であります。御報告申し上げます。

### 三、参議院労働委員長報告(七月四日)

○村尾重雄君 只今議題となりました日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

連合国軍労務者で、平和条約発効後引続き駐留軍労務者として勤務している者に対しましては、その身分切替えの際、連合国軍労務者としての在職期間に対する退職手当を精算すべきでありましたが、当時は一般会計にも資金の余裕なく、又特別調達資金もアメリカ側のドル償還停滞によつて現金支払の操作ができないとの理由で、退職手当精算証明書の交付という便宜措置に代えられたのであります。その後、物価の値上り等により、貨幣価値は下落の一途を辿り、速やかに現金化の必要を認めざるを得ず、同時に、ドル償還も円滑になり、退職手当等支払の資金の見通しも付きましたので、速やかに現金化の措置を講ずべく、又それが全国十九万駐留軍労務者の切実なる要望でもあるので、本法律案を提出するに至つたのであります。

本案は、衆議院の各派共同提出によるもので、人事委員会におきましては、去る七月一日提案理由の説明を求め、千葉委員より、本件に関しては前国会においても審議を重ねて、事理明白であり、且つ支払資金の見通しも立つておるところであるから、別に質疑もなければ直ちに討論採決に入りたいとの発言があり、質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### ◎火薬類取締法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、九、法五六)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

(武器等製造法(昭二八―法一四五)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院通商産業委員長報告(六月三十日)

(鉱業法の一部を改正する法律(昭二八―法五七)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院通商産業委員長報告(七月六日)

(鉱業法の一部を改正する法律(昭二八―法五七)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎鉱業法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、九、法五七)

#### 一、提案理由(六月二十二日)

○古池政府委員 ただいま議題となりました鉱業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現行鉱業法は、終戦後のわが国の法制民主化の線に沿ひまして、在来の鉱業法に全面的な検討を加え、広汎な修正を見て昭和二十五年十二月二十日に成立したものであります。この意味におきまして現行鉱業法は時代の要請に即した民主的な法律で、鉱業に関する指標を打立てたものと申せるのであります。他面現行鉱業法の二年有余の運営の結果、實際上不十分な点があり、これについて若干の修正と補完をすることが必要となつてきました。また昨年四月の平和条約発効によりまして、朝鮮人、台湾人等の在来の外地臣民と呼ばれておりました人々が、日本国籍を喪失いたしましたわけであり、これら国籍喪失者が従来所有していたおりました鉱業権に關しまして臨時に特例を設ける必要が生じたわけであり、

以上のような事情からここに鉱業法の一部改正を提案いたすことになつたのであります。今回の改正案はこれを大別いたしますと、次の四つの事項になるのであります。

すなわち第一は、鉱業と他の公益との關係について社会の実情により適応した調整方法を採用すること、第二は、公益のためにする

鉱業法の一部を改正する法律

鉱業権の取消し処分により鉱業権者に損失を与えたとき損失の補償をすること、第三は、現行鉱業法のままでは行政処分著しい支障を生じ、または行政処分の相手方等に不利益を与えるおそれのある条項の修正を行うこと、第四は、国籍喪失者の鉱業権享有に関する特例を設けること、大体以上の四点でございます。

何とぞ御審議の上、なるべくすみやかに可決されますようお願いいたします。

#### 二、衆議院通商産業委員長報告(六月三十日)

○大西禎夫君 ただいま議題となりました鉱業法の一部を改正する法律案及び火薬類取締法の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず鉱業法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案の要点は、第一には、鉱業と一般公益その他の地上の利益との關係につきまして、社会の実情に、より適応した調整規定を設けたことであり、具体的には、公益のためにする鉱業出願不許可の要件及び鉱業権取消しの要件として、新たに文化財、公園、温泉資源等の保護に支障を生ずる場合を追加したことであり、第二には、公益のためにする鉱業権の取消し処分または鉱区の減少の処分により鉱業権者等に損失を与えた場合、国は損失補償をなすべき規定を設けたことであり、第三には、昨年四月平和条約により在日朝鮮人等は日本国籍を喪失したわけであり、現行鉱業法には、国際条約に特別の定めのある場合を除き、鉱業権等は日本



国民または日本国法人に限つて享有できることになつておりますので、従来在日朝鮮人等で鉱業権者及び租鉱権者であつた者は当然その資格を失うのでありますが、従来からの経緯にかんがみ、この際これら日本国籍喪失者の鉱業権、租鉱権を、昭和二十九年四月二十七日まで引続き保有させる特例を設けたこと等であります。

本法案は、六月十三日通商産業委員会に付託されましたので、六月二十二日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。本案に対する質疑は六月二十五日に行われましたが、その詳細は速記録に譲りますが、特に質疑の際問題となりました鉱業権と文化財との権益の調整につきましては、関係政府委員より、文化財についても、国立公園や温泉と同様、鉱業権との調整そのよろしきを得るため、文化財保護法の一部を改め、その運用についても特に考慮する用意ある旨の答弁があつたことを御報告いたします。

次に、火薬類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来、煙火の消費につきましては、銃砲火薬類取締法により、また昭和二十一年ポツダム共同省令で、兵器、航空機等の生産制限に関する件が施行になりましたからは、この省令によりまして法的規制を加えておりましたが、昨年十月この省令が失効いたしました結果、仕掛煙火、打揚げ煙火の消費につきましては現在何らの法的規制がないので、この際、災害防止の観点から、一定数量以上の煙火の消費につきまして所要の改正を加えたのであります。次に、煙火の消費に関する事項以外に、現在この法律の適用除外となつており

ます玩具用煙火、その他の火工品の範囲を法的に明確にするともに、火薬庫の譲り受け等の許可制度を簡素化する等、所要の改正を加えているのであります。

本法案は、六月十八日通商産業委員会に付託されましたので、六月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。

これら二法案の採決は、六月二十七日、質疑終了後、討論を省略して行いましたところ、多数をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて報告いたします。

### 三、参議院通商産業委員長報告(七月六日)

○中川以良君 只今議題となりました二つの法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

先ず鉱業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行鉱業法は、終戦後の我が国の法制民主化の線に沿ひ、全面的な検討を加え、広汎な修正をみて、昭和二十五年十二月に成立し、爾來二年有半の運営の結果、實際上不十分な点もあり、これについて若干修正を加え、鉱業発展の適正化を図らんとするものでございます。

その主要な修正の第一点は、鉱業と他の公益との関係について社会の実情により適応した調整方法を採用したことであり、即ち、法第三十五条、第五十三条の鉱業権の許可及び取消の条項中、

「公共の用に供する施設の下に、「若しくはこれに準ずる施設」を追加し、又、「文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、」の条項を加えたこととあります。第二点は、公益のためにする鉱業権の取消により鉱業権者に損失を与えた場合、国及び受益者により、その損失を補償することができることとしたのであります。改正の第三点は、国籍喪失者の鉱業権享有に関する特例を設けたこととあります。即ち、昨年四月、平和条約発効により、朝鮮人、台湾人等、在来の外地臣民と言われる人々が、日本国籍を喪失したため、これらの人々が享有しておつた鉱業権に対しましては、昭和二十九年四月二十七日までその権利を有することができるといたしましたのであります。なお、本法による行政処分著しい支障を生じ又は行政処分の相手方等に不利益を与える虞のある事項について、若干の修正を加えたこととあります。以上が本改正法律案の概要でございます。

次に本法案審議を通じての問題点を申し上げます。先ず第一に問題になりましたのは、鉱業権と他の公益との調整の点でございます。特に鉱業権と文化財保護法との関係が問題になりました。本問題に關しましては、特に文化財保護委員会委員長、土地調整委員会、通商産業省等から意見の聴取をしますと共に、参考人として、日本石灰石鉱業協会から、只今巷間伝えられております小倉市平尾台における石灰石採掘鉱業権と、これが文化財指定により、実質上、鉱業権の停止に會つてゐる問題について、参考人より意見の陳述を求め、法律案審議の参考とした次第であります。問題の第

二点は、既存の鉱業権とこれが地上に建設されておる公共物件との調整問題であります。この問題に關しましては、現行鉱業法においては調整の方法がなく、近い将来において改正を加えることが妥当であるとの結論に達したのでございます。以上二点が重要な問題点でございます。委員各位からは終始熱心な質疑がなされましたが、質疑応答の詳細は速記録に譲ります。かくて討論に入りましたところ、石原委員より附帯決議を付して本案に賛成する旨の発言がございました。

採決に入り、原案を議題といたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました。次いで石原委員提出の附帯決議を議題といたしましたところ、これ又全会一致を以て石原委員提出の附帯決議は採択されました。

その附帯決議の内容をここに申し上げます。

#### 鉱業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の現下の経済情勢の下において、地下資源の開発はますますその重要性を加えて来たのであるが、最近特に鉱業と文化財との間に紛争を生じておる事例が少くないのである。勿論、世界に誇る我が国の多くの文化財の保護に遺憾なきを期すべきことは論を待たないところであるが、その文化財の保護措置を講ずるに當つては、鉱業開発の重要性に顧み、両者の調整に遺憾なきを期するよう運営上留意すると共に、

一、文化財保護委員会及びその下部機関の運営が他の利益との調整をなし得るよう、その構成につき考慮すること。



一、文化財の指定により他の利益に損失を与えるときは所要の補償をなすこと。  
一、文化財の指定その他の保護処分が独善的にならないよう、これに対し不服申立の途を拓くこと。  
等、制度上の所要の改善を考慮すべきである。

右決議する。

以上御報告申し上げます。

次に火薬類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。先ず本法律改正の主要な点を申し上げます。本法律案の眼目としておりますものは、煙火の消費につきまして都道府県知事の許可を受けなければならないことをきめたのであります。この点につきましては、従来銃砲火薬類取締法により、又昭和二十一年ボツダム共同省令「兵器航空機等の生産制限に関する件」が施行されてからは、この省令によつて法的規制を加えて来たのであります。併し昨年十月、これが失効した結果、仕掛煙火、打揚煙火の消費については、何らの法的規制がなくなつたのであります。併しながら、煙火の消費については、その不始末から思わぬ災害を起した事例もあり、災害防止の観点からも法的規制を加えることは必要な措置でございますので、一定数量以上の煙火の消費については都道府県知事の許可を受けなければならないこととしたのであります。又同時に煙火の消費の技術上の基準を定め、この基準に従つて煙火を消費せしめるよう改正されております。その他、火薬類取締法施行後今日までの実情に鑑み、この法律の適用を受けない玩具用煙火、そ

の他火工品の範囲を明確にいたしますと共に、火薬庫の譲り受け等の場合における許可の制度を簡素化し、狩猟者の残火薬措置義務について一年間の猶予期間を設けたこと、その他、残火薬措置義務者を追加し、又、火薬類作業主任者等の免状交付の際の手数料徴収を受験の際の手数料の徴収に改める等、所要の改正を加えておるのでございます。以上が本改正法案の要点でございます。本案審議を通じ特に問題となりました点は大体次の二点でございます。第一点は残火薬措置義務について新たに一年間の余裕を設けたこと、第二点、火薬取締の不始末により起る災害防止と、それが行政監督上の適正なる措置等でございます。本案審議に際しましては、各委員より熱心な質疑が行われましたが、質疑応答の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて討論採決の結果、全会一致を以て本法律案は政府原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申し上げます。

### ◎以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等に関する法律

(昭和二八、七、一〇、法五八)

#### 一、提案理由(六月二十日)

○篠田政府委員 ただいま提案されました以西機船底びき網漁業及

び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案につきまして、提案理由の御説明をいたしたいと存じます。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業につきましては、講和後の漁場の拡大に際しまして資源の開発に努めなければならないのもちろんでありますが、他方資源の保護並びに国際的な関連をも十分に考慮いたしますことが必要であり、また沿岸漁業と漁場関係の調整し、遠洋漁船としての装備の改善、近代化、適正船型への大型化をはかり、もつて漁業の合理化、経営の安定を促進いたしますことが、これらの漁業の健全な発展を期するために肝要であると存するのであります。

このため、まず、かつて以西底びき網漁船でありまして、マ・ライソの設定に伴う減船整理の際、東経百三十度以西、東経百二十七度三十分以東の海域に操業を制限されました総トン数五十トン未満の中型底びき網漁船、並びに、マ・ラインによる漁場制限があつたため、多数集中しております総トン数七十トン以上百トン未満の中型かつお・まぐろ漁船のうち、希望するものに対しまして、拡大された漁場に適合した船型への移行を認め、その装備の改善、近代化をはかることが妥当な措置であると存するのであります。その際、底びき網漁船が五十トン以上となり、またかつお・まぐろ漁船が百トン以上になりますためには、指定遠洋漁業としての以西機船底びき網漁業または遠洋かつお・まぐろ漁業の新規の許可を必要といたしますので、漁業法第五十八条に規定する抽籤制度によらなければなら

ないわけでありますが、これらの漁船につきましては、いずれも優先的に許可を行うことが妥当と考えられますので、臨時に二年間を限りまして、抽籤の制度によらずに許可ができるよう法的措置を講じたいと存するのであります。

以上、本法律案の提案理由の概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院水産委員長報告(六月二十九日)

○田口長治郎君 ただいま議題となりました以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案について、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の提案理由及びその内容につきまして大要申し上げますと、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業について、講和発効後の漁場の拡大に際して、資源の開発に努める一方、他方においては、資源の保護並びに国際的な関連をも十分に考慮いたしまして、沿岸漁業から遠洋漁業への転換を促進するため、漁場の調整をするとともに、漁業の合理化、漁船の大型化をはかつて、わが国漁業の健全な発展を期せんがために、かつて以西機船底びき網漁船であつて、マ・ラインの設定に伴う減船整理の際、中間漁区に操業海域を制限せられた中型機船底びき網漁船、並びに同様の漁場制限のため多数集中しております七十トン以上の中型かつお・まぐろ漁船について、指定遠洋漁業の許可を本法施行後二箇年間優



先的に行わんとする措置であります。

本案は、去る十五回国会におきまして衆議院を通過いたしました。が、解散によつて廃案となり、今回あらためて再提出され、去る六月十七日水産委員会に付託されてから、二十日、二十七日の両日委員会を開き、慎重に審議をいたしまして、質疑を終了いたしました。松田委員から特に次の通りの附帯決議案の提出があつて、本法施行にあつて政府は行政措置を慎重に行うよう強く要望する意見の開陳がありました。原案並びに附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決された次第であります。

なお、附帯決議案は

一、東経百三十度と同百二十八度三十分との間のいわゆる中間漁区の将来の問題については、本海区が、各種沿岸漁業によつて高度に利用されている現状にかんがみ、政府は、関係県及び漁業者と充分協議し、いやくも将来本海区において漁業者間に紛争をじやく起すことがないよう処置すべきである。

二、以西機船底びき網漁業並に遠洋かつお・まぐろ漁業に対する本法施行に伴う代船建造資金の金融対策については、万全の措置を講ずべきである。

以上であります。詳細については会議録によつて御了承願いたいと思ひます。

以上をもちまして私の御報告を終る次第でございます。

### 三、参議院水産委員長報告(七月四日)

○森崎隆君 只今議題となりました以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案について、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず提案理由について御説明申し上げます。講和後拡大されました漁場に即応して、以西機船底びき網漁業並に遠洋かつお・まぐろ漁業につきましても、資源の保護と国際的な関連とを十分に考慮いたしまして、資源の開発に努めると共に、沿岸漁業と漁場関係を調整し、遠洋漁船としての装備の改善、近代化、適正船型への大型化を図り、以て漁業の合理化、経営の安定を促進することが、これらの漁業の健全な発展を期するためには肝要であると存じます。このため、先ずマツカーサー・ラインの設定に伴い行われました昭和二十五年の減船整理の際、東経百三十度以西、同じく百二十七度三十分以東の漁区のみを操業を制限された総トン数五十トン未満の中型底曳網漁船、並びにマツカーサー・ラインによる漁場制限のため多数集中して操業しておりますところの総トン数七十トン以上百トン未満の中型かつお・まぐろ漁船の中で、希望する者に対しまして、拡大された漁場に適合した船型への移行を認め、その装備の改善と近代化を図ることが妥当な措置であると認めまして、この際、底曳網漁船が五十トン以上となり、又かつお・まぐろ漁船が百トン以上となり、指定遠洋漁業としての以西底曳網漁業、又は遠

洋かつお・まぐろ漁業の新規の許可を必要といたしますので、漁業法第五十八条に規定する抽籤の制度によらなければならぬわけであり、これらの漁船については、いずれも優先として新規許可をすることが妥当と考えられますので、臨時に二年間を限り、抽籤の制度によらずして許可ができるように法的措置を講じた、というのであります。

次に、法律案の内容について申し上げます。第一は、以西機船底曳網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法第五十二条第一項の指定遠洋漁業の許可及び同法第五十四条の起業の認可には、漁業法第五十八条の新規許可の規定はこれを適用しないこととしたのであります。

第二に、前記の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項、又は同法第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならぬ場合を除くのほか、左に掲げる場合に限つてなし得るようにならしたのであります。(一)、中型機船底曳網漁業取締規則第一条の二、又は第三条第一項の規定により、東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業の区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可を昭和二十七年十二月一日において受けていた者の中で、その許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について以西機船底曳網漁業を営もうとする者から、当該漁業の許可又は起業の認可申請があつたとき、(二)、中型かつお・まぐろ漁業取締規則第二条又は第四条第一項の規定により、総トン数七十トン以上の船舶についての漁業の許可又は起業の

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等に関する法律

認可を昭和二十七年十二月一日において受けていた者で、その許可又は起業の認可を受けた船舶による漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について、遠洋かつお・まぐろ漁業を営もうとする者から、当該漁業の許可又は起業の認可申請があつたときという、この二つの場合に、この特例で許されるのであります。第三は、以上に関連いたしました手続その他を規定いたしておるのであります。第四は、この法律は公布の日から起算して二年を経過したときに効力を失ふこととしたのであります。以上が本法案の内容の主な点でございます。

次に審議の経過について申し上げます。詳細は速記録によつて御覧を願うことにいたします。質疑のうち主なもの二、三点について申し上げます。第一は秋山委員より、「この特例法により指定遠洋漁業として許可する政府の方針、即ち以西底曳網漁業として許可するものは、従来中間漁区において操業していた中型機船底曳網漁船の増トンした分に限るか、或いはそれ以上無制限に許可するか。又、かつお・まぐろ漁船も、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋への原則に基いて無制限に許可するのであるか」という質問がありました。これに対して政府当局より、「以西底曳網漁業については、従前中間漁区で操業していたもの増トンしたものを以西へ戻す意味での許可は方針であるが、更にこれ以上のものに対しては、すでに資源が満限に達している状態であるとの観点に立ちまして許可は考えていない。又、かつお・まぐろ漁船については、遠洋全体としての健全な発達を見ているから更に拡大強化することを考えている。具体的には何隻まで増加するかという案を持つていないけれども、



ども、国内と海外の需要を勘案いたしまして、将来の発展を考慮する」という答弁がございました。第二に、秋山委員から、「この法律に關連して、小型の底曳網漁業については整理案があり、目下実施中であるが、中型底曳網漁船は二千七百隻もありまして、沿岸漁業と摩擦を起しているが、これが整理方針はどうか」との質問がありました。これに對しまして政府当局は、「中型底曳網漁船については政府は整理の必要を認め、他種漁業への転換と減船整理とを併せ行うこととし、二十八年年度において五十三隻他種漁業へ転換するための予算を計上してあります。なお二十九年年度においても整理に要する予算を要求するつもりであるが、残存適正数を何隻にするかはまだ決定していないが、各方面から研究して総合的に整理転換策を樹立したい考えである」との答弁がありました。

これに對し、更に秋山委員から政府に對し、速やかに中型機船底曳網漁船の残存適正数と整理方針を樹立すべきであるとの強い申入れがありました。次に松浦委員からは、「この法律の措置によつて漁船が大型化することにより、漁船乗組職員の数の増加と資質の向上を必要とするが、従来からの甚だしいこの種職員の不足をどうするか、又技術の向上についてどう考えているか」という質問がありました。これに對しまして政府から、従来も民間団体に委託いたしまして漁船職員の養成に努めて来たが、更に昨年度から予算を増額いたしましたして、国、地方庁及び民間団体委託等で、漁船職員の技術の改善と数の増加に努めている」という答弁がありました。

かくて質疑を打ち切りました。討論に入りましたところ、秋山、松浦

両委員から、次のような附帯決議案が提出されて、この提案に對し賛成がありました。即ち附帯決議案は次の通りであります。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に關する法律案に對する附帯決議

- 一、政府は本法施行に伴う以西機船底びき網漁業ならびに遠洋かつお・まぐろ漁業に對する代船建造、増トン及び改造に要する資金の金融政策についての万全の措置を講ずべきである。
- 二、なおこれら漁船に乗組む職員の教育養成が不十分なる実情に鑑み、政府は早急に漁船船員の教育養成機關の整備拡充のために充分なる予算措置を講じ、最善の対策を樹立すべきである。

以上でございます。

而して討論を打ち切り採決をいたしましたところ、この法律案は原案通り可決すべきものと全会一致で決定をいたしました。次に附帯決議案について採決いたしましたところ、これ又全会一致で可決をいたしました次第であります。

### ◎国土調査法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、一四、法五九)

#### 一、提案理由(六月二十四日)

○深水政府委員 ただいま提案されました国土調査法の一部を改正

する法律案につき、その提案理由を説明いたします。

国土調査法は、国土の開発、保全等に資するため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とし、昭和二十六年六月一日から施行されましたが、爾來、關係機關特に地方公共団体等の本事業に對する積極的熱意は次第に高まり、また本年度予算案に国土調査の補助金が増額計上せられる等、各般の態勢が整備されて参つたのであります。しかるところ、本事業の進展に伴い、かつまた過去二箇年の実績にかんがみまして、補助金の交付及び国土調査の実施の手續に關し、現行の規定を改める必要が痛感されるに至つたのであります。

この法律案により改正いたしたい第一の点は、補助金交付に關する規定でありまして、現行法においては、国土調査の補助金が交付される者は、国土調査を行う者のみであります。が、国土調査を行う者に對して補助金を交付する都道府県に對しても交付し得るように改めることあります。これによつて国と地方公共団体等とが相協力して本事業の完遂をはかることができるようにいたすとともに、あわせてこのような間接交付の方法によつて事務手續の簡素化の一助にいたそうとするものであります。

第二の点は、都道府県の行う国土調査の実施計画及び作業規程に對しての調査審議は、現行法においては、中央に設置されている国土総合開発審議会において行われることと定められておりますが、これを都道府県総合開発審議会において調査審議が行われるように改めることあります。これによつて、国土の開発、保全等の事業

#### 国土調査法の一部を改正する法律

と国土調査との關係は一層緊密になることが可能であるばかりでなく、關係官民による国土調査の審議は、一層容易にかつ実態に即するものと期待し得るものであります。

第三の点は、国土調査の成果の閲覧の場所について實際上の便宜に即するよう改めることあります。

本法律案の内容は以上の通りでありますので、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるよう切望いたします。

#### 二、衆議院經濟安定委員長報告(六月二十五日)

○佐伯宗義君 ただいま議題となりました国土調査法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、国土調査法は、国土の開発、保全等に資するため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とし、昭和二十六年六月一日から施行されましたが、本事業の進展に伴い、かつまた過去二箇年の実績にかんがみまして、補助金の交付及び国土調査の実施の手續に關し現行の規定を改める必要が痛感されるに至つたのであります。

すなわち、本案の改正の第一の点は補助金交付に關する規定でありまして、これまで国土調査を行う者のみに交付した補助金をば、国土調査を行う者に對して補助金を交付する都道府県に對しても交付し得るように改めることあります。これによつて国と地方公共団体との協力が促進され、あわせて、かかる間接交付の方法によつ



て事務手続の簡素化をはかろうとするものであります。第二の点は、都道府県が行う国土調査の実施計画及び作業規程についての調査審議は、これまで中央の国土総合開発審議会において行われることになつていたのを、都道府県総合開発審議会において行われるように改めることあります。これによつて国土の開発、保全等の事業と国土調査との関係は一層緊密となり、関係官民による国土調査の審議は一層容易に、かつ実態に即するものとなるのであります。第三の点は、国土調査の成果の閲覧の場所について、実際上の便宜に即するよう改めることあります。

本案については、昨六月二十四日提案理由の説明を聴取し、引続き審議をいたしました。その詳細は委員会の速記録に譲ることといたします。

かくて、同日討論を省略いたしましたして採決に入りましたが、全員一致原案通り可決されました。右御報告申し上げます。

### 三、参議院経済安定委員長報告(七月八日)

○早川慎一君 只今議題となりました国土調査法の一部を改正する法律案につきまして、経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

国土調査法は、国土の開発、保全に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とし、昭和二十六年六月一日から施行されましたが、爾来、関係機関、特に地方公共団体等の本

業に対する積極的熱意は次第に高まり、又昨年度補正予算に国土調査の補助金が計上せられます等、各般の態勢が整備されて参つたのであります。然るに、本事業の進展に伴い、且つ過去一年半の実績に鑑みまして、補助金の交付及び国土調査の実施手続に関し、現行の規定を改める必要が生じたのであります。

改正要点の第一は、補助金交付に関する規定でありまして、現行法におきましては、国土調査の補助金が交付されるものは、国土調査を行う者のみでありましたのを、国土調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に対しても交付することができるよういたしました。これによつて、国と地方公共団体等とが協力して本事業の完遂を図ることができるよういたしました。併せてこのような間接交付の方法によつて事業手続簡素化の一助にいたそうとしたものであります。改正点の第二は、都道府県が行う国土調査の実施計画及び作業規程についての調査審議は、現行法におきましては、中央に設置されている国土総合開発審議会において行われることに定められておりますが、これを都道府県総合開発審議会において行われるように改めました。これによつて国土の開発、保全等の事業と、国土調査との関係は、一層緊密になるばかりでなく、関係官民による国土調査の審議は一層容易に且つ実態に即するものと期待し得るのであります。改正点の第三は、国土調査の成果の閲覧の場所について、実際上の便宜に即するよう改正したのであります。

委員会におきましては、各委員より適切な質疑が行われ、慎重に審議いたしましたのであります。その詳細は速記録によつて御了承願

いたいと存じます。

次いで討論に入りまして、別に御発言もございませんでしたので、これを終結し、本法律案につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

## ◎小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律

(昭和二八、七、一五、法六〇)

### 一、提案理由(六月十八日)

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

本法律案は去る第十五回通常国会に提出し審議未了となりましたので、今回小額通貨の通用期限等に所要の調整を加えて改めて提出いたしました次第であります。

最近における取引の実情に鑑みますに、一円未満の補助貨幣、小額貨幣及び日本銀行券は、取引上殆んど利用されていない状態であり、これらの小額通貨を整理すると共に、今後一円未満の通貨の発行を停止することとし、更にこれに伴い現金支払の場合における端数金額の計算の基準を定めて取引の円滑化を図る必要があ

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律

ると考えられるのであります。

次にこの法律案の内容につきまして申し上げますと、

一円以下の臨時補助貨幣、一円未満の貨幣、小額貨幣及び日本銀行券は、昭和二十八年十二月三十一日限り通用を禁止し、昭和二十九年一月四日以後昭和二十九年六月三十日までの間に、日本銀行及び郵政官署において他の通貨と引き換えることといたしました。

引換に当つては、小額通貨の合計額に一円未満の端数があるときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上一円未満は、一円と引き換えることといたしました。

又この措置に伴い、債務の弁済を現金の支払により行う場合、円位未満の端数額の支払上紛争を生ずる虞れがありますので、当事者間の特約がない限り、五十銭未満の端数は切り捨て、五十銭以上一円未満の端数は一円として計算することとしたのであります。

更に国又は公社等が収納し又は支払う場合についても、国庫出納金等端数計算法と同様の趣旨の改正を加え、その他補助貨幣損傷等取締法臨時特例等の関係法令の改廃を行うことといたしております。

第二が社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案でございます。その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあった国有財産を当該神社、寺院等に対し無償譲渡又は半額売却の処分を行なつて参りました。社寺境内地処分審査会は、この処分に当



り、大蔵大臣の諮問機関として大きな役目を果して来たのでありますが、現在の段階におきましては、その設置の目的を達成したと認められるに至りましたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであります。

なお、以上の二つの法律案は、第十五回国会に提出し、参議院で可決された後、衆議院で審議中のところ、解散のため不成立となりました法律案と全く同じものでありますことを附加して申し上げます。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

### 二、参議院大蔵委員長報告(六月十九日)

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(昭二八―法六七)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

のうち検査手数料につきましては、先刻麦の検査料が二十円から十円に減額を見たことは御承知の通りであります。このような見地に立ちまして、農産物検査法に所要の改正を加えることが適当であると考えまして、ここに農産物検査法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

次に本法案の骨子につきまして御説明を申し上げます。まず第一点といたしましては大麦、裸麦または小麦の生産者は、その生産した大麦、裸麦または小麦の加工の委託をする場合には、その委託前に国の検査を受けなければならないこととしたのであります。もちろんこの場合においてもみずから消費する目的で加工の委託をする場合は検査を受けなくてもさしつかえないことにすることは当然であります。

第二点としては、未検査の米麦または精米の買受等の禁止でありまして、すなわち米麦または精米の売買取引または加工を業とする者は、国の検査を受けるべき米麦または精米で未検査のものをその生産者から買い受け、売渡しの委託を受けまたは加工の委託を受けてはならないものといたす点であります。

第三点としては、検査規格公示の余裕期限の短縮であります。すなわち検査規格を設定し、変更しまたは廃止しようとするときにおいて、災害その他やむを得ない事情によつて農林大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間が現行法では三十日になつていますのでこれを短縮することができるようにする点であります。

### 農産物検査法の一部を改正する法律

## ◎農産物検査法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、一五、法六一)(衆)

### 一、提案理由(七月一日)

○吉川(久)委員 農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして提案者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り農産物検査法の施行以来本法による農産物検査は、その受検農産物の量も増加し、また検査の精度も向上し、農産物の公正かつ円滑な取引に寄与するとともに、農産物の品質改善に貢献するところがあるのは御同慶の至りであります。しかしながら農産物検査法はその対象とする農産物の取引が複雑でありますので、これら取引の実態に応じ検査を進めて参りますことを必要とするわけでありまして、ことに昨年六月麦類の統制廃止後におきまして、麦類の取引の実態は統制中に比較して格段の変化を見たのでありまして、麦類には受検義務があるにもかかわらず、一部におきまして未検査のまま取引が行われるという現象が生じ、公正な取引がその限りにおいて阻害される事象を見るのであります。もちろん受検義務がある麦類と申しましたが、いたずらに検査を強制する面のみを強化することは避くべきでありまして、生産者その他取引関係者の理解にまつべきはもちろん、検査手数料その他検査の手続及び方法にも改善を加うべきものはこれを改善することが必要であります。こ

第四点といたしましては、農林大臣は検査法の目的を達成するため必要があるときは、農産物の生産者等に対して必要な事項の報告を徴し、または当該職員に必要な場所に立ち入つて調査させることができるようにいたす点であります。

以上簡単であります。提案理由の概要を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

### 二、衆議院農林委員長報告(七月四日)

○金子與重郎君 たいま議題となりました、金子與重郎外七名提出、農産物検査法の一部を改正する法律案、内閣提出、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案、並びに内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の三案につき、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、農産物検査法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、米麦は、農産物検査法によりまして、国の強制検査と相なつております。それによりまして、農産物の大宗たる米麦につき規格の統一を行い、取引の斉正、迅速をはかり、もつて農民並びに農業団体の利益を擁護することといたしてあります。しかるところ、昨年六月以降麦の統制方式を変更いたしました以来、無検査麦の取引が横行し、ある場合におきましては生産者側に少から



ぬ損害を与えておられるのであります。かような事態の発生は、農産物検査法制定当時まったく予測し得なかつたところであります。よつて、大小麦並びに裸麦の生産者は、その生産したものを自己消費以外の目的で加工の委託をするときには、委託前に国の検査を受けしめ、また米麦または精米の売買加工を業とする者は、未検査の米麦等をその生産者から買い取り、売渡し委託、加工委託を受けることができないようにしましたのが改正点の第一であります。次に、検査規格の設定、変更または廃止の際、公示の日から施行期日までの期間が現行法では三十日となつておりますが、今次災害等の場合において応急的に新たな規格を設定しようとするとき等におきましては、いささか長きに過ぎまするので、この公示の余裕期限を短縮しようとするのが改正の第二点であります。さらに、農林大臣の生産者、販売加工等の業者に対する報告徴取権並びに圃場、倉庫等への立入り調査権を新たに規定してあるのであります。

本案は、七月一日、提案者を代表して改進黨吉川久衛君より提案理由の説明が行われ二日、提案者並びに政府委員に対して質疑を行つたのであります。特に社会党芳賀君より、生産者から報告を徴取しまたは圃場へ立ち入つて立毛の調査を行う場合の目的並びにその範囲について質問があり、これに対し、政府側より、これらの農林大臣の指定する行為は、農産物の品質を向上せしめ、農民の利便をはかる目的で、すべて指導的な立場に立つて行われ、その範囲を逸脱しない旨の答弁が行われ、かくて質疑を終了し、討論を省略して採決を行いましたところ、賛成多数をもつて原案のごとく可決

すべきものと決した次第であります。

次に、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案について申し上げます。本年四月、五月にかけて襲来いたしました凍霜害は、その規模きわめて広大で、被害地域はほとんど全国にわたつており、被害農家の損失もまた莫大な額に上るのであります。本農林委員会におきましては、ただちに農林当局より被害状況の説明を聴取いたしますとともに、東北、関東及び東海の三地域に委員派遣を行い、委員会独自の立場から、被害状況に対し詳細な現地調査をも行つているのであります。他方これと並行して、国会におきましては、各派の代表者の協議会を数次にわたり開催いたし、これが対策につき考究を重ねて、その結論を政府に伝達いたし、これが実施方を要望して参りましたことは、議員各位の御承知の通りであります。政府におきましても、出先機関並びに関係官の現地派遣等により調査をいたしまするとともに、国会側におきましますこの対策の結論を尊重いたしまして、ここに本案を提出いたし、被害農家に対する営農資金の低利融通並びに補助金の交付を行い、被害農家の負担を軽減し、あわせて経営の安定をはかろうといたしましたのであります。

次に、本案の内容につき要点を申し上げますと、一、今次の凍霜害により平年作に比し三割以上の被害をこうむつた農家に対し、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他の金融機関が、期限二箇年以内、年利六分五厘以内の金利で営農資金を融通する場合、都道府県または市町村が年五分以内の利子補給すること及び融

通額に対し三割以内の損失補償を行つた場合に、国が融資総額二十億円の範囲で、当該利子補給金または損失補償額の二分の一を都道府県に対して補助すること、二、被害農家に対する桑、茶、果樹の樹勢回復用肥料、晩秋蚕増産用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金については、その三分の一を国が補助し、他の三分の一を都道府県または市町村の補助にたよることとし、残余の資金については、農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等の金融機関から半々ずつ低利融通をさせることとしたし、このために農林漁業金融公庫の業務に特例を設けようとするものであります。

本法案は、去る六月二十三日日本農林委員会付託と相なり、翌二十四日保利農林大臣より提案理由の説明を聴取の上質疑を行い、その後引続き質疑を行つたのであります。この質疑中におきまして特に申し上げたいことは、多数の委員から、開拓農家は一般農家より劣悪な条件下にあるをもつて償還期限の延長をはかるべきであること、及び今般の融資は麦の被害状況が十分に判明しないうちに決定したものであるから、今後麦の被害が判明いたし、その額が増加した場合には、融資総額の増加をはかるべきであるとの御発言がございました。

しかるに、他方、六月二十四日には、社会党平野力三君外四十五名により、昭和二十八年凍霜害に伴う営農資金の融通に関する特別措置法案が提出されたのであります。そこで、数回の理事会を開会いたしましたして、各党の意見の交換を行い、協議を遂げて参りました結果、昨三日各党の意見の一致を見ましたので、その結論に基づき、

政府案に対して次に申し上げますごとき修正を加え、かつ附帯決議を付することとしたのであります。よつて、同日ただちに委員会を開会いたしましたところ、社会党日野委員から各派を代表して共同修正案が提出されました。修正案の内容は、一、償還期限について政令で特別に定める場合は三年以内とすることができると、及び貸付利率を五分五厘とすることができると、第二点は、損失補償を融資総額の四割に引上げ、国及び地方自治体において二分の一ずつを負担すること、この二点でございます。

次いで、討論を省略、採決に入り、社会党足鹿委員から別項のごとき附帯決議を付したい旨の御発言がございました。採決の結果は、全会一致をもつて修正案のごとく政府原案を修正すべきものと決定いたしました。続いて附帯決議につき採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて附帯決議を付することに決定いたしました。

附帯決議

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の成立後において、政府は本法の運営上左記事項につき万遺憾なき措置を講ずること。

記

一、助成の対象となる融資限度は二十億円となつてはいるが、融資要望額がこれを超過する場合には、これが増額につき措置すること。



二、地方自治体が将来負担すべき損失補償に關連して融資に円滑を欠く如き事態の発生を防ぐため、政府は今後、地方自治体の損失補償額に相当する特別平衡交付金増額の措置を講ずること。

なお、この附帯決議に対し、篠田農林政務次官及び大藏省河野主計局長から、御趣旨に従い十分考慮したい旨の所見を述べられまして、これを了承した次第でございます。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について報告いたします。

農林漁業金融公庫は、去る四月一日に新発足いたし、農林漁業者に対し長期低利の資金融通を行つて來ておりますが、本年度における同公庫の貸付計画は二百四十億円を計上いたし、他に今次四、五月における凍霜害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晩秋蚕増産用の蚕種及び代作用蔬菜種子の購入資金として九千三百万円を加えまして、總計二百四十億九千三百万円に上るのであります。

(参照)

これに対する資金源といたしましては、一般会計の出資百八十億九千三百万円、資金運用部よりの借入れ五十億円、既貸付金の回収十億円を予定してあります。従いまして、現行の昭和二十八年度一般会計よりの出資金百億円を百八十億九千三百万円に増加いたす必要がございますので、ここに本法案を提出いたすこととな

つたのであります。

本法案は、去る六月二十三日、本農林委員会付託と相なり、翌二十四日、保利農林大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本案は、ただいま申し上げましたごとく、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案との関連をもつて提案されておりますので、同案と一括して質疑を行つたのであります。本法の趣旨、内容とも明瞭でございますので、各委員とも異議はございませんでしたが、ただ、社会党足鹿委員から、去る十五国会において現行農林漁業公庫法が本農林委員会を通過の際、事業内容の健全なる信用農業協同組合連合会については、農林漁業金融公庫の受託機関となり得るよう措置を講ずべきであるとの附帯決議を付したのに対し、その後、今まで政府は何らの措置も講じていないのはいかなる理由かとの質問がございました。これに対し、篠田農林政務次官から、御趣旨に沿い、できる限り善処する旨の答弁がございました。

昨三日、質疑を終了後、討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、詳細は速記録に譲りまして三案の報告を申し上げます。

### 三、参議院農林委員長報告(七月八日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会におきます審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

本法律案は、農産物の検査を農産物取引の実態に即応せしめ、特に昨年六月麦類の統制廃止後において、麦類の取引事情に格段の変化を見、麦類は国の検査を受けなければならないことになつていにかかわらず、一部には未検査のままの取引が行なわれておりますので、かような事態に対処いたしまするためと、更に今次の雨水害対策の一環といたしまして、麦類検査の緩和を図り、政府において可及的に買入れしようとする趣旨から提出されたのであります。これが骨子は主要次の四点であります。

第一は、現行法におきましては、大麦、はだか麦又は小麦等、麦類の生産者は、その生産した麦類を売渡し又売渡しを委託する場合にのみ国の検査を受けなければならないことになつておりますが、これを改めまして、麦類の加工を委託する場合においても、自家用に供するもの以外はその委託前に国の検査を受けなければならないこととした点であります。

第二は、現行法におきましては、検査は生産者のみを対象にしておりますが、これを改めまして、米麦又は精米の売買取引又は加工を業とする者も、国の検査を受けなければならない米麦又は精米で未検査のものを、その生産者から買受け、或いは売渡し又は加工の委託を受けてはならないこととして、検査の対象を流通又は加工業者にも及ぼすこととした点であります。

第三は、現行法におきましては、農林大臣は検査の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、

農産物検査法の一部を改正する法律

その期日の三十日前までにこれを公示しなければならないことになつておりますが、併し過般の雨水害等、災害その他止むを得ない事情によつて農林大臣が必要があると認めるときは、公示の日から施行期日までの期間を短縮することができることとなし、災害の実態に即応せんとするものであります。

第四は、検査の目的の達成に資するため、農林大臣は関係者から報告を徴し又は立入調査を行うことができることとしたこととするものであります。

委員会におきましては、提案者代表及び政府当局との間に、未検査のまま取引された麦類の数量、未検査取引が行われるに至つた原因、公示期間短縮の実施方法、本年の雨水害及び水害による罹災麦類の規格及び政府買上げ、或いはこれが救済策、麦類の検査手数料とその予算的措置、或いは寒冷単作地帯における農家その他零細な麦作農家に対して一律に強制検査を行うことの当否等、諸般の問題について質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。併しその主要なる点についてこれが概要を申述べますと、「農産物検査は、その趣旨とするところは、農産物の生産者及び消費者に対するサービスにあるものと考えられる、従つて現行法にある生産者に対する罰則についてもすでに問題があるところであるが、今回の改正によつて、更に売買取引業者及び加工業者に対しても罰則を以て処置せんとしているもので、真に必要ながあればこれも止むを得ないことであり、又従来のように、生産者だけを処罰するやり方には不公平があ



るのであるが、これに関連して未検査麦の取引が増大するに至つた原因はどこにあるか」との質問に對しまして、「検査手数料の高かつたこと、或いは検査場所が限定されていたことにも由来するが、更に、麦の産地においては製粉会社或いは精麦会社が多く設けられておりまして、これが政府の買入価格を上廻つて麦の買入を行い、遂には未検査のものでも買入をするという安易な取引が行われ、或いは生産者が仲介人の甘言に惑わされて、又農業協同組合に出荷すれば麦の代金は農業手形の借入金と相殺される等のため、農業協同組合に對する出荷を渋ることとなり、大局的見地からは不利とはなりません。併し一時的な利益を追つて未検査麦の取引が行われるに至り、昨年産麦は、取引数量二千万俵のうち、その二〇%、約四百万俵が未検査のまま取引せられたと推定され、今回検査手数料を引下げる等の対策を講ずると共に法制的措置をもとめるとした」旨の答弁があり、又「麦類の検査手数料は、従来一俵当り二十円でありましたが、最近これを十円に引下げた」との説明に對して、検査費の収支関係及びこれが予算的措置が質されまして、これに對して、「二俵当りの検査手数料は半減されましたが、一方未検査のもの防止等のため検査数量が増加することとなり、結局において一億二、三千万円の歳入減となると思われ、これは食糧管理特別会計全体の問題として処理したい」旨の答弁があり、これに對しまして、農産物検査の費用のごときは一般会計を以て負担し、検査機構の縮小を來たすがごときことのないよう強く主張されました。又雨水害の被災麦の検査及び政府の買入措置が究明せられ、これが救済

について遺憾ならしめるよう要望されました。かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

◎金管理法 (昭和二八、七、一五、法六二)

一、提案理由(六月二十三日)

(国有財産法等の一部を改正する法律(昭二八―法一九四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十六日)

○大矢半次郎君 只今議題となつております金管理法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。先ず法案の提案理由並びに内容について申し上げます。これまで、政府は、金については全面的に価格及び需給の統制を行なつておつたのでありますが、最近における金の生産及び金に對する需要の状況に即応して、新産金の一部のみを政府が買上げ、それ以外の金については一切の統制を廃止いたしました。金の価格及び取引を自由にし、金に對する需要の増加に應じようとすると共に、金鉱業の育成に資せしめようとするものであります。

次にその内容を申し上げますと、政府が強制買上げをする金は、新産金のうち政令で定める割合のもののみとし、これに伴い、割当制度、加工用金の売りさばき業者等の監督の制度を廃止し、金の取引を自由にすると共に、金の自由取引実施に伴い、国内及び国際的な事情を考慮して、金の取引の実態把握に必要な報告を徴することができるようとするものであります。

本案の審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑がなされたのでありますが、その主なるものの要点を申し上げますれば、「本案によれば、政府が買上げる一定量の金のほかは自由なる取引が行われるわけであるが、現在の経済状態においては自由取引による金が退蔵される懸念があるのではないか」という問に對しては、「今の経済状態では金の退蔵の懸念はないと思う」との答弁がありました。又「現在、金の取引は統制されているが、いわゆる金のやみ価格はどの程度であるか」との質疑に對しては、「昭和二十七年十一月の調査では、関東財務局管内では一グラム六百四十六円、南九州財務局管内では一グラム五百八十四円程度になつてゐる」との答弁がありました。更に「従来歯科医師の歯科診療に用いる金は一・四半期ごとに厚生省より配給を受けていたが、本案の施行日が昭和二十八年八月一日となつてゐるが、歯科用金の第二・四半期の数量を確保して欲しい」との質疑に對しては、「他業種との関係においても、又金生産者との関連においても困難であるが、なお、とくと考慮したい」とのことです。その他、自由取引における金の価格、我が国の産金量及び政府手持金の現在高及び政府の産金政策等について、極

産業労働者住宅資金融通法

めて熱心な質疑がなされたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎産業労働者住宅資金融通法

(昭和二八、七、一七、法六三)

一、提案理由(六月三十日)

○南政府委員 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく現在の住宅難はきわめて深刻でありまして、これが解決はわが国の当面する内政上の大きな問題となつてゐるのであります。特にこの住宅難はわが国再建の原動力となつてゐる勤労者において最もはなはだしく、これらの人々の生活安定はもちろん、勤労能率に對しても重大な影響を与えてゐる次第であります。政府におきましては、このような住宅事情に對処し、従来から各般の施



策を講じ、その最も重要なものとして低家賃公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の建設に努力して参つたのでありますが、この際、さらに住宅政策を積極的に進めて、勤労者の福祉を増進し、産業の発展に寄与するため、産業労働者住宅の建設促進をはかる必要があるものと考ふる次第であります。すなわち、国と事業者の協力によつて、産業に従事する労働者に対し低家賃の住宅を供給するために、労働者のための住宅を建設しようとする事業者等に対し、住宅金融公庫を通じ長期低利資金を融通することを目的とする本法案を提案いたすこととした次第であります。

本法案により資金の融通を受ける者は、その使用する産業労働者に対して住宅を建設しようとする事業者及びこれらの事業者にかわつて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人であります。資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分五厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については二十五年以内、木造住宅については十五年以内といたしております。

この法案に基き、昭和二十八年年度におきましては、住宅六千五百戸分二十億円の貸付を予定いたしております。特に、住宅の質の向上をはかる意味におきまして、融資にあたりましては耐火構造アパートの建設に重点を置きたいと考えております。

以上本法案の提案理由と法案の骨子につきましてその概要を申し上げます。なお、この法案の施行に伴い住宅金融公庫法の一部を改正する必要を生じたので、これにつきましても改正いたしたいと存じております。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あ

らんことをお願いする次第であります。

## 二、衆議院建設委員長報告(七月四日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました産業労働者住宅資金融通法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、提案の理由及び法案の要旨を申し上げます。現在の住宅難はきわめて深刻であります。特にわが国再建の原動力となつてい

る勤労者においては、さらに緊迫いたしております。勤労能率に對しても重大な影響を与えている状況であります。住宅供給に關しましては、すでに公営住宅法及び住宅金融公庫法が公布されておりますが、さらに今回本法を制定して、産業労働者の住宅を建設する事業者等に対し長期低利資金を融通し、もつてその建設を促進せんとするものであります。

本法案は去る六月二十三日本委員会に付託されましたが、関連法案との調整も必要とした關係上、特に住宅に關する小委員会を設けて十分検討した上、さらに本委員会においても慎重に審査いたしました。その際特に問題となりました点は、貸付対象の範囲、貸付金の限度、償還期間等のほか、貸付対象並びに入居者の公正なる選定等に関する事項でありましたが、詳細は速記録を御参照願います。

てただちに採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致にて可決されました。

なお、本案に關しましては、山下榮二君より次のごとき附帯決議の動議が提出され、これも全会一致で可決されました。

### 産業労働者住宅資金融通法案

政府は、本法の施行に際し次の措置を講ずべきである。

一、現下の深刻な住宅難特に住宅不足の甚しい勤労庶民階層の事情にかんがみ、これに対する住宅対策を更に強化するとともに、その一環たる本法に基く産業労働者住宅の建設については、最近の機会において貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大貸付金の限度の引上及び貸付金の利率の低減に努めること。

二、住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に關する重要事項に對しての住宅対策審議会の意見を充分に尊重すること。

三、貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の貸付の条件に對して入居者の意見を充分に反映させるために、必要な措置を講ずること。

四、勤労庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の減免に關し適当な措置を講ずること。

以上であります。次に、議題となつております北海道防寒住宅建設等促進法案につきましまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、提案の理由を申し上げます。昭和二十五年北海道開発法が制定せられ、北海道の総合的な開發の国家的な重要性が認められたのでございますが、その基本要件といたしまして、居住条件がまず第一に取上げられなければならないのであります。ところが、北海道におきましては寒冷がはなはだしく、従来のそまつな木造住宅では、一冬の採暖のために要する燃料は、石炭で三トン以上、まきの場合には実に住宅一戸分に相当する木材を消費するという現状であります。また、北海道の建築は、内地に比して相当高価となる一方、ブロック建築は火山灰等の利用により内地より安価に建設できる等の特殊事情もありますので、この際道民を北海道に永住定着せしめるためにも、できるだけ北海道の住宅を不燃防寒構造にしようとするものであります。

次に、本法案の内容といたしましては、北海道の気象条件に適する不燃防寒住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに對し国の助成をすること、住宅金融公庫より融資される住宅は不燃防寒構造のものに限り、そのかわり償還期間の若干の延長を認めること、並びに公営住宅その他国または公共団体の資金により建設される住宅は、努めて不燃防寒的のものとせねばならぬ旨を規定しております。

本法案は、去る六月二十六日本委員会に付託されて以来、二回にわたり委員会を開き、慎重に審議いたしました。質疑の内容につきましましては速記録を御参照願いたいと存じます。かくて、質疑終了後、五十嵐吉藏君より修正案が提出されました。



本修正案は、先刻御報告申し上げました産業労働者住宅金融通法案の修正に伴いまして必然的に修正されなければならないものであります。引続き討論に入り、日本社会党を代表して中井徳次郎君より、本法案の趣旨は、ひとり北海道のみ適用されるべきでなく、他の寒冷地にも普遍すべきである旨の意見が述べられた後、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案、ともに全会一致をもって可決されました。

以上、簡単ではありますが、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(七月十日)

○石川清一君 只今議題となりました産業労働者住宅金融通法案につきましまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の提案の理由及び要旨について申し上げます。御承知のごとく、我が国現在の住宅難は極めて深刻でありまして、これが解決は焦眉の問題となつております。特に、経済再建の原動力となつてゐる勤労者におきましては、その住宅不足数は百十九万戸と推計され、国民一般の不足率より遙かに高い率を示し、これらの人々の生活安定は勿論、勤労能率に對しましても、重大な影響を与えている現状から、これが対策を強く要望されている次第であります。本法案は、従来から実施しております公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の施策から、更に一步を踏み出したものでありまして、その主要な点を申し上げますと、第一は、官公營を除く生産、販

売、運送その他の事業を営む常時五人以上の従業員を使用する事業者が、その使用する労働者に対して住宅を建設しようとする場合、及び会社その他の法人が、これらの事業者に代つて労働者のために住宅を建設しようとする場合、その建設に必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対して、国は、住宅金融公庫を通じて長期低利資金を融通することにいたしております。第二は、貸付の条件であります。貸付金の限度は、耐火構造及び簡易耐火構造については標準建設費の六割、木造については五割五分、利率についてはいずれも年六分五厘、償還期間については、耐火構造三十五年、簡易耐火構造二十五年、木造十八年以内とし、住宅の床面積等については住宅金融公庫法を準用いたしております。第三は、貸付を受けるものの選定は住宅金融公庫が行うこととし、この場合は、その事業者を管轄する都道府県労働基準局の意見を参酌することになつております。本法案は、六月二十三日に本委員会に予備付託になり、七月四日日本付託され、慎重に審議して参つたのであります。

次に、質疑の主なる点について申し上げます。第一に、貸付が大規模経営の事業者にのみ流れ、住宅を最も必要とする中小企業関係に行き渡らないという懸念はないか、貸付に當つて具体的にどのような条件を必要とするかという点であります。これについては、「大資本ばかりを対象とするものではなく、住宅の建設を必要とし、且つその資金が十分でないものに対しては、平等に取扱う。又貸付を受ける資格、条件等については、公庫の業務方法書の中に、十分立法の趣旨を汲んで規定する考えである」との答弁がありました。第

二に、この法律の適用が、極めて広範囲なあらゆる事業体の労働者の住宅に亘つており、選定の最も肝腎な点が運営に任せられてゐるのであるから、これを規正する意味から、建設省設置法にある住宅対策審議会に直結する考えはないかという点であります。これについては、「住宅対策審議会委員に、新たに五名以上の労働者側代表を補充し、このための特別部会を設けて万全を期したい」との答弁がありました。このほか地方公共団体の援助の範囲、土地の取得に對する措置、耐火構造と木造との建設比率等に関して、慎重な質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録によつて御承知を願います。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、採決に入りましたところ、全会一致、衆議院修正原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道防寒住宅建設等促進法案について御報告申し上げます。本法案の提出の理由は、北海道における寒冷の甚だしい自然条件にあつて、従来の粗末な木造住宅は、一冬の採暖燃料が石炭で三トン以上、薪の場合は住宅一戸分に相当する木材を要する状況であり、従つて火災が多く、凍上積雪のために耐用年数が内地に比較して著しく低い実情であります。一方、これを改善するために不燃防寒構造とするためには、比較的低廉なブロック造資材を造るに恵まれておりますので、木造と大差のない価格で、防寒簡易耐火構造住宅を建設することができ、燃料費の節約等を考えれば却つて経済的であると云われております。本案は、防寒住宅の建設、防寒改修によ

つて、北海道の気象に適した居住条件を改善し、以て北海道の開発に寄与すると共に、火災その他の災害の防止及び木材の消費節約に資するにありあります。

法案の要旨は、その一は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに関する試験研究、その普及事業に對する国の助成に関するものであり、その二は、北海道に對する住宅金融公庫の融資は、防寒住宅であり、且つ簡易耐火構造若しくは耐火構造のものに限ると共に、償還期間は、簡易耐火構造を三十年以内に延長しておるといふことであり、その三は、今回新たに設けられた産業労働者住宅資金融通についても同様の措置を講じておるのであります。

委員会は、本案については、提案者建設省当局との間に慎重なる審議をいたしたのでありますが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑の主なるものとしては、一、北海道の寒冷な自然的条件と一部東北地方におけるものとの比較、二、本案の対象を北海道に限らず、自然的条件、建設資材入手について同じような地方にも及ぼすことの当否、三、住宅金融公庫の融資を特に防寒住宅に限る理由、四、国、地方公共団体が建設する住宅は防寒住宅とするよう努めねばならぬと規定するにとどまる理由等でありました。これらの諸点につきましまして、提案者及び建設省当局からは、「本案は必ずしも北海道に限定する趣旨でなく、北海道総合開発に関する特別法の下でこれが実現を図る一環の施策であること、北海道は防寒建築資材の取得がたやすく、従つて木造住宅を融資対象から除く受入態勢が十



分にある」との答弁と共に、木造と簡易耐火構造との建築費、公庫融資金額及び月償還額、これに燃料費の節約を加えるときは、防寒住宅が却つて経済的であることを数字的に説明がありました。又、国、地方公共団体が建設する住宅を防寒住宅に限ると規定しない理由は、「住民投票を必要とする法制上の理由にはかならぬ」との答弁がありました。更に、以上の諸点のうちでも、自然的条件を同じくする内地の一部地域に対して、本法案のような防寒住宅の融資金については、公庫法の改正等により実現を図るべきこと、又、北海道において国の建設する住宅は、公庫融資住宅を防寒構造に限る以上、当然防寒住宅とすべきであると、小笠原委員から特に提案者及び建設省当局の意見が質され、それ／＼その実現に努力する旨の答弁がありました。最後に田中委員から、「本案のような特定の地域を対象とする立法は研究の余地あり、一般的立法によつて実現を図るべきである。又、他の地域を対象として本案のような提案をする際には、必ず一般法とすべきである」との発言があり、これに対して、「特別立法は好ましくならず、本案は北海道の総合開発に資せんとするものであるが、北海道に対しては、河川、道路等についても従来から特段の助成が行われておることに鑑み、提案されたものであること、又財政が許せば、立法若しくは行政措置によつて一般的な形で実現を図ることに努力する」旨の応答がありました。

かくて質疑を終り、討論に入り、次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎北海道防寒住宅建設等促進法

(昭和二八、七、一七、法六四)(衆)

一、提案理由(六月三十日)

○瀬戸山委員 ただいま上程になりました北海道防寒住宅建設等促進法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

昭和二十五年北海道開発法が制定せられ、北海道の総合的な開発の国家的な重要性が認められたのでありますが、その基本的要件として、居住条件の改善がまず第一に取上げられねばならぬ問題であります。

御承知のように、北海道においては寒冷がはなはだしく、他の地方とはまったく異なつた自然的条件にあります。しかるに従来の木造住宅はまことに粗末なものが多く、このため一冬の採暖のために要する燃料は、石炭で三トン以上まきの場合には、実に住宅一戸分に相当する木材を使用するという状況であります。従いまして火災の発生件数も多く、また寒冷な気象による凍上、雪積のために起るすが漏り等、特殊な現象により、木造家屋の耐久年数は内地に比して、著しく低くなつております。

これらを改善するためには、北海道における住宅は、どうしても不燃防寒構造とする必要があります。たま／＼北海道においては火山灰地が多く、比較的低廉なブロック造建築をつくるのに恵まれた

条件にあります。この方法によれば、木造と大差ない価格で不燃防寒住宅をつくるのが可能であり、燃料費等を考え合せば、かえつて経済になるとさえいわれております。

本法におきましては、北海道の気象条件に適する不燃防寒住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに對し国家的な助成をすること、住宅金融公庫より融資される住宅は不燃防寒構造のものに限り、そのかわり償還期間の若干の延長を認めること、並びに公営住宅その他国または公共団体の資金により建設される住宅は努めて不燃防寒的なものとせねばならぬ旨を規定しております。

これにより北海道に不燃防寒住宅が普及いたしますれば、北海道の開発に寄与することが大であるばかりでなく、今まで燃料としてむだに使用せられていた、貴重なる木材を節約するためにも大いに役立つこととなります。しかし、これらはいずれも戦後日本の重要課題の解決に寄与するところ大なるものがあると考えられるのであります。

何とぞ各位におかせられましたは、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

二、衆議院建設委員長報告(七月四日)

(産業労働者住宅資金融通法(昭二八―法六三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(七月十日)

(産業労働者住宅資金融通法(昭二八―法六三)の委員長報告と一括して掲載)

◎木船再保険法 (昭和二八、七、一七、法六五)

一、提案理由(六月二十三日)

○石井国務大臣 ただいま上程されました木船再保険法案について御説明申し上げます。

木船は、いわゆる機帆船、はしけ、引船等を合せて総計約二万八千隻、約百万トン総トンを擁しております。機帆船については極めて重要な地位を占めておりますが、木船海運業は概して零細企業でありまして、その大部分がいわゆる一ぱい船主で、みずから家族とともに乗り組んでおり、木船は木船船主にとつてその全財産といつても過言でないのであります。また唯一の生活手段でもあるのであります。従つて木船の滅失は、一方において国内輸送の円滑な運営を阻害するとともに、他方において木船船主を生活の困窮に陥れ、社会問題化するおそれがあるのであります。

しかるに木船は鋼船に比ばまして、危険率が高く、従つて保険料も高く、また木船船主側にも保険思想の普及が遅れているため、木船保険は営利保険の対象としては不適當な弱体保険であります。この



ため昭和二十五年、船主相互再保険組合法が制定され、木船船主が相互に相集まつて結成する木船相互再保険組合によつて相互再保険を行い得ることとなつたのでありますが、この木船相互再保険組合の保険事業には、再保険を引受ける機関がないのでありまして、これは保険事業として危険きわまりないものであります。また現在の木船相互再保険組合は、発足後いまだ二年を経過したばかりで、その基礎も弱小で、信用度も微弱であり、附保隻数も全機帆船の一割にも満たない状態でありますので、これらの弱点を是正補強するため、新たに木船再保険特別会計を設けて、政府が木船相互再保険組合の負う保険責任を再保険し、もつて木船相互再保険組合の健全な経営を確保するの

が、この法律案を提出する理由であります。

次にこの法律案の概要は、木船相互再保険組合とその組合員との間に保険関係が成立したときは、同時にかつ強制的にその保険金額の百分の七十を政府に比例再保険することとしたし、政府がこの再保険事業を行うために要する木船再保険特別会計の事務費は、一般会計から繰入れて国庫で負担することといたしますとともに、政府が木船相互再保険組合の保険責任を再保険することとなつたために、弱小な木船相互再保険組合が濫立することを防止し、木船相互再保険組合及び木船再保険事業の健全な経営を確保するため、附則において船主相互再保険組合法を改正し、従来附保隻数百隻以上となつていた木船相互再保険組合の設立要件を、附保隻数三百隻以上に改正するものであります。

なお木船再保険制度実施に要する経費及び木船再保険特別会計予

する国際收支の均衡のためにも、戦争によつて壊滅したわが外航商船隊の急速かつ適切なる再建と整備とに努めなければならないことは言うまでもないところであります。

さて、かくの如く国家が商船隊の再建につき深い関心を持つておられます以上、今後建造されます船舶は、真に国民経済の要請に適合するものでなければならぬのでありまして、このためには新船の建造につきまして政府が何らかの調整権能を留保することが適当と思料されるのであります。そしてこれは同時にまた、貴重な資金の有効かつ合理的使用という見地から申しまして、開銀をはじめ金融機関の建造融資に対する政府の助言と協力の体制として十分有効な機能を発揮し得るものと存するのであります。

さて政府が新船の建造につきどのような判断を加えるかと申しましますと、緊急に整備を要します航路の判定とか、当該航路におきましての適正な船腹量及び船質の決定とか、商船隊再建の方向と航海条約や運賃同盟等に関連する複雑な対外関係とか、あるいは海運業者なり造船業者なりに対します一般的な政策面の考慮等でありますが、このような点を考えれば、おのずから建造されます船舶の選択について一定の順序が存在するのでありまして、ここに船舶の建造許可制を通じて、かかる問題の調整を行い、もつて新造船計画をあまりなく遂行し、商船隊再建と整備の目標を最もよく達成させようといいたしたのであります。

以上が本法を制定いたしますおもな理由であります。次に、本法案のおもな内容について簡単に申し述べますれば、まず造船事業

## 木船再保険法

算は、昭和二十八年八月一日から実施できるように昭和二十八年度政府予算案に計上せられております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

次に臨時船舶建造調整法案の提案理由について御説明申し上げます。戦後わが国商船隊の再建につきましては、臨時船舶管理法によりまして建造の許可制度が行われておりましたが、同法は去る四月二十八日限りその効力を失いました。しかしながら新船の建造に関する諸般の情勢にかんがみ、次に申し述べますような理由に基きまして、右の許可制度を向う四年間に限り国際航海に従事いたします船舶について実施したいというのが、この法律案を提出いたすゆゑんであります。

さてわが国海運界の現状を見まするに、戦争によつて崩壊した商船隊の再建のために、戦後巨額な財政資金及び市中資金が投下され、さらに最近世界海運市況の悪化による船主の建造資金調達困難に伴い、政府は建造資金の造成を容易にするために、財政融資の増率、利子補給あるいは損失補償制度の確立等に肝胆を砕いておりました。これらの諸制度につきましても今国会で御審議をお願いする予定になつております。

このように海運の再建につきまして国家が種々助成の方途を講じますことは、海外依存度の高いわが国経済にとりまして、商船隊の再興が経済の自立化達成のための欠くべからざる要件であるからであります。ことに最近国際情勢の変転によりまして憂慮されております者が、国際航海に従事し得る五百総トン以上の鋼製船舶を建造または重要な改造をいたします場合には、運輸大臣の許可を必要とする

こと、また運輸大臣が右の許可をいたします場合には、一定の基準に従つてこれをなすことを要し、その場合許可の判断の基礎とな

ります重要な事項につきましては、あらかじめ海運造船合理化審議会に諮つてこれを決定しなければならないこと等を規定している

のであります。

また、本許可制度は、それが企業の活動に対する制約となる点より、商船隊の再建が一応目標に到達すると考えられる時期すなわち四箇年間の臨時立法であることを規定いたし、許可の対象につきましても、臨時船舶管理法では鋼製の全部と、木船の二十総トン以上でありましたのを、本法案では単に五百総トン以上の、しかも国際航海に従事し得る鋼製船舶に限定してあるのであります。

ここに許可対象となる船舶の建造を五百総トン以上としたしておりますのは、本法はさきにも申し述べましたように、建造許可制度を通じてわが国商船隊の再建と整備に資するということを目的としておるのでありまして、この場合外航とは、日本、外国間及び外国相互間に就航することを意味し、従いまして朝鮮、台湾等を含めた近海一區以遠の国際航海にはおおむね五百総トン以上の船舶がこれに従事し得るからなのであり、また一九四八年の海上における人命の安全のための国際条約におきましても、国際航海に従事する船舶として五百総トン以上の船舶を取上げておるからなのであります。現在のところ財政資金融資の対象となつておりますのは、



もつばら遠洋区域の航海に従事し得る大型船の建造に限られており  
ますが、前述のように本法は広くわが国外航商船隊の再建、整備に  
資せしめるといふ趣旨から申しまして、五百総トン以上の外航船舶  
について建造許可制をとることとしたのであります。

なお、最後に、漁船法との関係であります。臨時船舶管理法で  
は、漁船のうち母船、魚獲物運搬、船トロール船、捕鯨船の四種につ  
いてのみ、同法第八条によりまして建造許可の適用を受けることにな  
つておりましたが、本法案では一般商船に準ずるような機能を有  
する前二者についても適用することとし、特に漁船としての建造許  
可は行わないこととしたのであります。

以上をもちまして提案理由の説明を終りたいと存じますが、何と  
ぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことを御願い申し上げます。

最後に航空機抵当法案について、提案の理由を御説明いたしま  
す。

わが国の民間航空は、昨年平和条約の発効に伴い、ようやくその  
自主性を回復したのであります。戦後七年有余の空白時代を経て  
おり、その間において飛躍的發展を遂げた世界の航空界に比べて、  
著しく立ち遅れている現状であります。従つてわが国としては、こ  
の立ち遅れた民間航空をすみやかに再建し、その健全な発達をはか  
るために、直接及び間接の育成措置を講ずる必要がありますが、特  
に高価な航空機の購入資金の確保を容易にすることは今日きわめて  
緊要であります。しかしながら現行の金融取引におきましては、航

空機を担保に供するためには、譲渡担保の形式によるほかはないの  
でありますが、譲渡担保は法律上きわめて不備であり、取引の安全  
を害するおそれも少くないのであります。この弊を除去するため  
は、動産たる航空機について最も近代的な担保方法たる抵当制度を  
利用する道を開く必要があるのであります。先般航空審議会もわ  
が国民間航空の再建方策についての答申におきまして、この航空機  
抵当制度の創設を強く要望してゐるのであります。以上の理由によ  
りまして、ここに航空機抵当法案を提出する次第であります。

次に航空機抵当法案の要旨について申し上げます。  
第一に、航空法による登録を受けた飛行機及びヘリコプターをも  
つて、抵当権の目的といたしております。

第二に、航空機の抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航  
空機登録簿に登録を受けなければ、第三者に対抗することができ  
ないものとしております。

第三に、航空機の抵当権の内容、効力等に関し、ほぼ民法の抵当  
権に関する規定と同様な規定を置いております。

第四に、本法案の附則において、現行の航空法の一部を改正いた  
しまして、国籍取得の要件たる登録に、航空機の所有権に関する対抗  
力を付与し、更に登録記号を打刻する等によりまして、抵当制度の  
基礎条件たる公示方法の確立と航空機の同一性の把握について万全  
を期した次第であります。

以上この法案について、その大要を御説明申し上げた次第であり  
ます。何とぞ十分御審議の上、可決されるようお願いいたします次第で

あります。

## 二、衆議院運輸委員長報告(六月三十日)

○關内正一君 たいま議題となりました木船再保険法案及び航空  
機抵当法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を  
御報告申し上げます。

まず、木船再保険法案について御説明いたします。現在、木船の  
保険は木船相互保険組合において行われておりますが、この保険  
は、再保険を引受ける機関がなく、保険事業としてきわめて不安定  
な状態にあるのであります。よつて、政府がこの組合の負う保険責  
任を再保険することにいたしまして、木船保険事業の健全な発達を  
はかるうとするものであります。

次に、航空機抵当法案について申し上げます。現行の金融取引に  
おきましては、航空機を担保に供するためには譲渡担保の形式によ  
るほかはないのであります。譲渡担保は法律上きわめて不備であ  
り、かつ取引の安全を期しがたいのであります。かかる弊害を除去  
するため、航空機についても抵当制度を設けようとするものであり  
まして、抵当権の内容及び効力は、ほぼ民法の抵当権と同様に規定  
されております。

本船再保険法案は六月十六日、航空機抵当法案は六月十九日、本  
委員会に付託され、両法案とも六月二十三日政府より提案理由の説  
明を聴取し、六月二十九日、両法案いずれも趣旨並びに内容はきわ  
めて明瞭かつ妥当のものと認め、質疑討論を省略し、ただちに採決

の結果、両法案は起立総員をもつて政府原案通り可決すべきものと  
議決した次第であります。  
右報告を終ります。

## 三、参議院運輸委員長報告(七月十日)

○前田穰君 只今議題になりました木船再保険法案の運輸委員会に  
おける審議の経過並びに結果について御報告いたします。

この法律案の要旨は、木船相互保険組合法によつて同組合が組合  
員に対して負う保険責任を国が再保険し、以て組合の健全な経営を  
確保し、延いて木船運送の健全化を図ろうとするものであります。  
木船運送は我が国の国内輸送上重要な地位を占めるものでありま  
すが、概して弱小企業でありまして、いわゆる一杯船主が多いので  
あります。而も木船は鋼船に比較いたしまして危険率が高く、従つ  
て保険料も高いので、普通営利保険の対象としては不適當なのであ  
ります。昭和二十五年以来、船主相互保険組合の形態で保険が行  
われて参りましたので、これに対します再保険の機関がないた  
め、その基礎が弱く、木船の船主経済の安定を図るのに不十分であ  
つたのであります。そこで、政府で今年八月一日よりこれを再保険  
し、組合の健全な経営を確保しようとするものであります。

この概要は、組合と組合員との間に保険関係が成立しましたとき  
は、政府と組合との再保険関係も自動的に成立するものとしたしま  
して、再保険金額は保険金額の百分の七十といたしております。  
又、再保険料率は、組合の保険料率に一定の割合を乗じたものとし



ておるのでありますが、その割合は、純保険料が総体の保険料中に占める割合が基準となつておるのであります。なお、この政府の再保険事業の事務費は一般会計が負担することにしており、質疑に入りませんでしたところ、一委員から、木船保険につき国が再保険を行うことにより、木船は抵当物件としての価値を持つに至るのであるが、一歩進めて金融の途を開く方法について質疑を行いましたところ、政府委員より、木船金融促進について種々答弁がありました。なお、本法案に関連いたしました、木船相互保険組合への加入資格、同組合の行う保険の目的等につきましても熱心なる質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲りたいと存じます。討論の後、採決に入りましたところ、本法案は原案通り決定すべきものと全会一致を以て決定いたしました。右御報告申し上げます。

◎航空機抵当法 (昭和二八、七、二〇、法六六)

一、提案理由(六月二十三日)

(木船再保険法(昭二八―法六五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(六月三十日)

(木船再保険法(昭二八―法六五)の委員長報告と一括して掲載)

融に適するや否やの点。航空機の意義、特に飛行船、滑空機を除いた理由。航空法上の装備品と附加物、従物の意義、範囲。抵当権実行の手續、特にその実効を期する方途、航空機の担保価値。航空事故の原因及び防止対策であります。討論におきましては、赤松委員より、民間航空の自主的發展を希望して賛成する旨の発言がありました。かくて採決いたしましたところ、本法案は全会一致可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

◎国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二二、法六七)(参)

一、提案理由(六月十八日)

○委員外議員(三浦辰雄君) 只今議題となりました国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

国有林野のいわゆる立木の売払におきましては、それが大量である場合、又は搬出設備のない奥地林のものである場合には、立木の買受人が搬出設備を設け、伐採し、搬出し、売り払ひまして、その代金を回収いたしますまでは相当長期間を必要とする実情にあり

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

三、参議院運輸委員長報告(七月十五日)

○郡祐一君 只今上程されました航空機抵当法案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

先ず航空機抵当法案の内容について簡単に御説明いたします。我が国の民間航空は独立回復と共に漸く自主性を取戻しましたが、戦後七年の空白時代のため、世界の航空界に比べて非常に立ち遅れております。そのため、航空機自体は勿論、殆んどすべての器材を輸入に仰いでおりますが、いずれも極めて高価であるため、購入資金は莫大な額に達するのであります。従いまして、民間航空の健全な発達のためには、金融の円滑に参ることが特に必要であります。航空会社の最も重要な資産たる航空機は動産でありますので、現行法上は金融の担保方法として適当とは申されないのであります。本法案は、この不備を除くため、航空機について抵当制度を利用する途を開かんとするものであります。航空法による登録を受けた飛行機及び回転翼航空機を抵当権の目的とする特別な物権を創設するものであります。その内容は、濺除、増価、競売等を除いては、民法の不動産抵当と殆んど同様であり、特に自動車抵当制度と類似しております。

委員会におきましては、慎重且つ熱心に審議いたし、質疑におきましては、一松、中山、楠見、加藤、赤松等の各委員より重要な事項が質されたのであります。その内容は広汎多岐に亘りますので、詳細は会記録に譲りますが、その主な点は、航空関係の実情。更には、航空機の耐用年数が短かく、毎年の償却が大きいので、長期金です。そのため以前は、北海道の国有林においては二年以内、その他の国有林においては一年以内の延納の特約ができることになっておりました。ところが、現行の「国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律」の施行後は、他の一般の物品と同列に最長半年の延納特約を認められるに過ぎないこととなりましたので、前述のような実情からいたしましてその不便が痛感されていたのであります。今般これを改正して、実情に即した取扱ができるようにいたしますために、この法律の一部を改正しまして、国有林野のいわゆる立木売払代金については延納期間の最長を一年に延長いたしたいと存するのであります。

以上が本法案の提案理由の概要でございますが、この改正案につきましましては前回、十五国会で本院の可決を経て衆議院に送り、衆議院の大蔵委員会におきましても可決せられましたが、併しながら本会議に間に合いませんでした。そういう関係からここに又提案をする次第でございます。どうか慎重御審議の上速かに御可決あられますようお願いいたします。

二、参議院大蔵委員長報告(六月十九日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案につきましまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を申し上げます。

先ず国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は三浦辰雄君ほか十一名の発議にかかるものであります。国



有林野のいわゆる立木の売払におきましては、それが大量である場合又は搬出設備のない奥地林のものである場合には、立木の買受人が搬出設備を設け、伐採し、搬出し、売払しまして、その代金を回収いたしますまでは、相当の長期間を必要とする実情にありま  
す。現行の国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律が施行せられます以前は、この実情を考慮せられまして、北海道の有林においては、二年以内、その他の国有林においては一年以内の延納の特約ができることになつておりましたが、現在は他の一般の物品と同列に最長半年の延納の特約を認められるに過ぎないことになつておりますため、その不便が痛感せられておるのであります。本案は、これを是正して、国有林野のいわゆる立木売払代金については、延納期間の長期を一年に延長して、実情に即した取扱ができるようにしようとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における取引の実情に鑑みまして、一円未満の補助貨幣、小額紙幣及び日本銀行券等は取引上殆んど採用せられていない状況にありますので、これらの小額通貨を整理いたしますと共に、今後一円未満の通貨の発行を停止し、更に、これに伴い、現金支払の場合における端数金額の計算の基準を定めて、取引の円滑化

を図ろうとするものであります。

その内容は、一円以下の臨時補助貨幣、一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券は、昭和二十八年十二月三十一日限り通用を禁止し、昭和二十九年一月四日以降昭和二十九年六月三十日までの間に、日本銀行及び郵便官署において他の通貨と引換えることといたそうとするものであります。なお引換に当つては、小額通貨の合計額に一円未満の端数があるときは、五十銭未満は切捨て、五十銭以上一円未満は一円と引換えることといたそうとするものであります。この措置に伴いまして、債務の弁済を現金の支払により行う場合、円位未満の端数額の支払上の紛争を生ずる虞がありますので、当事者間の特約がない限り、五十銭未満の端数は切捨て、五十銭以上一円未満の端数は一円として計算することといたそうとするものであります。更に、国又は公社等が収納し又は支払う場合についても、国庫出納金等端数計算法に同様の趣旨の改正を加え、その他、補助貨幣損傷等取締法臨時特例等の関係法令の改廃を行うことといたそうとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)

○苦米地英俊君 ただいま議題となりました三法案について、大蔵

委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国有林野のいわゆる立木の売払におきまして、それが大量である場合または搬出設備のない奥地林のものである場合には、その現金化に相当長期を必要とする実情にかんがみまして、右立木売払代金の延納期間を半年より一年に延長いたそうとするものであります。

次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、最近設備を中心とする輸出の振興が一段とその重要性を加えて参りましたので、政府が輸出者に対して締結する為替損失補償契約の適用範囲を拡張いたそうとするものであります。すなわち、従来の制限を撤廃して、すべての設備輸出に拡張するとともに、補償契約の期間の限度を五年から十年に延長し、また補償契約の締結の限度額を百億円から二百億円に引上げようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における貿易の状況及び日本輸出入銀行の業務運営の経験等に顧みまして、同行の業務の範囲を拡張するとともに、その融資の条件等に改善を加えようとするものでございまして、まず第一に、海外投資のための資金及び海外における生産事業を営むための設備資金を融資の対象に加え、第二に、輸出入金融業務の範囲を拡張して、設備以外の製品の輸出資金をも融資対象に加え、第三に、輸入金融業務を拡張して、経済の発展のために緊要

な物資で前払金をしなければ輸入が著しく困難である場合には、その前払金について融資し得るようにいたしましたのでございます。さらに第四に、融資期限を延長するとともに、日本輸出入銀行が単独でも融資を行ふ得ることとし、第五には、日本輸出入銀行が、その業務を行うに必要な範囲内に限つて、認可を受けて外国為替業務を営み得ることといたしたのでございます。

以上の三法律案につきまして審議の結果、去る十日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りました。まず国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の両案を一括採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

簡単でございますが、右御報告申し上げます。

◎逃亡犯罪人引渡法 (昭和二八、七、二二、法六八)

一、提案理由(六月二十六日)

(人権擁護委員法の一部を改正する法律(昭二八―法七一)の提案理由と一括して掲載)



二、衆議院法務委員長報告(七月十六日)

○小林鏡君 たいま議題と相なりました逃亡犯罪人引渡法案について、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、日本国との平和条約第七条(a)に基き、アメリカ合衆国は、本年四月二十二日、わが国に対しまして、日米犯罪人引渡条約を同日より三箇月後の七月二十二日から有効とする旨の通告をして参りました。犯罪人の引渡しとは、外国政府の請求により、その外国の法令にかかる罪を犯した犯罪人の現在する国の政府が、その犯罪人を審判または刑の執行のために外国政府に引渡すことを言うのでございます。現在のわが国においては、アメリカ人の逃亡犯罪人を引渡すための国内法としては、明治二十年に制定されました逃亡犯罪人引渡条約がありますが、同条約はもはや今日の事情に適合しない規定が多々ありますので、今回アメリカの通告を機会といたしまして、諸外国の立法例を参酌して、新たに本法案を制定しようとするものでございます。

現行の条約と本法案との異なる点を申し上げますと、第一に、逃亡犯罪人の身柄を拘束するには、検察官の発する逮捕状によることになつてゐるのを、裁判官の発する令状によるものといたしました。第二に、条約では、検察官の報告を受けて法務大臣が犯罪人を引渡すべきかいなかを決定することになつておりますが、本法案では、東京高等裁判所の審査により、犯罪人の引渡しができる旨の決

定をした場合に限り、法務大臣は引渡しができることといたしましたのであります。

以上が政府の提案理由及びその要旨でございます。

法務委員会におきましては、去る六月二十四日日本法案の付託以来審議を続けて参りましたが、質疑のおもなるものを申し上げますと、第一に、条約のあるアメリカは別といたしまして、条約のない英国などの諸国との間では、犯罪人の引渡しはいかにするかとの質問に対しまして、政府よりは、国際礼譲によりこの法案の内容に準じて処理したいとの答弁でありました。第二に、裁判所が犯罪人の引渡しができるかどうかと決定した場合に、法務大臣が引渡しをしない場合のあることは適當であるまいとの質疑に対しまして、政府から、諸外国の立法例もそうなつておるし、国際的紛争の渦中にある人物の引渡し等の責任を裁判所に負わしめることとするのは適當でないとの答弁がありました。

かくて、七月十四日質疑を終了し、次いで、自由党より修正案が提出いたされました。その修正内容は、犯罪人は弁護士に補佐を受けることができること、さらに、犯罪人の引渡しは、裁判所の決定を土台として、その上に立つて大局的立場から法務大臣は引渡しをするとの内容であります。

同日、討論省略の上採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く政府原案は、いずれも全会一致をもつて可決いたされました。かくて逃亡犯罪人引渡法案は修正議決された次第であります。以上御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(七月十七日)

(司法試験法の一部を改正する法律(昭二八―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二八、七、二二、法六九)

一、提案理由(六月二十四日)

(市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭二八―法四六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林委員長報告(七月四日)

(農産物検査法の一部を改正する法律(昭二八―法六一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(七月十五日)

○宮本邦彦君 只今議題となりました農林関係二法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

先ず、昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につき報告いたします。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

本法律案は、去る四月下旬から五月上旬にかけて広範囲に亘つて襲つた凍霜害の復旧救済対策の一環として、被害農家及び養蚕家その経営を維持するために必要な資金の融通を低利且つ円滑にして、これら被災者の経営の安定を図ることを目的として提出されたものでありまして、その骨子とするところは、大要次のようであります。

即ち、第一は、利子補給及び損失補償に対する国の補助についてでありまして、農業協同組合、農協同組合連合会或いは農林中央金庫その他の金融機関が、繭又は茶、桑その他政令で定める農作物について、平年作に比べて三割以上の被害を受けた農家及び養蚕家に対して、償還期限二カ年以内、利率年六分五厘以内の条件で、本年九月三十日まで、営農資金を貸付けた場合、その金融機関に対し、都道府県或いは市町村が利子を補給し或いは損失を補償するために必要な経費について、利子補給にあつては、利子補給額の二分の一に相当する額又は利子補給の対象となつた貸付金の総額について年二分五厘の割合で計算した額のうち低利額の範囲内、又損失補償にあつては、損失補償額の二分の一に相当する額又は損失補償の対策となつた貸付金の総額の百分の十五に相当する額のうちいずれか低い額の範囲内、即ち、要約すれば、これら金融機関に対して都道府県又は市町村が年五分の利子補給或いは融資額の三割の損失補償を行つた場合、それ／＼その二分の一を国が補助しようとするものでありまして、而してこれらの補助の対象となる営農資金の総額は二十億円以内となつておるのであります。



第二は、農林漁業金融公庫法に特例を設けて、被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、凍霜害を受けた桑、茶及び果樹の樹勢回復のため施用する肥料、夏秋蚕増産用蚕種及び蔬菜代作用種子の購入に必要な資金の貸付ができることとなさんとするものでありまして、而してかかる措置によつて、被災農家における右の肥料、蚕種及び蔬菜種子等の購入費の三分の一を国が補助し、三分の一を都道府県等の補助に期待し、更に残りの三分の一は融資によることとなし、その二分の一は農林中央金庫等の金融機関からの融資に待ち、他の二分の一を農林漁業金融公庫から融通することになさんとしておるのであります。

かような政府の原案に対して、衆議院において、融資の条件として償還期間二年とあるのを開拓者等政令で定める場合は三年以内に、又、利子補給に要する経費に対する補助金は利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘とあるのを、開拓者に対する利子補給を拡大するため、同じく政令で定める場合は三分以内に、更に又、損失補償に対する補助金は貸付金の一割五分とあるのを二割に修正して、当院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、かような措置については、凍霜害対策の一環としてすでに検討され、要望せられていたところでありまして、本法の速かなる成立を期し、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につき報告い

たします。

本法律案は、農林漁業の生産力の増強に必要な長期低利資金の融通機関として重要な任務を持つ農林漁業金融公庫の基礎を堅実にし、事業運営に万全を期すると共に、併せて別途政府から提出せられていた昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案によつて、過般の凍霜害による被害農家及び養蚕家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対する被害農作物の樹勢回復用肥料の購入その他必要な低利資金の融通に遺憾なからしめる趣旨を以て提案せられたものでありまして、法律案の内容は極めて簡單で、現行法において農林漁業金融公庫に対する政府の一般会計からの出資金百億円となつておりますのを百八十億九千三百万円に改正せんとするものであります。而うしてこのうち百八十億円は公庫本来の業務に関するものであり、九千三百万円は凍霜害に対する臨時的措置に関するものとされております。

委員会におきましては、これらの措置を適当と認め、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

### ◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する

法律 (昭和二八、七、二二、法七〇)

#### 一、提案理由(六月二十四日)

(市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律(昭二八―法四六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院農林委員長報告(七月四日)

(農産物検査法の一部を改正する法律(昭二八―法六一)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院農林委員長報告(七月十五日)

(昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭二八―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎人権擁護委員法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二二、法七一)

#### 一、提案理由(六月二十六日)

○大養国務大臣 たいいま議題となりました人権擁護委員法の一部

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律 人権擁護委員法の一部を改正する法律

を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

憲法に保障された国民の基本的な人権擁護の重要性にかんがみ、人権擁護委員法は、全国の市町村の区域に人権擁護委員を設け、人権侵犯の予防とその救済並びに基本的人権思想の普及高揚に当らしめて参りましたこととはすでに御承知の通りであります。同法の施行後今日までの実績にかんがみまして、この法律の本来の目的を達成するため必要な改正をなすことが本法律案の趣旨であります。次にその主たる要点を御説明申し上げます。

まず第一点は、人権擁護委員の推薦手続におきまして、現行法第六條において、市町村長が定員の倍数の人権擁護委員の候補者を推薦しなければならぬとなつておりますが、市町村長において、その市町村の議会の意見を聞いて推薦したものが法務大臣の委嘱に際し、常にその半数が委嘱より落とされるということは、運用上支障が多いので、この欠点を取除きまして、市町村長は単に人権擁護委員の候補者を推薦すればよいという規定に改めたわけです。従いまして市町村長の推薦がほとんど人権擁護委員を決定することになりますので、もし市町村長の推薦が誤つた場合、たとえば法第七條の欠格条項に該当するものとか、法第十五條に規定する解職条項に当てはまるものが推薦された場合には再推薦をさせる救済規定を設けたのであります。

第二点は、市町村と人権擁護委員との関係の緊密化をはかつた点であります。人権擁護委員は、その推薦せられた市町村の区域において、その職務を行うのでありまして、その市町村の協力なくして



は、その目的を達成することが容易でないであります。従いまして本案におきましては、第六条におきまして人権擁護委員の委嘱があつた場合は市町村長は、法務大臣が人権擁護委員の氏名、職務等を関係住民に周知せしめるため適当な措置をとることに協力しなければならぬという規定を設けることといたしております。

第三点は、人権擁護委員の任期の延長であります。従来二年の任期でありましたが、人権擁護委員が、この仕事を習熟したころは任期が到来して十分に人権擁護委員としての活動を期待し得ない実情にありますので、その任期を一年延期いたしまして、人権擁護委員の能力發揮を十分ならしめようとするものであります。

第四点は、全国人権擁護委員連合会の規定を設けて人権擁護委員の全国的団結の基礎を置こうとするものであります。現行規定におきましては、都道府県ごとに人権擁護委員連合会を組織いたしました。人権擁護委員の職務の自治的な連絡調整及び研究をいたしているものであります。人権擁護活動の普及化に伴い人権擁護委員の自主的全国的統一がぜひとも必要となりましたので、第十七条の二として全国人権擁護委員連合会の組織及び任務に関する規定を設けたのであります。

以上が本法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議くださいますようお願いいたします。

ただいま上程に相なりました刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更生緊

必要ありと認める場合、保護観察に付し得ることにしているのであります。

刑事訴訟法の改正案は、右の刑法の改正に伴いまして、刑の執行猶予に加えて保護観察に付することとする場合は、刑の言渡しと、同時に判決で言渡すことにいたしますとともに、保護観察中の遵守事項違反を理由として執行猶予の言渡しを取消することができることとし、その手続として、検察官はその者の保護観察を担当した保護観察所の長の申出に基き裁判所に請求することにいたし、なお、裁判所の審理についても本人の請求があれば口頭弁論を経ることにし、かつ、その場合は弁護人の選任を許すことにし、また執行猶予の取消決定に対しては即時抗告を許して、その者の不測の不利を帰せしめないようにするものであります。

犯罪者予防更生法の改正案は、以上の改正により執行猶予保護観察に付された者をこの法律によつて保護観察に付することを明らかにいたし、次に保護観察に付された者が、保護観察中守らなければならぬ遵守事項に違背した場合には、他の種類の保護観察対象者と同じように、裁判官のあらかじめ発する引致状により引致し得ることとし、さらに、現行法の仮退院少年の再収容を審理するときと同じように、執行猶予取消の要否を審理するため引致後十日以内これを留置し得ることとし、検察官から執行猶予の取消し請求があつたときは、裁判所は、その請求について決定をするまで留置を継続することができるものとし、但し、その留置の期間は、引致後通じて二十日を越えることができないものとしたし、また、本人の請求に

人権擁護委員法の一部を改正する法律

急保護法の一部を改正し、犯罪対策に寄与せんとするものであります。終戦後犯罪の激増に伴い受刑者の増加とともに、執行猶予の言渡しを受ける者も激増し、同時に執行猶予の取消しも激増しましたが、現行の執行猶予制度においては、何ら本人に必要な保護と指導を加えることができないし、一方執行猶予の要件が厳格で、前科のない者か、前科のあるものは執行終了後七年を経なければ執行猶予をつけることができないこととなつていのであります。従つて執行猶予中の者は、例えば軽微な窃盗を犯しその事情酌量すべきものであつても、必ず実刑を科し、前の執行猶予を取消さなければならぬこととなつていのであります。以上のような点にかんがみ、本法案は執行猶予の要件を適度に緩和すると同時に、執行猶予中必要のある者に対しては裁判の言渡しにより保護観察に付することといたしました。これに必要な手続を定めるものであります。

すなわち、刑法の改正案におきましては、まず刑法第二十五条で執行猶予に付し得る条件として規定された「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても其執行を終り又は執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に処せられたことなき者」という制限を「五年以内」に短縮し、また執行猶予中の者であつても、軽微な犯罪により刑期「一年以下の懲役又は禁錮」に処すべき場合であつて「情状特に憫諒すべきものあるとき」は再度の執行猶予を与え得る規定を設けて、執行猶予に付し得る場合の幅を拡張緩和し、同時にその裏づけとして、再度の執行猶予に付された者はその猶予期間中は必ず保護観察に付することとしたし、その他の執行猶予者については、

より口頭弁論を経て決定すべき場合には、裁判所は、決定でさらに十日間に限り、留置の期間を延長することができるものとし、なお、右の期間内に刑の執行猶予の取消し決定があつたときは、その決定が確定するまで留置を継続することができるものとし、これらの留置期間は、すべてこれを刑期に算入するものとするものであります。

更生緊急保護法の改正案は、執行猶予者で保護観察に付されない者が身体の拘束を解かれた後、あるいは帰住先がなくあるいは就職口がなく再犯に陥る危険がある場合に、本人の申出に基き、一定期間に限り、これを保護し得ることとするものであります。

なお、附則においては、この法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に罪を犯した者及びすでに少年で刑の執行猶予に付せられ現行法で保護観察に付されている者に対しては、この法律の施行により不利益を帰せしめないようにする経過規定を設けていのであります。

以上申し述べましたように、犯罪をした者の改善更生には、できる限り刑の執行を避けてこれを保護観察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮することが最も必要であると考慮して、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ、慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

次にただいま議題となりました逃亡犯罪人引渡法案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

日本国との平和条約第七条(a)に基き、アメリカ合衆国は本年四



月二十二日わが国に対しまして、日米犯罪人引渡条約を同日より三箇月後であります本年七月二十二日から引続いて有効とする旨を通知して参つたのであります。御承知の通り、犯罪人の引渡しとは、外国の政府の請求により、その外国の法令にかかる罪を犯した犯罪人の現在する国の政府が、当該犯罪人を、審判または刑の執行のために当該外国の政府に引渡すことを申すのでありまして、諸外国におきましても、おおむね、犯罪人の引渡しに関する条約に基き他国より犯罪人引渡しの請求があつた場合についての国内手続を定めた立法を有しているのであります。わが国におきましても、明治二十年八月十日に制定された逃亡犯罪人引渡条例が現存いたしているのがあります。しかしながら同条例は制定以来今日に至るまでほとんどその改正が行われず、従つてその規定のうちには現在の事情に適合しないものが多々あるのであります。そこで、今回日米犯罪人引渡条約が引続いて効力を有することとなるのを機会といたしまして、最近の諸外国の立法例を参酌し、逃亡犯罪人の引渡しに関する国内手続を整備するため右条例を廃止し、新たに逃亡犯罪人引渡法を制定すべく、この法律案を提出することとしたのであります。

この法律案は、三十三箇条と附則からなつておるのでありましてここにこの法律案の主要点を申し上げます。

まず、第一条におきまして締約国、引渡し犯罪及び逃亡犯罪人についての定義規定を設けまして、この法律案の適用範囲を一応明らかにし、第二条におきまして引渡しに関する制限として、引渡しをしない場合を列挙し、第三条ないし第二十二条におきまして、締約

国から逃亡犯罪人の引渡し請求があつた場合におけるその請求の受理から当該逃亡犯罪人の引渡しまでの手続及び逃亡犯罪人の拘禁について規定をいたし、第二十三条ないし第三十条におきまして引渡し請求前における仮拘禁手続について規定し、第三十一条ないし第三十三条におきまして、最高裁判所の規則への委任に関する規定、東京高等裁判所の管轄区域に関する特例及び引渡し条約発効前に犯された引渡し犯罪に関して、引渡しの請求があつた場合の特例について規定したのであります。附則におきましては、この法律の施行期日、現行の逃亡犯罪人引渡条例の廃止及びこの法律を遡及適用する場合について規定し、さらに逃亡犯罪人を拘禁するに必要とな監獄法の一部の改正及び日本国が締約国に対し、逃亡犯罪人の引渡しを請求した場合において締約国がした当該逃亡犯罪人の抑留または拘禁について刑事補償法を適用するための同法の一部の改正を定めたのであります。

次に、現行の逃亡犯罪人引渡条例と異なる重要点につきまして御説明申し上げます。

第一は、同条例によりますと、逃亡犯罪人の身柄を拘束するには、検察官の発する逮捕状によることになつていたのであります。が、この法律案におきましては、裁判官の発する令状によるものとした点であります。

第二は、同条例では、検察官が、逃亡犯罪人の取調べをいたしましたその結果を法務大臣に報告し、この報告を受けた法務大臣が当該逃亡犯罪人を引渡すべきかいなかについて決定することとなつてお

るのであります。が、この法律案におきましては、東京高等裁判所の審査により同裁判所が当該逃亡犯罪人の引渡しを行うことができる旨の決定をした場合に限り、法務大臣がその逃亡犯罪人の引渡しをなし得ることとした点であります。

第三は、現行の条例におきましては、逃亡犯罪人の身柄の拘束は、必要のものとなつておるのであります。が、この法律案におきましては、逃亡犯罪人が定まつた住居を有し、かつ、逃亡のおそれがないことが認められる場合には、当該逃亡犯罪人の身柄を拘束しないものとした点であります。

以上この法律案におきまして概略御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたす次第であります。

二、参議院法務委員長報告(七月四日)

○郡祐一君 只今上程されました二法律案につき、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

先ず人権擁護委員法の一部を改正する法律案につき申し上げます。人権擁護委員法は、国民の基本的な人権を擁護するために、全国の市町村に人権擁護委員を置き、人権侵犯の監視とその救済及び人権思想の普及高揚に当らしめるための法律であります。而して法律施行以来の実績に照らしまして、法律の運用を一層円滑にするために若干の改正を行おうとするのでありまして、改正の第一点は、人権擁護委員の推薦手続が、現行法では、市町村長がその市町村に割当てられた定員の倍数の候補者を推薦し、その中から法務大臣が委嘱

するといふ建前になつておるのであります。が、推薦された者の半数が常に落されるといふことは運用上支障が多いので、市町村長は単に定員数だけの候補者を推薦すればよいといふことに改めたのであります。第二点は、現行法では、法務大臣が人権擁護委員を委嘱しましたときには、その氏名と職務を関係住民に周知せしめるよう適当な措置をとらなければならないことになつております。が、このような措置につきましては市町村長の協力を必要とする場合が多いので、市町村長にこの協力の義務を負わせることにいたしましたのであります。第三点は、人権擁護委員の任期であります。現行法の二年を三年に改めることにいたしましたのであります。これは折角仕事に習熟した頃には任期が到来して、十分な活動を期待できない実情にありますので、これを是正するための措置であります。第四点は、全人権擁護委員連合会の規定を新たに設けたことであります。現行法では区域単位の協議会及び都道府県単位の連合会が認められていただけであります。が、人権擁護活動の普及に伴ひまして、人権擁護委員の自主的な全国的の統一活動が必要となりますので、その母体ともなるべき団体を認めることとしたわけでありまして、

委員会の審議に当りましては、亀田委員から人権擁護委員の推薦方法の改正について、赤松委員より任期の延長について、中山、青木両委員から人権擁護に関連して戦犯の釈放についての政府の措置について、それら適切な質疑が行われましたが、その詳細については速記録によつて御了承を願うことといたします。討論に入りまして、亀田委員から、この改正によつて新しい制



度により人権擁護委員を委嘱するに当つては、政府は優秀な人物を委嘱すべく努力するよう希望して、本案に賛成する旨の意見が述べられ、又赤松委員より、本法によつて組織される全国人権擁護委員連合会が政府の統制団体化せぬよう特に留意することを政府に対し希望して賛成する旨の意見が述べられたのであります。

採決の結果は、全会一致を以て本改正法案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につき申し上げます。

この法律は、判事補の職権の特例と裁判官の任命資格の特例とを定めたものであります。今回の改正案の主な点は次の通りであります。第一に、旧裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者が、旧陸海軍の法務官や公正取引委員会事務局の審判官等の職にあつたときは、その在職年数を裁判所法に定める裁判官の任命資格に関する職歴年数に通算すること、第二に、弁護士試験として一年六カ月以上の実務修習を終え、考試を経た者について、その考試を経たときに、旧裁判所法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、その時以後の満洲国の審判官等の在職年数を通算すること、第三に、弁護士たる資格を有する者が満洲国の律師の職にあつたときは、朝鮮、台湾等の外地弁護士と同様、その在職年数を通算することがそれ〴〵できるように改正せんとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議いたしましたして、一松、中山、

係の緊密化をはかるため、市町村長に対し協力義務の規定を新たに設けたのであります。第三点は、人権擁護委員の任期が従来二箇年であつたのを、一年延長して三箇年とした点であります。以上が本法律案の提案要旨であります。

さて、当委員会におきましては、人権が侵害された場合に、人権擁護委員の活動は実効が伴わないのが実情のようであるが、政府の対策はどうかとの質問がありました。これに対し、政府よりは、現在全国の三千七百余名に及ぶ人権擁護委員は、法務局、地方法務局と一体となつて、市町村、弁護士会及び各種民主団体の協力を得て、人権尊重思想の普及高揚に努めるとともに、人権侵犯の予防救済に活躍しておるのであるけれども、何分にも歴史が浅く、かつ人員並びに予算上の制約があり、十分の成果をあげ得られないのは遺憾であるが、今後大いに研究して善処したい旨の答弁がございました。次に、人権擁護委員の任命は、公選が理想であるが、今ただちに実施することは困難なので、これが推薦に際しては市町村長の独善に陥らぬよう、その地域の労働組合、農民組合、教員組合、青年団、婦人団体等の意見を広く徴して、民主的方法で候補者を推挙するよう、運営上の強い要望意見があり、政府もこの趣旨を了承いたしました。

かくて、質疑を終了し、討論省略の上採決いたしましたところ、人権擁護委員法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて政府原案通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

赤松の各委員より、裁判官の養成、研修制度のあり方、思想問題、給与、本法の適用を受ける者の範囲等に関し適切な質疑がなされましたが、その詳細については速記録によつて御了承願うことといたします。討論においては、別に発言がありませんでしたので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(七月十四日)

○銀治良作君 たいま議題と相なりました人権擁護委員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、現行法は、全国の市町村に人権擁護委員を設け、人権侵犯の予防とその救済並びに基本的人権思想の普及高揚に当らしめて参つたのであります。過去四箇年の実績にかんがみまして、同法本来の目的を達成するため必要な改正をなすことが本法律案の趣旨であります。

次に、その改正点のおもなるものを申し上げますと、まず第一点は、人権擁護委員の推薦手続の改正であります。すなわち、市町村長が定員の倍数の人権擁護委員の候補者を推薦するときは、法務大臣の委嘱に際し、常に半数は委嘱から落されることになり、運用上支障が多いので、市町村長は単に候補者を推薦すればよいという規定に改めたのであります。第二点は、市町村と人権擁護委員との関

◎離島振興法 (昭和二八、七、二二、法七二)(衆)

一、提案理由(六月二十九日)

○綱島正興君 たいま議題になりました、綱島正興外七十名の提案にかかる離島振興法案提案の理由を御説明申し上げます。

祖国日本は、敗戦によつて国土の四五%を失ひ、わずかに本州、四国、九州、北海道と、これらを含む二千三百有余の島々に限定せらるるに至つたのであります。この狭隘なる領域の上に、しかも八千有余万の歴大なる人口を擁して、わが国の政治的独立と経済的自立を達成するためには、貿易の振興をはかるとともに、国土の津々浦々に至るまで、あまねく開発の方途を講ずることが、最も必要であることは申すまでもありません。

日本の本土より隔絶した外海の離島は、幾多の海陸資源を蔵しながらも、自然的、社会的諸条件の制約によつて、いまなお未開発の部面が多く、しかも島民は文明の恩沢に浴することがはなはだ薄いのであります。その民度水準はきわめて低く、経済的にも想像以上のみじめな状態のまま取残されたところが多いのであります。

かかる離島の開発のための基礎条件をすみやかに整備し、産業振興の施策を強力に推進して離島の後進性を除去するとともに、島民生活の向上をはかり、国民経済、文化の発展に寄与せしむるために特別の措置を講ずることは、邦家の現状よりしてまさに喫緊の急務



といわねばなりません。このような見地から、社会的、経済的事  
情と、一面離島民の長い間の悲願にこたえて、離島振興法案を提出  
した次第であります。以下この法案の内容について御説明申し上げ  
ます。

第一に、本法案は前述のごとく、離島の後進性を除去するための  
基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基  
き事業を迅速かつ強力に実施することによつて、その経済力の培養、  
島民の生活の安定及び福祉の向上をはかり、あわせて国民経済の発  
展に寄与することを目的とするものであつて、内閣総理大臣が離島  
振興対策地域を指定し、関係都道府県知事は、その地域について振  
興計画を作成して内閣総理大臣に報告いたしますと、内閣総理大臣  
は、国土総合開発審議会の答申に基いて離島振興計画を決定し、閣  
議の決定を求めなければならないことになつております。

なお離島振興計画は、離島振興対策地域に国土総合開発法に基  
き総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければなら  
ぬようにいたしてあります。振興計画の内容には、離島の  
海陸交通を確保するに必要な施設及び通信施設の整備、開発振興の  
促進に必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備、風水害その  
他の災害を防止するために必要な国土保全施設の整備、住民の福祉  
向上のため必要な教育、厚生及び文化に関する諸施設の整備が含ま  
れているのであります。

第二に、都道府県知事は、毎年離島振興計画実施のための事業計  
画を政府に提出し、その事業計画については、審議庁長官が各省間

の必要な調整を行うことになつており、なお国は、その決定した離  
島振興計画の実施に必要な経費は、毎年国の財政の許す範囲で予算  
に計上しなければならないことになつております。

第三に、国が決定した離島振興計画を行う地方公共団体その他の  
ものに対し、政令で補助金を交付し、必要な資金を融通、あつせ  
ん、その他必要と認める措置を講じなければならないように規定す  
ることとし、特に振興計画の事業に要する費用について国が負担し  
または補助する割合を、港湾法、漁港法、道路法について、従来の  
規定にかかわらずこれを高率にして、法案の別表にその率を明示し  
たのであります。

なお、この場合、普通平衡交付金を受けない地方公共団体につ  
いては、本法案の別表で定める国庫の負担割合及び補助を減ずること  
ができるようにいたしましたのであります。なお法案の別表に掲げてい  
る費用以外の費用についても、国が負担しまたは補助する割合及び  
対象についても、政令で特例を設けて、離島の開発振興をはかるこ  
とにいたしましたのであります。

第四に、本法案によつて、国が離島に対して特別の措置を講ずる  
と、約十箇年位でおおむねその目的を達することができるとして  
て、本法案は公布の日より昭和三十八年三月末限り、その効力を失  
うこととしたのであります。

以上のような内容の法案を制定することによりまして、離島の振  
興と島民の生活の向上をはかり、祖国再建に寄与せしめたいと考  
るのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成をい

ただきますよう切望する次第であります。

二、衆議院経済安定委員長報告(七月二日)

○佐伯宗義君 たいま議題となりました離島振興法案について、  
委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、わが本土より隔絶した外海の離島は、幾多の海  
陸資源を蔵しながらも、自然的、社会的諸条件の制約によつて、い  
まなお未開発の部面が多く、しかも島民は文明の恩沢に浴すること  
がはなはだ薄いのであり、その民度水準はきわめて低く、経済的にも  
想像以上のみじめな状態のまま取残されたところが多いのでありま  
す。かかる離島の開発のための基礎条件をすみやかに整備し、産業  
振興の施策を強力に推進して、離島の後進性を除去するとともに、  
島民生活の向上をはかり、国民経済と文化の発展に寄与せしむるた  
めに特別の措置を講ずることは、邦家の現状よりしてまさに喫緊の  
急務と言わねばなりません。そこで、このような見地から、これら  
の社会的及び経済的事情と、一面離島民の長い間の悲願にこたえ  
て、本法案が提出されたのであります。

本法案については、去る六月二十九日に、提出者七十二名を代表  
せる綱島正興君より提案理由の説明を聴取し、引続き審議に入り、  
翌三十日もこれを継続し、小林、小笠、中村、阿部、山本、杉村、  
栗田、木原、迫水及び園田の各委員より質問があり、熱心なる討議  
を重ねましたが、本法案の適正なる実施をはかるため、第一に、離  
島振興対策の審議会を別個に設けること、第二に、離島において農

林漁業団体が電力施設を整備せんとするときは、農山漁村電気導入  
促進法の適用をなし得るようにすること、第三に、これに伴いて条  
文を整理すること等の必要が認められて、栗田委員外六名より次  
ごとき修正案の共同提案がありました。

離島振興法案に対する修正案

離島振興法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「国土総合開発審議会」を「離島振興対策審議会」  
に改める。

第五条を次のように改める。

(離島振興計画の設定)

第三条第一項の規定による報告があつ  
たときは、離島振興対策審議会の意見を聞いて、離島振興計画  
を定める。

2 内閣総理大臣は、前項の離島振興計画を定めたときは、これ  
を関係都道府県知事に通知するものとする。

第六条を次のように改める。

第六条 内閣総理大臣は、毎年度、離島振興計画の実施のために  
必要な事業計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するとき  
は、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければなら  
ない。

第七条を次のように改める。

(事業の実施)



第七条 前条第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第八条中「第六条の規定により決定した」を「第五条第一項の」に改める。

第九条第一項中「第六条の規定により決定した」を「第五条第一項の」に、「政令の定めるところにより、補助金を交付し、必要な資金を融通し」を「必要な資金を融通し、」に改める。

第九条第二項中「第六条の規定により決定した」を「第五条第一項の」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場合においては、第二項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（離島振興対策審議会の設置及び権限）

第十条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他離島に関する重要事項を調査審議するために、総理府に離島振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第十一条 審議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣が任命す

- る委員三十人以内で組織する。
- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 七人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人
- 三 地方自治庁次長
- 四 経済審議庁次長
- 五 大蔵事務次官
- 六 文部事務次官
- 七 厚生事務次官
- 八 農林事務次官
- 九 通商産業事務次官
- 十 運輸事務次官
- 十一 郵政事務次官
- 十二 建設事務次官
- 十三 都道府県知事 三人
- 十四 市町村長 三人
- 十五 学識経験のある者 三人
- 2 前項第十三号から第十五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 前各号に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機

関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

附則第三項を次のように改める。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中特殊士じよう、地帯対策審議会の項の次に次の一項を加える。

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-----------	---

附則第五項を次のように改める。

5 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「開拓地」の下に「及び離島振興法（昭和二十八年法律第号）第二條の規定による離島振興対策実施地域」を加える。

右の修正案については、七月一日、提出者七名を代表せる栗田委員より提案理由の説明を聴取しましたが、なお、同委員は、本法案に基く離島振興対策実施地域の指定について離島振興対策審議会が審議を行う場合は、一、本土の海外にあること、二、その島と本土との間の交通が非常に不安定であること、三、島民の生活が本土に強く依存していることを方針として指定を行うよう措置せられたき旨を述べられました。右審議の詳細は委員会の速記録に譲ることと

いたします。

かくて、同一日、右の修正案並びに修正案の部分を除きたる本法案を一括して、討論を省略し、採決を行いましたところ、全員一致をもって修正案並びに修正案の部分を除きたる原案を可決いたしました。

右御報告申し上げます。

三、参議院経済安定委員長報告（七月十五日）

○早川慎一君 只今議題となりました離島振興法案につきまして、経済安定委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。日本の本土より隔絶した海外の離島は、自然的社会的諸条件の制約によつて、今なお未開発の部面が多く、島民は文明の恩恵に浴すること甚だ薄いのでありまして、その民度水準は極めて低く、経済的にも惨めな状態のまま残り残された所が多いのであります。この法案は、離島の特殊事情から来る後進性を除去するための基礎条件の改善、並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として、衆議院議員綱島正興君ほか七十名より提出され、衆議院において若干の修正があつて、本院に送付されたものでございます。

先ず当初の原案の内容について御説明申し上げます。第一に、本法案は前述のごとき目的を有するのであつて、内閣総理大臣が離島振興対策地域を指定し、関係都道府県知事はその地域



について振興計画を作成して内閣総理大臣に報告しますと、内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の答申に基いて離島振興計画を決定し、閣議の決定を求めなければならないこととなっております。なお、離島振興計画は、離島振興対策地域に国土総合開発法に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬようにいたしているであります。振興計画の内容には、離島の海陸交通を確保するために必要な施設及び通信施設の整備、開発振興に必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備、風水害その他の災害を予防するために必要な国土保全の整備、住民の福祉向上のために必要な教育、厚生及び文化に関する諸設備の整備が含まれているのであります。

第二に、都道府県知事は、毎年、離島振興計画実施のための事業計画を政府に提出し、その事業計画については経済審議庁長官が各省間の必要な調整を行うことになっており、なお、国は、この決定した離島振興計画の実施に必要な経費は、毎年国の財政の許す範囲で予算に計上しなければならないことになっております。

第三に、国が決定した離島振興計画を行う地方公共団体その他のものに対して、政令で補助金を交付し、必要な資金を融通、斡旋、その他必要と認める措置を講じなければならないように規定することとし、特に、振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合を、港湾法、漁港法、道路法について、従来の規定にかかわらず、これを高率にして、法案の別表にその率を明示いたしてあるのであります。なお、この場合、普通平衡交付金を受けな

い地方公共団体については、本法案で定める国庫の負担割合及び補助を減ずることができるよういたしましたのであります。更に、法案の別表に掲げている費用以外の費用についても、国が負担し又は補助する割合及び対象についても、政令で特例を設けて、離島の開発振興を図ることになっておるのであります。

第四に、本法案によつて国が離島に対し特別措置を講ずると、約十年を以ておおむねその目的を達することが出来るものとして、本法案は公布の日より施行し昭和三十八年三月三十一日を以てその効力を失ふことになっておるのであります。

以上が当初の原案の内容の骨子でございますが、これに対して、衆議院におきましては次の二点について修正がございました。

第一は、離島振興対策審議会を別個に設けるといふこと。即ち、当初の原案によれば、重要な事項はことごとく国土総合開発審議会に諮問することになっておりましたのを、地元の見解を反映させるため、又迅速なる事務運営を図るために、別個に離島対策審議会を設けて、離島関係の国会議員、知事、町村長を委員として参加させるように、新たに条項を挿入いたしましたのであります。

第二は、離島において農林漁業団体が電力施設を整備しようとするときは、農山漁村電気導入促進法の適用をなし得るようになること。即ち、離島は一般に電力源に乏しく、動力用の電力に事欠いてゐることは勿論、電燈の恩恵にも浴していない者が極めて多い現状であります。従つて、農山漁村電気導入促進法第五条中に、「開拓地」の下に「離島振興対策実施地域」を加えることにいたしましたので

ございます。以上が衆議院より提出されました本法案の内容でございます。

経済安定委員会におきましては、発議者綱島正興君、大橋武夫君並びに政府関係官と質疑を重ね、慎重に審議をいたしました。

次に、委員会における質疑の主なるものを申し上げます。先ず「現下の情勢下では、予算も期限も限られているのであるから、限られた資金を多くの島に総花的に用いるのでは、その効果が疑わしい。本法の適用対象となる島嶼を法文上で明確に指定して、重点的に事業を行なつてはどうか」ということでございます。この点につきま

しては、提案者より、「そのような意見もあつたのだが、反対意見も強く、結局、審議会の調査審議に委ねることにしたのである」との答弁がありました。次に、離島振興事業に対して与えられる国庫補助金の経済効果についての質疑があつたのでございますが、この点については、提案者より、離島民のみじめな生活状態についての説明があり、本法案が経済問題以外に社会立法として有する面を強調されたのであります。なお、本法案は議員立法でございますので、これに対する政府側の見解を質しましたところ、主管の経済審議庁関係官より、審議庁としてはこの法案に異存なく、他の関係各省もおおむね異存ないものと思われることとございました。なお、本法施行に伴う予算措置についての委員側よりの質疑に対しましては、「本法が成立しても、計画実施に至るまでには相当の期間を要しますので、本年度の予算に事業費が計上されなくても差支えないものと思われる」との答弁がございました。

道路整備費の財源等に関する臨時措置法

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もありませんでしたので、直ちにこれを終結し、採決の結果、全会一致を以て本法案は衆議院提出の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

これを以て御報告を終わります。

◎道路整備費の財源等に関する臨時措置法 (昭和二八、七、二三、法七三)(衆)

一、提案理由(六月二十三日)

○田中(角)委員 たいま議題になりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法案につきまして、提案理由を簡単に説明申し上げます。

わが国の道路の現況を見ますに、国道、都道府県道を合せましてその延長約十三万八千キロに達するのでありますが、このうち一応改良されたものはその約三〇％にすぎないのであります。残る七〇％すなわち延長九万六千三百キロは未改良の道路であります。しかもその中には約一万六千キロの自動車交通不能の区間を含んでおるのであります。また舗装道の状況は簡易舗装を含めて六千三百キロでありまして、改良済み延長の一五％にすぎない状態であります。しかるに最近目ざましく発達しつつある自動車は遂に戦前最高の



三倍以上に達し、七十五万台を数えておる状況であります。しかもこれらの車輛は大型化し、重量化し、高速化しておるのであります。現状の道路ではとてもこれに耐えられぬありさまでありまして、道路の整備は緊急を要する問題といわなければなりません。

他面道路整備の進捗状況を見ますに、昭和二十一年度より昭和二十七年までの公共事業費、道路費によつて整備されたものはわずかに改良約三千キロ、舗装道約七百キロにすぎないのであります。昭和二十八年予算案においてようやく増額されて百四十一億円となつたのでありますが、これによつても九百八十キロの改良と四百四十キロの舗装新設が行われるにすぎない状態でありま

は、道路法及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の規定にかかわらず政令によつて特別の定めをなすことができることとし、高率の国の負担及び補助をなし得る道を開きたいと存じておるわけでありませぬ。なお本法律案は当建設委員会多年にわたる各党一致の研究によるものでありまして、前国会に衆議院建設委員会各党一致の提案に相なり、衆議院本会議におきましても、全会一致にて可決、引続き参議院送付後は建設委員会に付託、大蔵、予算両委員会の連合審査会の議を経て、委員会においては原案通り可決すべきものと決し、本会議日程に上程と相なつたのでありますが、時あたかも衆議院の解散にあい、不幸成立を見ざりしものでありまして、道路整備のため、本法の成立はどうしても必要なものと考へておるわけでありませぬ。委員諸君の御協力によりまして、一日も早く本法律案が成立することをこいねがひまして、私の提案理由の説明を終る次第であります。

### 二、衆議院建設委員長報告(六月二十五日)

○久野忠治君 ただいま議題となりました、田中角榮君外二十九名提出の道路整備費の財源等に関する臨時措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。現下わが国における道路の状況は、国道、府県道を合せまして延長約十三万八千キロに達するのでありますが、このうち、一応改良されたものはその約三〇%にすぎないのでありまして、残る約九万

このような道路の状況及び自動車の激増にかんがみまして、一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路について、昭和二十九年以降舗装、その他の改築及び修繕に関する五箇年計画を確立するとともに、ここに道路を利用する者がそのほとんどを負担している揮発油税を、この道路整備計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金または補助金の財源に充てることとして、自動車交通の安全保持とその能率の増進とに寄与したことがこの法律を提案するおもな理由であります。

なお、地方公共団体に対する負担金の割合または補助率について

六千三百キロは未改良の状況にあります。しかも、そのうち約一万六千キロの自動車交通不能の区間を含んでおるのであります。しかも、戦後目ざましく発達した自動車は、現在遂に戦前最高の約三倍に達し、七十五万台を数えるに至つたのであります。のみならず、これらの車両は、大型化し、重量化し、高速化されておるのであります。現状のごとき道路状態では、とうていこれに耐え得ることはできざる状態であります。しかるに、わが国道路整備の進捗状況を見ますに、昨年のごとき道路予算をもつては、その整備にはなお数十年の年月を要することとなり、これが緊急整備と、これに要する財源の確保は、現下の急務であります。諸外国の例を見ますに、米国においては、ガソリン税を道路の目的税とし、道路は画期的に改善されております。また目的税制度をとらない国であつても、わが国のごとき道路費がガソリン税収入を下まわるといふ国は見当らないのであります。わが国においても、昭和二十四年度以来、揮発油税法によりガソリン税を徴収いたしてお

画の実施に要する資金の財源に充てること、第二に、地方公共団体に対する負担金の割合または補助率については、道路法及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令にかかわらず、政令によつて特別の定めをなすことができること等がその主なるものであります。本法案は、六月二十日本委員会に付託され、大蔵委員会との連合審査一回を含め、前後三回にわたり慎重に審査いたしましたのであります。かくて討論を省略し、ただちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院建設委員長報告(七月十三日)

○石川清一君 只今議題となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法案について、建設委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本法案は、道路の現状と道路輸送近來の激増に鑑み、道路の舗装その他の改築及び修繕を急速に促進して、道路の整備を図ることを目的とするものであります。

法案の主なる内容の一は、建設大臣は昭和二十九年以降五箇年における国道及び政令で定める都道府県道その他の道路の舗装、その他改築及び修繕に関する計画を作成して閣議決定を定めることとあります。二は、道路整備費の財源として、政府は昭和二十九年以降五箇年間毎年度揮発油税収入額に相当する金額を充当しなければ

次に、本法案の内容といたしましては、第一に、道路整備五箇年計画を確立いたし、揮発油税収入額に相当する額をこの道路整備計



ばならんこととあります。第三は、道路整備に關して地方公共団体に對する国の負担割合又は補助率を、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内まで引上げたこととあります。

本法案は、前国会に提案されたものと内容はほぼ同じものでありまして、前国会においては、大蔵委員会と数次の連合委員会を開き、又関係業者代表の意見を徴する等、慎重な審議が重ねられたのであります。当委員会も、本法案につき大蔵委員会との連合審議を行つて、審議に慎重を期した次第であります。詳細は会議録によつて御承知を願いますが、質疑応答の主なるものは、一、本法案は揮発油税を目的税とするものでないか、又揮発油税今後の税率改正を事實上拘束することとならぬか。二、財源の一部を特定の使途に限定することは、予算の編成を拘束し、財政全般の均衡を困難ならしめるものでないか、財政融資の余裕が著しく減少する二十九年度以降においては特に然りではないか。三、道路整備の必要は十分認めるところであるが、それは予算計上の問題でないか、特に本案を必要とする理由は何か。四、道路整備のために財源を確保することは適當であるが、それがために他に緊要な、例えば治水事業等が圧縮せられる結果を来たさぬか。五、道路整備五カ年計画案において揮発油税収入の増額を見込んでおるのは税率の引上げを含んでおらぬか。等でありました。

これらの諸点に關する提案者、大蔵大臣及び大蔵、建設両省当局の答弁の要旨は、一、本案は、揮発油税を目的税とするものでない。将来税率の改正はもつぱら税制上の見地から行われるもので、

目的に充當する目的税的な考へ方は、予算の編成、税制の改正等に關し、その弾力性を失わせるのみならず、将来他の事項についても、同様な問題を引き起す虞れがある。よつて右の趣旨を十分御考慮の上、善処方を希望する旨の申入れがありました。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、木村委員から、「本案に反對する。その理由の第一は、本案は予算審議権を拘束するものである。道路整備のために財政措置をする必要は十分に認めるが、その財源措置は、財政全体から考へねばならぬ。二十九年度からは財政投資は非常な困難となる状況に對して、財源の拘束は慎重な考慮を要する。建設公債のごときも、必ずしも反對するものではないが、本案のような目的税的な措置は反對である。第二に、現行ガソリン税は非常な財源である。戰時的な課税であり、大衆に転嫁する。然るにこれを道路財源に充當するときは、税の引下げを困難ならしめる。第三は、整備五ヶ年計画の内容は、甚だ杜撰である。これを党利政略的に利用される余地が多分にあるにかかわらず、計画遂行を確保する途は何ら法律上講ぜられておらぬ。これらの理由によつて本案に反對する」旨の発言があり、次いで石川榮一委員からは賛成意見として、「道路の甚だしい破損悪化状態を見るときは、その整備のためガソリン税収入を目的税的に、これに充當することは適切な方策であり、この程度の予算計上は予算審議権の問題を離れて絶対必要である。年間予算にかかわれる弊は、各所に現われており、すでにダム建設のためには継続費も設定されておる、従来とも治山治水、道路、住宅等に対する施策が不十分であ

海上運送法の一部を改正する法律

本案のために拘束されるものではない。二、本案は予算の編成を拘束する虞れがあるので、その拘束の限度を最小限にとどめるよう協力を要望する、例えば道路の新設、直轄工事の地方負担分その他も本案で賄えるようにしたい。三、道路整備の重要性は十分に認めておるので、将来も今年度程度財政が許せば、それ以上の予算を計上したい。四、治水事業が緊要であることは勿論であるので、今年度も十分努力する。五、五ヶ年計画案には揮発油税率の引上げを見込んでおらぬ。現行税率は全体的に重いので各税間の均衡を見て今後軽減を図りたい等でありました。又大蔵大臣からは、「總括的に本案は止むを得ぬ、余り好ましいとは思わぬが、止むを得ぬと考え」旨の答弁があり、提案者は、ガソリン税が目的税として設定されておる諸外国の実例、我が国現行税の重課も道路整備に充當することによつて関係業者も納得すること、従来道路費計上が不当に小額に止まるの實際に徴して、本案は誠に止むを得ぬものであること、道路整備五カ年計画の意義を強調された次第であります。

以上のほか、委員会においては、整備五ヶ年計画で閣議決定をする内容、本案により道路整備を図ることと、二十八年度において砂利道の補助を廃止し、舗装補助率を引下げた道路行政の齟齬、いわゆる防衛道路等についても、質疑応答がありましたほか、整備五カ年計画案において、揮発油税収入のほか、一般財源を充當して総額千七百億円を確保する点について、建設大臣は、「でき得る限り実現に努力する」旨の発言がありました。

なお本案については大蔵委員長から、「特定の税収入を特定の歳出することは明らかであるので、本法案に賛成する」旨の発言がありました。討論を終結、採決の結果は、多数を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎海上運送法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二三、法七四)

一、提案理由(六月二十四日)

(日本航空株式会社法(昭二八―法一五四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(七月七日)

(臨時船舶建造調整法(昭二八―法一四九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(七月十七日)

○前田穰君 只今議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずこの法案の要点を申し上げますと、第一は、旅客定期航路事業



者に対して、事故発生の場合における旅客に対する損害賠償のために保険契約の締結を命じ得る権限を運輸大臣に与えることでありませぬ。第二は、五トン未満の船舶のみを以て営む旅客定期航路事業について海上運送法を適用するとともに、これに対応いたしましたし、船舶の航行の安全を確保いたしますために、五トン未満の船舶でも旅客を運送する船舶については船舶安全法及び船舶職員法を適用することでありませぬ。

この法案は政府提出にかかるとありますが、衆議院において修正を加えられ、殊に只今申上げました第二の点は衆議院の修正において新らしく加えられたのであります。本委員会におきましては熱心な質疑が行われたのでありますが、主なるものにつきまして申上げますと、

第一は「運輸大臣が旅客に対する損害賠償のために定期航路事業者に対し保険契約の締結を命ずるの如何なる場合か」との質疑でありまして、衆議院における修正案の提案者である關谷勝利君及び政府委員の答弁を総合いたしますと、「この命令規定は伝家の宝刀とし、できるだけ行政指導で目的を達したい。近距離の航路や従来経験上安全な航路については命令はしないし、又、五トン未満の小型船に対しても命令することは殆んどないと思う。命令する場合は、従来の事故統計等より判断して危険の発生が予想される場合と申す」とのことでありました。又これに関連いたしました一委員は、「事故は予想しないときに起る。又、船舶に運航上の安全性があつても、例えば乗客過剰の場合などは、よく事故は起るものなの

合のみが免許されないこととなると思う」と答弁いたしました。

第四は、「いやしくも旅客輸送の用に供される船舶は、旅客定員の如何を問わず、五トン未満のものも船舶安全法の適用を受けることとなり、この結果、船舶検査事務量は著しく増大することと思われるが、政府は、現在の予算や定員の範囲内で円滑に実施し得る自信があるか。又、検査方法については「主務大臣ニ於テ必要ト認ムル時ニ隨時之ヲ行フ」とあるが、この随時検査の腹案如何との質疑に對しまして、政府当局は「理想的に船舶検査を実施すれば船舶検査官の増員が必要と推定されるが、随時検査制なので、現在の予算や定員で賄い得るよう、検査の時期、方法について十分研究したい。又、随時検査制度の運用については、船舶の航行の安全を図るため、最低限度の基準を設けることとし、船主がそれを自主的に維持し、安全性の確保に努めることを期待するが、できれば年一回くらい検査を施行したい」と答弁いたしました。その他詳細は速記録について御承知を願います。

討論に入りましたところ、一委員より、「旅客の利益の保護及び船舶の航行の安全の確保という面で本案に賛成するが、現に事業を営んでいる小規模事業者を保護するため、次の決議を付せられるよう要望する」との趣旨の賛成意見が述べられました。次にその決議案を申上げますと、

政府は、この法律の施行に伴い、小型船舶による旅客定期航路事業で、新たに法の適用を受けるものについては、原則として従来の事業が継続して営み得るよう特段の意を用いられんことを望

海上運送法の一部を改正する法律

である。従つて、運輸大臣が必要と認めるときに保険契約の締結を命ずるといつても、必要と認める基準は極めて困難であり、かかる規定の仕方は妥当でない、一方、五トン未満の小型船にまで法の適用範囲を拡張したのであるから、むしろ全国の定期船をプールして保険にかけ、以て保険料の低廉化を図り、定期船業者及び旅客の負担を軽くすべきではないか」と質しましたが、これに對し提案者は、「理想としてはその通りであり、可及的その方向に持つて行くよう政府の行政指導に期待したい。又、保険料は運賃の概ね二・五%なので、特に業者を経済的に圧迫するとは思われない。むしろ保険にかけることによつて、事故発生の場合においても事業を潰すことなく損害を賠償することが可能となるとともに、旅客の利益を保護することになる」と答弁いたしました。

第二は、「定期船会社の経理内容は、減価償却をしてなお利益あるものは先ずないのが実情である。従つて、将来生ずるかも知れない賠償責任のために保険をかけることは業者としては苦しい。よつて定期船の旅客運賃認可の際は保険料を運賃コストとして認めるべきであると思うが如何」との質疑でありまして、政府委員は、「運賃改訂の際は保険料を原価構成要素として織り込みたい」と答弁いたしました。

第三は、「五トン未満の小型船のみによる旅客定期航路事業についても海上運送法が適用され、航路ごとには免許を要することとなるが、免許方針如何」との質疑に對し、政府委員は、「現在の事業者が申請して来た場合は、使用船舶に運航上の安全性が認められない場

む。

右決議する。

というのであります。

又、一委員より、「本法案に賛成するが、若干の疑義乃至不十分な点がある。即ちその一は、商法に規定する船舶所有者の免責委付の制度と本法案に規定する責任保険との関係に疑義のあることであり、その二は、保険を命令する場合、保険金額については命令しないという不徹底さであり、その三は、単独で任意に保険契約を結べば高い保険料を払うことになるので、結局は現在実施されている定期船協会と特定の数箇の保険会社との団体保険に加入せざるを得ないこととなり、この点からして定期船協会への加入が事実上強制されるようになる。従つて、政府は、強制保険の命令を出す場合は、これらの事情を十分検討することが必要であり、又運賃認可の際は運賃原価としての保険料について特段の考慮をすべきである。こうした意味において、この法案は必ずしも完璧なものとは思われないが（漸を追うて改善すべきこと）を期待する」との意見を述べられました。

採決に入りましたところ、本法案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。続いて附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決されました。以上御報告を申上げます。



### ◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二四、法七五)

#### 一、提案理由(七月二日)

○森永政府委員 たいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の事由を御説明いたします。最近の税関事務の事情にかんがみ、税関行政の整備拡充をはかるため、今回東京及び長崎の二税関並びに税関研修所を新たに設置する等の必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

まず東京税関の設置について申し上げますと、現在、東京税関支署は、東京港に関する税関業務のほか、東京都における合衆国軍隊の貨物等に関する税関業務、東京都に所在する保税地域の取締り等を所掌しておりますが、その事務量は最近急速に増加し、また羽田税関支署は、最近における国際航空の充実に伴って、その重要性がいよゝゝ増大して参つておりますが、わが国の国際的信用を高め、今後ますます増加する事務の処理に万全を期するため、これらの税関支署を横浜税関から分離して、東京税関を設置しようとするものであります。

次に長崎税関について申し上げますと、現在の門司税関の管轄区域は、全九州及び山口県にわたつておりますが、他の税関

に比し、海岸線が特に長大であり、密貿易の件数も多く、また下部機関の数も他の税関に比して多大となつております。この際、一般事務量の増加に処し、特に沿海各地域における監視取締り業務の充実に期し、かつ、今後における南方諸地域との貿易の円滑をはかるため、戦前に設けられていた長崎税関を復活しようとするものであります。

次に、税関研修所の設置について申し上げます。税関行政事務には、旅行者及び輸出入貨物の通関諸手続のみならず、貨物の検査鑑定、密輸の監視取締り等複雑な事務が含まれており、特にこれらに關し第一線の職員が直接処理しなければならぬ事務が比較的多く、職員の資質能力が職務上に及ぼす影響が特に大きくなつております。従つて、限られた定員で激増する事務を円滑に処理し、対外信用の高揚をはかるため、税関研修所を創設し、組織的な指導訓練を行うこととしたいのであります。

なお、以上のほか主計局及び税関の事務について所要の規定の整備をはかることといたしました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(七月九日)

○上林與市郎君 たいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の事情にかんがみ、税関行政の整備拡充をはかるため、従来横浜税関に属していた東京及び羽田の二税関支署を東京税関として独立せしめるとともに、九州沿岸地域における密輸取締りの充実に期し、南方諸地域との貿易増加に対処するため長崎税関を復活、並びに税関職員に対する組織的な指導訓練を行うため、本省の附屬機関として新たに税関研修所を設置するほか、主計局及び税関の事務に関する規定を整備しようとするものであります。

本案は、六月二十九日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、七月八日、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

#### 三、参議院内閣委員長報告(七月十五日)

(青少年問題協議会設置法(昭二八―法八三)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

(昭和二八、七、二四、法七六(衆))

#### 一、提案理由(七月十三日)

○加藤(精)委員 たいま議題になりました町村の警察維持に関する

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

責任転移の時期の特例に関する法律案の説明いたします。

御承知の通り警察法第四十条の三第八項の規定によりますると、十月三十一日までに警察を維持しないことに決定した旨の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われることになるのであります。しかるに若干の町村は、警察を維持しないように住民投票を行うことの議決または直接請求をなした以上は、四月一日まで待つことなく責任転移の時期を繰上げる道を開くことが、民主的であるという請願または陳情が、国会に対し、しきりに行われつつあり、それらのうちの若干は適当であると存じますので、これを立法化し、本案を提出した次第であります。何とぞ適当に御審議のほどをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院地方行政委員長報告(七月十六日)

(地方財政法の一部を改正する法律(昭二八―法二〇八)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院地方行政委員長報告(七月二十日)

○内村清次君 只今議題となりました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるとあります。御承知の通り、警察法第四十条の三第八項の規定によりますると、毎年十月三十一日までに所定の手続を経て警察を維持しないことに決定した旨を内閣



総理大臣に報告した町村につきましては、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われることになっておるのであります。本法案は、これに対する特例を設けて、昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日まで右の報告のあつた町村のうち、当該町村長が議会の同意を得て警察維持に関する責任転移の時期の繰上げを昭和二十八年八月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年八月三十一日までに承認を得たものにつきましては、その警察維持に関する責任の転移は、来年四月一日を待たず、本年九月一日に行われるものとするのであります。而して、本法案によつて時期の繰上げが認められる見込の町村は、福岡県鞍手郡小竹町、同嘉穂郡碓井町の二カ町でありまして、いずれも石炭業不振の影響を受けて財政は困難を極め、加うるに今次の西日本水害による被害甚大であり、その事情には同情すべきものがあると考えられる次第であります。

地方行政委員会におきましては、七月十七日、衆議院議員中井一夫君より提案理由の説明を聴取した後、政府側より「本法案が成立した場合、これらの二カ町から国家地方警察に身分が移る警察吏員の数は二十七名程度であるから、既定予算の範囲内で賄ひ得る見込であり、法律の効果として警察維持の責任転移の時期が繰上げられることに異存なき旨の言明を得ました。

次いで提案者と呼び、政府側との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細は会議録によつて御覧願うことといたしまして、ここではその主なものの二、三を紹介いたします。即ち、(一)「民主主義に基

て現行の自治体警察制度が設けられておる以上、これが育成強化に努めるのが至当であつて、このような特例を次々に定めて町村警察廃止の時期の繰上げを認めるのは、民主主義の精神に逆行するものではないか」との質問に対しまして、提案者側より、「自治体警察に対して財政的裏付けその他の方途によつて育成に努むべきであるとの御趣旨には同感であるが、本法案は気の毒な事情にある町村に対する救済のために特別に考へた特例である」旨の答弁がございました。(二)「本法案の趣意は警察の能率の点から自治体警察は成るべく同警に編入したほうがよいという考え方であるか」との質問に対しましては、提案者側より、「さような考えは持つていない。一にその町村の事情を気の毒と考へたからである」旨の答弁があり、政府委員より、「自治体警察が次々に廃止されて行くのは自治庁としても残念であり、今後、地方行政全般の問題として事態の改善に努めたい旨の答弁がありました。(三)「本法案に便乗しようとする町村が出る虞れはないか」との質問に対しましては、提案者側より、「小竹、碓井両町は、本法案の提出を見越してその自治体警察を廃止したのではない。若し右両町以外の便乗的町村が出て来ても一切認めない趣旨である」旨の答弁がありました。

次いで討論に入り、日本社会党第四控室を代表いたしました若木委員より、「今問題になつておる町村に対しては同情するが、民主警察の建前に対して重要な意味と役割を有する自治体警察が、単に財政上の理由を以て次々に廃止せられ、特に本法案のごとく時期繰上げの特例まで設けるのは、警察国家再現へ拍車をかけるものであ

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月十七日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

◎保険業法等の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二四、法七八)

一、提案理由(六月二十五日)

○政府委員(愛知揆二君) 只今議題となりました保険業法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。保険業法等の一部を改正する法律案でございますが、これは前国会に提案いたしました保険業法の一部改正に併せて、外国保険事業者に関する法律の一部改正をも同時に行うこととし、これを一括して御提案申し上げたわけでございます。

改正の内容でございますが、第一点は、航空保険事業につきましても、海上保険事業と同じく、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体法の適用を除外することとしたこと

る。自治体警察を維持する上に財政上の困難があれば、政府は均衡交付金の増額等の措置によつてこれを救うべきである。以上の理由を以て本法案に反対する」旨を述べられました。日本社会党第二控室の松澤委員は、「政府は先に警察法の改正を企て、自治体警察側に動揺を与えているが、弱小町村、弱小警察に対しては、十分これを助長育成しなければならぬ。併し問題の二カ町の事情は同情すべきものがあるから、止むを得ざる特別の場合として本法案に賛成する」旨を述べられました。加瀬委員は「(一)本則尊重の立場から今後特例を通例とすることのないようにする。(二)今次の特例は災害等の特殊事情による。以上の二つの点を確認して本法案に賛成する」旨を述べられました。

かくて採決の結果、多数を以て本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。

◎木船再保険特別会計法

(昭和二八、七、二四、法七七)

一、提案理由(六月二十三日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の提案理由と一括して掲載)

木船再保険特別会計法 保険業法等の一部を改正する法律



輸出信用保険法の一部を改正する法律

100

でございます。

航空保険事業は、海上保険事業と同じく、国際性が強く、且つ、引受物件の価額が巨額に上ることが多いので、料率協定、再保険プール協定等の共同行為が必要とされるのであります。このような特殊性に鑑みまして、海上保険事業と同じく私的独占禁止法の適用を除外することとしたのであります。

次に、保険会社につきましては、その決算の完了に特に日数を要する事情があるのに顧みまして、定時総会の場合に限り、その株主名簿を閉鎖することができ期間を商法の規定にかかわらず、九十日間といたしたのであります。そのほか、保険会社の責任準備金の計算に關して必要な事項を命令で定めることとし、併せて外国損害保険事業者の未経過保険料準備金を責任準備金に改めることとするほか、若干の規定の整備をすることとしたのであります。

以上が、この法律案の提出の理由であります。何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(七月四日)

(社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律(昭二八―法一三〇)の委員長報告と一括して掲載)

念のために現行制度を申し上げますと、次の四種類の保険から成っております。先ず甲種即ち非常の際の危険を担保する保険、乙種即ちプラント輸出の代金回収に対する保険、次に丙種として輸出前貸金の回収に対する保険及び丁種といたしまして海外広告費の損失をカバーする保険、以上でございます。然るところ、最近のような国際競争の激化に対処いたしまして、海外市場の開拓と輸出の一般的な増進を図りますため輸取出引の実情を検討いたしました結果、現行制度に追加し且つ改良して制度全般の利用度を高める必要を生じて参つたので、ここに本改正法案の提出を見るに至つた次第であります。

さて本改正の第一点は、輸出手形保険の新設であります。これは戦前の輸出保証制度を改善して法文化したものと云えるのであります。即ち、外国為替銀行が信用状のない手形を買取ることによつて生じまする危険を担保する制度であります。即ち、戦後の我が輸取出引の決済は信用状に基づくことを原則としておりますが、最近、貿易取引のルートが正常化し、且つ外国との競争もありまして、市場拡大のため、政府当局では、信用状のない取引でも弊害のない向きは標準外決済として許可して行く方針をとつてゐるのが実情であります。併し、かかる信用状なしの輸取出引が多くなると、代金回収に振出された為替手形が不渡りとなり、銀行が損失をこうむる危険を生じます。かくては銀行がかかる手形の買取りを拒む虞れがあり、従つて輸出不能をも招くに至ることがあるのであります。よつて今回、外国為替銀行がかかる輸出手形を買取つたことによつ

輸出信用保険法の一部を改正する法律

三、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)  
(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一一)の委員長報告と一括して掲載)

◎輸出信用保険法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二四、法七九)

一、提案理由(七月二日)

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭二八―法八〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院通商産業委員長報告(七月十四日)

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭二八―法八〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院通商産業委員長報告(七月十七日)

○中川以良君 只今議題となりました輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り、輸出信用保険法は、輸出振興を目的として昭和二十五年に制定せられ、その後、改正を重ねて来たものであります。

て受ける損失を填補するため、この輸出手形保険を創設いたしました次第であります。なお、この保険において、銀行に対する填補率はその実損害額の八割となつており、同時に又、手形の不渡りが輸出者の責に帰さない場合は、銀行は政府から填補を受けた限度におきまして振出人に遡及しないこととして、輸出者の保護を図つておるのであります。

第二点は、法律の題名を輸出保険に改め、且つ甲乙丙丁という各種保険の名称を前述のような実体に即したものにそれぞれ改めたこととあります。

第三点は、政府が一会計年度内に締結をする保険契約につき、各種保険を通じて保険金額の総額のみを制限して、支払うべき保険金の総額は制限をしないこととしております。

第四点は、政府による填補率をそれぞれ引上げたこととあります。即ち、普通輸出保険は現行の八割から九割に、輸交代金保険はその最高限度を同じく八割から九割に、又輸出金融保険は七割五分から八割にそれぞれ引上げることといたしております。

第五点として、輸交代金保険の填補範囲を拡大して、輸出に伴つて提供される技術の代価についても付保できることにいたしております。

最後に第六点といたしまして、輸出金融保険及び海外広告保険の適用地域についての政令による制限を撤廃いたすことにいたしております。

以上が本改正法案の要点であります。本委員会では、審議に当

101



りまして、先ず各種保険の運営実績を検討いたし、利用率を高めるための保険料の低下や周知徹底方などの問題を取上げまして、逐次質疑を重ねて参つたのであります。

その主なる点を申し上げますと、即ち「諸外国の制度と比べてどうであるか」との間に對しまして、政府当局より、「最も進んだ英國では十七種類の輸出保険制度を有しているが、主なものは今回の我が制度と同様な四乃至五種類であり、保険料金は英國が高目である」との答弁がありました。次に「いわゆるキャンセルに対するカバーや調査費用に對するカバーの制度はとれないか」との間に對しましては、「市場の実況の把握が困難な事情にある等の理由によりまして、まだ実現を見ないが、怠らず研究をし、条件などが明らかになつた上で設けることにしたい」との答弁がありました。又「政府の本保険事業に赤字を生じた場合の処理はどうするか」との間に對しましては、「最近収入が支出より上廻つており、とにかく長い目で見れば収支は均衡する」との答弁がございました。その他詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて討論に入り、次いで採決に入りましたところ、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。

### ◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律 (昭和二八、七、二四、法八〇)

#### 一、提案理由(七月二日)

○古池政府委員 たいま提案になりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知のように中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度として昭和二十五年十二月に発足をいたし、さらに一昨年十一月の改正により、指定法人の行う中小企業者の債務の保証をも保険の対象に加えて今日に至つたものであります。もつぱら中小企業者の信用を補完することにより、中小企業金融の円滑化に寄与して参つたのであります。今制度発足以来本年三月末までの利用状況を見ますと、金融機関を相手方とする保険の付保実績は約一万二千件、百四十八億円に及び、指定法人を相手方とする保険におきましても、約一万四千件、四十四億円の利用を見たのであります。制度の普及とともに、その利用は逐次上昇の一途をたどつているのであります。現在の金融情勢下におきまして、なお多大の困難を有する中小企業金融の促進のためには、この際本制度に及ぶ限りの改善を施し、その効果を一層大ならしめる必要があると考えるのであります。

今回改正を必要とする諸点といたしましては、第一に中小企業者の定義を改正し、資本の額による制限を現在の五百万円以下から一千万円以下に、常時従業員の数による制限を現在の二百人以下から三百人以下に拡大するとともに、新たに医業を主たる事業とする法人と調整組合を対象に加えること、第二に相互銀行あるいは無尽会社が行う貸付を貸付に準じて保険すること、第三に金融機関を相手方とする保険について、保険金の填補率を現在の七五%から八〇%に引上げること、第四に保険関係が成立する貸付金の限度を現在の五百万円から一千万円に引上げること、第五に保険金支払い請求権行使の始期を現在の保険事故発生後六カ月経過時から三カ月経過時に繰り上げること、第六に保険金支払いに伴う代位の規定を回収金の納付の規定に改めて、手続の簡素化をはかること、第七に指定法人を相手方とする保険について保険金の填補率を現在の五〇%から六〇%に引上げること、第八に中小企業金融公庫、日本開発銀行及び国民金融公庫の行う代理貸しに際し、代理金融機関の債務保証を

保険する制度を新設することであり、これによりまして制度の能率的な運用と大幅な利用の促進とが期待されるのであります。中小企業金融の円滑化に大いに資するところがあると存するのであります。

何とぞ右につきまして、慎重御審議の上御賛同あらんことを御願ひいたす次第であります。

引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げます。

#### 中小企業信用保険法の一部を改正する法律

輸出信用保険は、昭和二十五年この制度が設けられました以来数次の改正を経て、現在四種類の保険を包含する制度に発展しているのであります。最近の輸出取引の実情にかんがみ、輸出振興の本旨を達成いたしますために、なお制度上改善、追加を要する点を生じております。本法律案は、右の立場から新たに外国為替銀行の荷為替手形の買取りについて生ずる危険を担保する輸出手形保険を創設いたしますとともに、既設の保険制度につきましても所要の改正を加え、これを拡充強化いたしまして、制度全般の利用度を高め、普及をはかることにより輸出の振興に資せんとするものであります。

今回の改正の中新設の輸出手形保険制度は、最近の各国における輸出取引の実情にかんがみ、決済条件の緩和をはかる必要に基くものであります。戦後わが国におきましては、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、信用状に基く輸出代金の決済方法を標準決済方法とし、輸出取引は原則としてこれによるべきことといたしており、最近、貿易の正常化に伴いかつまた海外との競争の關係もあり、信用状なしの取引に對する要請が逐次生じて参りましたので、政府といたしましては貿易市場の拡大のため必要があり、かつ幣害を伴わないと思われるものにつきましては、かかる信用状なしの取引を標準外決済方法として許可して行く方針をとつて参つているのであります。しかしながら、このような信用状なしの輸出取引が多くなり、代金回収のため振り出された為替手形が不渡りとなつて銀行が損失をこうむる危険が存在して参りますために、銀



行がかかる手形の買取りを拒否することも考えられ、ひいては輸出不能を来すことになり得るので、今回外国為替銀行が輸出手形を買取ったことによつて受ける損失をカバーするための輸出手形保険を創設いたしますとともに、手形の不渡りが輸出者の責に帰さない場合は、銀行は政府から支払を受けた保険金の限度において振出人に遡及しないこととして輸出者の保護も行うこととしたのであります。

既設の保険制度につきまして、今回加えました改正の要点は、各種保険の名称を変更いたしましたほか、次の二点であります。その第一は、各保険の填補率、すなわち政府が支払う保険金の額の損失額に対する割合の引上げでありまして、普通輸出保険の填補率を現行の百分の八十から百分の九十に、輸出代金保険の填補率を最高限度を現行の百分の八十から百分の九十に、輸出金融保険の填補率を現行の百分の七十五から百分の八十に引上げることとしたのがこれでありまして、その第二は、各保険の適用範囲の拡大であります。すなわち、輸出代金保険の填補範囲を拡大し、輸出に伴つて提供される技術の対価についても保険し得ることとし、また輸出金融保険及び海外広告保険の適用地域について政令による制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

二、衆議院通商産業委員長報告(七月十四日)

○中村幸八君 ただいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案並びに輸出信用保険法の一部を改正する法律案の二件につき、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度としまして、昭和二十五年十二月に発足いたしましたものであります。続いて一昨年十一月の改正により、指定法人の行う中小企業者の債務の保証をも保険の対象に加えて、もつばら中小企業者の信用を補完することにより、中小企業金融の円滑化に寄与して参つたものであります。かかる制度は、その普及とともに、利用は逐次上昇の一途をたどつていのが実情でありまして、現在の金融情勢下においては、なお多大の困難を有する中小企業金融を促進するために、この際本制度に及ぶ限りの改善を加え、その運用を一層効果あらしめんとするのが、本法律案の提案の趣旨であります。

次に改正の要点を申し上げますと、第一に、中小企業者の定義を改正し、資本の額並びに常時従業員の数制限を、五百万円以下から一千万円以下に、二百人以下から三百人以下に引上げ、新たに医

業を主たる事業とする法人と調整組合及び調整組合連合会を対象に加えたのであります。第二に、相互銀行、無尽会社の行う給付を貸付に準じて保険することにいたしましたことでありまして、第三は、金融機関を相手方とする保険について、保険金額の保険価額に対する割合を百分の七十五から百分の八十に引上げたことでありまして、第四に、保険金支払い請求権行使の始期を、現在の保険事故発生後六箇月経過時から三箇月経過時に繰上げたのであります。第五に、指定法人を相手方とする保険につき、保険金の填補率を現在の五〇%から六〇%に引上げたことでありまして、第六に、中小企業金融公庫、日本開発銀行及び国民金融公庫の行う代理貸しに際し、代理金融機関の債務の保証につき保険する制度を設けたのであります。以上が改正の主要な点であります。

本法律案は、六月二十九日当委員会に付託せられ、七月二日政府より提案の理由を聴取いたし、八日、十日と両日にわたり質疑が行われたのであります。その内容については会議録を御参照願います。

十日、質疑終了後、自由党小川平二君より本法律案について修正案が提出されたのであります。その内容は、附則の施行期日が八月一日となつておりますのを、今回の西日本水害にかんがみ、一刻も早く本法律案を実施せしめ、中小企業者の金融を促進せしめるべきであるとの趣旨により、公布の日をもつて施行するように修正いたしましたものであります。

続いて、討論を省略し、採決に入りましたところ、修正案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律

修正部分を除く原案について全会一致をもつて可決した次第であります。

次に、輸出信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

輸出信用保険は、昭和二十五年にこの制度が設けられて以来、数次にわたる改正を経て、現在四種類の保険を包含する制度に進展しているものであります。最近の輸出取引の実情にかんがみ、輸出振興の本旨を達成いたしますために所要の改正を加え、制度全般の利便性を高め、その普及をはかるうとするのが、本法律案の提案理由であります。

次に、本改正案の主要なる点を申し上げますと、第一は、新たに輸出手形保険制度を設けたのであります。現在、わが国におきましては、外国為替及び外国貿易管理法の規定により、信用状に基く輸出代金の決済方式を標準決済方法とし、輸出取引は原則としてこれによるべきことといたしておりますが、最近、貿易の正常化に伴い、かつまた海外の競争の關係もあり、信用状なしの取引に対する要請が逐次生じて参り、政府としては、貿易市場の拡大のため弊害を伴わないと思われるものにつきましては、かかる信用状なしの取引を標準外決済方法として許可して行く方針をとつておるのであります。しかしながら、かかる際に代金回収のため振り出された為替手形が不渡りとなり、銀行が損失を来すおそれがあるため、手形買取りを拒否することもあり得るので、この際外国為替銀行の手形買取りによる損失をカバーするために輸出手形保険制度を創設しよう



というのであります。第二は、現行甲乙丙丁の各種保険の名称をわかりやすく変更いたしましたことあります。第三は、各種保険の填補率を引上げたことあります。すなわち、普通輸出保険並びに輸出代金保険の填補率を現行の百分の八十から百分の九十に、輸出金融保険の填補率を現行の百分の七十五から百分の八十に引上げておるのであります。第四に、輸出金融保険並びに海外広告保険の適用地域の制限を撤廃したことあります。第五は、輸出に伴つて提供される技術の対価についても保険し得ることとした点であります。以上がその大要であります。

本改正法律案は、七月一日当通商産業委員会に付託せられ、翌二日政府委員より提案の理由を聴取し、越えて十日、質疑及び討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

右御報告申し上げます。

### 三、参議院通商産業委員長報告(七月十五日)

○中川以良君 只今議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

中小企業信用保険法は、御承知の通り中小企業者に対する金融機関の貸付について政府が信用保険を行う制度であり、昭和二十五年十二月に制定、翌二十六年十一月の改正で、信用保証協会が行う債務保証をも保険の対象に追加したものであります。中小企業者の

信用を補強し、その金融円滑化を助成して来た制度でございます。そこで、発足から本年三月末までのその利用状況は、金融機関を相手方とする付保実績は約一万二万件、百四十八億円であり、信用保証協会を相手方とする付保実績は約一万四万件、四十四億円に達しており、とにかく利用率は上昇しつつあります。何分にも現在のそのような金融情勢下での中小企業金融の促進は依然として容易ではありませんので、本制度も現状に即してできるだけの改善を加え、その活用を大幅にする必要を生じているのであります。

以上の事由によりまして本改正法案の提出を見た次第であります。が、今その改正の要点を申し上げますと、第一に、中小企業者の範囲を拡大して、資本金による制限を現在の五百万円から一千万円に引上げ、常時従業員の数による制限を二百人から三百人に引上げると共に、新しく医業を主たる事業といたします法人並びに特定中小企業安定法による調整組合とその連合会を加えております。第二に、相互銀行及び無尽会社の行う給付を金融機関の貸付に準じて保険することとしたしております。第三に、金融機関を相手方とする保険について、保険金の填補率を七五%から八〇%に引上げております。第四に、保険を付し得る貸付金の限度を、一中小企業者では現在の五百万円から一千万円に引上げ、中小企業等協同組合と調整組合又は同各連合会では、現在の二千万円から三千万円に引上げております。第五に、保険金の支払請求権を行使できる時期は、現在では事故発生後六カ月を経過したときからとなつておりますが、それを三箇月経過したときに繰上げております。第六に、保険金支

払に伴う代位の規定を回収金の納付の規定に改めて、手続の簡素化を図つております。第七に、信用保証協会の相手方とする保険について、保険金の填補率を現在の五〇%から六〇%に引上げております。最後に第八といたしまして、金融機関が、中小企業金融公庫、日本開発銀行又は国民金融公庫の代理貸を行う際に伴う債務の保証につき、新たに保険する制度を設けております。

以上が改正の要点であります。本委員会では特に信用保証協会法案に関しても説明を聴取し、慎重審議をいたしましたのであります。が、質疑の主なるものは次の通りでございます。即ち「特に今回の西日本の水害対策に関する金融措置の一つとして、金融機関に対する保険金の填補率を、改正法案の八〇%から臨時に更に引上げて九〇%にする措置はできないか」との問に對しまして、政府当局よりは、「今回の水害対策としては、本改正法を公布の日から施行することに繰上げて、填補率はこのままで行くことにいたしておる。なお、この填補率引上げは、通常の問題としても、金融機関の自主性などを考慮いたしました。この程度にとどめたい」との答弁がありました。

次に、保険料率の三%はもう少し引下げができないかとの質問に對しましては、「事故率に関する統計の整備を待つてゐるのと、独立採算の点からして、今暫らく静観をしたい。なお今回の水害対策として、罹災事業者に対しては特に保険料率の負担を一%にする」との答弁がございました。又「保険に付し得る貸付金の期限は現在六箇月以上となつておりますのを三箇月以上ぐらいに短縮できな

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

いか」との問に對しましては、技術的に研究を進めたいとの答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、豊田委員より、「本改正は制度の拡充強化をもたらすものとして賛成ではあるが、希望条件の第一として、保険の対象となる貸付金の期限につき、特に信用保証協会との関係よりも、多少短期に引下げられたい。第二として、保険金の填補率につき災害の場合は特に九五%に引上げるよう研究し実行に移されたい。第三として、業界の要望を考慮して保険料率の引下げに努力ありたい」との条件で賛成意見が述べられました。次いで小林委員より、今回の水害対策として速かに且つ有効適切に実施をせられたいとの賛成意見が述べられました。かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て本改正法案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申し上げます。

### ◎納税貯蓄組合法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二四、法八一)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭二八―法一七三)の提案理由と一括して掲載)



## 二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

○淺香忠雄君 たいま議題となりました納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案外六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行制度におきましては、納税貯蓄組合の預金を納税以外の目的のために引出した場合には、その部分の利子については所得税を課税することとしておるのでありますが、合計額が二万円以下であるときには、今回その利子に対しては課税しないことに改正しようとするものであります。

次に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。登録税につきましては、登記所等において登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、これを税務署に通報させ、これに基づいて国税徴収法の規定により登録税を追徴することができることとする等の改正を行うというのであります。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。揮発油税につきましては、直接国税の場合と同様に、指定納期限までに揮発油税を完納しなかつたときは、その翌日から日歩四銭の利子税を徴収することとする等、規定の整備をはかろうとするものであります。

次に、国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。

以上各法律案につきましては、慎重に審議の結果、本日質疑を打ち切り、ただちに討論を省略して一括採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

## 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十日)

(公認会計士法の一部を改正する法律(昭二八―法八二)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二四、法八二)(衆)

#### 一、提案理由(七月十四日)

○苫米地委員 たいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

公認会計士制度は、強制監査制度と相まつて、民主的かつ合理的な経済の基礎を確立する上に、多大の期待をかけられているものであります。このような目的を達成するには、会計に関する豊富な知識と経験を有しかつ高い社会的信用を有する多数の公認会計士の存在することが必須の前提条件となつて参るのであります。

昭和二十三年に公認会計士法が制定されたとき、暫定的に特別試験制度を設けて、計理士その他の会計監査の専門家で公認会計

公認会計士法の一部を改正する法律

す。本改正案におきましては、過誤納金の還付を促進するため、税務署はもよりの郵便局において還付を行うことができることとし、なお延滞加算税額の計算の簡素化をはかる等のため、所要の改正を行うこととするのであります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。通行税につきましても、今国会に提案せられております所得税法、法人税法等の改正と同様に、三百円未満の利子税は徴収しないこととするともに、重加算税額の計算の基礎となる通行税には、隠蔽または仮装されていない事実に基づく税額を含まないこととしたのであります。

次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、組合員の企業合理化等に必要な金融を容易にするため、酒類業組合等が、資金の借入れにあつせんにかえて、みずから資金の借入れ及びその組合員に対する貸付を行うことができるようにするとともに、中小企業金融公庫から資金を借り入れることができるようにしようというのであります。

最後に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、外国為替相場の変動に備えるため、外国為替資金特別会計において決算上の剰余金ができるときは、これを積立金として積み立て、また決算上不足を生じたときは、まずこの積立金をもつて補足することができることとしたこととするのであります。

士たるにふさわしい品位と能力を有する者に対しまして、公認会計士となる特別の道を開かれましたゆえんのものも、実はこの間の事情を勘案された結果と考えられるのであります。しこうしてこの特別試験制度は、当初その施行期間が三年間となつておつたのであります。その後第十国会におきまして、第三次試験の受験資格者がいまだ相当の数に達していないこと、及び特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在することを理由として、さらに二箇年延長せられまして、今日に至つたわけでありまして、従つて特別試験は、いよいよ本年七月末をもつてその期間が満了することとなるのであります。しかしながら一方受験者側の事情を考慮いたしますときは、なお相当数の有能な適格者が存在することが考えられますので、いましばらくこの制度を存続いたしまして、これらの適格者に引続き特別試験を受験する機会を与えることが望ましいこととしまして、今回特別試験の施行期間を更に一箇年再延長することとしたのであります。以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

○淺香忠雄君 たいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、特別公認会計士試験の施行期間が本年七月をも



つて満了することになっておりますが、受験者側の事情を考慮いたしまして、その施行期間をさらに一箇年延長いたそうとするものがあります。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、第一に、現在旧陸海軍の共済組合及び外地関係共済組合等の組合員であつた者で、年金受給権を有していた者に対しては年金を支給することとなつておりますが、共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十年八月十五日において二十年以上勤続していた者については、国家公務員共済組合法の規定による退職年金または遺族年金に相当する年金を支給することとし、なお、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者についても同様の措置を講ずることとしております。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案について申し上げます。この法律案は、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により現に支給されている年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、同年七月一日以降に給付事由の生じた年金との間に不均衡を生じておりますので、年金額算定の基準となつてゐる俸給に対応する新たな仮定俸給をつくりまして、昭和二十八年一月一日から年金額を改定すること等の措置を講ずることとしたそうとするものであります。

次に、昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十七年十一月一日に行われた国家公務員の給与水準の改訂に伴い、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額を、昭和二十八年十月分以降国家公務員の現行給与水準にあわせて改定することとしたそうとするものであります。以上の各法律案につきましては、審議の結果、昨十五日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに一括採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました七法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は衆議院議員苦米地英俊君ほか二十四名の提出にかかわるものであります。昭和二十三年に公認会計士法が制定せられましたとき、計理士その他会計監査の専門家で公認会計士にふさわしい品位と能力を有する者に対して、公認会計士となる特別の途を開きますため、暫定的に二カ年を限つて特別試験制度が施行せられたのであります。そのうち、この期間の満了いたします昭和二十六年に限り、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験

の受験資格者が余り多くないのと、特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者がなお多数存在いたしましたので、更にこの期間を二カ年延長いたしまして、今日に至つておるのであります。この期間が本年七月末を以て満了することになるのであります。然るに現在なお相当数の有能な資格者が存在することが考えられますので、受験者側の事情も考慮いたしまして、これらの資格者に引き続き特別試験を受験する機会を与へますことは、公認会計士制度の円滑な運用を期する上に極めて望ましいものと考えられるのであります。本案は、右のような事情に鑑みまして、特別試験の施行期間を更に一年再延長しようとするものであります。

本案の審議に当りまして、一委員と提案者並びに政府との間に次のような質疑が行われたのであります。即ち「今回の改正案については、公認会計士及び特別試験の受験資格者の双方から反対の陳情がある。提案者は、今回の改正は一カ年限りの延長であつて、これ以上は延長しないつもりなのか。それとも一応一カ年延長しておいて、模様によつては更にこれを延長するのか。どちらの考えであるか」との質疑に対し、提案者から、「双方から反対の陳情のあるのは事実である。併し提案者としては一カ年限りの延長を考えていて、これを更に延長する考えはない」との答弁がありました。又、「政府は一カ年延長の必要を認めるか」との質疑に対し、政府より「一カ年延長はやむを得ない」との答弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果全会一致を以て原案通り可

決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行制度におきましては、納税貯蓄組合員が納税組合預金を以て預け入れ先の金融機関に委託して納税する場合のほかに、引出された部分に対する利子について所得税を課することになつておりますが、これを改めまして、委託納税以前の場合においても、一定の利付期間、これは政令で六カ月と定められる予定であります。この期間内に引出された金額の合計額が五万円以下である場合には、その利子については課税しないこととし、納税貯蓄組合制度の普及に資しようとするのであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、過誤納金の還付を促進するため、税務署所在地の納税者に対して、もよりの郵便局において還付を行うことができることとすると共に、延滞加算税の計算の基礎となる滞納税額が十万円未満のときは別に定める簡易延滞加算税額表によることとし、加算税額の計算の簡素化を図るほか、滞納処分の事務の簡素化を図る等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案の審議に当りましては別段の質疑もなく、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であり



次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申上げます。

現行の外国為替資金特別会計法によりますと、外国為替資金特別会計においては、毎会計年度の決算上剰余金がある場合は、一般会計の歳入に繰入れることになっておりますが、外国為替相場の変動等によつては、この会計に損失を生ずることも考えられるのでありまして、本案は、かかる事態に対処するために、毎会計年度の決算上の剰余金については、予算の定めるところによつて、一般会計の歳入に繰入れる金額を除き積立金として積立て、決算上不足金を生じた場合は、この積立金から補足し、補足しきれない場合は、翌年度において補足することができない金額の相当額を一般会計からこの会計に繰入れて補填することとすると共に、この積立金は余裕金と同様に資金運用部に預託して運用することができるようにしようとするものであります。なお、決算上の剰余金の処理は、昭和二十七年以降の決算から適用することにしております。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について申上げます。

先ず特別措置法の改正についてであります。改正点は、第一

る年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金については、従来機械的な年金額の改訂を行なつて来た結果、同年七月一日以後において給付事由の生じた年金との間に不均衡を生じておりますので、これを是正するため、年金額算定の基準となつてゐる俸給に対応する新たな仮定俸給を作りまして、これにより昭和二十八年一月一日から年金額を改訂いたしますと共に、公務による傷病を給付事由とする年金につきまして、恩給法の規定による増加恩給の例に倣い最低保障額を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案の審議に当りまして、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金に対する措置が遷延せられた事情、障害年金額の算定の基礎並びに国庫と共済組合との費用負担の決定方法について質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十七年における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改訂に関する法律案について申上げます。

本案は昭和二十七年十一月一日に行われた国家公務員の給与水準の改訂に伴い、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額を、昭和二十八年十月分以降、国家公務員の現行給与水準に合せて改定しよ

に、現在、旧陸海軍の共済組合、外地関係共済組合等の組合員であつた者で年金受給権を有した者に対して、年金を支給することとなつてゐるのであります。これらの組合の共済組合規則が各組合まぢまちであります。年金受給権について不均衡を生じておりますので、これを是正いたしまして、旧陸軍共済組合及び外地関係の共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十八年八月十五日において二十年以上勤続してゐた者について、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金を支給することとしたこと、第二、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けていた者についても同様の措置を講じたことであります。

次に国家公務員共済組合法の改正についてであります。改正点は、組合員の範囲を明確にすると共に、保育手当金につきまして、組合員の資格喪失後も、組合員として受けることのできる期間、継続支給できるように改め、健康保険法との権衡を図つたこととあります。

本案につきましては格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案について申上げます。

本案は、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定によりすでに支給せられてい

うとするものであります。

本案につきましては、格別質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

### ◎青少年問題協議会設置法

(昭和二八、七、二五、法八三)

#### 一、提案理由(六月二十七日)

○福永政府委員 ただいま議題となりました青少年問題協議会設置法案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を申し上げます。

現在の中央及び地方青少年問題協議会は、御承知のように第五回国会における衆議院の青少年犯罪防止に関する決議及び参議院の青少年の不良化防止に関する決議に即応し、青少年問題に関する総合的政策を樹立し、その適正な実施をはかるための機関として、設けられたものであります。中央青少年問題協議会は、総理府設置法に基づき、総理府の附属機関として設置されており、地方青少年問題協議会は、中央に準じ、全都道府県及び多数の市町村が、自主的に設置したものであります。

この中央及び地方青少年問題協議会は、関係諸機関との緊密な連



携のもとに、毎年春秋二回に行う青少年保護育成運動を中心として、青少年問題に関し各種の対策を推進して参つた次第であります。しかしながら、青少年問題の複雑性、困難性にかんがみ、その施策の一層の効果をあげるためには、総合連絡機関としての青少年問題協議会の強化が痛感されるに至つた次第であります。特に、地方青少年問題協議会に關しましては、その法制化並びに国からの財政援助方について全国的に強い要望があり、一方昭和二十七年七月の衆議院行政監察特別委員会の報告のうちにも協議会の強化を要望せられておりますのかんがみまして、政府といたしましては、この際地方協議会に対して、明確な法的根拠を与えようとするものであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立及びその施策の適正な実施に關し、関係行政機関相互の連絡調整をはかるため、国に、総理府の付屬機関として、中央青少年問題協議会を置くこととし、都道府県及び市町村に、その付屬機関として、それ／＼都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会を置くことができることにいたしました。

次に、青少年問題が国政及び地方行政の基本的な問題の一つである点にかんがみ、中央協議会の委員には、国会議員を、地方協議会の委員には、地方公共団体の議会の議員の参加を願うことにいたしました。

最後に、この重要な青少年の問題を扱う地方協議会のよりよき運

両法律案は、六月十六日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、七月七日、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて、いづれも原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告(七月十五日)

○小酒井義男君 只今議題となりました青少年問題協議会設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法律案につきまして政府が提案の理由として説明するところを御報告し、続いて本法案の内容の概略を御説明いたします。

現在の中央及び地方青少年問題協議会は、第五回国会における衆議院の青少年犯罪防止に関する議決及び参議院の青少年不良化防止に関する議決に即応し、青少年問題に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施を図るための機関として設けられたものであつて、中央青少年問題協議会は、総理府設置法に基き総理府の附屬機関として設置されており、地方青少年問題協議会は、中央に準じ都道府県及び多数の市町村が自主的に設置したものである。この中央及び地方青少年問題協議会は、関係諸機関との緊密な連繫の下に、毎年春秋二回に行う青少年保護育成運動を中心として、青少年問題に關し各種の対策を推進し来たつたのであるが、青少年問題の複雑性と困難性に鑑み、その施策の一層の効果を挙げるためには、総合連絡機関としての青少年問題協議会の強化が感痛されるに至つた次第

青少年問題協議会設置法

営を期待し、とりあえず都道府県協議会の運営に要する経費の一部を国において補助することができることとした次第であります。

以上が本法律案提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ、すみやかに、御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告(七月八日)

○上林與市郎君 ただいま議題となりました両法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず青少年問題協議会設置法案は、近年における青少年の犯罪増加の実情にかんがみ、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立、並びにその施策の適正な実施に關し、関係行政機関の連絡調整をはかるため、総理府の附屬機関として設置されている中央青少年問題協議会の委員のうち、新たに衆議院議員三人及び参議院議員二人を加える等、その構成を拡充するとともに、各都道府県及び大半の市町村に設置されている青少年問題協議会にその法的根拠を与え、右の協議会を設置する都道府県に対しては国がその経費の一部を補助することができることとしたそうとするものであります。

次に厚生省設置法の一部を改正する法律案は、わが国の当面する重大問題の一つたる人口問題に關する重要事項について調査審議に當らしめるため、厚生省の附屬機関として人口問題審議会を設置しようとするものであります。

である。特に、地方青少年問題協議会に關しては、その法制化並びに国からの財政援助方について、全国的に強い要望があり、他方、昭和二十七年七月の衆議院行政監察特別委員会の報告のうちにも協議会の強化が要望されておる点に鑑みて、政府としては、この際、地方協議会に対して明確な法的根拠を与えようとするものである。以上が本法案の提案理由であります。

次に本法律案の内容の概略を御説明いたします。その第一点は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する総合的施策の樹立及びその施策の適正な実施に關し、関係行政機関相互の連絡調整を図るため、国に、総理府の附屬機関として中央青少年問題協議会を置くこととし、都道府県及び市町村には、その附屬機関として、それ／＼都道府県及び市町村青少年問題協議会を置くことができることにいたしました。その第二点は、青少年問題が国政及び地方行政の基本的な問題の一つである点に鑑み、中央協議会の委員には国会議員を、地方協議会の委員には地方公共団体の議会の議員を参加せしめることにいたしております。その第三点は、この重要な青少年の問題を扱う地方協議会のよりよき運営を期待し、取りあえず都道府県協議会の運営に要する経費の一部を国において補助することができることとしたのであります。なお本法律案は公布の日から施行することとなっております。

内閣委員会は、予備審査と合せ、委員会を三回開きまして、本法案の審査に當つたのであります。その審査の結果、明らかになつた数点を御報告いたします。その第一点は、都道府県及び市町村



の協議会の設置は各地方の任意とし、強制設置の建前ではないのでありまして、現在では大抵都道府県毎に協議会はすでに設けられておることとあります。その第二点は、本年度においては、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対して、その運営に要する経費の補助として年間二千万円を国庫より支出する予定であるとのこととあります。その第三点は、青少年問題協議会が成立するに至った経過を辿つてみると、青少年の犯罪、不良化防止にあつたのであります。青少年問題は、法務、文部、厚生、労働、農林等、各省の事務に関係がある問題でありますので、この法律案によつて、青少年問題協議会は、これら多岐に亘る各省の事務の連絡協調を図り、かくすることによつて青少年の犯罪の防止の目的を達成しようという政府の意図であることとあります。

内閣委員会は、一昨日の委員会において質疑も終結いたしましたので、討論の段階に入りましたところ、竹下委員より、従来青少年問題協議会は、青少年犯罪予防、不良化防止等、消極面に重点を置いて運営せられた傾向があるが、青少年問題を根本的に解決するためには、今後更に積極面即ち教育の面にも更に一段意を注いで運営せられんことを希望して、原案に賛成する旨、又、松原委員より、青少年問題は各省所管事務に関係する問題であるが、今後この多岐に亘る事務に統制を加え、人員、費用の上に極力無駄のなきよう運営せられんことを政府に望んで、原案に賛成する旨、最後に松永委員より、現在青少年に関係ある諸般の施設が不十分であり、これら諸施設の予算が甚だ貧弱であると思われる、この際、この点を

強調して、原案に賛成する旨の発言がありました。以上の経過を辿りまして、最後に本法案につき採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。先ず本法案の提案理由として政府の説明するところを御報告いたします。

本法案は、人口問題に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として人口問題審議会を新たに設置しようとするものである。自立日本の当面している最大の問題の一つが人口問題の解決にあることは国民ひとしく認めるところであつて、この問題は近年国会においてもしばしば論議されて来たところであるが、これに対する総合的な人口政策は今日までのところ未だ樹立されていない状況である。併しながら、我が国は狭い国土において年々百三十万人の人口の自然増加があつて、このことから生ずる諸問題について確固とした人口政策を持つことは、国民経済の目標を決定するためにも、又これを順調に進行させるためにも、絶対に必要なことである。従つてこの際、人口問題に関係ある各界の学識経験者を集めて、人口問題の基本的方策を樹立するために、人口問題審議会を新たに設置せんとする次第である。以上が本法案の提案理由であります。なお、本法案は公布の日から施行することになつております。

内閣委員会は予備審査と合せ委員会を三回開きまして、本法案

の審査に當つたのでありますが、その結果明らかになつた諸点を御報告いたします。その第一点は、昭和二十四年閣議決定によつて設けられた人口問題審議会は、昭和二十五年三月廃止せられるに至つたのであるが、今回再び同一の審議会を本法律案によつて厚生省の附属機関として設置せんとする理由如何と云う点であります。これ

に対して「先に設けられた審議会は昭和二十四年十一月に政府に建議を提出し、一応當時においては審議会に課せられた任務は終つたものとして廃止されたが、我が国の人口、産業、社会の各般の現況に照らし、人口の収容部門、調節部門以外、人口問題に関連する各種問題に亘り広く調査審議する必要があると認められたので、今回再び人口問題審議会を設置せんとする政府の方針である」旨、山縣厚生大臣より答弁がありました。その第二点は、本審議会の設置に伴う予算として年間八十一万七千円が計上されており、重大な問題を調査審議する費用としては僅少のように見えるが、人口問題審議会の審議の資料についての基礎的研究は厚生省附属機関の人口問題研究所で行いますから、右の金額で間に合うこととあります。その第三点は、総合的人口問題の対策を樹立するためには、関係各省の協力を得ることが絶対的に必要であることは論を待たない。よつて、本審議会の委員、専門委員及び幹事には関係各省の官吏を加えて、各省との間に十分協調を保つて行く方針であることとあります。

一昨日の委員会において質疑も終結いたしましたので、討論を省略し、本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致を以て

可決すべきものと議決せられました。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして政府が提案の理由として説明するところを御報告いたします。現在、本省の地方支分部局として六税関が設置されておるが、最近の税関事務の実情に鑑み、税関行政の整備拡充を図るため、今回、東京税関及び長崎税関を新たに設置する等の必要があるため、この法律案を提出する次第であつて、現在、東京には横浜税関支署が設けられておるが、東京港に関する税関業務、東京都に散在する保税地域の取締等を所掌し等に関する税関業務、東京都に散在する保税地域の取締等を所掌しておるが、その事務量は最近急速に増加しており、又、羽田税関支署は最近における国際航空の充実に伴つてその重要性がいよゝ増大しておるのであるが、我が国の国際的信用を高める意味において、その事務を迅速且つ適切に処理することが強く要請されておる。更に今後においてもこれらの事務はますます増加することが予想されるので、この際これらの税関支署を横浜税関から分離して東京税関を設置し、事務処理の万全を図らうとするのが改正の第一点である。次に、現在の門司税関の管轄区域は全九州及び山口県に亘つておるのであるが、他の税関に比し海岸線が特に長大であり、密貿易の件数も甚だ多く、そのため下部機関の数も他の税関に比して多大となつておる。戦前はこの方面には門司及び長崎の両税関が設置されていたのであつて、最近における一般事務量の増加、特に沿



海各地域における監視取締業務の充実を期するため、今回長崎税関を復活することとし、今後における南方諸地域との貿易の増加等にも対処しようとするのが改正の第二点である。最後に、税関行政事務には、旅行者及び輸出入貨物の通関諸手続のみならず、貨物の検査鑑定、密輸の監視取締等複雑な事務が含まれており、特にこれらに關し第一線の職員が直接処理しなければならぬ事務が比較的多く、職員の資質能力が職務上に及ぼす影響が特に大である。従つて、限られた定員で激増する事務を円滑に処理し、対外信用の高揚を図るため、税関研修所を創設し、組織的な指導訓練を行うこととしようとするのが改正の第三点である。なお、本法律案においては、以上のほか、主計局及び税関の事務について所要の規定の整備を図ることとしておる。

以上が本法律案の提案の理由であります。なお本法律案は本年八月一日より施行することとなっております。

内閣委員会は予備審査と合せて委員会を三回開きまして本法律案の審議に当たつたのでありますが、その結果明らかとなつた諸点を御報告いたします。その第一点は、二つの税関増設のために税関職員の定員の増加は全くなく、新設の東京税関には定員五百人を、又長崎税関には定員三百三十人を配置する予定であるが、これらの職員は税関職員全体の配置換えによつて充足する方針であり、又、この二つの税関増設のために昭和二十八年年度予算面には増額の必要はないこととあります。なお、行政機構簡素化の政府の方針に従い、新設の二つの税関に置かれる部は、他の税関より一部を減じ、

二部を置くことにいたしておるのであります。その第二点は、昭和二十七年において新設の東京税関及び長崎税関の管内に入港した外国貿易船の数は、東京では二百九十五隻、羽田空港に入つた航空機は千七百六十三機、長崎では千二百六十一隻、同年度における輸出入の取扱件数は、東京では十一万九千八百三十三件、長崎では一万二千六百六十六件、又、同年度における税関の税収入は、東京では八十七億九千九百九十九円、長崎では一億二千九百九十九円でありまして、これら各種の点について他の既設の税関と比較いたしますと、ほぼ均衡を得ておることとあります。その第三点は密貿易状況についてであります。全国で九州地方が最も密貿易件数が多数に上つておりまして、門司税関管内における検査数を挙げますと、昭和二十五年度八百三十五件、二十六年度六百六十三件、二十七年四百五十五件であります。長崎税関が独立いたしましたならば、これら密貿易の取締も一層嚴重に励行できるところとあります。

一昨日の委員会において質疑を終結いたしましたので、討論を省略し、本法律案につき採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

### ◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二五、法八四)

#### 一、提案理由(六月二十四日)

(国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭二八―法二三六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(七月七日)

(国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭二八―法二三六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(七月二十日)

(国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭二八―法二三六)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎司法試験法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二五、法八五)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

○大義国務大臣 たいいま上程に相なりました司法試験法の一部を在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

本案は前国会に提案したものとまったく同じ内容のものでありまして、大別して三つの事項をその内容としておるのであります。その第一は、司法試験第二次試験の試験科目の調整、第二は、受験手数料の増額、第三は、弁護士法との関係の法文の整理であります。

まず第一の点から御説明いたします。御承知のように、昭和二十四年五月第五回国会において、旧高等試験令にかえて司法試験法が制定施行せられました以来、逐年受験者の増加を見まして、昭和二十七年第二次試験においては約五千五百人が受験し、本年度においては、受験願書提出者数六千人に達するような状況と相なつているのであります。かように多数の法律学徒がこの試験を目標に研鑽に努めておりますことは、国家のため喜びにたえないところであります。しかしながらこれら受験者のうち第二次試験選択科目として商法を選択する者の数はその半数に満たないありさまであります。司法試験に合格して司法修習生を経て裁判官、検察官、弁護士となつた場合に、刑法、民法、訴訟法とともにその必要性を認められる商法の学識において著しく欠ける者が多く、過去四年間の実績を検討した結果、第二次試験の試験科目の調整をはかるため、第六条第一項及び第二項を改正して、従来の必須科目に現在選択科目とされており得る商法を加えることといたしましたのであります。従いまして試験科目の数は現行通り七科目でありますけれども、そのうち六科目が必須科目となり、一科目が選択科目ということになり得るので、受験者にとりまして若干の負担が加重せられることになり

司法試験法の一部を改正する



ますが、裁判官、検察官、弁護士の取扱い事件のうち、商事関係事件の占める割合等を考えますと、この措置は必要やむを得ないものがあると考えるのでございます。

また第六条第一項及び第二項の改正に関連いたしましたして、附則第四項を改正して高等試験行政科試験に合格している者に対しても、試験科目を整理し、憲法、刑法並びに民法及び商法のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目、合計四科目を受験せしむることとしたしました。

次に第二の点でございますが、司法試験受験手数料は現在第一次試験が二百円、第二次試験が五百円となつております。昭和二十四年司法試験法制定当時の物価事情と今日のそれとを比較いたしますと、各位十分御承知の通り、諸物価は著しく上昇いたしております。各種国家試験たとえば公認会計士試験、弁理士試験及び税理士試験、医師国家試験及び薬剤師国家試験等においても物価事情に対応して受験手数料を五百円ないし千円といたしておりますので、第十一条第一項を改正して第一次試験を五百円に、第二次試験を千円に改めることといたしておるのであります。

第三は、第十三条第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改めたこととありますが、これは司法試験法が制定せられました後に弁護士法が改正せられましたので、この際両法の関係を整理することといたしましたのでございます。

なおこの改正案は、本年度の試験がすでに第一次試験を終り、第

の性格にかんがみまして、少年院または拘留所に收容したときから七十二時間を越えてはならないものとして制限し、かつ本人の利益のために、この期間を保護の措置によつて少年鑑別所に收容した期間として計算するものとしておるのであります。

なおこれに関連して、第二十六条を改めて、この仮收容の決定の執行に関する規定を置くこととした次第であります。その他附則中に、この改正に伴う経過措置として、この一部改正法律の施行前に保護の措置を受けて少年院または拘留監に收容されている少年であつて、少年鑑別所へ移送するいとまのない者をこの仮收容の措置をとられた者とみなす旨の規定を置いておるのであります。

次に、少年院法の一部改正について申し上げます。この改正の要旨は、医療少年院について、男女を分隔する施設がある場合には、必ずしも男女の別に従つて設ける必要がないものとする事、及び少年院に收容中の者を移送等のため同行し、または少年鑑別所に收容中の者を審判等のため同行する場合において、やむを得ない事由があるときは、これをもよりの少年鑑別所もしくは少年院または拘留監の特に区別した場所にそれらにかりに收容することができるものとすることの二点であります。

その第一点の医療少年院の施設のことにつきましては、御承知の通り現在少年院は、少年院法第二条第六項の規定によりまして、男女の別に従つて設けることになつておりますが、医療少年院につきましては、その施設が十分でないため、同法第二十一条第三項の規定により、この七月三十一日までの特例的措置として、男子の医療

二次試験の実施段階に至つております関係上、明年度施行の試験から適用することといたしております。

以上大略でございますが、提案の理由を説明いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

次にただいま上程になりました少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、少年院法第二十一条の規定による代用少年鑑別所、代用特別少年院等の特例的措置が、本年七月三十一日までで廃止されることになつておりますので、これに伴う立法上必要な措置をとらうといたすものであります。その趣旨及び内容におきまして、さきに第十五回特別国会に提出され審議未了になりましたものと同じものでございます。

まず、少年法の一部改正について申し上げますと、この八月一日から家庭裁判所が保護の措置をとつた少年を收容する所は、本来の少年鑑別所だけとなるのであります。少年鑑別所の所在地からかなり離れた所にある多くの家庭裁判所支部の事件について、家庭裁判所が少年鑑別所送致の保護措置をとつた場合において、交通事情等の理由から、ただちに少年鑑別所に收容することが不可能であるが、または著しく困難である場合が少なからず生ずるものと考えられたのであります。かような場合に、家庭裁判所が決定をもつて、少年をもよりの少年院または拘留監の特に区別した場所に一時、かりに收容する措置をとることができるようにといたしたのであります。しかしながらその仮收容の期間につきましては、鑑別少年

少年院の一部を特に区別して女子をあわせて收容することができるようにとされているのであります。医療少年院につきましては、従来の経験に徴しますると、男女別にそれらに独立の施設を設ける必要性も少く、かつ同一施設内であつても男女を分隔することができれば十分であると考えられるのであります。従つてこの際、医療少年院については、男女を分隔して收容する施設がある場合は、必ずしも男女の別に従つて別々に設置する必要があるものにといたしたのであります。

第二点の少年院または少年鑑別所に收容中の者の仮收容のことにつきましては、この八月一日から、家庭裁判所支部係属事件の少年で現在代用少年鑑別所に收容されているような者も、すべて本来の少年鑑別所に收容されることとなるのであります。家庭裁判所の支部は、おおむね少年鑑別所の所在地からは遠隔の地にありますので、審判等のため少年を家庭裁判所支部に同行した際、交通事情その他のため、その日のうちに帰つて来ることができない等のやむを得ない事情が生ずることもあるものと考えられるのであります。これらの場合に、これをもよりの少年院または拘留監の特に区別した場合に一時かりに宿泊させることができるようにするとともに、また少年院に收容中の者の移送の場合につきまして、やはり同様のことが考えられますので、この際少年鑑別所に收容中の者についてと同様な措置をとり得るようになる旨の規定を置いたのであります。その他八月一日からその効力がなくなります経過規定の整理をいたしておる次第であります。



以上がこの法律案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望申し上げます次第であります。

## 二、衆議院法務委員長報告(七月八日)

○小林鑄君 たいま上程に相なりました司法試験法の一部を改正する法律案及び少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨並びに委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、司法試験法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、前国会に提案されたものと同一内容のものでありまして、その要点は、第一は司法試験第二次試験の試験科目の調整、第二は試験手数料の増額、第三は弁護士法の関係法文の整理であります。すなわち、昭和二十四年五月現行司法試験法が制定せられまして以来、年々受験者の増加を見、本年度においては受験願書提出者数六千人に達する状況と相なつておるのであります。これら受験者のうち、第二次試験選択科目として商法を選択する者の数はその半数にも満たないありさまであります。司法試験に合格して司法修習生を経、裁判官、検察官、弁護士となつた場合に、憲法、刑法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法とともにその必要性を認められる商法の学識において著しく欠ける者が多く、またこれら取扱い事務のうち商事関係事件の占める比重が増大した等、過去四年間の実

績を見た結果、第六条第一項及び第二項を改正して、現在選択科目とされている商法を必須科目に加えることにしたものであり、また司法試験手数料は、現在第一次試験二百円、第二次試験五百円となつておりますが、物価の上昇と他の各種国家試験の手数料とのつり合いの上、第十一条第一項を改正して、第一次試験五百円、第二次試験千円に改めることとし、なお弁護士法の改正があつたので、これに即応する整理をしたのでございます。

次に、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案も前国会に提出されたものと同一内容のものでありますが、そのうち、少年法の一部改正について申し上げますと、今年八月一日をもつて代用少年鑑別所の制度が廃止されました場合に、交通事情等のため、ただちに少年鑑別所に収容することができない場合が少くないのでございます。かかる場合に、家庭裁判所が、決定をもつて、少年を最寄りの少年院または拘留監の特に区別した場所に仮収容することができるものとしたのでございます。しかしながら、その仮収容の期間につきましては、鑑別少年の性格にかんがみまして、七十二時間を越えてはならないものと制限しております。なお、これに関連いたしまして、この仮収容の決定の執行に関する規定並びに経過措置に関する規定を設けたのでございます。

次に少年院法の一部改正の要旨を申し上げますと、今回の改正は次の二点であります。第一点は、医療少年院は必ずしも男女別に施

設をする必要がないものとするのでございます。すなわち、現行

の少年院法におきましては、本年七月末までの経過措置として、男子の医療少年院の一部を特に区別して、女子をあわせ収容することができるとされておるのでございますが、元来、医療少年院は、同一施設内であつても男女を分隔することができずれば十分であつて、必ずしも男女別に従つて別々に設置するには及ばないものとしたのでございます。第二点は、少年院及び少年鑑別所に収容中の少年を調査、審判等のため同行する場合におきまして、やむを得ない事由のあるときは、これを最寄りの少年鑑別所もしくは少年院または拘留監の特に区別した場所に仮収容できる規定を設けたのであります。

さて、当委員会における質疑の詳細は速記録に譲りたいと思ひますが、司法試験の一部改正につきましては、行政法も商法同様重要科目ではあるが、これをも商法とあわせて必須科目にすることは受験者の負担を急激に加重することとなり過ぎるので選択科目とした等の答弁があり、なお試験官の任命、報酬等につきましても、今後なお十分研究したいという旨の答弁がございました。

本案は、討論省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもちまして政府原案通り可決されました。

次に、少年法及び少年院の一部改正法案に関する質疑のおもなるものは、少年鑑別所の名称について、鑑別という表現が適當でないという点、また微罪少年を鑑別所に入れて四週間も拘禁状態に置くということは体刑を与える結果と同じである点等につきまして指摘

司法試験法の一部を改正する法律

されました。

かくて、質疑を終了いたしましたして、討論を省略の上、本案を採決いたしましたところが、これまた全会一致をもちまして政府原案通りに可決いたしましたのでございます。

以上御報告申し上げます。

## 三、参議院法務委員長報告(七月十七日)

○郡祐一君 只今上程の三法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず司法試験法の一部を改正する法律案につき御報告いたします。

本法案は、司法試験の第二次試験科目のうち、商法を必須科目としたし、これに伴い試験科目の調整をなすこと、及び受験手数料を増額することの二点を主眼とする改正であります。従来、商法は選択科目となつておりますが、実際に商法を選択する者は受験者の半数に満たない有様でありまして、裁判官、検察官、弁護士にして、商法の学識に欠ける者が増加する実情にあります。この点に鑑み、商法を必須科目とすると共に、物価事情に対応して、受験手数料を、第一次試験を五百円に、第二次試験を千円に改正せんとするのであります。

委員会におきましては慎重且つ熱心に審議し、各委員より、高等試験行政科に合格した者の受験科目、司法試験管理委員、司法試験考査委員の任命の方式、特に不適任者の推薦があつた場合や推薦が



拒否された場合に関する措置、受験手数料の行政法上の性質及び受験料の改訂が高きに失するのではないかの諸点について質疑がなされました。討論におきましては、赤松委員より、本法案に賛成だが、受験料については貧困者に対する考慮が払われることを希望する旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は全会一致可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につき報告いたします。

第一に、少年法の改正の要点を御説明いたします。家庭裁判所におきましては、保護少年の審判について必要があるときには、その資質を鑑別させるために、少年鑑別所にこれを送致することができることになっておるのでありますが、この少年鑑別所の施設が不足であるために、少年院法によつて、暫定的措置として、少年院又は拘留監の特に区別した場所を代用少年鑑別所として使用することができることとしたし、これを補つて来たのであります。この暫定的措置の期限が来たる七月三十一日となつておるのであります。それ以後はこの代用少年鑑別所は廃止されることとなるわけであり、一方、予算関係その他の事情により、新しい少年鑑別所の設置もはか／＼しくなく、現在のところ少年保護事件を取扱う家庭裁判所支部の所在地には殆んど少年鑑別所が設けられておらないのが実情であります。従つて、これらの家庭裁判所支部において保護少年を少年鑑別所に送致する決定をした場合におきま

て、少年鑑別所の所在地が離れているために、直ちにそこに収容することが不可能であるか又は著しく困難である場合が少からず生ずるものと予想されるのであります。そこで、このような場合には、家庭裁判所が決定を以て、少年を最寄りの少年院又は拘留監の特に区別した場所に七十二時間以内限り仮収容の措置をとることができるといたしましたし、同時に、この仮収容の期間は、本人の利益のために、少年鑑別所に収容した期間として計算することにいたそうとするものであります。

第二に、少年院法の改正について御説明いたします。改正の一つの点は、医療少年院の施設についてであります。現行法上、少年院は原則として男女それ／＼別個にこれを設ける建前になっておるのでありますが、医療少年院に限り、暫定的措置として、男子の医療少年院の一部を特に区別して女子をも併せて収容することができることとしておるのであります。この暫定的措置の期限も又来たる七月三十一日となつておるのでありますが、これまでの医療少年院運営の實際に徴しますると、男女別にそれ／＼独立の施設を設ける必要性も少く、且つ同一施設内であつても男女を分けることができれば十分であることがわかりましたので、この際、医療少年院に限り、男女を分けて収容する施設がある場合は、必ずしも別々に設置する必要がないものと改めようとするものであります。改正の他の点は、前述の少年法の改正に対応するものであります。代用少年鑑別所の廃止に伴い、来る八月一日以降は、現在これらの施設に収容されているような少年はすべて本来の少年鑑別所

に収容されることとなります。ところが、家庭裁判所の支部は、おむね、少年鑑別所の所在地からは遠隔の地にありますので、審判等のため少年を家庭裁判所支部に同行した際、交通事情その他のため、その日のうちに鑑別所に連れ戻すことができないような場合も生ずるわけであり、そこで、このような場合には、これを最寄りの少年院又は拘留監の特に区別した場所に一時仮に宿泊させることができることにすると共に、又、少年院に収容中の者の移送の場合につきましても同様のことが考えられますので、少年鑑別所に収容中の者についてと同様の措置をすることができるようにする旨の規定を設けんとするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議いたし、各委員より適切な質疑が行われたのでありますが、その詳細は速記録によつて御了承願うこととしたし、説明は省略いたします。

討論に入りまして、宮城委員より、「本案に賛成はするが、併し、少年法及び少年院法の改正は毎国会に行われているような有様であり、これは法の運用に伴う予算措置が不十分なこともよるのであるが、なお、少年保護制度の運営に一貫性を欠く欠陥に原因があることも否定できないところである。よつて政府は、今後十分研究し、完全なものとするために努力を払うべきである」という趣旨の意見が述べられたのであります。

かくて本改正案について採決の結果は、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定した次第であります。

次に逃亡犯罪人引渡法案につき御報告いたします。

日本国との平和条約第七条(a)に基き、アメリカ合衆国は、本年四月二十二日、我が国に対しまして、日米犯罪人引渡条約を、同日より三カ月後に当る本年七月二十二日から引續いて有効とする旨を通告して参つたのであります。条約に基いて外国より犯罪人引渡しの請求があつた場合において、その引渡しに關する国内手続を定めた立法として、我が国におきましては、明治二十年八月十日に制定された逃亡犯罪人引渡条約が現存しているのであります。併しながら、この条約は、制定以来、長年月を経過し、その間、殆んど改正も行われず、従つて、その規定のうちには現在の社会情勢に適合しないものも多々あるのであります。そこで、今回、日米犯罪人引渡条約が引續いて効力を有することとなるのを機会に、最近の諸外国の立法例を参酌いたしまして、新たに本法律案を立案し右の条約を廃止することとした次第でございます。

この法律案は、外国の請求により、我が国から逃亡犯罪人を引渡す場合における国内手続についてのみ規定したものでありまして、逆に、我が国が外国に対し逃亡犯罪人の引渡しを請求する場合の手続については、別に規定を設けておりません。それは現行刑事訴訟法に規定する手続によつて処理することができるからであります。

次に、この法律案の骨子について簡単に御説明いたします。先ず逃亡犯罪人の引渡しにつきましては、国際法又は国際慣行上認められる範囲内において一定の制限を設けております。即ち、逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪が政治犯罪であるとき、その犯罪が我が国の法令によつて刑罰を科し又はこれを執行することができないと認めら



れるとき、犯罪の嫌疑について相当な理由を欠くとき、引渡犯罪にかかる事件が我が国の裁判所に係属中又はすでに判決があつてそれが確定したときなどの場合には、引渡しを拒否するものとしてあります。

又、逃亡犯罪人が引渡犯罪以外の罪を犯し、その事件が我が国の裁判所に係属中であるとき、又は刑に処せられたが執行を終つていないとき及び逃亡犯罪人が日本国民であるときなどの場合には、引渡条約にこれと異なる定めがあるときに限り引渡することができるとしてあります。

引渡しの手続につきましては、締約国から逃亡犯罪人引渡しの請求があつた場合において、その引渡しの可否の決定及び執行は、行政措置として法務大臣の権限に属するものとし、ただ当該逃亡犯罪人が引渡しの要件に合致するや否やの判断については、東京高等裁判所の専属管轄に属するものとして、その審査に委ねることとしたしてあります。この場合において、逃亡犯罪人を引渡すことができないものと認める旨の決定があつたときは、法務大臣は引渡しを拒否しなければならぬのですが、反対に引渡すことができるものと認める旨の決定があつたときは、法務大臣は必ずしもこの決定に拘束されるものではなく、なお、その行政上の、裁量によつて引渡しを拒否することができます。又逃亡犯罪人の身柄を確保するために、これを拘禁する場合におきましても、その慎重を期するために、東京高等裁判所の裁判官が発する許可状によつて拘束することになります。以上が本法案の大体の要旨で

あります。

なお衆議院におきましては若干の修正を加えたのでありますが、その一は、逃亡犯罪人は、東京高等裁判所における審査に關し、弁護士の補佐を受けることができるものとしたこと、その二は、この審査の結果、逃亡犯罪人を引渡すことができるものとする旨の決定があつた場合における法務大臣の裁量権について、明確を欠く二、三の字句を削除したこと、以上の二点であります。

委員会におきましては、各委員より熱心な質疑が行われ、慎重に審議を重ねたのでありますが、その詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。討論におきましては別に発言もありませんでしたので、終結の上、衆議院の修正部分を含む原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告いたします。

### ◎少年法及び少年院法の一部を改正する

法律 (昭和二八、七、二五、法八六)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

(司法試験法の一部を改正する法律(昭二八―法八五)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(七月八日)

(司法試験法の一部を改正する法律(昭二八―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院法務委員長報告(七月十七日)

(司法試験法の一部を改正する法律(昭二八―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎消防施設強化促進法 (昭和二八、七、二七、法八七)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

○三浦政府委員 たいま提案いたしました消防施設強化促進法案の提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

この法律案を提案いたしました理由は、消防施設を購入し、または設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を国において補助する道を開きまして、消防施設の強化促進をはかるためであります。

御承知のごとく、昭和二十二年消防組織法が制定され、消防は市町村の責任において管理されることになつたのでありますが、同法は、その制定の当初から第二十五条におきまして「市町村の消防に要する費用に対する補助金に關しては法律でこれを定める」旨の規

定を設け、補助金法定の道を開いていたのでありますが、現在までいまだそのはこびに至らなかつたのであります。

一方消防の財源措置につきましては、必ずしも十分ではなく、あまつさえ市町村の財政状態は窮迫いたしております關係上、消防施設は整備強化されるすべもなくしてきわめて劣弱な状態のまま今日に及んでいるような次第であります。

ひるがえつて火災による損害の状況を見ますに、逐年増加の一途をたどり、昭和二十七年の年間統計によりますと、火災件数二万二千余件、焼失坪数約七十二万坪、損害見積額は、実に三百八十六億円に多きに及んでおります。

右のような事情にありますので、この際すみやかなる消防施設の強化をはかる必要がありまして、今回国庫から補助金を市町村に交付する措置を講じ、その消防施設の整備を促進し、火災による損害の軽減に万全を期するため、本法案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。

この法案は、本文七条及び附則一項からなつております。先ず第一条においてこの法律の目的について定め、第二条におきましては消防施設を購入しまたは設置しようとする市町村に対し、国はその費用の一部を補助することができる旨を定めております。

次に第三条におきましては、補助すべき対象を消防の用に供する機械器具及び設備とし、政令で定めることとしたのであります。

第四条は、補助基本額及び補助率について定めております。すなわち消防施設の種類及び規格ごとに内閣総理大臣が基準額を定め、



予算の範囲内でその三分の一以内を補助することといたしました。次に第五条は、補助の申請について規定してあります。すなわち、市町村長は、都道府県知事を経由して内閣総理大臣に申請書を提出することとし、申請書の様式、添付書類等は、総理府令で定めることとしたのであります。この場合都道府県知事は必要な意見をつけることができることといたしました。

次に第六条であります。これは、補助金の用途を適正ならしめるために、正当な理由がなくて施設の購入または設置の全部または一部を行わないこととなつたとき、補助の目的以外に使用したとき、または内閣総理大臣の指示に違反したと認められるときのいずれかに該当しますときは、内閣総理大臣は、補助金の交付を取消し、停止または交付した補助金を返還させることができる旨を規定しました。この場合、市町村長に事前に積明の意見を述べ、証拠を提出する機会を与えることとしております。

次に第七条におきましては、さらに一層補助金を有効適切に使用するため、内閣総理大臣が目的達成のため必要な限度において、市町村長に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、または職員に実地検査させることができるように定めたのであります。

最後に、附則においてこの法律は、公布の日から施行することといたしました。

以上がこの法律案提出の理由及びその内容の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申しあげます。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(七月七日)

○中井一夫君 たいま議題となりました消防施設強化促進法案に關し、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

年々増加する火災の損害に対し、市町村の消防施設はきわめて不完全なものであります。現下の窮乏せる地方財政をもつてしては、とうてい思うような措置を講ずることができないのであります。しかして、消防組織法第十五条の規定によりますと、消防の施設に対し国庫補助金を出すには別に法律を制定しなければならぬことになつておるのであります。従来いまだこの法律が制定せられておりませんので、今回本法案を提出し、国庫補助に關する具体的事項を定めんとするものであります。

法案は、去る六月十六日内閣より衆議院に提出せられ、同日本委員会に付託、六月二十三日政府委員から提案理由の説明を聴取した後審議を重ね、七月六日質疑を終了いたしましたところ、自由党、改進黨及び日本社会党各委員共同をもちまして、法案の第七条中、「消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い、」を削り、それに伴つて第六条第一項第三号を削るという修正案が提出せられました。これは地方自治権尊重の趣旨から、かつは報告書の徴取または実地検査をもつて監督の目的を達するに足るとの見地から、第七条の内閣総理大臣の指示権は不必要なものと認めためでありまして、討論採決の結果、全会一致をもつて修正案並びに修正

せられた部分を除く原案を可決いたし、かくて本案は修正議決すべきものと決せられた次第であります。

なお、一般公共事業費の面における消防の補助に關する予算は、従来は建設省の所管でありましたのを、爾今国家消防本部にこれを移管するように努力する旨政府委員から言明のあつたことを、この際付言いたしておきます。

右報告いたします。

## 三、参議院地方行政委員長報告(七月十七日)

○内村清次君 只今議題となりました消防施設強化促進法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法案は、市町村の消防施設の強化を促進するために、市町村が消防施設を購入又は設置しようとする場合に、国は予算の範囲内で基準額の三分の一以内を補助することを大体的内容としておりまして、本年度予算には二億五千万円余を計上されております。

この政府原案に対しまして衆議院において一部修正が加えられております。その要点は、(一)、第六条、即ち、内閣総理大臣が、市町村に対して、補助金を交付する場合において、当該市町村に対して補助金の全部若しくは一部の交付を取消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる事由のうち、三号の「内閣総理大臣の指示に違反したと認められるとき」を削除することであり、(二)、第七条、即ち、補助金の交付を

受ける市町村の長に対する内閣総理大臣の監督的権限のうち「消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い」とあるのを削除し、なお同条の見出しの「指示監督」を「監督」に改めることとあります。

地方行政委員会におきましては、本法案の付託以来、七月八日政府側より提案理由の説明を聞いたのち、数回の委員会において政府当局との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細については会議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて七月十五日討論に入り、秋山委員より、(一)、政府は補助金の増額、起債の枠の拡大、予算の立て方の改善等によつて、消防強化の財政的裏付けを十分にすること。(二)、補助金の配分等を通じて地方に対する中央の圧力が強くなるようなことがあつてはならぬ。政府はよろしく、この種補助金の配分に當つては、一定の基準によつて自動的に公平適切な配分ができるような方法を講ずべきであること。(三)、政府は火災保険会社その他消防の強化によつて利益を受ける向きをして消防強化に積極的に協力せしめるような方法を考うべきである。以上三つの希望事項を付して本法案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、全会一致を以て本法案は衆議院送付の原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。



### ◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、二八、法八八)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

○大達国務大臣 たいだいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所その他の施設の新設並びに国立短期大学の新設等について所要の規定を設けるとともに、国立大学に置かれる職員の定員を昭和二十八年年度予算に計上した定員を合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものであります。

次に、内容の概要について申し上げます。

改正の第一点は、国立大学の学部の分離独立と新設に関するものであります。北海道大学及び大阪大学の法経学部を法学部と経済学部、奈良女子大学の理家政学部を理学部と家政学部、富山大学の文理学部経済学科を経済学部とそれ／＼分離または独立させ、また広島県立医科大学を国立の広島大学に合併してその医学部としたしております。

改正の第二点は、国立短期大学の新設に関するものであります。群馬大学工業短期大学部外四つの国立短期大学を新設すること

といたしております。

改正の第三点は、大学附置研究所の新設でありまして、東京大学に応用微生物研究所を、又、岡山大学に農業生物研究所を新設することといたしております。

改正の第四点は、国立大学の共同利用の研究施設の新設に関するものであります。東京大学に宇宙線観測所を、また京都大学に基礎物理学研究所を新設することといたしております。

改正の第五点は、国立大学の学部附置の教育施設または研究施設の新設に関するものであります。北海道大学外十六の大学に、それぞれ学部の附置として、臨海実験所、農場及び家畜病院等を新設することといたしております。

改正の第六点は、国立大学に置かれる職員の定員を昭和二十八年年度予算に合うように改正しようとするものであります。

改正後の定員は、国立大学合計六万一千二百九十四名となり、本年度当初に比し百五十五名の増加となっております。この増加は主として広島大学医学部及び研究所の設置に伴うものであります。このほかに短期大学及び学部附置の研究施設の設置等に伴うものも含まれております。

以上申し上げますのが本法案の提案理由及び内容の概要であります。

なにとぞ慎重御審議の上すみやかに可決くださるようお願いいたします。

#### 二、衆議院文部委員長報告(七月八日)

○辻寛一君 たいだいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、さきの第十五国会において政府より提出いたしましたものと同様の趣旨のものであります。ただ当時解散のために法案が不成立に終わったので、そのうち一部緊急を要する部分を参議院の緊急集会で議決いたしました。その残余のものをあらためてここに提出されたものであります。

次に法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、北海道大学ほか四つの国立大学について、学科の充実に伴い、また公立から国立に移転合併することによりまして、八つの学部を新設しようとする点であります。第二の改正点は、地域的に教育の機会均等をはかる意味において、群馬大学工業短期大学ほか四つの国立短期大学を新設しようとする点であります。第三は、二つの大学附置研究所の新設。第四は、国立大学の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を新設しようとする点であります。さらに改正の第五は、北海道大学ほか十六の大学に、学部付属の臨海実験所、農場等を新設しようとする点であります。最後に第六点として、国立大学に置かれる職員の定員を六万一千二百九十四名とし、昭和二十八年年度予算に合せるように改正してあります。

国立学校設置法の一部を改正する法律

本案は、六月十三日当委員会に付託となりまして、慎重審議の結果、七月七日、討論を省略して、ただちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。なお詳細は速記録によつて御承知を願ひまして、報告を終ります。

#### 三、参議院文部委員長報告(七月二十二日)

○川村松助君 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、先に第十五国会に提出され審議未了となりましたところの国立学校設置法の一部を改正する法律案のうち、緊急集会において議決されたものを除いた残余の部分を、改めて提出したものであります。

先ず本案に盛り込まれた改正内容の骨子を申し上げます。改正の第一点は、北海道大学及び大阪大学の法・経学部をそれ／＼法学部と経済学部、奈良女子大学の理・家政学部を理学部と家政学部に分離し、富山大学文理学部より経済学部を分離設置し、広島県立医科大学を広島大学に合併して医学部を設置しようとするものであります。改正の第二点は、群馬大学、電気通信大学、静岡大学、滋賀大学、山口大学に短期大学部を設置することでありまして、改正の第三点は、東京大学に応用微生物研究所を、岡山大学に農業生物研究所を新設することでありまして、改正の第四点は、新たな構想の下に、



同一の学問分野を専攻する者の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を附置することであり、改正の第五点は、北海道大学その他十五の大学の学部附属の教育研究施設として、牧場、農場、家畜病院、診療エックス線技師学校、脳研究施設、農村厚生医学研究施設、臨海実験所、病院等を設置するものであります。改正の第六点は、以上の改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

次に委員会の審議におきましての質疑応答の主なるものを申し上げます。まず、学部の分離、短期大学の設置等が、新制大学の内容の充実をおろそかにすることはないかと、質問に對しましては、学部の内容がすでに充実したものに對して分離或いは短期大学の設置を認めた旨の説明がありました。又、学部の分離設置に對する施設設備の拡充と地元負担との關係について質問があり、一部の大学において相当の地元寄付があるが、これは学部分離設置の前提条件ではない旨の説明がなされました。次に、学部の分離に當つて定員増がなされておるか、夜間の短期大学の新設に對する定員増が少く、教官の負担過重にならないかという質問がありました。これに對しましては、学部の分離は大学設置の当初より年次計画的になされ、学年完成と共に分離するものであるから、定員増を必要

としないこと、夜間の短期大学部では、昼間部の教官の兼任によつて授業がなされるから、定員増は僅かでもよいという説明がありました。その他の質疑応答の詳細は會議録に譲ることにいたします。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員から、本法案では改正の諸點に對して財政的裏付けが十分でなく、教授の負担が増加するから、本案に反對する旨の意見の開陳があり、相馬委員は、学部設置に對する厩庫の負担が僅少であつて、地元寄付、各種団体の援助等に依存するところが多いことについては、なお疑問の点を残しておること、及び日本の大学教育のあり方について今後十分の検討を希望する旨の意見を付して賛成せられました。かくて採決に入りまして、結局、委員会は本法案を多数を以て可決すべきものと決定いたしました。右御報告いたします。

### ◎昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律

(昭和二八、七、三〇、法八九)

#### 一、提案理由(七月二十三日)

○福永政府委員 たいま議題となりました昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

国家公務員に對しましては、期末手当として本年六月十五日に給与月額の半月分を支給したのでありますが、最近における諸般の情勢を考慮いたしますと、さらに何らかの措置が必要と認められますので、本年度に限り、年末に支給すべき期末手当に相当する額の一部を繰上げて支給することといたしました次第であります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、その支給額は、給与月額の二割五分を最高とし、在職期間に應じて支給額に差をつけることとし、支給日は政令で定めることといたしております。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院人事委員長報告(七月二十三日)

○赤城宗徳君 たいま議題となりました昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案について、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の趣旨を簡単に御説明いたします。国家公務員に對しましては、期末手当として本年六月十五日に給与月額の半月分を支給したのでありますが、最近における諸般の情勢を考慮いたしますと、さらに何らかの措置が必要と認められますので、本年度に限り、年末に支給すべき期末手当に相当する額の一部を繰上げて支給することといたしたいというのであります。

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律

次に、本法律案の内容を簡単に御説明いたしますと、その支給額は、給与月額の二割五分を最高とし、在職期間に應じて支給額に差をつけることとし、支給日は政令で定めることといたしたのであります。

本法律案は、昨七月二十二日に衆議院に提出され、ただちに当人事委員会に付託され、本日その審議をいたしました。その際、支給日について、各党委員から、早急に支給されるよう要望があり、政府当局よりも、昭和二十八年年度予算成立直後に、できるだけすみやかに善処することを確認した次第であります。なお、本法律案の所要予算額は、一般会計、特別会計合せて約二十八億六千三百万円、政府関係機関約二十二億一千八百万円となるのであります。さらに、地方公務員につきましては、昭和二十八年年度予算平衡交付金の中に組み込まれておりますので、国家公務員にならつて、支給されるものと、政府当局より答弁がありました。

本法律案は、かねて各党派の熱心なる要望をいれられたもので、全委員において異議なく、討論を省略して採決され、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第でございます。右御報告いたします。

#### 三、参議院人事委員長報告(七月二十四日)

○村尾重雄君 只今、議題となりました、昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案につきまして、人事委員会における審議経過を御報告申し上げます。



市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

本法律案は、七月二十二日内閣より提出せられたものでありまして、その趣旨といたしましては、国家公務員の夏季の期末手当について、〇・二五月分の繰上支給を行わんとするものであります。即ち、現行給与法においては、国家公務員に対して、六月十五日及び十二月十五日には、在職期間六月以上の場合、それ〴〵給与月額半月分を支給することになっておりますが、最近における諸般の事情に鑑み、本年度限りの特例措置といたしまして、年末に支給すべき期末手当〇・五カ月分に相当する額の一部を繰上げて支給しようとするものであり、その額といたしましては、給与月額の一割五分、即ち〇・二五月分を最高とし、その他在職期間に応じて支給額に差をつけることとし、支給日は政令で定めることといたしておるものであります。人事委員会においては、本日、政府の提案理由の説明を聴取し、直ちに審議に入つたのでありますが、質疑において明かにされたのは、次のような点であります。

即ち、その支給については、本予算成立後直ちに実施するものであること。次に地方公務員については、従来例により国家公務員に準じて取扱われることを期待するということ、等であります。

本委員会といたしましては、かね〴〵公務員の夏季手当の増額支給については、政府に対して申入れを行うと共に、その早急なる実現に努力して来た経緯もありますので、質疑終了後、直ちに討論に入りましたところ、一委員より、「先に提出せられた人事院勧告においては、期末手当増額の意見が述べられておる次第もあり、年末に支給さるべき期末手当についても、十分補正等の措置を考慮すべ

きである」との意見を附して賛成の討論があり、討論を終了し、採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律 (昭和二八、七、三〇、法九〇)

一、提案理由(七月二日)

〇福井府委員 今回政府から提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

現在市町村立の義務教育諸学校の教職員の給与は、御承知の通り、市町村立学校職員給与負担法に基づき、都道府県が負担し支給することになっており、都道府県が負担する給与の種類は同法第一条に列挙されております。一方教育公務員特例法、第二十五条の五によりまして公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額につきましては、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めることになっております。こういう関係から、国立学校の教育公務員については昨年十二月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。年末手当が期末手当に改められ、同時に勤勉手当が加えられたに伴いまして、市町村立学校職員給与負担法第一条にこれに相応した所要の改正を加える必要が生じたの

であります。すなわち、同法第一条中に規定する年末手当を期末手当に改め、同時に勤勉手当を加えようとするものであります。

以上この法案の提案理由とその趣旨を御説明いたしました。なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(七月十四日)

〇坂田道太君 ただいま上程されました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、両法案を一括いたしましたして、その内容の要点と審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず初めに、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、御承知の通り、現在の義務教育諸学校教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づきまして、都道府県が負担し支給することになっておりまして、その種類が第一条に列挙されております。一方、公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、教育公務員特例法第二十五条の五によつて、当分の間国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めることになっております。こうした関係から、昨年末に、国立学校の教育公務員については、一般職の職員の給与に関する法律が改正せられ、年末手当を期末手当に改め、同時に勤勉手当が加えられましたので、この点を改正するのであります。

次に、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正す

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

る法律案の主要な点を申し上げます。その第一の点は、養護教諭の職務と、その需給状況とを考慮し、また保健婦、助産婦、看護婦法の一部が改正されたので、養護教諭の養成機関において看護婦を再教育する従来の方式に関する規定の一部を改正すると同時に、新たに大学等においても養成し得るように改正するのであります。

第二点は、従来の現職教育のほかに、なお教員検定試験によつても上級の免許状を受けるのに必要な単位をとることができるようにするのであります。第三点は、大学の教員養成課程は、その適当であるかどうかということが非常に教員の素質に関係いたしますので、文部大臣は今後教育職員養成審議会に諮問し、その結果適当と認められた課程で教員養成を行うようにしようとするものであります。

第四点は、現職教員の便宜のために、中学校または高等学校の教諭免許状を持つてゐる者は、現職教育や教員検定試験によつて修得した単位によつても免許の教科をふやすことができるようにするのであります。第五点は、僻地などの小規模な中学校、高等学校等の教員構成の実情を考慮いたしまして、都道府県教育委員会の許可があれば、免許状を持たない教科でも一年以内を限り担当することができるようにするのであります。第六点は、中学校の芸能、体育等の教科の教諭免許状を持つてゐる者は、小学校の当該教科の教員に

なることができるようにするのであります。

以上両法案とも慎重な審議をいたしました。特に教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案に關しましては、社会党左派を代表いたしまして辻原弘市君より、この法律は、今回の改正



案を必要とするに立ち至つた点にも明らかな通り、ひどく複雑多岐であり、根本的な問題も伏在するもののように認められるので、なるべく早い機会に徹底的改正を行うべきであるとの要望がございました。採決の結果、両法案とも起立総員をもつて可決せられました。右御報告申し上げます。

### 三、参議院文部委員長報告(七月二十七日)

(教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭二八―法九二)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎開拓融資保証法 (昭二八、七、三〇、法九一)

#### 一、提案理由(六月三十日)

○国務大臣(保利茂君) 開拓融資保証法案の提案の理由を御説明いたします。

我が国食糧自給促進の重要な一環として、全国十五万戸の開拓者は、日夜その農業経営の確立に鋭意努力をしております。政府は、これらの開拓者に対し農具、家畜等営農の基本的的手段については開拓者資金融通法を以ちまして長期低利の資金を直接融通してあります。更に昭和二十五年より開拓者、都道府県及び政府が一定の金額を醸出して借入の担保とする開拓信用基金制度を創設し、これによつて開拓者は農林中央金庫から肥料資金その他の短期営農資金の融通を受けているのであります。

この法律は、開拓者の団体を構成員とする開拓融資保証協会を中央及び各都道府県に設定し、保証財源の管理運営を明確適切にすると共に、併せて政府及び都道府県の出資によるこの制度への助成の方途を明らかにするよう現行の開拓信用基金制度を法制的に整備確立しようとするものであります。

以上、本法案の提案理由について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さるようお願いいたします。

次に、委員長のお許しを頂きまして、去る二十六日に決定いたしました二十八年度産麦価の決定に至ります経緯につきまして御説明を申し上げます。

御承知のように麦類は昨年六月以降統制を廃止いたし、自由販売としたのでございますが、今日未だ米の統制を必要といたしまする現在におきましては、麦類も主要食糧でありますから、一面麦の再生産の確保を図る意味におきまして、農家の希望に応じて無制限買入を行いますと共に、他面消費者家計において米価とバランスのとれました安定した価格水準を実現いたし、家計の安定を図ることとしたのでございます。本年度も管理制度につきましては、基本的には昨年度と同様の考え方に基いて数量及び価格の調整をいたすこととし、この管理を厳格に行いますために、価格に所要の改訂をいたすこととしたのでございます。麦の価格につきましては、食糧管理法に定められ、買入価格はパリテイ価格を基準とし、これに生産事情その他の経済事情を参酌して定めることとし、売渡価格は家計麦価の範囲内におきまして、対米比価によつて定めること

となつております。従いまして、政府といたしましては、消費面の負担力等を考慮いたしまして、当初前年通りの考えによりまして既定の算式通り決定いたし、買入価格につきましてはパリテイ価格を基準といたし、これに統制廃止後の産麦の需給条件の変化を織込んで産麦間の価格比がバランスするように調整して決定いたし、米価審議会に諮問いたしましたのでございます。これに対しまして米価審議会は、買入価格については米価における特別加算額相当の加算措置を講じ、売渡価格については昨年度の売渡価格以下とする旨の答申をいたしましたのでございます。特別加算額につきましては、当初政府といたしましては、米麦の価格決定の基本的考え方は同じであります。米価のほうは統制による最高販売価格であるのに対しまして、麦のほうは自由販売でありますから、おのずから米と異なり、農家の希望に応じて政府より買入れる価格であるという事情に

す。政府といたしましては審議会の答申をも十分検討いたしましたのでございますが、この程度の引上は家計の実質的負担の増大をもたらすことにはならないと存じ、諮問案によることとしたのでございます。右の事情と考えに基きまして二十八年度産麦価を決定いたしました次第でございます。

#### 二、参議院農林委員長報告(七月十三日)

○宮本邦彦君 只今議題となりました開拓融資保証法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

開拓者の肥料資金、その他の短期営農資金の融通を図るために、昭和二十五年から中央及び都道府県に財団法人開拓信用基金協会が設立せられ、開拓者、都道府県及び国から約三億七千万円を醸出して、開拓者相互連帯観念を基調とする開拓信用基金制度が実施せられて来ているのであります。これは行政措置によるものであります。本法律案はかかる信用基金制度を法制的に整備せんとするもので、その主要な内容は、大要次のようなものであります。即ち第一は、開拓融資保証協会の設立でありまして、各都道府県を区域として、開拓農業協同組合及び都道府県開拓農業協同組合連合会を会員といたしまして、都道府県開拓融資保証協会を設立し、加入は自由であるが、協会の安定を期するため、脱退には一定の制限を附し、又全国を区域として地方保証協会及び全国開拓農業協同組合連合会を会員として中央開拓融資保証協会を設立し、地方保証協会は当然加入とし、共に公益性の強い法人格を与え、税法上の特典を付

とありますが、米価のほうは統制による最高販売価格であるのに対しまして、麦のほうは自由販売でありますから、おのずから米と異なり、農家の希望に応じて政府より買入れる価格であるという事情にありますが、政府はこの点につきまして慎重検討をいたしました結果、米価審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、本年度の災害等、特殊事情をもこれに考慮を加えまして加算額を附加することといたし、結局包装込み俵当り標準銘柄等級の価格について、小麦は二千十三円を二十五十二円、大麦は千六百四十七円を千七百十七円、裸麦は二千百七十九円を二千二百七十三円に修正し、決定いたしました次第であります。次に売渡価格につきましては昨年度より若干引上げ、小麦につきましては現行価格を据えおいて俵当り二百百円とし、大麦は千七百四十二円、裸麦は二千二百九十四円にいたしましたのであります。



与することなし、第二は、保証協会の業務についてでありまして、地方保証協会は、会員が開拓地における農業経営上必要な営農資金を農林中央金庫或いは都道府県信用農業協同組合連合会等の金融機関から借入れるに於いてその債務を保証することをその業務となし、又中央保証協会は、地方保証協会の保証債務及び全国開拓農業協同組合連合会が同じく金融機関に対して負担する債務を保証するものとなし、これらの業務は、業務方法書の定めるところによつて行われ、業務方法書は、主務大臣の認可を要することなし、第三は、保証協会に対する出資でありまして、地方協会に対して、その会員は一口千円を以て一口以上の出資をなし、又都道府県は必要な出資をすることが出来るものとなし、中央保証協会に対しては、政府は一億円を出資し、会員は一口一万円を以て一口以上出資しなければならぬこととなし、これらの出資金等は、会員の債務保証の財源として一定の方法によつて管理することなし、第四は、保証協会の役員は理事と監事でありまして、理事の定数五人以上、監事の定数二人以上となし、会員の役員及び都道府県知事又は主務大臣が推薦した者の中から総会において選任することなし、併し推薦による役員は、理事、監事それぞれについて定数の二分の一以内にとどめ、なお本法の主務大臣は農林大臣及び大蔵大臣とされております。而して経過的措施として、従来の財団法人中央開拓信用基金協会に対する政府の貸付金一億円は、中央保証協会に対する政府の出資に振替え、その一億円に対する経過利息はこれを免除し、地方保証協会は従来の財団法人都道府県開拓信用基金協会の権利義務

を承継し、都道府県開拓信用基金協会は解散するものとし、中央保証協会が成立したときに、地方保証協会が負担している保証債務は、中央保証協会がこれを保証する等が規定されております。委員会におきましては政府当局との間に、従来の財団法人開拓信用基金協会の事業の運営状況及びその成績、開拓短期営農資金の性格及びその需給並びにこれが供給方法、農業資金、特に開拓営農資金の利率及びこれに関連して農林中央金庫のあり方等、諸般の問題について質疑が行われたのでありまして、これが詳細については会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

併しここに、これら質疑中の主なものについて大要を御紹介いたしますならば、本法律案において期待する開拓営農短期資金は、主として肥料資金であつて、本制度の対象となる開拓農家は約十二、十三万戸と推定せられ、これが資金の需要総額約三十億円と見込まれ、その二分の一を金融機関からの融資に待つものとして、融資必要額は約十五億円となり、本制度が確立すれば、これと見合いにこれらの資金は農林中央金庫等から融通が受けられるものと思われ。併し現在のやり方では、これが金利は農林中央金庫の普通の利率によることになる旨農林当局から説明があり、これに対して資金の需要はもつと多いものと思われ、又開拓営農の特殊性に鑑み、特別に低利な資金を確保する必要があると、でき得ればむしろ政府融資とすべきである旨の主張もありました。更に参考人として出席しました農林中央金庫当局から、本法律案による保証制度の確立に即応いたしました、金利の引下げについて検討を加えたい旨の陳述があ

りました。ここにおいて一般農家はともかく、農業手形の制度によつて日歩二銭五厘の営農資金の融通が受けられる。然るに開拓営農は、その特殊性からして、特別に低利な資金を必要とするにもかかわらず、その必要な短期資金を農林中央金庫からの供給により日歩二銭六厘支払わなければならないことは失当であつて、金利の引下げについて考慮が払われていない本制度は、開拓者のためというよりは、むしろ金融機関擁護の制度と言ふべきであるから、開拓営農の引合う程度まで金利を引下ぐべきものであるとして、金利引下げに対する追及が鋭く行われました。これに対し保利農林大臣から、「開拓者が困難な条件で入植営農し、その需要する短期営農資金の金利が、一般農家の農業手形の金利以上であることは穩当を欠き、農業手形以下にする必要があつて農林中央金庫の協力を受け、責任を以て具体的な実現に努力したい」旨の答弁がありました。かくして本法案審議中に、農林当局と農林中央金庫との話し合いが進められ、その結果について農林当局から、農林中央金庫における開拓営農短期資金の金利は、差当り日歩二銭四厘に引下げることになり、更に日本銀行の適格手形の取扱の条件が備われれば、日歩二銭二厘まで引下げ得ることになる旨の説明があり、審議の結果、委員会においては、「金利は日歩二銭二厘に引下げ得るものであり、日歩二銭四厘は交渉の現段階におけるものである」と了解せられたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、河野委員から、原案に賛成であるが、開拓営農短期資金の金利引下について、政府

の格段の措置を求めて、次のような附帯決議を行いたい旨動議が提出せられました。即ち、

開拓融資保証法案に関する附帯決議

開拓営農については、その特殊な事情から、これが必要とする営農短期資金は特別低利なことを必要とするにかかわらず未だこれが実現を見るに至つていないことは失当と云わなければならない。

今回政府は開拓融資保証制度によつて開拓営農短期資金の疏通に資せんとしているのであるが、然し金利の是正については未だ見るべきものがないのは遺憾とするところである。

既に実施されている開拓信用基金制度の実績についてみるに開拓営農資金の回収は極めて良好であつて償還不能のものは殆ど皆無であるとの趣であつて、しかも、今回開拓融資保証制度が確立すれば資金回収の確実性は益々向上するものと認められる。

かかる事情にかんがみて、政府は、この際、開拓営農短期資金の疏通及びこれが金利を日歩二銭二厘以下に引下げよう速かに適当な措置を講ずべきである。

右決議する。

なお、ここに開拓営農短期資金の疏通という中には、「資金源の確保、国の保証責任の拡大及び貸出手続の簡素化等、一切の事項を含むものである」ことが附加えられております。

又清澤委員から、我が国農村構成上重大な部分を占める零細農について、社会政策的対策の確立を要望して賛成があり、続いて採決



の結果、全会一致を以て、河野委員の提案にかかる附帯決議と共に、原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
右御報告いたします。

三、衆議院農林委員長報告(七月二十二日)

○足立篤郎君 たいだいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、開拓融資保証法案並びに不肖足立篤郎外二十三名提出、農産物価格安定法案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず開拓融資保証法案につきまして申し上げます。

現在開拓農家総戸数は約十五万戸に達し、これら開拓農民が耕作する農地の総面積は二十万町歩に上るのであります。わが国の食糧自給度の向上に重要な役割を果していることは御承知の通りであります。これら開拓農民に対しまして、政府は昭和二十三年以降、開拓者資金融通法に基きまして、長期低利の資金を直接融通いたし、開拓政策の推進に努めて参りました。さらに昭和二十五年より、開拓者、都道府県及び政府がそれぞれ一定の金額を醸出して借入れの担保とする開拓信用基金制度を創設いたし、これによつて開拓者が農林中央金庫から肥料資金その他の短期営農資金の融通を受け、この両制度によりまして長短両資金の融通の円滑化を期して来たのであります。近來開拓農民の短期営農資金に対する需要はますます増加している状況にかんがみ、今般この開拓信用基金制度に法的根拠を与え、もつてこれが整備、確立を期するため、本法案

の提出となつたのであります。

次に本法案の要旨をごく簡単に申し上げますと、開拓者の団体を構成員とする開拓融資保証協会を中央及び各都道府県に設立いたし、保証財源の管理、債務保証業務の運営等を明確かつ適切にいたしますとともに、政府及び都道府県の出資によるこの制度への助成の方途を明らかにする等、本制度に対する育成強化の措置を講ずることとし、もつて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立を促進しようとするものであります。

本法案は、去る六月二十五日予備付託となり、七月一日提案理由の説明を聴取いたしました。次いで七月十三日本付託となり、続いて昨二十一日質疑を行いましたところ、改進黨金子委員から、開拓農民は劣悪な立地条件のもとにあり、その経済的基盤も脆弱であるから、融資の利子は極力低廉とすべきであるとの御発言があり、これに対し政府側より御趣旨に沿う旨の答弁がございました。

質疑を終局、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第でございます。

次に、農産物価格安定法案について申し上げます。  
御承知のごとく、農業生産力は近時著しく増大して参り、これに伴い農産物に対する統制は漸次緩和せられ、米以外の農産物は今や統制を撤廃せらるるに至りました。しかしながら、これら農産物の生産者はいずれも零細農民であります上に、農産物の特質として、出まわり期が一定時に集中いたしましたので、需要の変化に即応した調節をすることが非常に困難な実情にありますので、価格は常に相当の

変動を示し、正常な価格水準から低落する傾向も見られ、零細な生産農家に深刻な影響を与えまして、今後における生産減退のおそれのあることはもちろん、ひいては農産物の需要者及び関連産業にも悪影響を及ぼすものと考えられるのであります。かかる実情にかんがみまして、麦類につきましては、統制廃止とともに、食糧管理法の規定に基き、生産者からの申入れに依りて無制限に買入れれることとしたし、強力な価格支持の方策を講じて参りました。また澱粉につきましても、昨二十七年度から行政措置により一定数量の買上げを行い、いも類の価格安定に対する間接的支持を行うこととしたしました。しかしながら、かような行政措置による臨時的対策をもつてしては十分にその目的を達することができませんので、米麦以外の重要な農産物につきまして価格安定の制度を確立することの必要を痛感いたし、ここに、本法案を提出する次第であります。

次に、本法案の内容につきまして重要な点を申し上げますと、第一に、生切干、菜種、澱粉を対象として、生産者団体の自主的販売の調整を促進するとともに、国自身もまた必要に応じこれらの買入れを行い、農産物価格の安定をはかること、第二は、政府の買入れ数量については、生産者団体の意見を聞き、需給事情を勘案して、価格保持に必要とする買上げ数量を決定する。また必要に応じ価格の低落を防止するため、生産者団体に対し必要な勧告を行い、資金のあつせんを行うこととしたしました。第三は、政府の買入れ価格につきましても、農業パリティ指数に基いて算定される価格に需給事情を織り込み、これに生産費その他の経済事情を参酌して定め、

また加工品については、加工に要する経費等を加算するのであります。なお、この価格の決定については生産者団体に諮り、またその意見を尊重することとしたしております。第四は、政府買入れのこれら農産物の売渡しについては、市価に悪影響を及ぼさないように留意いたし、特定の場合以外は、原則として政府の買入れ基準価格を下らないように、時価で売り渡すこととした等でございます。

本法案は、七月十七日農林委員会付託と相なり、同日提案者を代表して私から提案理由の説明をいたしました。次いで昨二十一日質疑を行いましたところ、社会党芳賀委員から、大豆のごとき油脂並びに蛋白資源として重要な農産物は本法案の対象にすべきであるとの御意見があり、これに対し、提案者並びに政府側から、根本的考へ方は同意見であるから、その必要の生じた場合は御趣旨に沿うよう善処する旨の答弁がございました。

質疑を終局、討論に移りましたところ、改進黨金子委員から、附帯決議を付して賛成したい旨の御発言がございました。続いて採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。次に、附帯決議についても全会一致をもちまして可決した次第であります。附帯決議の内容につきましては速記録に譲りたいと思ひますので、御参照を願います。

右御報告申し上げます。



## ◎教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三〇、法九二)

### 一、提案理由(六月二十三日)

○大達国務大臣 たいだいま議題となりました教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申し上げます。

教育職員の資質の保持と向上をはかるために制定されました教育職員免許法及び同法施行法は、制定以来三年有半を経過いたしました。この間において、各都道府県における教職員の旧免許状の新免許状への切替え事務も無事終了し、また教職員の現職教育計画も各方面の理解ある協力により、きわめて順調に運び、免許法の所期の目的が着々実現されつつありますことは、まことに御同慶の至りであります。

元来、免許法及び同法施行法は、大学における教員養成制度及び現職教育制度を規定し、また教育職員の需給状況とも密接に関連するばかりでなく、教職員個人の利害にも影響するところが大有りありますので、政府は、免許法にかかる性格と同法施行後の実情にかんがみ、これらの法律の規定を現場の事態に即せしめるように常に研究を続け、すでに二回にわたり、改正案を提出したのであります。

が、その後、各方面の要望並びに教育職員養成審議会の審議の結論等を勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主要点について簡単に説明いたしたいと存じます。

第一は、養護教諭の職務と、その需給状況とを考慮し、また保健婦、助産婦、看護婦法一部改正に伴い、養護教諭養成機関において看護婦を再教育する従来の養成方式に関する規定の一部を改正するとともに、新たに大学においても直接に養護教諭を養成することができる規定を設けたことであります。

第二は、現職の教職員が、従来の現職教育のほか、教員検定試験によつても上級の免許状を受けるに必要な単位が得られるようにしたことあります。

第三は、大学における教員養成課程については、その適否が教員の質に関係するところが大有りありますので、教育職員養成審議会に諮問して適当と認められた課程において教員養成を行うことにいたしましたことあります。

第四は、現職教員の便宜を考慮し、中学校または高等学校の教諭免許状所有者は、現職教育や教員検定試験によつて修得した単位によつても免許教科をふやすことができるようにしたことあります。

第五は、僻険地等における小規模の中学校高等学校等の教員構成の実情を考慮し、教員の便宜をはかるため、これらの学校において

は授与権者の許可を受け、教諭が免許状を有しない教科の教授をも担任できるようにしたことあります。

以上申し述べましたのが、教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

### 二、衆議院文部委員長報告(七月十四日)

(市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭二八―法九〇)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院文部委員長報告(七月二十七日)

○川村松助君 只今、議題となりました二法案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案についてありますが、本法律案は、教員養成制度、現職教育制度、教育職員の需給状況等、現下の実情に鑑み、養護教諭の養成、教員免許制度の新設、僻険地における教員の教科免許の特例等、所要の改正をいたさんとするものであります。

本案につきましての質疑応答の詳細につきましては、速記録に譲ることといたします。討論におきましては、僻険地の教員の需給状況が困難であるに鑑み、かような地方有資格教員を迎え得るよう、更に実質的な措置を講ずること、現行の免許法は、余りに複雑多岐

であり、教育効果の上から見ても不必要な面もあると思うので、将来抜本的に簡素化すること、又いわゆる戦前の検定制度は弊害もないではなかつたが、学資なき向学の徒をして奮起せしめた功績は没しがたいものがあつたので、この精神を汲んで、将来この制度を何らかの形式において取入れるよう措置すること等の希望を付しまして、木村委員、荒木委員より相馬委員より、それ〴〵賛成意見の開陳がありました。

次いで採決を行いましたところ、全会一致を以て、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

教育公務員特例法によりますと、公立学校の教育公務員の給与の種類及び額については、国立学校の教育公務員のそれを基準とすることになつております関係上、昨年十二月、国立学校の教育公務員の給与の基準を定めておる一般職の職員の給与に関する法律が改正いたされましたに伴いまして、今回市町村立学校職員給与負担法第一条について、これに相応した所要の改正を加えんとするものであります。

本案に関する審議の詳細につきましては速記録によることにいたしますが、討論におきましては、木村委員は賛成の意見を述べられ、深川委員は勤勉手当支給に際しては、余りにも画一的基準によつて支給しないようにという希望を付した賛成討論があり、荒木委



員からは、本案に対する反対討論がございました。次いで採決の結果多数を以て本案は可決すべきものと決定いたしました。右、簡単な御報告いたします。

### ◎農業災害補償法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三〇、法九三)

#### 一、提案理由(五月二十六日)

○篠田政府委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明いたします。

農業災害補償制度につきましては、本制度実施五年の経験に徴しまして、さらに農家負担の軽減、蚕繭共済制度の改善、共済団体の性格に即した監督の適正化等必要な改善を行い制度の円滑な運営を期するため、この法律案を提案する次第であります。以下この法律案の主要内容について御説明いたします。

第一は、共済掛金の農家負担の軽減及び災害の危険度に応じた共済金額の個別化であります。農作物共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準率部分を全国共通に全額農家負担としておりましたが、一般的に農家負担を軽減するために、通常共済掛金標準率のうち安全割増率を差引いた率のうち全国を通じて最低のものものの三分の一の部分を新たに国庫負担とすることといたしました。なおその結

果従来の方法によりますと、被害の程度の低い地域の国庫負担割合が少かつたのでありますが、これらの地域についても国庫負担の割合の合理化が期せられることになりました。

また蚕繭共済の共済掛金の負担につきましては、国庫と農家との負担を合理的にするために、農作物共済の負担方法の改善と併行してこれと同様の負担方法とすることといたしました。

さらに共済金額の個別化につきましては、被害の危険階級ごとにある程度の幅を設けてその範囲内で共済金額を選び得るように改正をいたしました。

第二は蚕繭共済制度の改善であります。蚕繭共済におきましては、現行法によりますと共済事故による減収が組合員の平年収量量の四割以上の場合に共済金を支払うこととしておるのでありますが、農業災害補償法の目的を十分に達成するために三割ないし四割の減収の場合にも共済金を支払うことといたしました。また蚕繭共済は、現行法では、全蚕期を通じた保険の建前となつております関係上、共済掛金率は、春蚕繭も夏秋蚕繭も同率で、このため春蚕繭については掛金が割高、夏秋蚕繭については割安という不合理があり、また最終蚕期の収量が完了いたしましたあとと再保険金の額が決定しないため、共済金の支払いが遅れるという支障がありましたので、これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の実態に応じて掛金率を個別化いたしますとともに、再保険金の額を蚕期別に決定することにより共済金の支払いの円滑をはかることといたしました。

なおこれらは従来から検討を進めて参つた問題であります。蚕繭共済の料率改訂期となつております本年からこれを実施し、本年の春蚕繭にさかのぼつてこれを適用することといたしましたのであります。

第三に共済団体の運営につきまして、農業災害補償制度の一環としての特異な性格にかんがみまして、公益的見地からの適正な監督を行い得ることとし、また役員責任を明確ならしめることといたしました。

以上がこの法律案の概要でございます。

なお今年産水稲及び陸稲につきましては、その引受の時期が迫り、これが遅滞いたしますことは、今後の制度の運営に悪影響を残すこととなります。蚕繭及び麦につきましては、特に今年四月から五月にかけての凍霜対策の重要な一環として改正された制度により算出される再保険金の概算払いが強く要望され、政府といたしましても、数字がまとまり次第すみやかにこれを実施したいと考えておりますので、本法案を緊急に提案した次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

#### 二、衆議院農林委員長報告(七月二日)

○井出一太郎君 ただいま上程いたしました、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

#### 農業災害補償法の一部を改正する法律

昭和二十二年、農業災害補償制度が発足して以来、現行制度に至ります間において、財政経済の一般状況に應じ、また農家よりの要望に基づき、数度にわたり共済事故の拡大、農家負担の軽減等の面におきまして相当大幅の改正を加えて参りましたことは、各位のつとに御承知の通りでございます。しかし、累次の農業災害に対処し、農家経営の安定の上におきまして、はたまた農業再生産の確保の上におきまして、共済制度がそれ相当の効果を發揮して参りましたことは否定し得ざる所でございます。しかしながら、一面におきましては、今日の農家経済の現状よりいたしまして、農家の掛金が比較的高いこと、しかしてそれが掛捨てになりやすいこと、また一方、国は連年巨額の財政負担を行つておるにもかかわらず、連合会には依然不足金が累積しておること等、本制度の重要な部分にわたつては相当の欠陥の存しておりますことも、また否定しがたいところでございます。かように、本制度をめぐり、さまざまの批判的なる意見の行われております今日の段階においては、政府は、とにかく現行制度は基本的にこれを維持する建前のもとに、さらに一歩改善の措置をとることとして、農家負担の軽減、蚕繭共済における蚕繭別共済の採用、共済団体に対する行政の監督権の強化等を目的として、この改正法律案を提案せられたのであります。本案の主要なる改正点は、まず農家負担の軽減につきましては、農作物並びに蚕繭共済の掛金において、通常共済掛金標準率のうち、全国最低部分についてその三分の一を新たに国庫負担とし、農家支出を引下げたこととあります。また共済金額を細分化いたしま



して、危険の度合いに応じて共済金額と共済掛金を選択し得る方途を講じまして、強制加入の制度をとつておる建前から、災害の程度を無視して、掛金と共済金があまりに一律となつておりました点を、できるだけ是正しようと試みておるのであります。

次には、蚕繭共済におきまして、共済金を支払う被害の限度が収繭量の四割以上でありますものを三割以上と改め、また全蚕期を通じて共済しておりますものを、春蚕繭、夏秋蚕繭というように、蚕期別共済に改めておるのであります。さらに、共済団体の役員に責任を明確化するとともに、一方では、行政庁に対し、役員の変更命令または解任の権限を新たに付与し、かつ監督を強化せられておるのであります。

以上が今次改正案の概略でありますけれども、さきにも申し述べましたごとく、現行制度の根本的改訂をめぐる諸般の動きもありませんし、また過般の四月、五月の凍霜害の発生にあたり、麦並びに蚕繭に対しては、改正案により、早急に共済金支払いの手当を行うべき旨の五党派間の申合せもありました関係上、この改正法律案は五月二十六日本委員会に付託となつておりましたが、その審議は一時中止し、凍霜害応急対策の一環といたしまして、二十八年産の麦並びに蚕繭のみについて、とりあえず、おおむね政府案の線に沿うた単独の臨時法を立案し、各派の共同により農業災害補償法の臨時特例に関する法律案を提出いたし、五月二十七日成立を見ましたことは、すでに御承知の通りであります。

しかして、右の臨時特例法の制定後、委員会といたしましては、

ます。本附帯決議案も、異議なく、全員の賛成を得た次第であります。このことを付言いたしまして、私の御報告を終わります。

### 三、参議院農林委員長報告(七月十七日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会におきます審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は農業災害補償制度実施五十年の経験に徴し、制度の円滑な運営に資せんとする趣旨を以て提案されたものでありまして、その骨子といたしましては、先に成立いたしました農業災害補償法の臨時特例に関する法律と類似重複するものがあるが、大要次のごとくであります。

第一は、農作物共済及び蚕繭共済について共済掛金の国庫負担を増額して農家負担を軽減せんとするものでありまして、即ち、従来、通常共済掛金標準率が全国を通じて最低となる県の通常共済掛金標準率部分は全国共通に全額農家負担となつておりましたが、これを改めまして、通常共済掛金標準率のうち、いわゆる安全割増率を差引いた率について、全国を通じて最低のもの三分の一の部分とその最低県の安全割増部分の二分の一の部分とを、全国共通に新たに国庫が負担することとし、同時に、蚕繭共済の共済掛金につきましても農作物共済の場合と同様となさんとするものでありまして、この結果、共済掛金の農家負担と国庫負担の割合は、従来は、農作物共済につきましては、農家四六・六%、国庫五三・四%のも

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業共済制度に関する小委員会を設置して、本改正法律案の取扱い並びにその内容を審議せしめて来たのでありますが、二十八年産産水陸稲の引受期が到来し、また今次の風水害によりまして苗代の被害等も発生しております現状におきましては、臨時特例法の中に盛り込まれた部分を除く部分についても、この際一応政府案を認むべきであるとの結論に達したのであります。但し、さきに臨時特例法を制定いたしましたこと、並びに諸般の情勢は現行農業災害補償制度をそのまま今後久しく存続することを許さない段階に来ておること、これらの二点及び他の若干の技術的なる事項に関連いたしまして、政府原案に対して所要の修正を施し、かつ附帯決議を付することと相なつた次第であります。

そこで、各派を代表して改進黨金子委員より提出せられました修正案の内容の骨子は、第一点、麦及び蚕繭共済に関する改正条項の適用を昭和二十九年産のものからとしたこと、第二点、共済団体の責任の明確化をはかつた改正条項並びに行政庁の監督権の強化をはかつた改正条項は全文これを削除したこと、以上の二点であります。

よつて、右の修正案並びに修正部分を除く原案を議題として採決いたしましたところ、全員の賛成を得まして、本改正法案はこれを修正議決すべきものと決定した次第であります。

なお、引続き金子委員より本案に対する附帯決議案が提出されました。その内容は、農業共済制度の現況にかんがみて、政府はすみやかに制度の根本的改廃の措置を講ずべしという趣旨のものであり、

のが、農家四〇・四%、国庫五九・六%となり、蚕繭共済につきましては、農家五三%、国庫四七%のものが、農家四八・一%、国庫五一・九%となると言われ、一般的に農家の負担が軽減せられ、更に、とかく問題となつておりました被害程度の低い地域につきましても、共済掛金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の選択についてでありまして、従来は共済金額は収穫量別に一律に定めることになっておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるとなさんとするものであります。

第三は、蚕繭共済の共済目的の改正でありまして、現行法では全蚕期を通ずる保険の建前になつておりましたが、これを春蚕繭と夏秋蚕繭の各蚕期別に改めんとするものであります。

第四は、蚕繭共済の共済金の支払の対象となる被害の範囲の拡大でありまして、現行法では、共済事故による減収が平年における当該組合員の単位当り収繭量の百分の四十を超えた場合、共済金が支払われることになつておるのであります。これを引下げまして、百分の三十を超えた場合に支払われることとなさんとするものであります。

第五は、共済団体の運営の改善についてでありまして、共済団体に對して公益的見地から適正な監督を行つ得ることとすると共に、役員を明確にせんとするもの等であります。

かかる政府原案に対して、衆議院において、先に成立いたしました農業災害補償法の臨時特例に関する法律と関連して、改正規定の



麦及び蚕繭共済に対する適用時期を昭和二十九年産のものからとし、又、共済団体の役員の仕事の明確化並びに監督の適正化に関する改正規定を削除修正して議決し、当院に送付されたものであります。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当りまして「現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回政府から提出せられた改正法案は根本的な検討を加えたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認識して速かに制度の根本的改廃の措置を講ずべきことの必要を認めるとの趣旨の附帯決議が行われておることを申添えておきます。

委員会におきましては、農林当局との間に、本法律案に関する予算的措置、本法律案の実施に伴う農家負担軽減の程度、凍霜害及び雨水害に対する共済金の支払い状況、衆議院における修正、特に共済団体の役員の仕事の明確化並びに監督の適正化に関する規定の削除に関する理由及びその当否、共済団体の事務、人件費等に対する国庫補助の是正、共済組合の賦課金の現状及びその当否、共済団体の運営及びその当否並びにこれが監督、延いては現行農業共済制度に関する根本的な批判等、諸般の事項に亘つて活発な質疑が行われ、更に、衆議院の修正にかかる農業共済団体の役員の仕事の明確化並びに監督の適正化の規定の削除に関する衆議院の趣意について、特に衆議院の代表の出席を求めて、その理由が質されたのでありまして、これが詳細につきましては会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

そのうち主なものの一、二についてその大要を御紹介いたしますならば、「政府は農業共済制度の運用を適正ならしめるため共済団体の役員の仕事の明確化にし、その監督の適正を期して、これがため必要な規定の改正を企図したものであるにもかかわらず、これらの改正規定を衆議院において削除修正されたのであるが、かかる修正が加えられても政府において制度運営上差支えがないか」との趣旨の質問に對しまして、農林当局から「現在の法制では不十分であつて改正する必要がある。衆議院においても改正の必要は了解されていると思われるが、早い機会において制度の根本的な改正がもくろまれていようであつて、それを前提として、より完全を期するたため、今回は、差当つて、本年産水稻及び陸稲の共済の引受けを目標の間に控えて、この点に関する改正にとどめ、その他の問題をそのときまで持越されたものと考えられるが、このまま放置されては責任が持てない旨の答弁があり、又、衆議院を代表して衆議院議員金子與重郎君から、「衆議院において、政府原案にある農業共済団体の役員の仕事の明確化に関する規定を削除いたしました理由は、現行農業災害補償制度の従来の経緯を思い、その今後を考えると、すでに根本的な検討を加えなければならぬ時期が到来している。差当つて本年産水稻及び陸稲に対する共済の引受けに当りて、今回はこれら共済掛金に関する規定の改正にとどめ、末梢的改正によつて大局を誤まることを避けるために、役員の仕事の明確化等の修正は根本的な検討の際に譲ることとし、農林委員会に専門的な小委員会を設けて慎重に研究中である。併し今国会中にその結論を得る

ことは困難である。なお農林委員会において研究すると共に、政府における根本的研究を促進するために附帯決議を行なつた」旨の答弁があり、この答弁を中心に、役員の仕事の明確化の規定を削除することの当否につきまして質疑が繰返され、討議が重ねられたのであります。又共済団体の監督に関しては、共済団体は強制加入の団体であり、国庫からも少からぬ経費が支出されているので、これが監督については須臾もゆるがせにしてはならない。特に共済団体に関する批判は厳しいものがあり、又醜聞が伝えられているが、これらの事項に関する当局の方針及び措置が質されたのに対しまして、農林当局から、「共済団体に対してはすでに検査を行なつて、これが監督に遺憾なきを期しているものであるが、現在においては手不足等のために十分を欠いていることは遺憾であるが、今後一層の努力を払つて善処したい」旨答えられ、又、現行共済制度にはいろいろ欠陥があるが、そのうち被害調査の方法に制度として根本的な問題があるとして、これに対する当局の所見が質されたのに対しまして、「欠陥については気づいてはいる。その抜本的是正は直ちに困難であるが、今後、損害補償の方法、農家単位共済、無事戻等、各般の事項に亘つて検討して、農家の要望に副うよう努力することを念願している」旨答えられました。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、森田委員から提案者を代表して、「政府は今回農業災害補償法の改正を企図して、今国会に農業災害補償法の一部を改正する法律案を提案し、而して改正事項の一つとして、農業共済団体の運営について、「農業災害

農業災害補償法の一部を改正する法律

補償制度の一環としての特長な性格に鑑み、公益的見地からの適正なる監督を行ひ得ることとし、又役員の仕事の明確ならしめることとしたい」との趣旨を以て、これに必要な規定を新たに設けることとしてある。然るに、かかる改正に対して衆議院においては、農業災害補償法については抜本的改正を行う必要があるもので、この際は小規模なる改正は見送るべきであるとの趣旨を以て、役員の仕事の明確化に関する規定を削除修正して議決し、本院に送付して来た。而して衆議院のいわゆる抜本的改正は、今国会においては実現がむずかしいようである。政府がこの際、新しく規定を設けて共済団体の役員の仕事の明確化する必要を認めているのに、これらの規定を削除し、而も抜本的改正が直ちに間に合わないとなれば、その間の期間を空白にして、おくことは、誠に不合理且つ無責任と言わなければならない。しかのみならず、農民の間には共済団体及びその役員の方についてとかくの批判を耳にするのであつて、かかる状況下において、たとえ抜本的改正のときまでと言つても、国会が政府の原案から共済団体の役員の仕事の明確化に関する規定を削除するときは、農民の間に誤解を招く虞れが多分にある。よつてこの際、衆議院の修正を改めて、農業共済団体の役員の仕事の明確化に関する政府原案の通り規定すべきであると思われ」という理由を以て、衆議院送付案に共済団体の役員の仕事の明確化に関する規定を復活する修正を加え、同時に、「現行農業災害補償制度について、政府は、衆議院の附帯決議の趣旨に従い、速かに根本的改廃の措置を講ずべきである」という附帯決議を行うべきである旨の動議が提



出せられ、又、河野委員は、現行制度を否定するものであり、今次の九州の水害についても現行制度は実情に副わないことを体験した。附帯決議を尊重し、次国会において制度の根本的改廃を実現すべきであるとの意見を付して賛成され、更に佐藤委員から、農民が低米価等その犠牲において国策たる食糧増産に邁進しておるとき、農業災害補償制度の強化を図り、これが監督の適正をおとる民をして安んじて家業に精励せしむべきである旨の要望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付案に森田委員が代表して提案せられた修正を加え、併せて同じく附帯決議と共に可決すべきものと決定いたしました。

なお当農林委員会においては、右の附帯決議の趣旨に則り、農業災害補償制度に根本的な検討を加えるため、特に小委員を設けることを決議いたしましたことを申添えておきます。

以上御報告申し上げます。

#### 四、衆議院両院協議会委員長報告(七月二十五日)

○坪川信三君 ただいま議題と相なりました農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案について、協議会における経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

本院協議委員の互選によりまして、議長には不肖私、副議長には吉川久衛君が当選いたしました。なお、参議院の協議委員長には片柳眞吉君、副議長には宮本邦彦君が当選されました。本案は、御承知の通り、去る七月二十一日、本院において参議院の回付案に不

同意の結果、両院協議会の開会を求めたものであります。

協議会は、まず七月二十三日会議を開き、衆議院の金子與重郎君及び参議院の宮本邦彦君よりそれら衆議院及び参議院の議決の趣旨の説明を聞き、さらに、衆議院の足鹿覺君及び川俣清音君及び参議院の河野謙三君よりそれら補足説明を聞きました後、協議に入りました。両院議決の相違するおもなる点は、農業共済団体の役員に対する監督規定に関する点であります。この点につきましては、衆議院側といたしましては、監督規定を置くこと自体には必ずしも反対ではなく、ただ、現在根本的に再検討を加えつつある農業共済制度の結論を待つて総合的に規定すべしとの意味から、この規定を削除したのであります。参議院側といたしましても、農業共済制度の根本的検討につきましては、衆議院側の意見にまつたく同感ということでありまして、ただ、農業共済制度に関する結論を得るまでの期間このままで放置することは、現に共済団体の役員について問題が起つていられる際いかかと思われ、また国庫負担金を取扱う団体について適正な監督の方法が欠如していることは、法の体裁の点からも認めがたいとの意見でありました。いずれにせよ、衆参両院の農業災害補償制度の抜本的改正に対する觀念において全面的に意見が一致しておりますので、種々協議の結果、次の通りの申合せを行い、各院に報告することとし、全会一致をもつて参議院議決の通りとする成案を得た次第であります。

申合せを朗読いたします。

申合せ

農業災害補償法は実施以来五カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営も又宜しきを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は左記により、農業災害補償制度の行詰りに対し、抜本的検討をなすことを申合せる。

記

一、農業災害補償制度に就ては、その抜本的改正の必要であることを確認する。

二、政府は、昭和二十九年産産水稲を目的として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に對し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は、農業災害補償制度の完備を期するため、閉会中も尙その調査を継続し検討すること。

なお、この申合せに對しましては、保利農林大臣より、政府としても、根本的な検討の必要を認め、両院における検討の結果等をも勘案して、できるだけ昭和二十九年産産水稲より実現を期し得るよう努力をする旨の発言がありました。

以上をもちまして御報告いたします。

#### 五、参議院両院協議会委員長報告(七月二十七日)

○片柳眞吉君 只今、議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案につきまして、両院協議会の協議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

協議会は、去る七月二十三日及び二十四日の両日に亘つて開かれまして、その間、慎重且つ熱心に協議が行われたのであります。先

農業災害補償法の一部を改正する法律

ず七月二十三日衆議院側を代表いたしました金子與重郎君から、衆議院が両院協議会を求めると至つた理由について説明が行われたのであります。即ちその理由を要約いたしますと、「衆議院において政府原案にある農業共済団体の役員責任の明確化に関する規定を削除いたしました理由は、現行農業災害補償制度の従来の経緯を思い、その今後を考えると、すでに抜本的な検討を加えなければならぬ時期が到来しているもので、差当つて本年産水稲及び陸稲に対する共済の引受に当面して、今回はこれら共済掛金に関する規定の改正、即ち最小必要限度の改正にとどめ、役員責任の明確化等の修正は抜本的検討の際に譲ることとして、この際は、衆議院修正案を本協議会成案とされたい」との要旨でございます。次いで同じく衆議院側から、足鹿覺君が同様趣旨の補足説明を行い、次に宮本邦彦君から、参議院側を代表して修正の理由について説明が行われたのであります。即ち衆議院の削除修正に對して、(一)、第三十二条の二の役員忠実義務、組合に對する役員連帯責任、第三者に對する役員連帯責任、(二)、第八十条の行政庁の役員改選命令、行政庁の役員解任権、(三)、第一百一条の家畜共済の義務加入に関する特別議決、以上三つの規定を復活修正を行うこととした、その理由として、**「農民の間に共済団体及びその役員の内方について、とかくの批判を耳にする昨今、而も抜本的改正の直ちに間に合わせぬ現在、これらの規定を削除して、その間の期間を空白にしておくことは不合理且つ無責任と考えられると同時に、農民の間に誤解を招く虞れが多分にあると思われる。更に今回参議院で復活修正いた**



農業災害補償法の一部を改正する法律

しました規定に関する他の立法例としましては、商法、中小企業等協同組合法、商品取引所法等多々あるのであつて、彼此勘案いたしまするとき、殊更に農業共済団体についてのみ近く抜本的改正を行わなければならないという理由を以て、この種規定を削除せんとするの了解に苦しむ」旨の発言がなされたのであります。続いて衆議院側から、川俣清音君、参議院側から、河野謙三君及び戸叶武君が立ち、それぞれ補足的説明を行い、その後慎重且つ熱心な質疑応答を重ねましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで協議会は懇談会に入り、問題点について四十分近くに亘り種々意見の交換を行なつたのであります。その結果、衆議院側の提案によりまして、翌二十四日更に協議会を開会することに決定したのであります。次いで二十四日に第二回協議会を開会し、直ちに懇談会に入り、種々意見の交換を行なつた結果、遂に意見の一致を見るに至つた次第であります。即ち、協議会再会冒頭、衆議院協議委員足鹿覺君から、「昨日来の論議の結果、衆参両院とも、根本的には意見の食い違いはなく、又抜本的改正を行う態度も一致しておりますので、次のような申合せを行なつて参議院の議決案に同意する」との動議が提出せられ、次いで「参議院議決の通りとする」という協議案の採決を行いました結果、全会一致を以て可決せられましたので、ここに両院協議会は、「参議院議決の通りとする」という成案を得るに至つた次第であります。

次いで足鹿覺君から提案せられました農業災害補償法は、実施以來五カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営も又よろしき

を得ず、農民の要望に應え難き実情に鑑み、両院協議会は左記により農業災害補償制度の行詰りに対し、抜本的検討をなすことを申合せらる。

記

- 一、農業災害補償制度についてはその抜本的改正の必要であることを確認する。
- 二、政府は昭和二十九年水稲を目的として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し完全なる施策を講ずること。
- 三、衆参両院は、農業災害補償制度の完璧を期するため閉会中もなおその調査を継続し検討すること。

こういう申合せを諮りましたところ、これ又全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次いでこの申合せに対する政府の所見を保利農林大臣に質しましたところ、「農業災害補償制度については、政府としても根本的に検討しなければならぬと考えております。新制度を昭和二十九年度から実施し得るか否かは、検討の結果、直ちに実施し得る問題もあろうし、又問題によつては、相当準備期間を要するものも出て来ると思われます。而して只今両院において、それ／＼小委員会を設けて検討されております問題の結論如何にもよると思われますが、いずれにしても政府は根本的検討に努力する」旨の答弁がなされました。協議会はこれを了承し、会議を終つた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎郵便物運送委託法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三〇、法九四)

一、提案理由(六月二十七日)

(郵便法の一部を改正する法律(昭二八―法五〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院郵政委員長報告(七月二十一日)

○片島港君 たいま議題となりました郵便物運送委託法の一部を改正する法律案に関し、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る第十五回国会に政府より提出せられ解散のため成立するに至らなかつたものとほとんど同一の内容でありまして、政府提案の理由とするところは次の通りであります。

すなわち、郵政大臣が郵便物の運送等を他に委託する場合に必要な準則は、郵便物運送委託法の規定するところでありますが、それらの準則の中には、その後の情勢の推移に伴い、実情に沿わなくなつたものもありますので、事業の円滑な運営を確保するため、それらのものを改正しようとするものでありまして、その内容は次の三点であります。

改正の第一点は、郵政大臣が運送等を委託するにあつて随意契

郵便物運送委託法の一部を改正する法律

約によることのできる場合の改正でありまして、運送事業者の施設を利用する場合に、その運送料金が法令等によつて確定額をもつて定められておるとき等には、随意契約によることのできるように改めるとともに、この規定改正によつて不必要となつた従来の規定を廃止するものであります。すなわち、鉄道、軌道、定期自動車、定期航空事業等、一般運送施設を利用する場合の現行運送料金は、本法第五条の規定に基づく運輸省告示によつて各業者に共通に適用される確定額の運送料金が定められており、また上記第五条の適用を受けないもの、たとえば路線を定めない貨物自動車運送事業等についても、現行道路運送法第八条の規定によつてその認可運賃は確定額をもつて定められることになつており、双方の場合を通じ競争契約によらしめる意義を失うに至つたためであります。

第二点は、契約期間の更新をなし得る制度を新たに認めようとする点であります。現行規定においては、契約期間は四年以内となつており、期間の更新は認められていないのであります。が、契約期間中業務を誠実に執行したと認められる受託者に対しては、郵政大臣がその者の同意を得て契約期間を更新することができる道を開き、郵政事業の円滑な運営をはかるとともに、受託者の業務遂行の熱意を増進せしめ、一層事業に貢献せしめようとするものであります。

第三点は、第四条第一項後段の規定の削除であります。郵政大臣が随意契約により委託する場合には、会計法第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しないという第四條第一項後段の規定は、会計法第二十九条但書の改正に伴い不必



要となつたので、これを削除しようというのであります。委員会は、本法案の付託以来しばしば会議を開き、まず提案理由の説明を聞きました後、政府との間に、契約の期間の更新を認めようとする第七条の改正規定を中心とし、さらに郵政業務の委託自体に関し、これを廃止して直営に移行せしめる意思の有無、委託に対する政府の基本的態度、委託を許すべき業務の限界、現行の委託事務の中で明らかに行き過ぎと思われるものに対する措置等の諸点につき、しさいにわたり熱心に質疑応答を重ねられたのであります。それらの詳細につきましては会議録に譲ることにいたしまして、以下二、三のおもな点につき、要点をかいつまんで申し上げます。

まず、本法第七条を改正して、契約期間の更新を認めようとするのは、それ自体いわゆる独占禁止法の趣旨に抵触するのではないかと、また自動車運送の委託の現状にかんがみ、その独占的傾向をさらに一層強化するおそれはないかという質疑に対しましては、独占禁止法は事業者相互間の問題で、本条には直接関係はないと思つて、また自動車運送の現状がやや一社の独占的狀態にあることは事実であるが、この状態は既往の競争契約の自然的な所産であつて、第七条の改正によつてさらに独占を強化させる意図はない、むしろ他の群小業者でも忠実に業務を執行した者には継続させることができるようにしたいという意味である旨の答弁がありました。

次いで、本法案に関連し、郵便物の運送等を他に委託して行われめることは、事業本来の建前にかんがみ、真にやむを得ない事項に

限定さるべきであつて、きわめて例外的な措置と思つ、なお、事情の許す限りすみやかに委託事務は直営に移行せしめるべきと思つが、政府の所信はどうかという質疑に対しましては、国営事業であるからといつて、すべてを直営にするのが本則とまでは考へていない。また、経済的という点だけで委託の可否を決するわけではなく、事業運営の合理化という総合的観点からその可否を決すべきであり、国営事業の本質をそこなわない範囲においては委託してもさしつかえないのではないかと思つる旨の答弁があり、また、郵便物の運送はともかくとして、通常郵便物の取集めの委託のごときはすみやかに中止すべきと思つる旨の答弁があり、また、郵便物の運送を伴うようなことがあれば、なお詳細検討の上善処したい旨の答弁がありました。

以上のほか、委託する場合における運送賃金の算定の根拠、委託事務に従事する者の法律上の地位、現行の委託事務が直営の場合より経済的である具体的根拠等の諸点についても、それら政府の所信をただすところがあつたのであります。

かくて、委員会は昨二十日質疑を打切つたのであります。その際、改進黨を代表して大高委員より、法文の趣旨を明確にするため、第四条第一項第四号の改正規定の字句を改めたいという趣旨の修正案とともに

本法施行に当り左の諸点を留意すること。

一、これによつて事業の施設の改善、技術の向上及び能率の増進を期すること。

二、郵便業務は国家専掌とする本旨にかんがみ、委託業務は漸次出来得る限り縮小すること。就中通常郵便物の取集、配達等を請負とすることは、特例の場合を除き避くべきこと。

三、受託業者の監督を厳にし、苟も誠実を欠く行為があれば直ちに解約すること。

四、委託契約の更新に当つては、少数業者の私的独占の弊に陥らないう留意すること。

五、不当の利潤を抑制するため、委託料金の公正を期すること。という附帯決議案を提出せられ、次いで討論を省略の上、ただちに大高委員提出の修正案及び修正部分を除く残余の原案を採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決、よつて本法律案は修正議決を見た次第であります。次に、大高委員提出の附帯決議案につき賛否をはかりましたところ、同じく全会一致をもつて原案の通り可決されたのであります。なお、右決議に対しましては、郵政大臣から、その趣旨を十分尊重する旨所信を述べられたことを申し添えます。以上御報告申し上げます。

### 三、参議院郵政委員長報告(七月二十四日)

○池田宇右衛門君 只今、議題となりました郵便物運送委託法の一部を改正する法律案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、郵便物の取集め、運送及び配達を運送業者等に委託して行わせる場合に必要な規則は、郵便物運送委託法によつて定めら

れ、現在はこれに基いて運営されているのであります。郵便事業の特質並びにその後における諸情勢の推移に鑑みまして、事業の円滑な運営を確保するため、主として次の二点につきまして改正をしようとするものであります。

改正の第一点は、運送料金が法令等により、確定額を以て定められている場合は、随意契約により得ることとしようとするものであります。現行の鉄道、軌道、定期自動車、定期航路事業等、一般運送施設を郵便物の運送に利用する場合の運送料金は、郵便物運送委託法第五条の規定によりまして、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基礎として、運輸大臣が郵政大臣と協議して定めることとなつておりますが、各業者ごとに原価を算定することは技術的に困難でありますので、運輸省告示によりまして、各業者に対し共通に適用される確定額の運送料金となつているのであります。又郵便物運送委託法第五条の適用を受けない運送事業、例えば路線を定めない貨物自動車運送事業等については、従来の統制による最高運賃制が廃止されまして、道路運送法第八条の規定によつて、その認可運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えた確定額を以て定めるところとされているのであります。以上のように運送事業の運送料金が法令等によりまして、確定額を以て定められているものを郵便物の運送のため利用しようとする場合には、競争に付しても無意味でありますから、このような場合には、運送施設の運行回数、時刻、或いは郵便物保護に対する信用度等を考慮して、適格なる者に随意契約によつて委託することができるように改正しようとするも



のであります。改正の第二点は、契約期間の更新を認めんとするものであります。郵便物の運送等の期間は、郵便物運送委託法第七条の規定によりまして、四年以内とされており、期間の更新は、全く認められていないのであります。併しながら郵便物の運送の安全且つ良心的な業務の運行を確保するために、責任者は勿論従事員に至るまで、積極的且つ長期に亘る努力と訓練とを必要とする点に鑑みまして、契約期間中業務を誠実に執行したと認められる受託者については、その者に継続して委託するほうが、郵便事業の円滑な運営を図る上に有利であると認められるときは、契約期間を更新することができるよう改正しようとするものであります。

本案は、内閣提出、衆議院修正送付のものであります。その修正点は、政府原案には、改正第一点に関する第四条第一項第四号中、前段の「第八条第一項に掲げる者の運営する運送施設を利用するとき、又は同項に掲げる者以外の」の字句を削除したものであります。これを郵便物運送委託法第八条第一項に掲げる者の運営する運送施設を利用する場合であつても、その運送料金は確定額でなければなりませんのに、その点が原案では明確を欠いておられます。これを明確ならしむるため修正したものであります。

本改正案は、先の第十五国会に提出せられ審議中解散によつて不成立となつたものであります。委員会における質疑の主なるものは、「本改正案によると、現在の受命業者は、本法の施行により永久に受命者として保護せられることとなり、このように独占的結果は、これに伴う弊害が起りやすいものと思われるかどうか」と

の質問に對しまして、郵政当局は、「常に嚴重なる監督を行うと共に、若し誠実を欠くと認められるときは、直ちに契約を破棄する等、適宜の措置を講ずるつもりである」との答弁がありました。かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、中川委員より、次のような条件を附して賛成の意見が述べられました。

一、これによつて事業の施設の改善、技術の向上及び能率の増進を期すること。

二、郵便業務は、国家専掌とする本旨に鑑み、委託業務は漸次でき得る限り縮小すること。なかならず通常郵便物の取集、配達等を請負とすることは、特例の場合を除き避くべきこと。

三、受託業者の監督を厳にし、いやしくも誠実を欠く行為があれば直ちに解約すること。

四、委託契約の更新に當つては、少数業者の私的独占の弊に陥らないよう留意すること。

五、不当の利潤を抑制するため、委託料金の公正を期すること。これに對し、柏木委員及び最上委員の両委員より、同趣旨の条件の下に賛成の討論があり、三木委員から反対の討論があつて、採決の結果、多数を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

### ◎行政機関職員定員法の一部を改正する

法律 (昭和二八、七、三一、法九五)

#### 一、提案理由(七月二日)

○菊池政府委員 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回提案に相なりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化経費節約の方針にのっとり、昭和二十八年度の各省各庁の事業計画に即応して、必要最小限度の増員を認めると同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行い、もつて行政機関全般の定員の適正化をはかることとするものであります。その内容は、大要次の通りであります。

第一に、今回の改正によりまして、総理府及び大蔵、厚生、農林、通商産業、建設の五省は、その定員において縮小をみることになるのであります。その合計は千六百三十八人に相なります。

また、法務、外務、文部、運輸、郵政、労働の六省は、その定員において増加をみる側であります。その合計で六千四百四人と相なります。従いまして各行政機関の総定員におきましては、六十八万九千五百八十一人が六十九万四千三百七十四人となりまして、差引四千七百六十六人の増員となっております。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

次に、右の定員縮減の分について、そのおもなものを事項的に申し上げますと、国立病院の地方移譲によるもの三百四十二人、賠償指定解除国有財産管理事務の減小によるもの二百人、水産業基礎調査員制度の廃止によるもの百十八人等があり、また定員増加の分については、そのおもなものといはしましては、郵政省に現に在職する賃金要員の定員法計上によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加によるもの五百九十人、入国管理事務の増加による入国警備官等五百二十七人、私設保税地域の出願増加に伴う税関特派職員増加二百人等がありますが、定員の増加と申しましたも、現に在職する賃金要員の定員法計上の措置によるものが、その大部分を占めますので、職員純増は、実際にはほとんどないものといふことができるのであります。

第二に、大蔵省、農林省及び通商産業省におきまして、事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期日を限り、経過的に新定員に附加して認めることといたしました。

第三に、海上公安局法施行の日の前日までの間は、海上保安庁が運輸省の外局として存続いたしますので、附則でこれに必要な経過措置を規定いたしました。また昭和二十九年三月三十一日までの間は、引揚援護庁が厚生省の外局として存続いたしますので、同じく附則で経過措置を規定したのであります。

なお、定員の縮小に伴いまして、四箇月間を限り、新定員を越える員数の職員を定員の外に置くことができるとし、実人員の整



理を円滑に実施するための措置をとることにいたしております。以上が本改正案の主な内容であります。これらは、いづれも各省各庁の事業計画の実行を確保するとともに、その規模の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(七月二十二日)

(恩給法の一部を改正する法律(昭二八―法一五五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月二十九日)

(保安庁法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇九)の委員長報告と一括して掲載)

◎有線電気通信法 (昭和二八、七、三一、法九六)

一、提案理由(六月二十四日)

○塚田 國務大臣 本委員会に付託になっております有線電気通信法案、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の提案理由を御説明いたします。

この三法案につきましては、去る第十五回特別国会に提出し、審

き得る限り自由にすることを建前とし、ただ公社または会社が行う公衆電気通信業務の独占を侵されることのないようにするため、公社または会社以外の者が有線電気通信設備を設置し、または使用するに於いて次のような制限を設けております。

まず有線電気通信設備の設置については、一人の専用に供するものは自由であります。二人以上の者が共同して設置することは、公社または会社の業務の独占の侵害となるおそれのない特定の場合に限りこれを認めることとし、また他人の設置した有線電気通信設備との接続につきましても、共同設置と同様の取扱いをすることとしております。また公社または会社以外の者の設置した有線電気通信設備については、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他他人の通信の用に供することを業とすることを制限してあります。が、社会経済生活の実情に即応させるようにするため、前に申し上げました他人の設備と接続を認める場合において相互に接続するとき、その他の法律において別段の規定がある場合等において認めることとしております。

第二としては、行政簡素化並びに有線電気通信設備の設置者の手数を簡略化する趣旨から、届出報告等の手続は必要最小限度といたしますとともに、有線電気通信設備の設置及び使用に関する規律の保持についても、できる限り設置者の自律にまつ建前をとり、許可事項は極力少くしたのであります。が、技術基準について指導する必要があるものについては、原則として工事の開始前に届出を要することとしております。

議未了となつたものであります。が、前国会衆議院において修正せられた事項を改めるとともに、減価償却費の不足及び設備拡充資金の一部を補うため料金別表に必要な改訂を加え、再提出いたしましたのであります。

現在電気通信に関する法律としましては、有線の私設電信電話を監督規律するとともに、公衆電気通信の業務を規律するものとしての電信法があり、無線に関する電信電話の設備並びに運用を監督規律するものとして電波法があり、日本電信電話公社による電気通信設備の建設及び保存のための土地の使用については電信線電話線建設条例があり、電信電話の料金については電信電話料金法があるのであり、これらの法律につきましては、電波法、電信電話料金法を除きましては、明治中期に制定せられて以来、長年月の間ほとんど置き置かれていたのであります。これを現在の事情に沿うよう改正することとし、有線電気通信設備の設置に対する監督法規として有線電気通信法を、公社または国際電信電話株式会社が提供する電信電話サービスに関する基本的事項を規定するとともに、公社がその電気通信設備を建設保全するため必要とする土地の使用に関する事項をあわせて規定するため公衆電気通信法を、またこれらの二つの法律を施行するため必要な経過規定その他関係法律の改正を行うため、これら二つの法律の施行法を制定しようとするのであります。

次に法案に規定してありますおもな内容について申し上げます。まず有線電気通信法案につきましては、第一は、電気通信の利便を広くするため、有線電気通信設備の設置及び使用については、で

第三に、他人の設置した有線電気通信設備に漏話、雑音等の妨害を与えないようにするため、また人体または物件に損傷を与えないようにするため、設備の設置及び保存上必要な技術的条件として必要最小限度の基準を定め、もしこの基準に適合しないために、他人の設備に妨害を与え、または人体もしくは物件に損傷を与えると認める場合においては、郵政大臣はその設備の使用の停止または改修を命ずることができることとしております。

次に公衆電気通信法案について申し上げます。法案は第一章から第八章までにかかれておりました。第一章は総則でありまして、このうち現行制度と異なるおもなる改正事項といたしましては、第一点として、従来日本国有鉄道、船舶等の私設の電気通信設備の設置者に対し、主務大臣の供用命令により電報事務の一部を取扱わせていたのを改め、郵政省が取扱う場合と同様、事務の委託によることとし、その他必要と認める場合においては、他の者にも広く電報、電話の事務の一部を委託することができることとしております。

第二点といたしましては、国際電信電話株式会社が行う国際電気通信業務の範囲を政令で明定することとし、公社は右の政令で定める業務以外の国際通信業務を行い、両者の業務範囲が重複しないようにしてあるのであります。これら末端の業務につきましては両者はその重要な事項について、郵政大臣の認可を受けて相互に事務の委託ができるようにしております。



配達の順序等を規定しておりまして、官報、局報、私報の区別をなしたほかは、現在の取扱いとほとんど相違はありません。

第三章は電話に関する規定でありまして、現行制度と異なる重要な改正事項としては、まず、普通加入区域外に加入電話を設置するときは、新設に要する費用について現在は設備料として実費の料金を徴収しているのを改めまして、その負担の合理化をはかることとしたこと、次に加入電話の種類として現在の単独電話及び共同電話のほか甲種増設電話機、いわゆるPBXを加えたこと、加入電話の利用関係を私法上の契約関係であることを明定したこと、また電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の失効に伴い、電話加入権の譲渡は自由となりましたが、投機的な加入申込みを抑制するため、電話加入権を譲渡した者がその加入電話と同一加入区域内において、一年以内に入申込みをしたときは、その加入申込みについては事実上承諾できないこととするのであります。

第四章は公衆電気通信設備の専用についての規定であります。

第五章は料金に関する規定であります。現在各種サービスに対する料金は、すべて法律をもつて定められていたのでありますが、これを改め、主要な料金は法律で定め、その他の料金は公社または会社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしたのであります。

なお現在料金の滞納の場合は、国税滞納処分の例によつて徴収することができるとなつていたのでありますが、今後はすべて一般の民事上の手続によつて取立てることに改めました。なお料金の改訂につきましては、後ほど御説明申し上げます。

損害が不可抗力及び利用者の故意過失によつて生じた場合を除いて、一定の場合に一定額の限定賠償をすることとしたのであります。

第八章は罰則に関する事項を規定しておりますが、公社または会社の業務法規である建前上極力罰則は少くし、この法律の実施を確保するため必要なもののみを規定しております。

次に料金改訂について申し上げます。わが国の電信電話事業の当面している最大問題は、拡張資金の不足のため、積滞している膨大な電話需要を充足することができないことと、投下資本の維持が不十分であるため、そのサービスが低下していることにあります。このためには、設備拡張に要する資金を確保し、安定した長期計画を遂行するとともに、資産の健全なる維持をはかるため必要な償却費を計上し、老朽施設の徹底的取替を行うことが肝要であります。この要請を満たすため、一面公社をして必要経費を極力節約し、経営の合理化を推進せしめることはもちろんであります。他面上記所要資金の一部をまかなうため、やむを得ず本年八月一日より約二五%の増収をはかるため、所要の電信電話料金の値上げを行うこととしたのであります。

その概要を申し上げますと、まず内国電報については、現在多額の赤字を生じており、給与ベースの改訂に伴い、ますますその傾向が増大いたしますので、相当大幅の値上げを行う必要があるため、今回は最小限度の値上げにとどめることとし、市外電報の基本料現行十字まで五十円を六十円に改正し、累加料その他の電報料はすえ置くこととしたのであります。

第六章は土地の使用に関する規定でありまして、公社において公衆電気通信業務の用に供する線路、空中線及びこれらの付属設備を設置するため、他人の土地等を使用する必要がある、かつ適当であるときは、土地収用法によらないで、この章に規定する手続に従い使用権を設定できることとし、別に政令で定めるところにより対価を支払うこととしたのであります。また他人の土地の一時使用、立入り、植物の伐採等をなし得る旨を規定しておりますが、これによつて生じた損失に対しては、適正な方法で適正な補償をすることとしたのであります。

第七章は雑則でありまして、現行制度と異なる主要な事項としては、構内交換電話の交換設備、内線電話機または専用設備の端末機器の設置、保存については、現在原則として公社の独占とし、特別の場合に限り加入者または専用者の自営を認めているのであります。利用者の要望等にかんがみ、今後は公社が行うほか、加入者または専用者が自由に建設、保存を行うことを認めることとしたのであります。

但しこの場合において、これらの設置について公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合することを要し、かつ郵政省令で定めるところにより交換設備の種類に応じた資格を有する工事担任者によつて建設、保存を行わせることとしております。

また現在においては、電信電話サービスを提供すべき場合において提供しなかつたため利用者に損害を与えたときには、一切その損害を賠償しないことになつておりますが、これを改めまして、その

次に市内電話料金につきましては、度数制局は市内通話一度数ごとに現在の五円を十円に値上げするとともに、基本料について最低度数制を採用し、一箇月六十度数までの通話度数料は基本料を含めることとし、これに伴い度数制局における事務用と住宅用の区別を廃止することとし、定額制局における使用料を度数制局の料金との均衡を考慮して、平均二七%の値上げを行うこととしたのであります。なお度数制局における度数料及び基本料の合計は、平均約五割の値上げと相なります。附加使用料、加入料及び装置料につきましてはすえ置くこととしたのであります。

次に市外通話料については、現在近距離区間における料金が相当原価を割つておりますので、これを経費に対応する合理的な料金に是正するという見地からこの際この区間の料金値上げを行うこととし、現行の待時区間の最低料金七円を十円とし、三百八十キロまでの区間についてはそれより十円ずつの値上げを行い、これを越える区間についてはすえ置くこととしたのであります。また即時、準即時区間の料金は、現行待時区間の普通通話料の約五割増となつていますが、CLR方式等の採用を考慮して、五ないし八割増とすることとしたのであります。

また市外専用電話料については、市外通話料の値上げに伴う値上げのみとし、市外通話料に対する倍率は変更いたしません。

最後に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法について申し上げます。

前に申し上げました有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期



日を八月一日と定め、また、これらの法律の施行に伴い、これらの法律に吸収せられる電信線電話線建設条例、電信法及び電信電話料金の三法を廃止し、これらの法律の廃止に伴い必要な経過規定を規定しております。

このうち主な事項といたしましては、明治三十九年から大正八年までの間に五円ないし十五円を納付して今日に至るまで電話の設置を見ないものが原簿上約十二万あるのでありますが、この際これらの権利の帰属を確定整理して、なるべくすみやかに架設して行くこととしたこととあります。

なお有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行に伴い、電話設備費負担臨時措置法、電波法、海底線保護万国連合条約罰則等の関係法令を改正することといたしております。

以上まことに簡単であります。有線電気通信法案等の三法案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院電気通信委員長報告(七月二十一日)

(公衆電気通信法(昭二八―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院電気通信委員長報告(七月二十七日)

(公衆電気通信法(昭二八―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

置保存は、現在原則として公社の独占となつてゐるのを改めて、加入者の自営を認めることといたしております。

その第二は、電信電話料金の改訂でありまして、すなわち本年八月一日より現行収入の約二五%、約百三十四億円の増収をはかるため料金の値上げを行い、その大部分を減価償却の不足及び設備拡充資金の一部に充当しようとするものであります。各種料金につきその概要を申し上げますと、市外電報料は基本料現行五十円を六十円とし、市内電話料金のうち、度数制局は、市内通話一度ごとに現在の五円を十円に値上げするとともに、基本料についても相当額の引上げを行い、全体として約五割四分の値上げを行い、定額制局の使用料は平均二割七分を引上げることとなっております。また、市外通話料については、現行の待時区間の最低料金七円を十円とし、三百八十キロまでの区間についてそれ〳〵十円ずつの値上げを行い、即時、準即時区間の料金も、現在は待時区間の普通通話料の約五割増しとなつてゐるのを、さらに五割ないし八割増しに改訂するものであります。その他、公衆電話料、市外専用料、電信専用料等もそれぞれ大幅の引上げをすることとなつておるのであります。

まず料金改訂の問題に関する委員会の質疑応答について申し上げますと、政府原案に対しまして、第一に、電信電話設備の拡充に要する資金は、理論上からもまた従来の例からいつても、財政資金もしくは公募社債にその財源を求むべきであつて、その負担を料金値上げによつて利用者に転嫁することは誤りではないか、特に電信電話設備の過去における償却不足のおもな原因は、昭和九年以降十九

◎公衆電気通信法 (昭和二八、七、三一、法九七)

一、提案理由(六月二十四日)

(有線電気通信法(昭二八―法九六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院電気通信委員長報告(七月二十一日)

○成田知巳君 ただいま一括議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に關し、電気通信委員会における審議の経過と結果の概要につき御報告申し上げます。

提案理由として政府の説明するところによると、有線電気通信に關する現行法令は、明治中期の制定に屬し、今日の実情に適合しない点が多いので、新たに有線電気通信設備の設置に關する監督法規として有線電気通信法を、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の電信電話サービス、料金、土地の使用等に關する基本的事項を規定するため公衆電気通信法を制定する意図のもとに、これら三法案を提出するのであります。

本法案と現行法との相違点の詳細はすべて会議録に譲り、本委員会の審査にあつて特に問題となつた点についてのみ御報告申し上げます。

その第一は、いわゆるPBXの問題、すなわち構内交換設備の設年までの間のみを見ても、通信事業特別会計は、時価にして三千億円以上の巨額を一般会計及び臨時軍事費特別会計によつて吸い上げられておつたというこの事実が基因するものであるから、今日国がその拡充資金を負担することは当然ではないか、第二に、第十五国会提案の流産予算においては、政府は、資金運用部資金四十億円、公募社債百億円の建設資金が計上せられておつたにかかわらず、幾ばくの時日も経過してゐない今日、資金運用部資金四十億をまるまる削り、かつ公募社債を二十五億減じて七十五億円のみを計上して、他は料金値上げに転嫁したことは理解に苦しむ、第三に、料金値上げによる増収率は平均二割五分というが、度数制局にあつては、使用度数のいかににより、多きは七割、八割に達するものを生じ、一部加入者の急激なる負担増加を招くほか、政府みずから低物価政策に反してインフレ高進の原因を与えるものではないか等の諸点につき、各委員から政府当局に質疑が行われたのであります。これに対し、政府は、拡充財源を政府資金もしくは公募社債に仰ぐときは、将来元利払いが公社の経営収支を圧迫すること、起債市場の応募能力に限度があること、電信電話の拡充は現在の加入者にも利益をもたらすものであること、現在料金は一般物価の値上りより低位にあり、かつ国民生計費中に占むる割合も低いから、この程度の値上りは国民経済に著しい悪影響は及ぼさないと認める旨を答弁しております。

次に、構内交換設備、いわゆるPBXの問題について申し上げますと、元来PBXの建設保存を公社の直営としたのは、戦前これを



加入者の自営にまかせた結果、工事の粗雑、保守の不統一等の欠陥を生じて、加入電話サービス全体に悪影響を及ぼした弊害を矯正したものであつて、再び加入者の自営を認めようとする政府原案は、過去の経緯を無視し、通信の統一性を破壊する改悪ではないかという質疑に対し、今回の改正は、PBXの工事を公社のほか民間業者にも行い得る道を開き、そのいづれに行わしめるかは加入者の選択にまかせる趣旨であつて、特に公社を除外したものではない、また、これによる弊害は、技術基準の設定、公社による民間工業者の資格認定、工事検査の措置を法律で規定しているから、技術上の欠陥を生ずるおそれはないと認める旨を答えております。

かくして、委員会は、昨七月二十日ようやく三法案に対する質疑を終了したのでありますが、この一箇月にわたる審議の結果、各党委員において政府原案に修正を加える必要があるとの結論に達し、本二十一日、委員会の席上、公衆電気通信法案については、自由党、改進黨、自由党三派共同修正案並びに日本社会党両派共同修正案が提出され、また有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案については、日本社会党両派共同修正案が提出され、改進黨の齋藤憲三君及び日本社会党の松井政吉君が、それら修正案の趣旨の説明に当られたのであります。

以下、右修正案の要点について申し上げます。  
まず、公衆電気通信法案に対する自由党、改進黨、自由党三派の共同修正案は、料金改訂の内容に関する修正でありまして、利用者負担の急激な増高を緩和する趣旨をもつて、料金値上げによる原案

増収率二五%を二〇%程度にとどめ、これによつて生ずる損益勘定から建設勘定への繰入額の不足約二十五億円は、本年度中において公衆社債のわくを拡張して、公社が原案の裏づけとして行わんとする拡充五箇年計画初年度分の遂行を期しようとするものであります。

次に、日本社会党両派の共同修正案の主要点は二つでありまして、その一つは、PBXの加入者自営を無条件に認めることは、公衆電気通信事業のサービス低下を招来するおそれがあるという見地から、公社による設置が困難である等例外的の場合に限り、加入者の自営を認めようとするものであります。その二は、三派共同修正案と同じく料金改訂に関する修正であります。その趣旨とするところは、まづたく別でありまして、電信電話設備の拡充資金は、原則として財政資金等の外部資金に依拠すべきであるから、料金値上げの幅は、適正減価償却を行つた結果公社の収支が均衡を得る限度にとどめなければならぬ。また、諸般の事情から、公社の企図する拡充五箇年計画は、これを六箇年に延長して施行することが適當であるという見地から算定をいたしたのであります。その結果、政府原案二五%、自改自共同修正案二〇%値上げに対し、社会党両派の修正案は一〇ないし一三%の値上げにおちつくよう措置したことあります。

以上、両法案に対する修正案の説明を終つたのでありますが、なお自改自共同修正案に関連して問題となりました重要な点を一言申し添えておきます。すなわち、三派共同修正案に関し、日本社会党は、いづれも公衆電気通信法案に対する三派共同修正案、同じく修正部分を除く原案、有線電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の原案に賛成、公衆電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する日本社会党両派共同修正案に反対の意見を述べられ、日本社会党を代表して原茂君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いづれも公衆電気通信法案、並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する日本社会党両派共同修正案に賛成、公衆電気通信法案に対する三派共同修正案及び修正部分を除く原案、有線電気通信法案、及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に反対の意見を述べられたのであります。

委員会は、引き続き採決に入り、順次可否を諮りましたところ、公衆電気通信法案に対する日本社会党両派共同修正案を否決、同法案に対する自由党、改進黨、自由党共同修正案を可決、同じく修正部分を除く原案を可決、有線電気通信法案原案を可決、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する日本社会党両派共同修正案を否決、原案を可決いたしました次第であります。

三、参議院電気通信委員長報告(七月二十七日)

○左藤義詮君 只今議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案及び有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げ

委員から、修正案提出者及び政府当局に対して、日本電信電話公社の本年度予算に計上されている損益、建設、資本各勘定の収支は、すべて公衆電気通信法案の政府原案による料金額、すなわち二五%値上げを基礎としたものである、従つて、もし公衆電気通信法案の料金額に修正を加えるならば、当然公社予算にも、これに照応した修正を加えなければならぬ、しかるに、本年度公社予算は、政府関係機関予算としてすでに本院を通過しているのであるから、三派共同修正が成立するあかつきにおいては、法律と予算との不一致を来し、予算は架空の数字となり、予算の權威を著しく失墜するものではないか、また、政府は、この間の不一致は将来公社予算の修正によつて補正する意図であると言うが、補正予算の提出は不確定の事實に属するのみならず、少くとも補正の行われるまでは、前に述べた法律と予算との矛盾する状態は存続するものではないかとの質疑があり、これに対して、修正案提出者から、修正案と予算との不一致はまことに遺憾であるが、拡充五箇年計画を遂行する必要から、本法案の成立を期したため、やむを得ざるに出た結果であると答弁があり、また、政府からは、法律と予算との不一致は好ましくはないが、現行法制上往々にしてかかる事態を生ずる場合があり、これを防止するためには、将来日本電信電話公社法第五十一条あるいは国会関係法規等も適宜改正する必要があるかもしれぬという答弁がありました。

委員会は、今二十一日討論を行い、自由党を代表して橋本登美三郎君、改進黨を代表して小泉純也君、自由党を代表して中村梅吉君



ます。

先ず右三法案の提案理由でありますが、我が国の電気通信に関する現行法律には、電信法、電波法、電信線電話線建設条例及び電信電話料金法がございますが、右のうち、電信法は明治三十三年、電信線電話線建設条例は明治二十三年の制定で、非常な古いものでありまして、爾来大きな改正がありませんために、その内容及び体裁におきまして今日の実情に副わないものがあります。そこで、今回、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の提供する電信電話サービスに関する基本的事項等を規定するため公衆電気通信法を、有線電気通信に関する監督法規として有線電気通信法を、又、右両法律を施行するため必要な経過規定の制定並びに関係法律の改正を行うため右両法律の施行法を制定しようとするものであります。

次にその内容であります。先ず公衆電気通信法案におきましては、現行制度と異なる主なる点は、第一に、電話の普通加入区域外に加入電話を設置するために電話線路の新設を要する場合には、その費用をその加入者に負担させること、而してその後五カ年以内においてその線路を利用して新たな加入者がある場合には、その者に線路新設費用を分担させ、公社はその分担金を最初の負担者に返還すること。第二に、電話加入権を譲渡した者が同一加入区域内において一年以内に加入申込みをしたときは、その申込みについては事実上承諾をしないこととする。第三に、公社において、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線等を設置するため、他人の

土地等を使用する場合には、その土地の利用を著しく妨げない限度においてのみ使用することが出来るものとする。第四に、構内交換電話の交換設備等の設置及び保存について、今後は公社が行うほか、加入者等が行うことを認めること等であり、更に本案におきましては、電信電話の設備の拡張及び改良資金の一部を賄うために、本年八月一日より平均二〇%の料金引上げを行うこととしているのであります。

次に有線電気通信法案におきましては、有線電気通信設備の設置及び使用については、公社又は会社が行う公衆電気通信業務の独占を侵さない限り、でき得るだけ自由にする建前をとり、又その設備については、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体若しくは物件に危険、損傷を与えることを防止するため、その設置及び維持についての必要最少限度の技術基準を設けておきますと同時に、役所関係の手續を極力簡易化するよう配意しております。

最後に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案におきましては、この三法律の施行期日を本年八月一日と定め、右両法律の施行に伴い必要な経過規定及び他の法律の改廃を規定しておりますが、このうち主なる事項は、明治三十九年から大正八年までの間に電話加入申込みを受理せられ、当時の金で五円乃至十五円の加入登記料を納付して、今日なお架設をみてないもの約十二万について、この際これらの権利の帰属を確定整理して、成るべく速かに架設しようとしているのであります。

以上は右三法案の提案理由及び内容であります。右三法案は、去る第十三回及び第十五回国会に、政府より、料金の部分を除き、ほぼ同様の提案がなされた経緯を有するものでありまして、今回衆議院において、電話料金について全面的修正の上、本院に送付と相成つたものであります。即ちその要点は、電気使用料の建て方及びその金額を修正し、同時に市内通話一度数毎に原案十円を七円とし、市外通話料金については六〇キロを超える待時通話区間において、夜間割引制を設けること等によつて、料金引上率政府原案二五%を二〇%に引下げたのであります。

電気通信委員会におきましては、本案の重要性に鑑みまして、十四回に亘つて委員会を開き、郵政省及び電々公社当局並びに大蔵省当局及び衆議院の修正発議者に対して詳細な質疑を行うのみならず、公聴会を開きまして、広く利害関係者及び学識経験者の意見を聞くなど、慎重審議をいたしたのであります。

いま質疑によつて明らかとなりました主なる点を申し上げますと、先ずこの料金引上げを必要とする理由は、今日の我が国の電気通信事業の行詰りを打開するためには、従来のような不安定な外部資金を頼りとする一年限りの拡張改良の方法をやめて、安定した資金を基とした長期計画を遂行する必要があるもので、日本電信電話公社では、ここに電信電話補充五カ年計画を樹立し、これに要する資金の一部に充てるため料金収入平均二割五分の増収を図るためのものであること、而してこの五カ年計画の内容は、昭和二十八年より三十二年に亘る五カ年において、加入電話七十万個、市外電話回

線百十八万キロの増設、その他の拡張改良を行い、その完遂によつて、六大都市、特に東京、大阪の中心部においては、つかない電話、出ない電話の非難を解消する。農山漁村においては、公衆電話又は郵便局に通話所を設け、郵便局に電話のない村をなくする。市外電話は、東京、名古屋、大阪、神戸、福岡の各区間相互の通話を即時通話とする、その他のサービス改善を行うというのでございます。

又、政府原案は、料金収入二五%、即ち本年度内百三十四億円の増収を見込んでいましたが、衆議院の修正によつて、原案に比べて二十五億円の減収となるが、この分に対しては公衆社債の増額を行うほか、郵便貯金等の伸び方によつては、資金運用部資金融通の途も講ずるよう努力し、二十九年度以降においても、所要資金の調達については、公社の財政状況、金融界の事情その他を考慮しつつ、万全の措置を講じ、必ず公社の計画の遂行に支障を来たさないようにすること等でありまして、

なお右のほか、この料金引上げの物価及び生計費に及ぼす影響、電話事業の欠損を電話事業の利益で賄うことの可否、電信料金の建て方、電信窓口機関の普及方策、電話料金の算定及び収納方法、構内交換設備等の自営を認めることの適否、専用通信設備の設置を許可制とせず、届出制とすることの適否、罰則における刑の均衡等につきまして、熱心な質疑が行われたのであります。詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

一昨二十五日質疑を終え、三法案一括討論に入りましたところ、



日本社会党両派を代表して小林委員より、公衆電気通信法案及び両法施行法案に対する修正案、即ち、構内交換設備等の自営を認める範囲を限定すること、及び電話料金の引上額を少くすることを内容とする修正案が提出され、次いで緑風会の新谷委員より、有線電気通信法案において私設専用設備の設置の届出主義について、郵政大臣はその言明の通り真剣に再検討することを望む。衆議院修正によつて生ずる収入減の補填について、政府は万全の措置を講じ、公社当局は、冗費の節約、サービス向上に努めて、所期の計画を達成することの希望を付して、原案に賛成、修正案に反対、日本社会党両派を代表して山田委員より、修正案は責任の所在を明確にするものであり、又民間技術の現状から見て適當である、料金改正の原案では拡充資金の確保を期しがいとして、修正案賛成、又、自由党の島津委員より、公社の資金確保に政府の格段の配意を希望して、原案に賛成、修正案反対、純無所属クラブの三浦委員より、公社の拡充改良資金確保について政府の努力を望む旨の附帯決議をなすことを希望して、原案賛成、修正案反対の意見を表明せられたのであります。

討論を終えて、先ず小林委員発議の修正案について採決しましたところ、賛成三、反対六を以て否決、次いで衆議院送付の案を一括採決いたしましたところ、賛成六、反対三を以て可決せられたのであります。

なお三浦委員より提案、可決せられました附帯決議は、本院においては、電話事業の整備拡充について、再度に亘つて

決議をなし、その促進を要望したが、国民の電話に対する需要とサービス改善の要求は益々し烈なるものがある。よつて政府は少くとも今回日本電信電話公社の企画する拡充計画の実施に必要な資金の確保につき、その責任に於て万全の措置を講ずべきである。右決議する。  
昭和二十八年七月二十五日  
参議院電気通信委員会

### ◎有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法 (昭和二八、七、三一、法九八)

#### 一、提案理由(六月二十四日)

(有線電気通信法(昭二八―法九六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院電気通信委員長報告(七月二十一日)

(公衆電気通信法(昭二八―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院電気通信委員長報告(七月二十七日)

(公衆電気通信法(昭二八―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎自治大学校設置法 (昭二八、七、三一、法九九)

#### 一、提案理由(七月八日)

○国務大臣(塚田十一郎君) 只今本委員会に付託されました自治大学校設置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方公務員制度の本旨とする地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期しますためには、地方公務員の資質の向上と勤務能率の發揮増進にまつところが極めて大きいのであります。この意味において、地方公務員に対して適切な研修の機会をできるだけ多く与え、その教養に努めることは、極めて肝要と存ぜられるのであります。地方公務員法におきましても「職員には、その勤務能率の發揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と規定しており、各地方公共団体においてもそれぞれ研修に力をいたしている次第であります。しかしながら地方では、初任者その他一般職員に対する研修は格別として、中堅職員に対する高度の研修については、その実施に種々支障があり、事実上困難な場合が多いのであります。かねてから中央に対し高度の研修機関の設

置を要望する声が強かつたのであります。申すまでもなく、地方公共団体の処理しております事務の大半は、国と密接な利害関係にあるものであり、国としてもその適正且つ円滑な執行については深い関心を持たざるを得ないわけでありまして、地方公務員の能力を向上し、勤務能率を發揮するため、その研修を行うことの必要なゆえんは、この意味においても痛感せられていたのであります。

以上の趣旨により、政府は本法案を提出したのであります。

次に法案の概要について申し上げます。

自治大学校は、自治庁の附屬機関として、東京都に置くこととしたし、任命権者の推薦にかかる地方公務員に対して高度の研修を行い、これに併せて地方自治に関する制度等についての基本的な調査研究を行うと共に、地方公共団体の研修機関に対して、研修に関する技術的助言をすることができるといたしましたのであります。

自治大学校の講師には、各方面の有識者を委嘱いたしまして、その内容を充実し、設置の目的を達成いたしたいと考えておりますが、自治大学校の性格に鑑み、地方の事情に即した運営をする必要がありまますので、地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を自治大学校に置き、自治大学校の運営について校長の諮問に応ぜしめることとしたのであります。

以上、自治大学校設置法案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いいた



します。

二、参議院文部委員長報告(七月二十四日)

○内村清次君 只今、議題となりました自治大学設置法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回、政府が本法案を提出いたしました理由は、地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、以て地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として自治大学を設置せんとするにあるのであります。その内容は自治庁の附属機関として東京都にこれを設置し、任命権者の推薦に係る地方公務員に対して高度の研修を行い、これに併せて地方自治に関する制度等についての基本的な調査研究を行うと共に、地方公共団体の研修機関に対して研修に関する技術的助言をすることができるとなつておるのであります。政府は本年八月一日からの発足を予定し、本年度予算には、九百三十万円が計上されております。なお本法案は、本院の先議に付されたものであります。

委員会におきましては若木、秋山、加瀬、松澤、高橋、西郷の各委員より、極めて熱心な質疑が行われましたが、その要点は左の通りであります。

即ち「自治大学の名称を用いた理由如何。かかる学校を設けることは学校教育法上支障がないか。又人事が中央集権的となるのであると避けられると思う。府県公務員と市町村公務員の研修は、両々いずれも忽せにできないが、国の行う研修としては、実際上府県公務員を第一義的とせざるを得ない。地方で行う研修が困つてゐるのは、講師及び教材の点にあるのであつて、本校の設置によつてそれらの点について援助することができると。一般の大学に教育を委託するとは有効であり、必要に応じ、その方法も採用しているが、地方公務員の研修としては、一般基礎学以外に地方公務員に特別な教科も必要である。地方公務員の待遇の改善、人事の交流は、能率向上上勿必要であるが、研修の効果も又軽視できない」等でありました。

次いで討論に入りまして、秋山、松澤、加瀬の各委員から、大体において同趣旨の反対意見が述べられました。即ち「地方公務員の非能率は待遇のよくないことと官僚主義に原因がある。専門的の研修は地方に任せ、基礎学は一般大学に委託すればよい。人事の運用上中央集権的となる虞れがあつて、民主化に反する。地方公務員については、高度の研修よりも親切なサービスが大切である。本校は経費、人的組織等、その内容、大学たるの實がない。学校教育法の基本を紊される虞れがある。行政簡素化の今日、緊急の必要を認めがたい」等がその主なる理由でありました。これに対し高橋委員は、「民主政治の基本は地方自治にある。自治の成績を挙げるためには、公務員の資質向上によらねばならないが、そのために研修は必要である。地方的の研修施設は勿論大切だが、本校は、その中核体として必要であり、又地方自治に関する調査機関も必要である」として、賛意を表せられました。又小林委員からは、本校は自治大

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

はないか。本校の人的組織。教科の内容。研修の対象となる学生。

運営の基本方針はどうか。校長は誰がなるのか。府県公務員より町村公務員の研修が急務ではないか。一般の大学に教育を委託し、又は地方で行う研修の助成を計るほうが適當ではないか。地方公務員の非能率は、むしろ待遇の不良、人事の沈滞が原因ではないか」等でありました。これに対し政府委員より、それら「答弁がありました。が、その要点を申し上げますと、「本校はすでに公務員たる身分を有する特定の者に対する教育機関であつて、教育組織法の枠外である。大学の名称は、同法によるものでなければ使用できないが、本校は大学校であるから支障がない。現に警察大学校のような例もある。本校設置のために特別の増員を行わず、自治庁から学校監理のため一名を割愛するほか専任講師二名、兼任七名、事務職員若干名を置く。校長には自治庁次長がこれに當る旨の規定はこれを削除した。専任を置くほうが適當と思う。対象となるのは都道府県、大都市の課長補佐、係長級であつて、研修期間は六カ月とし、一年の研修人員は百五十名である。余裕を生じたら漸次市町村公務員にも及ぼしたい。教科目は憲法、行政法、財政学、経済学、政治学、社会学、統計学等の基礎学と実務管理及び一般教養、常識である。民主的運営を期するために、諮問機関として運営審議会を置き、知事会、市長会、町村会及びこれらの議会の議長の代表者六名、ほかに学識経験者四名、計十名をもつて運営審議会を組織する。会長はその互選とし、又その招集は、会長がこれを行うことにしてあるのである、本校の設置によつて、地方公務員の人事が中央集権的になる弊

学校と称するも、その実、羊頭狗肉である。内容を更に充実することを要望して、本法案に賛成せられました。

かくて採決に入り、本法案は、本委員会におきまして多数を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(七月二十九日)

(地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭二八―法二〇九)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律 (昭和二八、七、三一、法一〇〇)

一、提案理由(六月二十四日)

(造幣局特別会計法の一部を改正する法律(昭二八―法一二四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)



登録税法の一部を改正する法律

三、参議院大蔵委員長報告(七月十日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎登録税法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三一、法一〇一)

一、提案理由(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭二八―法一七三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

(納税貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭二八―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず登録税法の一部を改正する法律について申し上げます。

本案は、最近における不正印紙の使用状況に鑑み、登記所等にお

いて登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、税務署に通報することとし、これによつて国税徴収の例にならぬ登録税を追徴することができるといたし、このほか、外国公認会計士及び計理士が更新登録をした場合にも、開業登録の場合と同様に登録税を課することなどの改正を行おうとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今次の税制改正の一環として、別途、今国会に提出されている所得税法等の改正においても規定されているように、利子税の計算方法を簡素化するため三百円未満の利子税額等を徴収しないこととしたすと共に、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隠蔽又は仮装されていない事実に基づく税額を含まないこととし、重加算税について徴収の適正化を図ろうとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎有価証券取引税法

(昭和二八、七、三一、法一〇二)

一、提案理由(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭二八―法一七三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十三日)

○浅香忠雄君 ただいま議題となりました有価証券取引税法案外四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、有価証券取引税法案について申し上げます。今回税制改正の一環として、有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとしておりますが、有価証券の取引を行う者の担税力等に顧み、この機会において、有価証券取引税を創設して、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等の有価証券の譲渡があつた場合に、その譲渡者を納税義務者として課税することとしようというのであります。しかしながら、短期国債及び国民貯蓄債券等の譲渡につきましては、その性質に顧みて課税しないこととし、さらに公社債券等の譲渡については今年一年間は課税しないこととする等であります。

有価証券取引税法

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今次の税制改正の一環として、相続税の負担の軽減と課税の簡素化をはかるため、累積課税制度を廃止し、相続及び包括遺贈によつて取得した財産には相続税を、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産には贈与税を課することとするほか、基礎控除の引上げ、死亡保険金及び退職金控除の引上げ、税率の改正、延納制度の改正等を行う必要があるというのであります。

次に、資産再評価法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は、昭和二十五年本法を制定して以来二次にわたり再評価を実施したのでありますが、その実施の状況は必ずしも十分に行われなかつた実情にあり、かつまたその後の物価もある程度の上昇を示している状況でありますので、現下の急務である資本蓄積の促進に資するため、今回さらに資産再評価の機会を与え、現在の物価水準に応じた基準によつて再評価を行い得るようにするというのであります。

次に、塩業組合法案について申し上げます。この法案は、わが国における塩業の特殊性にかんがみまして、その経営の合理化によつて塩の生産の維持増進をはかり、塩業者の経済的地位の向上に資するため、塩業者が塩業組合を設立することを認め、この組合について、組合員の出資口数の制限並びに議決権及び役員選挙権の数に関する特例を設け、その他組合経営の基礎を強固にする規定を設けようとするものであります。

最後に、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する



砂糖消費税法の一部を改正する法律

法律案について申し上げます。この法律案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめるため、これらのものが発行する債券及びこれらのものが借り入れる外貨払いを要する長期借入金に係る債務について、政府が保証契約をすることができるといふとすむるものであります。

以上の五法律案につきましては、審議の結果、本日質疑を打切り、塩業組合法案を除く四法律案につきましては、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。次に、塩業組合法案に対しては、大平正芳君より修正案が提出せられました。修正案の内容は、塩業組合についても、農業協同組合、水産業協同組合と同じく、組合員の貯金の受入れの業務を行うことができるようにしようとするものであります。本案は討論を省略して採決いたしましたところ、修正案及び修正案を除く原案に対し、それ／＼起立総員をもつて修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

について六〇%、五百万円を越える部分について六五%の税率を設けることといたしております。

この両法案につきましては、審議の結果、二十三日質疑を打切り、ただちに一括討論に入りましたところ、自由党を代表して黒金委員は賛成の意を述べられ、社会党を代表して佐藤委員、及び社会党を代表して井上委員は、それ／＼反対の旨討論せられました。次いで採決をいたしましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案について申し上げます。国際復興開発銀行からの外貨資金の借入れについて日本開発銀行または日本輸出入銀行が発行する債券の利子で、日本に住所等を有しない個人または外国法人が受けるものについては、所得税を免除しようというのであります。

この法案につきましては、昨二十四日質疑を打切り、討論を省略してただちに採決いたしましたところ、本案は起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、閉鎖機関の整理の一層の促進をはかるとともに、その最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関につきまして従来禁止されておりました杜債の弁済及び残余財産の分配を認めるほか、閉鎖機関の指定を解除し、また株式会社である閉鎖機関について、指定解除後に株主総会の決議により会社を継続し得る

砂糖消費税法の一部を改正する法律

◎砂糖消費税法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三、法一〇三)

一、提案理由(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭二八―法一七三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

○苦米地英俊君 ただいま議題となりました砂糖消費税法の一部を改正する法律案外六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

まず第一に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。砂糖消費税につきましては、他の消費税との負担の権衡等を考慮して、分蜜白糖等につき税率を二割程度引上げるとともに、合蜜糖について、その種別に応じて負担の調整をはかる等の所要の改正を行うのであります。

次に、富裕税法を廃止する法律案について申し上げます。富裕税は、その施行の状況等にかんがみまして、負担の調整と税制の簡素化をはかるため、昭和二十八年分から廃止するというのであります。これに伴いまして、ただいま審議中の所得税法の一部を改正する法律案の中に、新たに課税所得金額のうち三百万円を越える部分ごととし、さらに、その国内資産をもつて新会社を設立し得る道を開くとともに、所要の規定の整備をはかることといたしております。

本案に関しましては、各派共同の修正案が提出いたしました。修正の第一点は、閉鎖機関の清算の終了を一層促進いたしますため、特定の場合には、閉鎖機関の持つている金融機関の調整勘定受益権の譲渡を認めるとともに、右の調整勘定受益権のほか、閉鎖機関の持つている交易営団、横浜正金銀行等に対する債権及び残余財産分配請求権等につきましても、特定の場合に限り、これらの財産権のすべてを信託することによりまして、閉鎖機関はその債務及び残余財産を分配すべき義務を免れるものとしたのであります。修正の第二点は、閉鎖機関が新会社を設立する場合における株主総会の議決の要件といたしましては、政府原案におきましては、発行済株式の総数の過半数の賛成を必要としているのでありますが、引揚げ等の事情によりまして、このような要件を満たすことは著しく困難であると認められますので、これを、出席株主の議決権の三分の二以上で、かつ発行済株式の総数の十分の一以上の賛成をもつて足りることといたしましたのであります。

本案につきましては、審議の結果、去る二十四日質疑を打切り、修正案及び修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたところ、自由党を代表して苦米地委員は賛成の旨を討論せられました。次いで採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも起立総員をもつて可決され、よつて本案は修正議決す



べきものと決した次第でございます。なお本案に關しましては、さらに附帯決議案が提出され、これについて採決いたしましたところ、起立総員をもつて附帯決議を付することに決しましたが、その案文についてはこれを省略させていただきます。

次に、日本専売公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、専売事業の企業的な運営をはかるために、日本専売公社の行う業務内容に投資を加え、同公社の予算に弾力性を与えて、予算の流用、繰越し、その他制度を改正いたし、また専売納付金の計算にあたり、たなおろし資産の増加額を控除しないこととし、さらに、同公社の業務にかかる現金の取扱に關する規定の整備をはかりとするのであります。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、最近における証券市場の实情にかんがみまして、有価証券の募集または売出しに關する届出制度を簡素化するとともに、証券業者に対する監督規定を整備いたし、あわせて証券取引所の機能の公共性に顧みまして、その設立に免許を要することとするのであります。

最後に、証券投資信託法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、最近における証券投資信託の实情にかんがみまして、委託会社についての登録制度を廃止して免許制度を採用するとともに、その監督に關する規定を整備いたし、委託会社の取締役が他の会社の常務に従事したまたは事業を営もうとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならないものとしたそうとするものであります。

るまでの期間を利用して、巨額の資金融通を行なっている事実、又、滞納の整理の規定が緩やか過ぎるため不当な利益を得ていること、第三に、法律の体裁が旧態依然としており、統一がとれていない」との反対意見が述べられ、次いで森下委員より、「砂糖はその六割が家庭用に消費され、酒、煙草と異なり、消費規正をやりがたい必需品であり、大衆課税と言わざるを得ない。又、戦前の物価水準に比して砂糖の値上りが低く税率を引上げたという政府の見解は、所得税等において戦前の水準に復帰させておられない実績を見ても納得できないもので、一連の減税措置がとられておる際、遺憾に堪えない」との反対意見が述べられ、更に平林委員より、「今回の引上げ措置は千慮の一失ともいふべき失敗であり、次年度において必ず是正を図るよう要望する」との希望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に富裕税法を廃止する法律案について申し上げます。本案は、富裕税の施行状況等に鑑みまして、租税負担の調整と税制の簡素化を図るため、昭和二十八年分からこれを廃止いたそうとするものであります。なお、本年度において富裕税廃止による減収額は十八億九千九百万円でありまして、一方、所得税の税率引上げにより六億五千七百万円の増収が見込れております。

本案審議に當つては、慎重なる質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、討論に入りましたところ、菊川委員より、「今回

砂糖消費税法の一部を改正する法律

あります。

右三法案につきましては、昨二十四日質疑を打ち切り、一括して討論を省略し採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました七つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、砂糖消費税の負担の实情等に鑑み、分蜜白糖等につき、その税率を二割程度引上げると共に、含蜜糖については種別に応じて負担の調整を図り、又、課税済の砂糖等を原料として製造した第三種の砂糖以外の砂糖等を製造場から引取る場合には課税しないこととするほか、利子税を徴収する規定を新たに設けようとするものであります。

本案審議におきましては、国内産甘味料である水飴、葡萄糖との関連、砂糖消費税の引上げは大衆に過重な税負担を課することとなること、第二に、製糖業者は庫出しの際徴収した税金を国庫に納付す

の改正においては一応所得税の累進税率を引上げておるが、無記名預金制度、特別減税国債等、富裕階級に極めて有利な財産運用の途が講ぜられておる、而も百パーセント捕捉されている給与所得者と比較して、これら富裕階級に対する捕捉が十分に行われていない点に鑑み、富裕税の廃止は、所得税の基礎控除、扶養控除の大幅な引上げと同時に進むべきものである」との反対意見が述べられ、次いで森下委員より、「自由党政府は大衆に対して常に減税を宣伝しているが、實質的には富裕階級のみが特典を受けている。本税を存置したまま所得税の最高税率を六五%にするならば納得できるが、現下の情勢においては富裕税を廃止すべきではない」との反対意見が述べられ、更に平林委員より、「保守党内閣は大衆の信頼を受けねば存立の意味がないのに、今回の措置は極く少数の富裕階級のみの特典を与えるものであるから、本案の撤回を要請する」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に有価証券取引税法案について申し上げます。

本案は、今国会に別途審議されている所得税法の一部を改正する法律案において、有価証券の譲渡所得に対する課税が廃止されることとなりますので、これに代る措置として、有価証券の譲渡があつた場合に、軽度の税率により課税を行おうとするものであります。即ち、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託及び貸付信託の受益証券の譲渡があつた場合に、その譲渡価額を課税標準として譲渡者に課税することといたしております。但し短期国債証券及び国民



貯蓄債券の譲渡については課税しないこととし、又、公社債及び貸付信託の受益証券の譲渡については、向う一年間は課税しないこととしております。

次に税率につきましては、有価証券の取引を阻害しないことを考慮して、公社債券及び貸付信託の受益証券については万分の七、株券、出資証券及び証券投資信託の受益証券については万分の十五とし、又有価証券の譲渡者が証券業者である場合には、譲渡が頻繁に行われる点等も考慮して、それら万分の三及び万分の六という低い税率を課することとしております。なお、証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡については、証券投資信託の育成の見地から、今後二年間を限つて万分の六に軽減いたしております。このほかできるだけ納税の簡素化を図る方法を講じ、利子税、加算税、罰則等についても所要の規定を設けております。

本案審議に当りましては、税収入見込の算出根拠、有価証券に対する課税方法の変遷、課税率に差異を設けた事由等について、慎重なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に閉鎖機関令の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、閉鎖機関の整理の一層の促進を図ると共に、その最終的な処理体制を整えるため、戦時中、主として外地で活動していた閉

鎖機関につきまして、従来禁ぜられていた社債の弁済及び残余財産の分配を認めるほか、閉鎖機関の指定を解除し、又、株式会社である閉鎖機関につきましては、会社の継続又は新会社の設立の途を開こうとするものであります。

以下、改正の主要点についてその概要を申し上げますと、第一に、大蔵大臣の指定した外地銀行、外国銀行及び特殊戦時機関のごとき在外活動閉鎖機関は、現行法によりますと、社債の弁済及び残余財産の処分が禁止せられておりますが、これを改めまして、在外債務の総額が在外資産の総額を超える場合の超過額と、政令で定める一定の額との合計額に相当する国内財産を留保すれば、社債の弁済及び残余財産の処分をなし得ることといたしますほか、大蔵大臣は閉鎖機関の指定を解除することができることとしたこととあります。

第二に、株式会社である閉鎖機関が国内財産を以て新会社を設立することができることとしたこととあります。即ち、株主の十分の一以上が特殊清算人に対し新会社設立の申立をいたしますと、特殊清算人はその申立の趣旨に従つて新会社設立計画案を作成し、株主総会の決議を経、大蔵大臣の認可を受けて新会社を設立することができることとなるのであります。ただ、この場合、在外債務を有するものになりましては、前述のように、国内財産を留保しなければならぬことになつておるのであります。第三に、株式会社である閉鎖機関が指定を解除された場合は、現行法では、民法及び商法の規定によつて清算を結了するほかなかつたのでありますが、これを改めまして、株主総会の決議によつて会社を継続することができるこ

ととしたこととあります。

なお、本案は衆議院において次のように修正せられたのであります。即ち、第一に、新会社設立計画案についての株主総会の決議は、政府原案では、株主二分の一以上の賛成を要することとしておりましたのを、出席株主の三分の二以上で、且つ株主の十分の一以上の議決を以てすればよいこととしたこと、第二に、金融機関再建整備法の規定により、金融機関から調整勘定の利益金の分配を受ける権利の譲渡を認めることができることとしたこと、第三に、閉鎖機関は調整勘定の利益金の分配を受ける権利及び大蔵大臣の指定する債券を信託することによつて、債務及び残余財産の分配義務を免除することとしたこととあります。

本案の審議に当りまして、「国内財産を留置した後の財産を以て新会社を設立する方法をとらないで、新会社に第二勘定を設けるような方法で処理したらどうか」「清算はいつ頃完了するか」「閉鎖機関の指定解除及び新会社設立の見込はどうか」「中央食糧営団の残余財産はどう処理されるか」等の質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、日雇労働者の生活基盤を安定せしめるために、これに健康保険制度を創設しようとする日雇労働者健康保険法案が、

砂糖消費税法の一部を改正する法律

別途、厚生委員会において審議されておるのでありますが、この法律が施行されました場合に、日雇労働者健康保険事業の経理を明確にするため、本案は、厚生保険特別会計に新たに日雇健康勘定を創設しようとするものであります。

その内容を申し上げますと、日雇健康勘定においては、保険料、一般会計及び郵政事業特別会計よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金並びに附属雑収入を以て歳入とし、保険給付費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費を以て歳出とするほか、決算上剰余を生じた場合の積立金の積立及び運用、借入金及び一時借入金をなし得ること等について規定し、保健施設及び福祉施設について業務勘定の規定を整備し、更に日雇労働者健康保険印紙の売りさばき代金の日雇健康勘定への繰入れについて、郵政事業特別会計法に改正を加えようとするものであります。

本案につきましては、別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に、日本専売公社法の一部を改正する法律について申し上げます。

本案は、専売事業の企業的運営を図るため、日本専売公社の会計制度に関する規定に所要の改正を加えようとするものであります。

改正の主要点について申し上げますと、第一に、公社はその業務に関連し、且つ業務の運営に必要な事業に投資することができることとしたこととあります。第二に、公社の予算の弾力性に関する一条



### 揮発油税法の一部を改正する法律

一八〇

を新設し、予算に、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に際する弾力性を持たせると共に、予算の流用及び繰越に関する制度を緩和し、事業経営の一層の円滑化を図ることとしたことであります。第三に、専売納付金の計算に当つては、棚卸資金の増加額を控除しないこととしたこととあります。第四に、能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予算より節減した場合は、これによつて生じた金額のうち、その一部を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給することができることとあります。なお、このほか、予算の形式、内容、手続の規定及び現金の取扱に関する規定についても、それら所要の改正が加えられております。本案の審議に当りまして、公社の行う投資の計画、公社の会計制度のあり方、たばこ消費税制度実施に関する当局の意向等について種々熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、本案は、前国会、本委員会において要望せられたところを十分に取入れられている点は誠に多とするものであるが、専売益金制度は成るべく速かに改め、たばこ消費税のような別個の税を徴収する制度を確立せられたいとの要望を付して賛成の意見が述べられ、次いで平林委員より、専売益金制度は速かに課税制度に改めると共に、鋭意、たばこ小売価格の引下げ、及び葉たばこ収納価格の引上げに努め、明年度はその実現を期せられたいとの要望を付して賛成の意見が述べられたと存じます。

### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

(納税貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭二八―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました五つの法案について、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は簡単な改正でありまして、指定納期日までに揮発油を完納しなかつたときは、その翌日から納付の日までの日数に応じて日歩四銭の利子税を徴収しようとするほか、担保に関する規定の整備を行おうとするものであります。本案については慎重なる審議が行われたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと思つております。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、揮発油税の税率について一キロリットル当り一万一千円を九千五百円に引下げる旨の修正案が提出され、採決の結果、小林委員提出の修正案は賛成者少数を以て否決され、次いで原案について、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、資産再評価法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく資産再評価はすでに昭和二十五年、昭和二十六年

揮発油税法の一部を改正する法律

べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。最後に、国際復興開発銀行からの外資の受入れについて日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案について申し上げます。本案は、御承知のごとく、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入金に対して支払う利子については、国際復興開発銀行協定に基づきまして所得税を課税しないこととなっておりますので、同行からの外貨資金の借入契約に基づいて、日本開発銀行又は日本輸出入銀行の発行する債券についても、国際復興開発銀行以外の本邦非居住者が所有する場合には、その利子に対して所得税を免税いたそうとするものであります。本案につきましては、慎重審議の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

### ◎揮発油税法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三二、法一〇四)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭二八―法一七三)の提案理由と一括して掲載)

と二次に亘つて実施いたしましたのでありますが、その実施状況、物価等の推移に鑑みまして、今回昭和二十八年一月一日を基準日として更に第三次再評価を行い、資本蓄積の促進に資せようとするものであります。

本案の改正点の主なものについて申し上げますと、第一点は法人につきまして、昭和二十八年中に開始する事業年度の開始の日のうち、いずれか一日において一回、又昭和二十九年中に開始する事業年度の開始の日のうち、いずれか一日において一回、合計二回再評価を行い得ることとし、又個人の事業資産につきましては、昭和二十八年一月一日において一回、昭和二十九年一月一日において一回、合計二回再評価し得ることとしております。第二点は、再評価の限度額は、第一次、二次再評価の基準日後最近までの物価の上昇に適合するよう、土地については約十六割、減価償却資産については約五割、非事業用資産等については約二割をそれぞれ引き上げることとしております。第三点は、再評価税の税率は、前回同様再評価差額に対して百分の六といたしております。而してこの納付につきましては、十分な再評価の実施が行われるよう、法人の減価償却資産の再評価税は五年間に均分して納付することとしております。第四点は、個人の有する減価償却資産以外の資産及び家屋について再評価が行われたものとみなされる場合には、従来再評価差額から十万円を控除して課税してございましたのを、今回十万円を控除することに改めております。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

一八一



次いで討論に入りましたところ、小林委員より、再評価を実施することは緊要であり賛成するが、再評価税を徴収することは理論的にも疑問であるとの反対意見が述べられ、次いで菊川委員、森下委員よりそれら賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、関税率法等の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は現下の経済情勢に鑑み、国内産業を保護する見地より若干の品目について関税率の引上を行うと共に、暫定的に輸入税を免除しております品目を整備し、且つその免税期間を延長しようとするものであります。

本案は衆議院において修正議決されたものでありまして、修正点の要旨を申し上げますと、こんにやく芋につきまして、一般大衆の食生活の負担軽減を図るため、その輸入税率を四割に改め、又新聞用紙につきまして、国内森林資源の保持育成の必要並びに新聞用紙の需給状況等に鑑み、その必要なストックを確保するため、来年三月末までその輸入税率を七分五厘に軽減しようとする等のものであります。

本案審議に当りましては、慎重なる質疑がなされましたが、詳細は速記録によつて御承知願います。

次いで討論に入りましたところ、前田委員より、「新聞用紙は文化的、経済的見地から見ても、無税若しくは免税とすべきである」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に産業投資特別会計法案について申し上げます。

先ず提案の理由並びに内容について申し上げます。

我が国経済の再建、産業の開發及び貿易の振興に必要な資金は、これまで財政資金により賄つて参つたのでありますが、今回新たに産業投資特別会計を設置し、財政投資の一層の充実強化に資せんとするものであります。この会計におきましては、米国対日援助見返資金特別会計の資産並びに一般会計の日本開發銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金を承継して、これを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税国債の発行による収入金とを主要な財源として投資を行おうとするものであります。昭和二十八年年度予算におきましては、特別減税国債の収入金二百億円を含め、約四百億円の財源を以て、日本開發銀行及び電源開發株式会社に対する資金供給を予定しております。

内容を申し上げますと、この会計の歳入は、特別減税国債の発行に

り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、特別減税国債法案について申し上げます。本案は、今国会に別に審議されております産業投資特別会計法案に関連いたしました。その財源に充てるため、本年度に限り二百億円を限度として年四分の利率、償還期限は五年以内の特別減税国債を発行し、その消化を促進するため、購入者に対して一定の減税を行うこととし、個人の場合には、本年分の所得税からその税額の二〇%相当額を限度として購入額の二五%に相当する税額を軽減し、法人の場合には、本年八月一日から明年三月三十一日までの間に申告期限の到来する法人税から、その税額の年換算額の二〇%相当額を限度として購入額の二一%に相当する税額を軽減することしようとするものであります。この措置によりますと、利廻りは個人の場合には年一割二分、法人の場合には年一割五厘程度となるものであります。法人の利廻りをこの程度に維持するために法人がこの国債を譲渡した場合の損金算入について一定の制限を設けるほか、特別減税国債を購入した個人又は法人について所得税又は法人税の軽減に關し必要な規定を設ける等、所要の措置を講じております。

本案審議においては、特別減税国債は本年度限りの特別措置であること、二百億円の消化先は金融機関百二十億円、一般法人二十億円、個人六十億円が予定されている等、種々熱心なる質疑応答が交わされたのでありますが、その詳細は速記録により御承知願います。

質疑を終り、討論に入り、菊川委員より、「第一に、この減税国債は赤字公債の変形であり、インフレを助長せしめること、第二に、

よる収入金、出資金、貸付金からの収入金等とし、歳出は、出資金、貸付金、国債償還費等とする外、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定したておるのであります。なお、この会計の設置に伴いまして、米国対日援助見返資金特別会計法を廃止する等の關係法律について、所要の規定の整備をいたそうとするものであります。

本案の審議に当りましては、種々熱心なる質疑応答が交わされましたが、詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入り、小林委員より修正案が提出されましたが、その要旨は、特別減税国債の名称を、投資国債とし、産業投資特別会計の歳出財源に充てるため、昭和二十八年年度においては、二百億円を限り、この会計の負担において、利率を年四分、償還期限を五年以内とする投資国債を発行することができるようにしようとするのであります。次いで菊川委員より、産業投資特別会計の設置の趣旨は了解できるが、この会計は、特別減税国債の発行による収入金及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源としているが、見返資金は米国の対日援助の見返りとして国民の零細資金を積立てたのであるから、この会計の財源にすべきでなく、その資金は中小企業の金融に廻すべきであるにもかかわらず、日本開發銀行を通じて大企業に融資するのであるから反対するとの反対意見が述べられ、次いで森下委員より、特別減税国債に反対したので、延いて本案にも反対する旨の反対意見が述べられ、採決の結果、小林委員提出の修正案は少数を以て否決せら



通行税法の一部を改正する法律 国際復興開発銀行からの外資の受入については日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

れ、原案については、多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

### ◎通行税法の一部を改正する法律

(昭和二八、七、三一、法一〇五)

#### 一、提案理由(七月七日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二八―法一七六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

(納税貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭二八―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(登録税法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇二)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律

(昭和二八、七、三一、法一〇六)

#### 一、提案理由(七月二十四日)

○渡辺政府委員 たいま議題となりました国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案について、その提案理由を説明いたします。

政府は、さきに国際復興開発銀行等からの外資の受入れを促進するため、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案を提出し、すでに成立を見たところでありますが、これに伴い、日本開発銀行または日本輸出銀行が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入れ契約に基づいて発行する債券につき、本邦非居住者が受ける利子に対しては、所得税を課税しないこととするため、ここに本法律案を提出した次第であります。

すなわち、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入金に対して同銀行に支払う利子については、国際復興開発銀行協定に基き、所得

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十三日)

(有価証券取引税法(昭二八―法一〇二)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十七日)

○西川甚五郎君 只今、議題となりました四つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず第一に、塩業組合法案でありますが、我が国の塩業は、生産、販売等一切の事業活動について塩専売法の規制を受けております上に、農業に類似する塩田採かん作業と化学工業に類似する工場せんごう作業とを併存する特殊な産業形態をとるものであり、而もこのせんごう施設の建設及び維持管理には、安定した組合組織と多額の資金の蓄積投入を要します等、特殊な性格を持つておるものであります。従いまして塩業団体を現行の中小企業等協同組合法で律して参りますことは、塩業の実態に即しないものがありますので、本案は、この特殊性に鑑みまして中小企業等協同組合と別個の塩業組合を設立し、塩業経営の合理化によつて塩の生産の維持増進を図ると共に、塩業者の経済的地位の向上に資しようとするものであります。

この法律案の特徴といたします点は、第一に、塩業者の協同組織による互助体制を確立するため、地区塩業組合、塩業組合連合会

税を課税しないこととなつているのでありますが、同銀行からの外貨資金の借入れ契約に基いて、日本開発銀行または日本輸出銀行の発行する債券については、それが国際復興開発銀行以外の本邦非居住者によつて所有されることとなつた場合においても、各国の例にならつて、その利子に対して所得税を課税しないことといたしたのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十五日)

(砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎塩業組合法 (昭和二八、七、三一、法一〇七)

#### 一、提案理由(六月十七日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一一)の提案理由と一括して掲載)



及び塩業組合中央会を置きまして、これをそれら法人とし、塩業組合連合会には、塩業組合のほか、会社及び個人も会員になり、又塩業組合中央会には、塩業組合連合会のほか加入すべき連合会のない組合、会社及び個人も会員になることができるとしたことでございます。第二に、資力のある組合員の出資の余地を拡げて、地区塩業組合の必要とする資金の獲得を容易にするため、組合員一人当りの出資口数の最高限度を百分の三十五としたことでございます。

第三に、地区塩業組合の組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有することといたしますが、組合員が七人以上の場合は、定款によりまして出資口数に応じ、二個以上とすることができるとし、この場合の最高限度を出資総口数の六分の一としたこととあります。第四に、地区塩業組合の組合員が組合を脱退したときに、持分の払戻しを直ちに行いますと、組合の事業の運営を著しく困難にする場合がありますので、かかる虞れのある場合には、その払戻しについて条件を附することができるといたしましたのでございます。なお本案は衆議院におきまして、地区塩業組合の事業に組合員の貯金の受入業務を加えると共に、専売公社は、貯金の受入業務を行う組合の事業又は会計の状況について、毎年一回を常例として検査しなければならぬことに修正議決せられたのでございます。本案の審議の過程におきまして問題となりました諸点につきまして質疑応答が行われましたが、その詳細は、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、野溝委員より、「塩の

件を緩和する措置を講ずると共に、利子税の計算方法を簡素化し、重加算税の徴収について適正化を図る等、規定の整備を行おうとするものであります。

本案の審議に当りましては、延納制度等について、慎重なる質疑応答が行われたのでございますが、詳細は速記録に譲ることを御了承願いたいと存じます。

次いで討論採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめるため、これらのものの発行する鉄道債券及び電信電話債券並びにこれらのものが借入れられる外貨払を要する長期借入金について、予算の定めるところによりまして、政府が保証契約をすることができるとしようとするものでございます。なお昭和二十八年度は、鉄道債券八十五億円及び電信電話債券七十五億円を公募することとなつており、政府は、その元金及び利子等の支払について保証することとなつておるのでございます。

本案の審議に当りまして行われました質疑応答の主なるものについて申し上げますと、「長期借入金で外貨を以て支払われるものは、どういふものを考へているか」との質疑に対して、「本年度は国内の債券発行だけを考へていて、外貨払の長期借入金は考へていない。日本電信電話公社法には、第六十九条に、政府が保証契約をなし得

需給実績の内容を伺つてみると、一向進歩の跡が見えない。こんな状態では、塩の生産計画の空念仏に終る虞れがある。この次の機会には、十分な資料を以て示すよう注意ありたい」との希望を附して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

本案は、相続税の負担の軽減合理化と課税の簡素化を図る見地より、現行の累積課税制度を廃止いたしまして、相続及び包括遺贈によつて取得した財産については、その都度、その取得者に対して相続税を課税し、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産については、一年間分を合算して、その取得者に対して贈与税を課税しようとするほか、基礎控除を引上げ、死亡保険金及び退職金控除の引上げ、税率の改正、延納制度の改正等を行おうとするものであります。即ち基礎控除額は、相続税については五十万円、贈与税については十万円を控除することとし、又死亡保険金及び退職金については控除額は、それら二十万円から三十万円に引上げようとするものであります。又税率は、相続税については最高税率の七〇％は据置いておりますが、課税価格三千万円以下の税率をそれら五％程度ずつ引下げることとし、階級区分に若干の調整を加えて負担の軽減を図り、贈与税については、負担の権衡を考慮して、相続税の税率より若干高目とし、おおむね現行税率と同程度にいたそうとするものであります。このほか相続税の納付を容易にするため、延納の条

の規定があるが、日本国有鉄道法には、この趣旨の規定がなかつたので、今回この法律で、これを統一して政府が保証契約をなし得るよう規定したわけである。従つてこの法律の附則で、日本電信電話公社法第六十二条第九項の規定は削除することになつてゐる」との答弁があり、「債券は政府が保証しなければ売れないのか」との質疑に対して、「政府が保証すれば、国債に準ずるものとして発行条件を有利にすることもでき、又日本銀行が担保にとる場合も有利に取扱われる」との答弁があり、「国が公債を発行して、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に増資する形がとれないか」との質疑に対し、「財政法第四条の規定によつて形式的にはできるが、両者とも独立の機関であるので、それらへの責任において、債券を発行するのが適当である」との答弁がありました。その他債券発行の条件、方法及び時期、債券消化の見通し、資金の使途等につきまして質疑が行われたのでありますが、その詳細は、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了いたしましたので、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく酒類業組合等は本年三月制定せられました酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律によりまして、漸次その設立を見ておるのでありますが、その後の施行状況に鑑みまして、業者団体である酒類業組合等を通じまして、組合員の企業合理化等に必要な



資金を融通する途を講ずることが組合の結成を促進し、その健全なる発展に資するものと思われましますので、今回酒類業組合等が資金の借入の斡旋に代えて、みずから資金を借入れ、これを組合員に貸付けることができるようにすると共に、中小企業等協同組合や調整組合と同様に、中小企業金融公庫より資金の融通を受けることができるようにいたそうとするものでございます。

本案の審議に当りましては、熱心なる質疑応答が交わされ、更に密造酒対策、酒類審議会の性格、中小企業金融公庫よりの融資問題等について慎重なる審議が行われましたが、その詳細は、速記録に譲ることを御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より、「本法の施行は、中小企業金融公庫法と同時に施行せられたい」との要望を附して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

### ◎行政管理庁設置法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一〇八)

#### 一、提案理由(七月六日)

○菊池政府委員 たいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

行政管理庁と協力して書面によりまたは実地に調査することができることを明らかにいたしました。

第三に、現行法では、監察の結果については単に改善意見を述べることができるとの規定があるにとどまっていますが、行政監察の目的を達成するためには、どうしても勧告に基づく改善措置を確認して、その改善を推進して行く必要がありますので、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができることといたしました。

第四に、監察の結果は、場合によつてはこれを特に強く行政に反映させるために、内閣総理大臣に対しまして関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するように意見を具申することができる道を開いたのであります。

第五に、監察の結果、綱紀を維持するため必要があると認めるときは、すみやかにこれが是正の措置をとるため、これをそれ〴〵関係行政機関の長に連絡いたしましたして、その判断による適宜の措置が講ぜられるように意見を述べることができることといたしましたのであります。

第六に、第二条第十二号について、昨年七月三十一日法律第二百八十八号による公共企業体等労働関係法の改正に伴う所要の改正をいたしましたほか、長官の権限を規定した第四条の各項の規定の配列を整理いたしました。

以上が行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

政府におきましては、かねて行政運営の民主化と能率化を推進するため、行政監察機能の活用を意を用いて参つたのであります。が、行政運営を改善し国費の効率的使用をはかりますことは、行政費を節減し、国民の負担を軽減するゆえんでありますので、まことに刻下喫緊の要務でございます。この意味におきまして、行政の能率的運営を推進する行政監察の機能は、さらに一段と強化を策すべき要があると信ずるのであります。このため当面の措置として、監察の実施または監察結果の処置に関する権限等について、行政管理庁設置法に所要の改正を加えることといたしましたのであります。以下その要旨について御説明申し上げます。

第一に、行政監察を実施するにあたりまして、その実効を収めるためには、各行政機関の業務の実施状況について、実地に調査してその実情を把握する必要がありますが、現行法では、各行政機関に対して資料の提供及び説明を求めることについての権限を規定しているのみでありますので、監察を行うため必要な範囲内において各行政機関の業務を実地に調査することができることといたしましたのであります。

第二に、各行政機関の監察に関連して行います公共企業体の業務及び国の委任または補助にかかる業務の調査について、従来は特別の規定はございませんで、一般関係者に対する場合と同様に、資料の提出に関し協力を求めることができるという規定にとどまっておつたのであります。右の調査は、各行政機関の監察の手段として特に重要な関係を有するものでありますから、この限りにおいて当該

願ひ申し上げる次第であります。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(七月二十二日)

(恩給法の一部を改正する法律(昭二八―法一五五)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(七月二十七日)

○小酒井義男君 只今議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先づこの法律案の提案理由として政府の説明するところを御報告いたします。

政府においては、かねて、行政運営の民主化、能率化を推進するため、行政監察機能の活用を意を用い来たつたが、行政運営を改善し、国費の効率的使用を図ることは、行政費を節減し、国民負担を軽減するゆえんであつて、誠に刻下喫緊の要務である。この意味において、行政の能率的運営を推進する行政監察の機能は更に一段と強化を策すべき要があると信ずる。このため、当局の措置として、監察の実施又は監察結果の処置に関する権限等について行政管理庁設置法に所要の改正を加えることとした次第であるが、その改正の要旨は次の諸点である。

第一に、行政監察を実施するに当り、その実効を収めるためには、各行政機関の業務の実施状況について実地に調査して、その実



情を把握する必要があるが、現行法では各行政機関に対して資料の提供及び説明を求めることについての権限を規定しているのみであるので、この改正によつて、監察を行うため必要な範囲において各行政機関の業務を實地に調査することができることとした。

第二に、各行政機関の監察に關連して行う公共企業体の業務及び国の委任又は補助にかかる業務の調査について、従来は特別の規定はなく、一般関係者に対する場合と同様、資料の提出に關し協力を求めることができるとの規定によつたのであるが、これらの調査は各行政機関の監察の手段として特に重要な関係を有するが故に、この限りにおいて当該行政機関と協力して、書面により又は實地に調査することができることを明らかにした。

第三に、現行法では監察の結果については単に改善意見を述べることができるとの規定があるにとどまつているが、行政監察の目的を達成するためには、どうしても勧告に基づく改善措置を確認して、その改善を推進して行く必要があるもので、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができることとした。第四に、監察の結果は、場合によつてはこれを特に強く行政に反映させるために、内閣総理大臣に対し関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができる途を開いた。第五に、監察の結果、綱紀を維持するため必要があると認めるときは、速かにこれが是正の措置をとるため、これをそれらに關係行政機関の長に連絡し、その判断による適宜の措置が講ぜられるように意見を述べることができるとにした。第六に、第二条第十二号について、昨年七

月三十一日法律第二百八十八号による公共企業体等労働関係法の改正に伴う所要の改正をしたほか、長官の権限を規定した第四条の各項の規定の配列を整理した。以上が、本法律案の提案の理由として政府の説明するところであり、

内閣委員会は、委員会を四回開きまして、本法律案の審査に當つたのでありますが、塚田行政管理庁長官その他政府委員との間に交わされた質疑応答によつて、次の諸点が明らかにされました。

その第一点は、本法律案の第四条第五項に、「長官は、各行政機関の業務の監察に關連して、当該行政機関と協力して、第二条第十二号に規定する業務について、書面により又は實地に調査することができる。」と規定されておつて、当該行政機関が協力を拒んだ場合は、調査することができないこととなるが、監察の周到を期するためには、原案は少しく手ぬるいとの質問に対し、塚田長官は、「その点は、本法律案で最も問題となつた点であつて、従来行なつた監察の経歴に徴しても、調査を婉曲に拒まれた事例もあつた。政府は、来年度行政機構改革を行いたいと考えておるが、その際、この行政監察機構を根本的に改正したいと考えておる」旨、答弁がありました。その第二点は、「行政監察の主たる目的は、行政運営の改善にあつて、従つてこの監察の成果を収むるがためには、職員的能力の充実が要件となるが故に、今後各専門事項について、十分職員の研究に力を注ぐ必要があると思う。今後、その点に十分努力を払いたい方針である」旨、政府委員より言明がありました。その第三点は、今回の改正は、監察方法の強化を主たる目標としておつて、

監察範囲の拡大には及んでいないのであります。塚田長官の答弁によれば、「現在の行政管理庁の機構では、徒らにこの際、この監察範囲の拡大を図ることは、必ずしも得策とは考えない。将来の問題として検討したい」とのことでありました。

討論の段階に入りましたところ、内閣委員全員の發議によりまして、本法律案に対する次の修正案が提出されました。その修正案を朗讀いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案  
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第十二号の改正規定中「改める。」を「改め、」、關係各行政機関と協力して、「を削る。」に改める。

第四条に六項を加える改正規定のうち第五項中「当該行政機関と協力して、」を削り、同項に後段として「この場合において調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。」を加える。  
以上の通りであります。

竹下委員は、全委員に代つて本修正案の趣旨を次のように説明されました。「行政運営の現状においては、単に部内監察のみでは不十分であつて、第三者の立場にあつて監察する行政監察の外部監察を必要とする。然るに原案では、行政管理庁長官が行う監察の周到を期するためには、なお不十分の点があるが故に、原案に対し本修正案の通り修正を加える必要がある。」これが本修正案の理由として述べられたところであり、松原委員は、改進黨を代表し

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

て、本修正案を含めた原案に賛成する旨を述べ、本修正案は、監察当局を応援して監察の實を挙げられんことを望んで提案せられた次第であるから、速かにその實を挙げられんことを望む旨、成瀬委員は、日本社会党第四控室を代表して、政府は国家予算の支出と綱紀肅正の面において周到なる監察を實行せられんことを要望して、本修正案を含む原案に賛成する旨、野本委員は、純無所屬クラブを代表して、今日かかる監察機構を必要とし、又本修正案を必要とする現状にあるは誠に遺憾であるが、現段階においては現監察機構及び本修正案を必要と認めるが故に、本修正案を含めた原案に賛成する旨、松永委員より、日本社会党第二控室を代表して、行政監察の事務に従事する職員の身分については、今後相当考慮する必要があると思ふ旨を述べ、本修正案を含めた原案に対して賛成する旨、最後に上原委員は、自由黨を代表して、現在会計検査院の検査を初め各行政機関の部内監察、行政管理庁の外部監察等各種の検査、監察が行われておつて、これを受ける側の立場にある者は、その応接の煩に堪えない現状であるから、行政監察の運用についてはこれらの点について十分留意せられたい、行政監察の強化は本来賛成するものであるから本修正案を含めた原案に賛成する旨の、それらにの發言がありました。

次いで、先ず本修正案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定せられ、最後に右修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終わります。



### ◎保安庁法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一〇九)

#### 一、提案理由(六月二十七日)

○前田政府委員 たいま議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。

保安庁の職員の定員は、十一万九千九百四十七人ですが、今回これを十二万三千五百五十二人に、すなわち、三千二百五五人を増員しようとするものであります。この三千二百五五人のうち二千七百三十三人が警備官、残りの四百七十二人が保安官及び警備官以外の職員であります。

警備官の増員については、わが国の海上警備力を増強するため、先般国会において承認を得ました日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定に基き、政府は、当初の予定に八隻のパトロール・フリゲートを追加し、総計パトロール・フリゲート十八隻及び大型上陸支援艇五十隻の貸与を受けたいと考え、追加八隻分のパトロール・フリゲートを運航する等のため必要な海上員を増員するほか、第二幕僚監部に勤務する警備官を増員し、警備隊の部隊、学校その他の施設を新たに設け、または充実するため必要な職員の増加をはかるうとするものであります。

保安官及び警備官以外の職員で増員されます四百七十二人は、保

安研修所及び保安大学校の教育訓練を行い、技術研究所の研究、調査の充実をはかり、かつ、保安庁の調達、施設その他の業務遂行の円滑を期する等のため必要な職員であります。

以上、本案の要点を申し上げたのでありますが何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(七月十四日)

○上林與市郎君 たいま議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

保安庁職員の定員は現在十一万九千九百四十七人、そのうち警備官は七千五百九十人となつておりますが、今回同法第七条に改正を加え、警備官二千七百三十三人、保安官並びに警備官以外の一般職員四百七十二人、計三千二百五五人を増員しようとするのが本案の要旨であります。増員を必要とするに至りましたのは、警備官におきましては、さきにアメリカ合衆国より追加貸与を受けることになりましたパトロール・フリゲート八隻分の要員を初めとして、第二幕僚監部の充実及び部隊、学校その他の施設の拡充によるものであります。また、保安官並びに警備官以外の職員につきましては、保安研修所及び保安大学校における教育訓練の開始、技術研究所の研究調査の充実、その他調達、設営等の業務遂行の円滑を期する等のための措置であります。

本法律案は、六月二十二日本委員会に付託され、政府の説明を聞

き、質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知を願うこととし、十日討論に入り、日本社会党の島上委員及び日本社会党の鈴木委員より反対、自由党の平井委員及び改進黨の高瀬委員より賛成の意見がそれ／＼述べられ、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

#### 三、参議院内閣委員長報告(七月二十九日)

○小酒井義男君 只今議題となりました保安庁法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法律案の提案の理由として政府の説明するところを御報告いたします。保安庁の職員の定員は十一万九千九百四十七人であるが、本法律案によつて、これを十二万三千五百五十二人に、即ち三千二百五五人を増員しようとするものであつて、この三千二百五五人のうち二千七百三十三人が警備官、残りの四百七十二人が保安官及び警備官以外の職員である。警備官の増員については、我が国の海上警備力を増強するため、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定に基き、政府は当初の予定に八隻のパトロール・フリゲートを追加し、総計パトロール・フリゲート十八隻及び大型上陸支援艇五十隻の貸与を受けたいと考え、追加八隻分のパトロール・フリゲートを運航する等のため必要な海上員を増加するほか、第二幕僚監部に勤務する警備官を増員し、警備隊の部隊、学校その他の施設を新

保安庁法の一部を改正する法律

たに設け、又は充実するため、必要な職員の増加を図ろうとするものである。保安官及び警備官以外の職員で増員される四百七十二人は、保安研修所及び保安大学校の教育訓練を行い、技術研究所の研究調査の充実を図り、且つ保安庁の調達、施設その他の業務遂行の円滑を期する等のため必要な職員である。

以上が本法律案の提案の理由であります。

内閣委員会は委員会を四回開きまして、本法律案の審査に当たつたのでありますが、その結果、明らかになつた諸点を御報告いたします。

その第一点は、昨年八月一日、行政機構改革によつて、元の警察予備隊と海上警備隊とが統合されて、保安庁が設置され、警備官の定員は七千五百九十人と定められて発足したのでありますが、今回の増員のうち、警備官の増員は、保安庁が設置されてからの最初の増員であります。而してこの警備官の増員は、日米安全保障条約とは全く無関係であつて、政府は将来警備船等の増加も計画しておるが、それらの船が完成した際には、更に警備官の定員増加の必要がある。他方、保安官は現在の段階においては現定員十一万人を増加する考えはない旨、政府の言明がありました。

その第二点は、今回増員の内訳は、政府の提案理由でもその大要は明らかにされておりますが、本法律案による増員のうち警備官の増員二千七百三十三人中、船舶乗組員の増員千三百四十三人、その予備員五百五十人、陸上員七百二十一人の増がその大部分を占めておつて、右の船舶乗組員の増員は、アメリカ合衆国より更にパト



ロール・フリゲート八隻の貸与を受くるに伴うそれらの船舶の乗組要員であり、予備員の数は、右船舶乗組員の約二割の数を指し、又、陸上員は、地方総監部、通信所、総合術科学校、ヘリコプター、軽飛行機等の関係の要員であり、次に、今回の増員のうち、保安官及び警備官以外の職員即ちいわゆる制服職員以外の職員の増員四百七十二人のうち、第一幕僚監部関係及び第二幕僚監部関係の各百二十八人と、保安大学校の百二人、技術研究所の七十五人がその大部分を占めておるとの政府委員の説明でありました。

なお、本法律案に関連して、保安隊の現状、今後の我が国の治安問題、MSAと保安隊、警備隊の増強との関係等について、木村保安庁長官、岡崎外務大臣と、内閣委員との間に活潑な質疑応答が交わされたのでありますが、結局、本法律案に係る答弁としては、現段階においては現在の保安庁の状態で満足すべきであつて、現在の我が国の財力又は国民の精神力より見て、これより更に増大することは不可能である。併し我が国の治安の維持をいつまでも米駐留軍に依存することはできないから、将来我が財力を勘考して漸増の方向に進みたいとの答弁がありました。

一昨日の委員会においては、本法律案について質疑も終結いたしましたので、討論の段階に入りましたところ、松永委員は、現在の保安隊がすでに軍隊と見るべきものであるから、原案には反対する旨、成瀬委員は、元の警察予備隊が保安隊となつた際に、保安隊の性格は軍隊の性格に変わったものであつて、結局、保安隊は軍隊の卵であると断じ、原案に反対の旨、松原委員は、現行憲法の下におい

て、戦力を持ち得ないとの原則に変えることができないが、国家の自衛力を持つことは当然であつて、保安隊、警備隊が国内治安に任ずるものとの建前からいつて原案に賛成する旨、竹下委員は、我が国の現状においては原案は適当と認めるから、それに賛成する旨、最後に上原委員は、長い海岸線を持つ我が国としては、海上の防備力を増強する必要ありと認めるから、原案に賛成する旨のそれぞれ発言がありました。

次いで本法律案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

政府は、本法律案を提案する理由として、本法律案は、行政の簡素化、経費節約の方針に則り、昭和二十八年度の各省各庁の事業計画に即応して、必要最小限度の増員を認めると同時に、事務処理の合理化、能率化等による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行い、以て行政機関全般の定員の適正化を図らうとするものであると説明いたしましたのであります。

次に本法律案の内容を順次御説明いたします。

第一に、この改正によりまして、総理府及び大蔵、厚生、農林、通商産業、建設の五省はそれぞれその定員において縮小を見ることがなつておりまして、その合計は千六百三十八人であり、法務、外務、文部、運輸、郵政、労働の六省は、その定員において増加いたしましたのであります。その合計は六千四百四人であります。従つ

て各行政機関の定員総数は現在の六十八万九千五百八十一人が六十九万四千三百七十四人となりまして、差引四千七百六十六人の増員となるのであります。

次に、右の定員縮減の分の主なるものを御説明いたしますと、国立病院の地方移譲によるもの三百四十二人、これは厚生省の定員減であります。賠償指定解除国有財産管理事務の減小によるもの二百人、これは大蔵省の定員減であります。水産業基礎調査員制度廃止によるもの百十八人、これは農林省の定員減であります。又定員増加分の主なものとしては、郵政省に現に在職する賃金要員の定員法計上によるもの四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加によるもの五百九十人、これは総理府恩給局と郵政省との定員増であります。入国管理事務の増加による入国警備官等五百二十七人、これは法務省の定員増であります。私設保税地域の出願増加に伴う税関特派職員の増員二百人、これは大蔵省の定員増であります。これら定員のうち郵政省に現に在職する賃金要員の定員法計上の措置によるものがその大部分を占めておりますので、定員の純増は比較的少いのであります。

第二に、大蔵、農林及び通商産業の三省において事務の縮小に相当の日時を要するものにつきましては、それらの事情を考慮の上、必要な人員の定員を、一定期日を限り、経過的に新定員に附加して認めることとしております。

第三に、海上保安庁は海上公安局法施行の日の前日までの間は運輸省の外局として存続いたしますので、附則においてこれに必要な

経過措置を規定にいたしておりますほか、引揚援護庁は昭和二十九年三月三十一日までの間は厚生省の外局として存続いたしますので、これ又附則において必要な経過措置を規定にいたしております。

なお、定員の縮小に伴いまして、四カ月間を限り新定員を超える員数の職員を定員の外に置くことができる旨を附則において規定にいたしております。なお、この法律案が成立すれば、この法律は本年八月一日から施行することとなっております。

内閣委員会は委員会を七回開き、本法律案の審査に当たつたのであります。総理府を初め各省別に、定員増減の理由について、つづさに政府委員との間に質疑応答が重ねられたのであります。その結果明らかになつた主な点を御報告いたしておきます。

その第一点は、今回の定員増加のうち、その七割強を占めておるものが郵政省の賃金要員、即ち特定郵便局において電々公社の委託事務に従事したしている電話交換手であります。郵政省以外の各省にもこれと同じような賃金要員は多数おるのであります。が、郵政省の賃金要員は、過去における通信省が、郵政、電通の両省に分離した際の特事情に基いて、今回特にその定員化が実現せられるに至つた次第であつて、他の一般の常勤の賃金要員の処遇問題については、今後十分政府において検討を加え、適当な措置を講ずる方針である旨、政府委員より答弁がありました。

その第二点は、この法律案によつて定員の減少する総理府初め各省におきましても、多くは配置転換等の措置が講ぜられる結果、現



実に退職を余儀なくされる者は僅少の見込であることであり、又退職を余儀なくされた者には、従前の定員法改正による人員整理の場合と同様の、率のよい退職金が給せられるることでありま

す。その第三点は、本国会で提案になつておる或る法律案の成立を前提として、本法律案において或る特定の行政機関に定員増を定めておる場合に、若しその法律案が不成立になつた場合には、その定員は不用定員となり、又或る特定の行政機関に一つの局の新設を予定して本法律案においてその行政機関に定員増を定めておる場合に、その局の新設ができなくなつた場合には、事務量の増加に伴う部分の定員増は別として、少くとも局長に充てられる定員一人は不用定員となる旨、政府当局より言明がありました。

質疑も終結いたしましたので、昨日の委員会におきまして、討論を省略し、原案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。以上御報告申し上げます。

### ◎厚生省設置法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一一〇)

#### 一、提案理由(六月二十七日)

○中山政府委員 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を

改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、人口問題に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省の付属機関として、人口問題審議会を設置しようとするものであります。

申すまでもなく、自立日本の当面している最大の問題の一つが人口問題の解決にあることは、国民のひとしく認めるところであります。この問題は、近年国会におきましても、しばしば論議されて来たところであり、これに対する総合的な人口政策は、今日までのところ、いまだ樹立されていない状況であります。しかしながらわが国は狭い国土において、年々約百三十万人の人口の自然増加を持ち、かつ、年々約九十万人の生産年齢人口の増加を持つわけでありまして、このことから生ずる諸問題について、確固とした人口政策を持つことは、国民経済の目標を決定するためにも、またこれを順調に進行させるためにも絶対に必要なことでもあります。従つて、この際、人口問題に関する各界の学識経験者を集めて、人口問題の基本的方策を樹立するために、人口問題審議会を設置することとした次第であります。

以上、提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(七月八日)

(青少年問題協議会設置法(昭二八―法八三)の委員長報告と一括し

て掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(七月十五日)

(青少年問題協議会設置法(昭二八―法八三)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎地方公共団体の負担金の納付の特例に

関する法律 (昭和二八、八、一、法一一一)

#### 一、提案理由(六月十七日)

○愛知府委員 ただいま議題となりました地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案であり、最近の地方財政の状況に顧みまして、今回、政府は国が行う直轄事業について地方公共団体が法律に基いて負担する負担金については、これを地方債で納付する特例措置を設けることが適当と考えまして、この法律案を提出した次第であります。

すなわち国が行う直轄事業について地方公共団体が道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の法律に基いて負担する負担金については、政府は、当分の間、当該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付させることができるとし、利率、償還方法、収

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律

納価格等については、政令で定めることとしようとするものであります。しこうして本措置は、昭和二十八年以降の国が行う事業についての地方公共団体の負担金の納付から適用することとしております。

なお、昭和二十七年以前に負担金でその納付期日までに納付されなかつた負担金については、その納付計画を立てさせまして、その納付の促進をはかることといたしますが、しかもなお未納となるものにつきましては、延滞利子を付することができるとして、その滞納の防止をはかるうとした次第であります。

次に、塩業組合法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の塩業は、価格の決定、生産、販売等一切の事業活動について塩専売法の規制を受けておりますが、他面農業に類似する塩田採鹹作業と化学工業に類似する工場煎敷作業とが併存する特殊な産業形態をとつており、この煎敷施設の建設及び維持管理には、安定した組合組織と多額の資金の蓄積投入を要する現状であります。かかる塩業の特殊性にかんがみ、その経営の合理化によつて塩の生産の維持増進をはかるとともに、塩業者の経済的地位の向上に資するため、塩業者が中小企業等協同組合と別箇の塩業組合を設立することを認めることといたしました。

この塩業組合の特徴は、第一に、資力のある組合員の出資の余地を広げて組合の必要とする資金の獲得を容易にするため、組合員一人当りの出資口数の最高限度を百分の三十五としたことでありま



第二に、議決権及び役員を選挙権の数は、一人一個を原則とし、定款において出資口数を加味して定めることができることとし、この場合の最高限度を総数の六分の一といたしました。

第三に、相当多額の固定資本が煎熬施設等に投下されており、持分の払いもどしをただちに行うことは、事業運営上困難な場合がありますので、かかる場合には、その払いもどしについて条件を付することができるようにしました。

第四に、塩業者の協同組織による互助の体制を確立するため、塩業組合連合会を置き、その会員たる者の資格として組合のみならず、会社及び個人を含ませることとし、また塩業組合中央会を置いて、連合会のほか、加入すべき連合会等のない組合、会社及び個人も会員となることができるようにいたしました。

次に、信用金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

一昨年信用金庫法が制定され、信用協同組合のほか同じく協同組織による信用金庫の制度が確立され、中小金融の円滑化のため顕著な活動をしております。

信用金庫という名称は、法律をもつて信用金庫についてこれを使用することとされており、これ以外のものは信用金庫たることを示すような文字を使用することはできないこととなっておりますが、最近資金の融通を業とする者が、金庫という文字をその名称中に用

いる例が増加して参つております。これらの者は、預金の受入れを行うことはできないのでありますが、金庫という文字をその名称中に用いることによつて、あたかも預金の受入れをも行う金融機関であるかのごとき印象を一般公衆に与えているのでありまして、これがため、社会一般に弊害を及ぼすおそれが生じて参つたのであります。よつて預金の受入れを行う金融機関と、それ以外の単なる資金の融通を行う者との限界を明らかにすることが、金融秩序の維持をはかるために肝要であることと存ぜられますので、資金の融通を業とする者に対し、法律により使用する場合を除くほか、その名称中に金庫という文字を使用することを禁止することが必要となつたのであります。現に金庫という文字を使用している者につきましては、本法施行後六月間はなお従前の例によることといたしております。以上がこの法律案の提案の理由であります。

何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)

○内藤友明君 たいま議題となりました七法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における地方公共団体の財政状況にかんがみ、国の行う直轄事業について、地方公共団体が道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の法律に基いて負担する負担

金については、当分の間政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付することができることといたそうとするものであります。

次に、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案は、昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあつた国有財産の処分にあたり、大蔵大臣の諮問機関として大きな役割を果して来た社寺境内地処分審査会が、現段階におきましてはおおむねその設置の目的を達成したと認められるに至りましたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであります。

次に、木船再保険特別会計法案は、別途今国会に木船再保険法案が提出され、去る六月三十日本院を通過いたしておるのであります。が、この木船再保険法が実施されることとなる場合におきまして、政府の再保険関係の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理いたそうとするものであります。

次に、保険業法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、航空保険事業の現状にかんがみ、海上保険事業と同じく航空保険事業について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用を除外するとともに、所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案は、特定道路整備事業特別会計におきましては、道路整備特別措置法に基き実施せられる国の道路整備事

業及び地方公共団体に對する資金の貸付等に関する政府の経理を取扱つておるのであります。が、昭和二十八年年度におきましては、その財源に充てるため一般会計より二十五億円を繰入れることができることといたそうとするものであります。

次に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、漁船損害補償法第三条第二項の規定による特殊保険について、昭和二十七年四月一日から同年十一月三十日までの間に漁船再保険特別会計の損失を補填するため、昭和二十八年年度において、一般会計から五千万円をこの会計の特殊保険勘定に繰入れることができることとなつておるのであります。が、同年十二月以降引続き特殊保険の保険事故が異常に発生し、本年三月までにさらに二千八百万円の損失を生ずるに至りましたので、一般会計からの繰入額五千万円を七千八百万円にいたそうとするものであります。

最後に、印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計におきまして、能率の向上により収入が増加し、または経費を節減した場合においては、公共企業体労働関係法の適用を受ける職員に対し、その増加額または節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができることといたそうとするものであります。

以上の七法律案につきましては、審議の結果、去る十日、質疑を



打切り、討論を省略して、ただちに一括採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月十七日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました四つの法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近の地方の状況に鑑みまして、国の行う直轄事業につき、道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の規定による地方公共団体の負担する負担金につきまして、昭和二十八年年度以降の国の行う事業分から、当分の間、当該地方公共団体の発行する地方債の証券を以て納付させることができる特例を設けることとし、利率、償還方法、収納価格等については政令で定めようとするものであります。なお納付期日までに納付されなかつた昭和二十七年以前前の負担金につきましては、納付の促進を図り、且つ滞納を防止するため、延滞利子を付することができることとしようとするものであります。

本案の審議中、質疑の主なるものを申し上げますと、「この法律によつて地方公共団体が発行することを予定される地方債は、只今審議中の昭和二十八年年度予算案には如何に予定されているか」との質

疑に対し、「昭和二十八年年度財政投資資金計画で予定されている地方債は、公募地方債、資金運用部引受等二千六十五億円であるが、この法律による地方公共団体の起債は、これらとは別個に九十八億円が予定されている」との答弁がありました。又「この法律の趣旨は地方財政の窮乏を緩和することであるが、地方公共団体の未納付金に対して延滞利子を付することは、却つて地方公共団体の負担を増大することになるのではないか」との質疑に対し、「昭和二十七年以前前の負担金で未納付額は百十四億七千八百八十万三千円であるが、昭和二十八年年度分から発行されることとなる地方債の利子との権衡等を勘案し、延滞利子を付することができることにしようとするのであつて、昭和二十七年以前前の未納付金については、納付計画を立てさせて納付の促進を図り、而も滞納となるものについては延滞利子を付することとするので、納付計画を立てるに当り十分調整するようにしたい」と答弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に木船再保険特別会計法案について申し上げます。

今国会において、先に可決されました木船再保険法案によりますと、現在船主相互保険組合法に基いて行われております木船相互保険組合の、木船保険の健全な発達を図るために、政府の木船再保険事業を規定しておりますが、本案はこの法律が施行された場合、木船再保険事業に関する経理を明確にいたしますために、一般会計と

区分して経理することとし、新たに木船再保険等特別会計を設置しようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、この特別会計は、再保険料、再保険金の支払を受けた組合が委付等によつて取得した権利の行使によつて得る金額の一定割合の納付金、一般会計から繰入れる業務執行経費の相当額、借入金及び附属雑収入を以て歳入とし、再保険金、再保険料の払戻金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費等を以て歳出とし、損益計算上、利益を生じた場合の積立金への組入れ、損出を生じた場合の積立金による整理及び繰越、歳入歳出決算上剰余を生じた場合の翌年度の歳入への繰入れ、余裕金の資金運用部への預託、再保険金等の払戻金の支弁上必要ある場合の借入金等について規定するほか、予算、決算の作成及び提出等について、特別会計に必要な規定を設けようとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

漁船損害補償法の規定に基く特殊保険につきましては、最近、拿捕、抑留等の保険事故が異常に発生し、昭和二十七年四月一日から同年十一月三十日の間におきましても、かかる保険事故の発生のため、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定における再保険金の支払い

が増加し、損失を生じたので、先般第十五国会において成立いたしました昭和二十八年法律第二十九号によりまして、昭和二十八年年度において一般会計から五千万円を限り繰入金をなし、この損失を補填する措置を講じたのであります。而して、その後、本年三月までの期間に、引続いて特殊保険の保険事故が発生し、損失を生ずるに至りましたので、本案は、その補填のため、昭和二十八年年度において一般会計から更に二千八百万円を限り繰入金をすることとし、前回の繰入限度額五千万円を七千八百万円に改めようとするものであります。

本案の審議の詳細につきましては速記録に譲ることを御了承願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計に所属する職員で、公共企業体等労働関係法の適用を受ける者の給与は、その総額が予算総則に定める給与の総額を超えてはならないこととなつておりますが、本案は、この給与の総額に弾力性を持たしめるために、職員の能率の向上により、収入を予定より増加し得た場合、又は経費を予定より節減し得た場合においては、その増加額又は節減額の一部を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給することができるとしようとするものであります。



委員会の審議における主な質疑を申し上げますと、「およそ企業努力による経理内容の上昇と給与水準の決定とは別個のものとも考えられるのであるが、本案に規定する特別の給与の基準は如何に決定されるか」との質疑に対し、「昭和二十七年に於ける日本専売公社に対する公共企業体等仲裁委員会の裁定の趣旨に則り、五つの特別会計に所属する職員に対しても、かかる措置を講じようとするものであるが、特別の給与の基準の決定に当つては民間の給与水準の実態との権衡等について十分検討すべきであり、なか／＼困難であつて、現在のところ決定してはいない」との答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎木材防腐特別措置法

(昭和二八、八、一、法一一二)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○首藤委員 たいま議題となりました木材防腐特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

まずわが国の木材需給に關する現状を見まするに、昨昭和二十七年においては、需要量の合計約一億石に対して、一方供給量は、

森林法による伐採許容量六千七百七十万石、輸入によるもの二百二十万石、その他森林法制限外の高樹齡木材採によるもの等を合せても、なお総供給量は約九千三百万石にすぎません。従つて昨年度における供給不足量は、約七百万石、すなわち総需要量の二割に近い数に上るのであります。しかもこの供給不足の傾向は、治林、治水の面だけから考えましても、逐年激化の一途をたどるべき必然の趨勢にあることは申すまでもありません。

かような木材需給の不均衡を調整するため、政府におきましては、先年木材需給対策要綱を策定いたしましたして、未開発資源の開発による供給量の増加をはかること、潤葉樹をパルプ材として活用すること、木材の防腐加工を奨励することなど一連の施策による消費の節約と需給の調整に努力いたしておるのであります。なかつく木材の防腐措置については、昨二十七年に於いて約百六十万石の実績を上げておるのであります。しかしながら行政措置だけではおのずから限界があります。これ以上さらに多くを期待することはとうてい不可能であります。よつて政府はさきの第十五国会において、これに対する法的措置を講ぜんとして、木材防腐特別措置法案を立案したのであります。しかしながらその内容をしさいに検討いたしましたので、むしろ議員立法といたす方が妥当であると考えられますため、今回私どもが提案者として本国会に提案いたすことと相なつた次第であります。

次に本法案の内容であります。鉄道及び軌道の枕木その他特定の用途に供する木材は、省令の定める方法によつて防腐措置を施さ

二、衆議院通商産業委員長報告(七月二十七日)

(武器等製造法(昭二八―法一四五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院通商産業委員長報告(七月二十九日)

(特定中小企業の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律(昭二八―法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎食品衛生法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一一三)

一、提案理由(七月三日)

(と畜場法(昭二八―法一一四)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院厚生委員長報告(七月八日)

○堂森芳夫君 只今上程されました食品衛生法の一部を改正する法律案、と畜場法案及び民生委員法の一部を改正する法律案に關しまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ず食品衛生法の一部を改正する法律案について申し上げますならば、本案は本院先議でありまして、その提案理由及び内容は次の通りであります。今回の改正は輸入食品による危害を防止するため、

なければならぬというのがその骨子であります。しかしながら種々適用困難な場合も予想せられますため、これらに対する除外規定を設けております。また需要者の中には、所要資金の調達が困難な向きもあるかと考えられますため、かような向きに対しては政府において融資のあつせんをいたすことに相なつております。

次に本法実施の効果について申し上げますが、本法案適用の対象となるものは現在において、約百万石に上るのであります。これらの木材は防腐措置のためその耐久力が約三倍に増強せられるものと考えられます。

以上本法律案の提案理由並びにその内容等の概要を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同くださらんことを切望する次第であります。

以上であります。この際特にお願ひ申したいと考へますのは、会期切迫の今日かような法案を提案いたしましたして御審議を煩わしますことは非常に恐縮でございますが、御承知のごとく前国会以来一日も早くこれを提案いたしたい、かように考へておつたにもかかわらず、いろいろの都合で今日まで延びた次第であります。しかし法案の内容がきわめて簡単でありますのと、この提案が共産党を除く各党共同提案にもなつておりますので、何とか特別のおはからいによりまして、簡単な質疑応答で御審議いただければまことにけつこうだと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。







上、一頭の獣畜を共同して屠殺するのに通常予想される程度の人數であるべきことは当然であり、又これが運用上は、屠畜場が近距離にない場合における止むを得ぬ場合の方法であつて、できる限り自家用の屠殺も屠畜場を利用するように指導する趣旨であることも又当然のことと解釈する、というのであります。

なお、本法の施行に当りましては、これが衛生上の取扱と、屠殺、解体の検査について十分吟味の上規定すべきことが要望されました。

かくして質疑を打ち切り、討論を省略し、直ちに採決に入りましたが、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に民生委員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正の第一点は、民生委員の職務につきまして、福祉事務所、その他の関係行政機関に対する協力関係を明確にしたことであります。即ち、昭和二十五年の生活保護法の改正によりまして、民生委員は、同法の実施について補助機関から協力機関に変更されたのであります。現行の民生委員法におきましてはこの点が不明確でありますので、今回、民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することについて特に明文の規定を設けて、両者の職務内容と責任分野との明確化を図ることにいたしましたのであります。又これと関連して、生活保護法第二十二條に規定する「求められたときの字句が、社会奉仕者としての立場から進んで保護指導の実施に当っております民生委員の積極的意欲を冷却する虞

れがある現状に鑑みまして、今回これらの字句を削除し、民生委員が自発的に協力できるようにすることによつて、生活保護事務の円滑適正な実施に遺憾なきを期することにいたしましたのであります。改正の第二点は、民生委員推薦会の組織を改めたことであります。即ち、民生委員推薦会は、従来、市町村の議会の議員、社会事業の実施に関係のある者、その他学識経験者を以て構成されていたのであります。今回これを改正して、推薦委員会の委員は、広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示すると共に、その定数を各分野についてそれぞれ二名以内とすることにいたしましたのであります。第三点は、民生委員協議会の任務中に、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ることを附加すると共に、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体、即ち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができることとし、以て民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるといたしましたのであります。第四点は、常務委員及び常務委員協議会に関する規定を法律上削除し、すべて民生委員協議会の自主的運営に委ねることにいたしましたのであります。最後に、民生委員事務所を廃止することにいたしました。このほか民生委員の改選が全国一斉に行われるようにするため、補欠による民生委員の任期は前任者の残任期間とすることに改めると共に、現在の民生委員の任期は本年十一月末日に終るものとする経過措置を講じてあるのであります。

以上がこの改正法律案の提案理由並びに改正の要点であります。

厚生委員会におきましては、政府当局より法案の提案理由並びに内容につきまして詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、熱心なる質疑応答が交わされたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

### 三、衆議院厚生委員長報告(七月二十一日)

○古屋菊男君 ただいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の提案理由並びに改正の要点を申し上げますと、衛生上不良な食品が輸入され、多くの中毒その他の事故の発生を見ておりますので、輸入食品による衛生上の危害を防止するため、次の改正をなさんとするものであります。第一は、衛生上有害のおそれある食品、添加物などの輸入禁止規定を設けることであります。第二は、食肉については相手国政府発行の証明書がなければ輸入してはならないということにしております。第三は、厚生大臣は、輸入禁止に関する規定に違反して輸入された食品などにつき、必要な行政処分を行うことができるようにすることあります。

本案は、六月十三日予備審査のため本委員会に付託せられ、同十

と畜場法

二〇七

八日に政府より提案理由の説明を聴取したのであります。七月八日日本付託となり、熱心な審査の後、七月十八日討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしましたのでございます。

以上御報告申し上げます。

### ◎と畜場法 (昭和二八、八、一、法二一四)

#### 一、提案理由(六月十八日)

○中山政府委員 ただいま議題となりましたと畜場法案につきまして、提案理由を御説明いたします。屠畜場は、食用に供するため、獣畜の処理が行われる施設でありますので、食肉の衛生を確保いたしますためには、屠畜場に対しまして十分な衛生面の監督が必要であります。と畜場に、一方環境衛生の見地からも、屠畜場の経営が衛生的に行われることが必要と考えられるものであります。このような意味におきまして、屠畜場及び食用の目的で行う獣畜の処理に關しましては、明治三十九年に制定されました屠場法によりまして今日まで必要な規程をして参つたのであります。この間屠場法の部分的な改正はありましたが、本質的な改正を見ておりません。で、今日の社会情勢に適合しない点が残存するのであります。たとえ最近の農村の家畜の増産に伴いまして屠畜場の適正な普及をはかることが必要と考えられるのであります。従いまして今回、現行の



屠場法を廃止いたしまして新たに、と畜場法を制定しようとするものであります。

現行の屠場法におきましては、屠畜場は公営の大屠畜場を原則的なものと考えておつたのであります。新たに簡易屠畜場の制度を設けますとともに、従来の公営主義の考え方を改めまして、衛生上支障のない限り、屠畜場の設置の道をできるだけ広くします。ところが、まず第一に必要であると考えられるのであります。

次に屠畜場以外の場所で、食用の目的で獣畜を処理することができません。法律で明定いたしますとともに、この場合におきましても、都道府県知事が公衆衛生上必要な指示を与えることができるようにしまして、獣畜の処理が衛生上適正に行われるようにしたいと考えるのであります。

さらに、屠畜場において行われます屠畜検査員の検査を受けていない食肉等を販売の目的で譲り受けることを禁止しまして、食肉の安全をはかりたい所存であります。その他屠畜場の監督に関する規定の整備をはかる等所要の改正を行う必要があると考える次第であります。

以上、この法律案を提案いたします理由を御説明いたしました。次にたゞいま提案になりました民生委員法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、民生委員の職務につきまして、福祉事務所その他の関係行政機関に対する協力関係を明確にしたこととあります。すなわち、昭和二十五年の生活保護法の改正によりまして、民生委

員は、同法の実施について補助機関から協力機関に変更されたのであります。現行の民生委員法におきましては、この点が必ずしも明確であるとは考えられませんが、今回民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することについて、特に明文の規定を設けることによりまして、両者の職務内容と責任分野との明確化をはかることにいたしましたのであります。

また、これと関連しまして、生活保護法第二十二條に規定する「求められたとき」の字句が、社会奉仕者としての立場から進んで保護指導の実施に当つております民生委員の積極的意欲を冷却するおそれがある現状にかんがみまして、今回、これらの字句を削除し、民生委員が自発的に協力できるようにすることによつて、生活保護事務の円滑適正な実施に遺憾なきを期することにいたしましたのであります。

改正の第二点は、民生委員推薦会の組織を改めたこととあります。すなわち、民生委員推薦会は、従来、市町村の議会の議員、社会事業の実施に係る者、学識経験者をもつて構成されていたものであります。このような方法では社会福祉の各分野の意見を十分代表するような適任者が必ずしも委嘱されないうらみがありました。このため、今回の改正におきまして、推薦委員会の委員を広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示するとともに、その定数を各分野についてそれぞれ二名以内とすることにいたしましたのであります。

第三点といたしましては、民生委員協議会の任務中に福祉事務所

その他の関係行政機関との連絡に当ることを附加するとともに、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体、すなわち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができるとし、民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるとしたのであります。

第四点は、常務委員及び常務委員協議会に関する規定を法規上削除し、すべて民生委員協議会の自主的運営にゆだねることとした点であります。

最後に、民生委員事務所を廃止したこととあります。

なお、このほか民生委員の改選が全国一斉に行われるようにするため、補欠による民生委員の任期は、前任者の残任期間とすることと改めるとともに、現在の民生委員の任期は本年十一月末日に終るものとする経過措置を講じた次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。次にたゞいま議題となりました食品衛生法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、輸入食品による危害を防止するため、衛生上有害のおそれのある食品の輸入を禁止し、食肉については、相手国政府発行の証明書の添附されたものでなければ輸入してはならないこととし、これらに違反して輸入された食品につき必要な行政処分を行うことができるようにしようとするものであります。すなわち、戦後食糧需給の逼迫した際に輸入されました食品中には、衛生上いかにわしいものがかかりあり、このため多くの中毒その他の事故の発

生を見たのであります。食糧需給のほぼ平常化したと考えられます。今日におきましても、なお相当量の衛生上不良な食品が輸入されている現状であります。

この輸入食品による事故を防止いたしますためには、それを流通、消費の段階において監視することも必要であり、輸入食品は、もと／＼国内産の食品と異なり、製造、加工等の段階において、わが国の監視を受けていないものであります。これだけでは不十分であります。どうしてもその輸入時に十分注意して衛生上不良な食品を輸入しないようにするとともに、万一、衛生上不良な食品が輸入された場合には、ただちに適当な措置をとることが必要であり、かつ、能率的であると考えるのであります。

また食肉等は、人畜共通の疫病の感染源となる危険性が強いものでありますので、国内においては、すべて屠場におきまして厳重な検査を経ますが、輸入食肉等につきましては、わが国においてこのような検査を行うことができませんので、同様な検査の結果安全であることを相手国に保障してもらふ必要があると考えるのであります。

以上、提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重に御審査の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

## 二、衆議院厚生委員長報告(六月二十五日)

○小島徹三君 たいだいま議題となりましたと畜場法案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し



### 民生委員法の一部を改正する法律

上げます。

屠畜場及び食用獣畜の処理に関する現行の屠場法は、明治三十九年に制定され、今日までに部分的改正は行われましたが、今日の社会情勢に適合しない点がありますので、現行法を廃止して新たに屠場法を制定しようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもなる点を申し上げますれば、第一点は、新たに簡易屠畜場を設け、衛生上支障のない限り屠畜場の設置の道をできるだけ広くした点であります。第二点は、屠畜場以外の場所で食用の目的で獣畜を処理することができる場合を法律で明定するとともに、その処理が衛生上適正に行われるように、都道府県知事が公衆衛生上必要な指示を与えることができるようにしたことであり、第三点は、屠畜検査員の検査を受けていない食肉等を販売の目的で譲り受けることを禁止して、食肉の安全をはかるほか、屠畜場の監督に関する規定を整備したことであり、

本法案は、六月十三日本委員会に付託せられ、同十八日政府より提案理由の説明を聴取し、同日より三回にわたり熱心なる質疑応答を行いましたのでありますが、同二十三日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党を代表して中川委員、改進黨を代表して古屋委員、日本社会党を代表して長谷川委員、日本社会党を代表して堤委員の各委員より、それ〴〵希望を付して賛成の意見が述べられたのであります。

かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、本法案は全会

一致原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生委員長報告(七月八日)

(食品衛生法の一部を改正する法律(昭二八―法一一三)の委員長報告を一括して掲載)

### ◎民生委員法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一一五)

#### 一、提案理由(六月十八日)

(と畜場法(昭二八―法一一四)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院厚生委員長報告(六月二十三日)

○小島徹三君 ただいま議題となりました民生委員法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

民生委員制度につきましては、さきに第二回国会において民生委員法の制定を見、さらに第十回国会におきまして、生活保護法の改正に伴い、その任務について変更が加えられておるのでありますが、その後における実施の経過にかんがみまして、今回民生委員推薦会の組織その他について所要の改正を行おうとするのが本改正案

提出の理由であります。

本改正案のおもなる内容について申し上げますれば、第一点は、民生委員の職務につきまして、福祉事務所その他の関係行政機関に対する協力関係を明確にしたこととあります。すなわち、民生委員が福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することについて、特に明文を設けることによつて、両者の職務内容と責任分野との明確化をはかるうとするものであります。

第二点は、民生委員推薦会の委員を広く社会福祉全般の代表者の中から委嘱できるように、その範囲を具体的に明示するとともに、その定数を各分野についてそれ〴〵二名以内とし、民生委員推薦会の組織といたしたことであります。

第三点は、民生委員協議会の任務中に、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ることを附加するとともに、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体、すなわち市町村社会福祉協議会の組織に加わることができることとし、民生委員協議会が地域社会における社会福祉の積極的増進に広い視野に立つて活動することができるようにしたことであります。

第四点は、民生委員の改選が全国一斉に行われるように、補欠による民生委員の任期を前任者の残任期間とすることに改めるとともに、現在の民生委員の任期を本年十一月末日までとする経過規定を設けたこと等であります。

本改正案は、六月十三日本委員会に付託せられ、同十八日政務次官より提案理由の説明を聴取した後、二日間にわたり質疑応答を行

### 健康保険法の一部を改正する法律

い、同二十日質疑を終了し、討論に入つたのであります。自由党を代表して青柳委員より、改進黨を代表して山下委員より、社会党を代表して長谷川委員より、自由党を代表して亘委員より、同じく社会党を代表して堤委員より、それ〴〵賛成の意見が述べられたのでございます。

かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、本改正案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生委員長報告(七月八日)

(食品衛生法の一部を改正する法律(昭二八―法一一三)の委員長報告を一括して掲載)

### ◎健康保険法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一一六)

#### 一、提案理由(六月二十二日)

○中山政府委員 ただいま上程されました健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

健康保険事業は、創設以来今日まで二十六年の間、種々の悪条件を克服して、よく発展の道をたどつて参りましたが、特に終戦後は著しい普及率を示し、社会保険の中核として労働者の生活安定に、



ます。大きな役割を果しつつあるものであります。しかしながらいまだ本制度の適用を受けない者もまた相当の数に上つておりまして、本制度の拡充に対する要望はきわめて強く、また他面においては、最近の社会的、経済的情勢の推移に應ずる必要があり、またここで、ここに次のような諸点について、法律改正をいたしたいと存するのであります。

まず改正の第一点は、現行の適用範囲を拡大し、新たに、土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護の事業を適用事業とすること。

第二点は、標準報酬を現行最低二千円から最高二万四千円までの十九等級を改め、三千円から三万六千円の二十等級とするともに、標準報酬の決定を定時に行うこと。

第三点は、療養の給付期間を現行二年から三年に延長することであり、

以上、改正法案の内容のあらましを説明申し上げた次第でございます。次に厚生年金保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険におきましては、最近の社会的経済的情勢の推移にかんがみまして、健康保険法と同様に、強制適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、疾病の治療、助産その他医療及び社会福祉等の事業にまで拡張いたしますとともに、事務的簡素化をはかる等のために、標準報酬は毎年一回定時に決定することにいたしたい

に結果の概要を御報告申し上げます。まず、健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。最近の社会的、経済的情勢の推移にかんがみ、適用範囲の拡大その他本制度の拡充をはかるため、所要の改正を行わんとするのが政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる改正点を申し上げますれば、第一に、現行の適用範囲を拡大し、新たに土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護事業を適用事業とすることであり、第二は、標準報酬を、現行最低二千円から最高二万四千円までの十九等級を改め、三千円から三万六千円の二十等級とするともに、その決定を毎年定時に行おうとすることであり、第三は、療養の給付期間を現行の二年から三年に延長することであり、

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案は、健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、そのおもなる点を申し上げますれば、第一に、適用範囲を健康保険法の改正と同範囲、すなわち土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護事業を適用事業とすることであり、第二に、標準報酬を、現行最低二千円から八千円までの十等級を改め、これを三千円から八千円までの六等級にするともに、その改正は毎年一回定時に行おうとすることであり、第三に、傷病が治癒しない場合における廃疾の認定時期を、療養の給付開始後二年経過の時といたそうとする

と存じます。また、本法の障害給付の廃疾認定時期は、健康保険法による療養の給付期間満了のときとなつておりますが、今回同法の療養の給付期間を三年に延長することに改正したいと存じますので、これに伴い、所要の改正をいたしたいと存じます。

以上が厚生年金保険法の一部を改正する法律案を今国会に提案した理由でございます。

次に船員保険法の一部を改正する法律案を審議せられるにあたりまして、本法案の提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、船員保険制度の拡充をはかるため、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費につきまして、その支給期間を一年延長して、療養の給付または家族療養費の支給の開始の日以後三年を限度とすることともに、これに関連して廃疾の認定の時期等について所要の調整を行い、もつて被保険者の福祉を増進することとしたのであります。

以上が船員保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出した理由でございますが、何とぞすみやかに御審議の上、可決されますようお願い申し上げます。

二、衆議院厚生委員長報告(七月七日)

○小島徹三君 たいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律案、四法案の厚生委員会における審査の経過並び

のであります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案のおもなる点は、第一に、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を三年に延長せんこととあります。

第二、傷病がなおらない場合における廃疾認定の時期を、療養の給付開始後三年を経過した時といたすこととあります。

次に、国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行法は第十三回国会において制定せられ、保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再整備を助成することを目的としておるものであります。同法の施行の実績を見ますに、予期の半ばにも達せぬ実情にあり、同法の施行の回貸付金額を増額する等所要の改正を行い、所期の目的を達成せんとするものが、政府の本改正法案提出の理由であります。

次に、本改正法案のおもなる点を申し上げますれば、第一は、現行法では昭和二十六年末までの診療報酬の未払いを昭和二十九年までの間に解消することとなつておるのを、昭和二十七年末までの診療報酬の未払いを昭和三十年末までの間に解消するようにいたすこととあります。第二に、現行法では貸付対象額は未収保険料の百分の五十となつておるのを、百分の八十に引上げ、これに伴い、保険者が未払い診療報酬の支払いに充てるべき自己資金は、現行法では貸付金額と同額となつておるのを、貸付金額の四分の一に引上げようとするのであります。第三は、現行法による昭和二十七年末における貸付実績の低調にかんがみ、昭和二十六年末まで



の未払い診療報酬の支払いに充てるため、昭和二十八年度においても貸付ができることとし、前項の改正にならつてその貸付対象額を増額することができるようにすることでありませう。

健康保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の二法案は六月十九日、船員保険法の一部を改正する法律案は六月二十二日、国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律案は六月二十三日、それら、本委員会に付託せられ、前三法案は同二十三日、国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律案は同二十四日、政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり審議に入りましたところ、医療給付費の国庫負担、療養期間延長に伴う医療費の増加、厚生年金積立金の還元融資、年金保険給付額の改訂、診療報酬の適正化、各種保険の統合等につき、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて、七月三日、以上四法案の質疑を打ち切り、同六日四法案を一括して討論に入りましたところ、自由党を代表して田中委員より、健康保険法の一部を改正する法律案については附帯決議を付し、その他の法案については希望を述べて賛成の意見が述べられ、日本社会党を代表して柳田委員、日本社会党を代表して杉山委員、自由党を代表して中川委員、改進黨を代表して須磨委員より、それら、希望意見を付して賛成の意見が述べられたのであります。なお、詳細については会議録により御承知願います。

次いで、採決に入りましたところ、四法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、健康保険法の一部を改正する法律案について自由党の田中委員から提案せられた附帯決議を朗読いたしますれば、

附帯決議案

健康保険法第五十七条の医療期間延長に伴い、政府は此の際医療の万全を尽すため可及的速かに懸案中の諸問題の解決と医療給付に対する国庫負担の実現に努力せられんことを望む。でありまして、本附帯決議案は全会一致をもつて議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(七月二十九日)

○堂森芳夫君 只今上程せられました健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び医師等の免許及び試験の特例に関する法律案、以上四案につきましての厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ず健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

健康保険事業は、創設以来今日まで二十六年の間、種々の悪条件を克服して、よく発展の途を辿つて参りましたが、特に終戦後は著しい普及率を示し、社会保険の中核として、労働者の生活安定にますます大きな役割を果すことになつて来たのであります。併しながら未だ本制度の適用を受けない者も又相当の数に上つておりまして、本制度の拡充に対する要望は極めて強く、又、他面において

は、最近の社会的経済的情勢に應ずる必要がありませうので、次のような諸点について法律改正をいたすことと相成つた次第であります。

先ず改正の第一点は、現行の適用範囲を拡大し、新たに土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生保護の事業を適用事業としたこととあります。この適用拡大によります被保険者の数は六十一万三千人と推計されております。

第二点は、標準報酬を、現行最低二千円から最高二万四千円までの十九等級を改め、三千円から三万六千円の二十等級に改定したことであります。

第三点は、従来は標準報酬の変るたびに改定を行なつたのであります。この標準報酬は毎年一回、定時八月に改定することに改められたのであります。

第四点は、療養の給付期間を現行の二年から三年に延長したことであります。

以上が改正の内容であります。この準備期間二カ月を予定いたしました。第一点乃至第三点の適用範囲の拡大、標準報酬の改定等は、昭和二十八年九月一日より施行するものであります。第四点の療養給付期間の延長は、同年十一月一日より施行することに相成つております。

厚生委員会の質疑におきましては、先ず適用範囲の拡大につきましては、私立学校の教職員は今回の改正によつて当然適用されることになるのであります。別に私立学校教職員共済組合法案が提出

されておりますので、これが成立いたしますと、共済組合法の対象として適用される私立学校教職員に対しては、保険料も徴収せず、給付も行わないということになるのであります。傷病手当金の支給期間据置きにつきましては、保険財政の理由から、療養給付期間の延長に応じて改定することができなかつたのであります。が、保険料率引上げの困難な現状においては、医療給付費に対する国庫補助を期待する以外には、傷病手当金の支給期間延長に対する財源がないとのこととありました。保険財政に若干の余裕を見出した今日において、社会保険本来の性質に反する被保険者の一部負担制の廃止につきましては、これを据え置いても、療養の給付期間を延長することのほうに被保険者の利益となることとあります。が、政府の方針としては、これを早急に解決すべく努力することとあります。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたが、高野委員より自由党を代表して、衆議院送付案に賛意を表した上、次の附帯決議案を朗読し、これに賛同方を要望されたのであります。附帯決議の案文は次の通りであります。

健康保険法第五十七条の三の療養給付期間の延長に伴い、保険医療をます、適正ならしむるため、政府はこの際、健康保険の医療給付費に対する国庫負担の速かな実現を期せられんことを望む。

これに對しまして山下委員より社会党第二控室を代表して、衆議院送付案に賛意を表し、適用範囲の拡大については、五人以上の制限を撤廃すること、給付の延長については、傷病手当金の支給期間



も延長することを強く要望し、附帯決議案については、給付内容の向上に努め、充実適正を図る趣旨の下に、国庫負担を要求するものである点を確認して、賛意を表せられたのであります。又湯山委員より社会党第四控室を代表して、衆議院送付案に賛意を表せられると共に、興行、サービス業等に適用範囲を拡大すべく努力すること、他の社会保険との給付内容を調整すること、健康保険組合の運営を民主化すること等を要望して、附帯決議案に賛意を表せられました、続いて有馬委員より改進黨を代表して、衆議院送付案並びに附帯決議案に賛意を表せられ、保険監査等における運営上の欠陥を是正すること、保険財政に余裕を生じた今日、給付を制限せざることを要望されたのであります。

かくして討論を終結し、衆議院送付案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお附帯決議につきましても、全会一致を以てこれを承認することに決定いたしました。

次に船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、最近の社会的、経済的情勢の推移に鑑み、船員保険制度の拡充を図るため、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費につきまして、その支給期間を一年延長し、これに関連して療養の認定の時期などについて所要の調整を行い、その経過措置を施したことであります。即ち改正の第一点は、療養の給付及び傷病手当金は、傷病が治らない場合は、療養の給付開始後二年経過の日から支

どのために、標準報酬は毎年一回定時に決定することといたし、又、本法の障害給付の療養認定時期は、健康保険法による療養の給付期間満了のときと相成つておりますが、今回、同法の療養の給付期間は三年に延長することに改正されますので、これに伴いまして所要の改正をいたそうとするのであります。

委員会におきましては各委員より熱心な質疑が提起されたのであります。特に厚生年金保険法の根本的改正の意思があるかとの質疑に対し、政府委員から、本年十二月坑内夫に対する養老年金が初めて支給されるまでに改正したいとの答弁があつたのであります。

かくて質疑を打ち切り、討論に入り、湯山委員より社会党第四控室を代表して、衆議院送付案に賛意を表した上、次の附帯決議案を朗読し、これに賛同方を要望されたのであります。

附帯決議案の案文は次の通りであります。

厚生年金保険法については速に根本的な改正を行い、新しい養老年金受給の該当者から適用するよう措置すること。

山下委員より社会党第二控室を代表して、衆議院送付案、附帯決議案ともに賛意を表し、速に根本的改正を行うことを強く要望したのであります。

かくして討論を終結して、衆議院送付案を採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。なお附帯決議につきましても、全員異議なくこれを承認することに決定いたしました。続いて医師等の免許及び試験の特例に関する法律案について申し上げます。

給しないこととあるのを、三年経過の日から支給しないことになつたのであります。改正の第二点は、傷病が治らない場合における療養認定の時期は、療養の給付開始後二年経過のときとあるのを、三年経過のときと改めたのであります。以上の二点であります。この改正は昭和二十八年十一月一日より施行されることに相成つております。

厚生委員会の質疑におきましては、今回の健康保険法の改正におきましては傷病手当金の支給期間が据置されておるにもかかわらず、船員保険法においては、傷病手当金の支給期間を一年延長して三年に改正されたことが論点になりましたが、船員保険におきましては、従来短期給付の赤字補填のために千分の十四を徴収して積立てて参りましたが、本年いづばいの積立で黒字になることになりましたので、今後はこれを傷病手当金の支給期間延長に対する財源に充当して行くこととされました。

質疑を打ち切り、討論を省略して、採決いたしました結果は、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

厚生年金保険法におきましては、最近の社会的経済的情勢の推移に鑑みまして、健康保険法と同様に、強制適用の範囲を、土木、建築、教育、研究、調査、疾病の治療、助産その他医療及び社会福祉などの事業にまで拡張いたしますと共に、事務的簡素化を図るな

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案について、その内容の要点を申し上げます。

第一は、昭和二十年八月十五日以前から引続きソヴェト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内にあつて、昭和二十八年三月二十三日以降引揚げた者、即ち今次の引揚者であつて、医師法第三十六条第三項、又は歯科医師法第三十三条第三項の規定に該当するものについて、昭和三十年十二月三十一日まで従前の規定によつて医師免許又は歯科医師免許を受けることができるようにしたのであります。

第二点は、今次の引揚者のうち、医師法第三十六条第三項若しくは第四項、又は歯科医師法第三十三条第三項若しくは第四項の規定に該当するものについて、医師国家試験予備試験、又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を、昭和三十一年十二月三十一日まで認めたのであります。

第三は、今次の引揚者のうち引揚の直前に診療エックス線技師の業務を行なつていた者、又は引揚前に引続き三年以上診療エックス線技師の業務を行なつていた者について、引揚げた日から三カ月以内に、氏名、年齢、業務に従事していた施設の名称等の事項を届出させ、業務の暫定的継続を認めると共に、厚生大臣の行う試験を経て、診療エックス線技師免許を受けることができるようにしたのであります。

第四は、今次の引揚者のうち、ソヴェト社会主義共和国連邦、



厚生年金保険法の一部を改正する法律 国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律 二二八

樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において、いわゆる看護婦の業務を行なつていた者について、昭和三十一年十二月三十一日まで、准看護婦試験の受験資格の特例を認めようとするものであります。

厚生委員会における質疑におきましては、本法の対象となる人員はおよそ一千五百名と推定され、医師の試験につきましても、人命を要する医師として要求される最小限以上の試験を実施し、医師としての資格の低下を来たさないように、修練の面においても政府は十分の努力をすることでありました。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略し、採決の結果は、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### ◎厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭二八、八、一、法一一七)

#### 一、提案理由(六月二十二日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院厚生委員長報告(七月七日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

告と一括して掲載)

#### 三、参議院厚生委員長報告(七月二十九日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律 (昭二八、八、一、法一一八)

#### 一、提案理由(六月二十四日)

○中山政府委員 ただいま、議題となりました国民健康保険再整備資金貸付法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

御承知のとおり保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再整備を助成するため、第十三国会におきまして国民健康保険再整備資金貸付法が議決せられ、公布施行を見たのであります。したが、さらにこの貸付金額を増額し、再整備計画を促進いたすために、この改正案を提案する次第であります。

改正の第一点は、現行法では昭和二十六年末までの診療報酬の未払いを昭和二十九年末までの間に解消することになっておりますのを、昭和二十七年末までの診療報酬の未払いを昭和三十年末までの間に解消するように改める点であります。

### ◎船員保険法の一部を改正する法律

(昭二八、八、一、法一一九)

#### 一、提案理由(六月二十三日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院厚生委員長報告(七月七日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院厚生委員長報告(七月二十九日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

改正の第二点は、貸付対象額は、現行法では未収保険料の百分の五十となつておりますのを、百分の八十に引き上げて貸付金を増額し、これに伴い、保険者が未払診療報酬の支払いに充てるべき自己資金が、現行法では貸付金額と同額となつておりますのを、貸付金額の四分の一相当額に引下げ、保険者の負担の軽減をはかるように改める点であります。

改正の第三点は、現行法による昭和二十七年度における貸付の実績は当初の予定の約二分の一にすぎず、これは貸付金額が少いためでありますので、本改正案におきましては、昭和二十六年末までの未払診療報酬の支払いに充てさせるため、昭和二十八年末までましても貸付金を貸しつけることができるものとし、前に申し述べました改正にならつて、その貸付対象額を増額することができるように改正したいと存じます。

以上がこの改正法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

#### 二、衆議院厚生委員長報告(七月七日)

(健康保険法の一部を改正する法律(昭二八―法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院厚生委員長報告(七月二十四日)

(歯科医師法の一部を改正する法律(昭二八―法一九三)の委員長報告と一括して掲載)

船員保険法の一部を改正する法律



昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律 産業投資特別会計法

一一〇

◎昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法二二〇)

一、提案理由(六月二十三日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月十日)

(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一、法二二二)

一、提案理由(六月三十日)

(特別減税国債法(昭二八―法一七八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十六日)

(納税貯蓄組合法の一部を改正する法律(昭二八―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十日)

(公認会計士法の一部を改正する法律(昭二八―法八二)の委員長報告と一括して掲載)

◎産業投資特別会計法

(昭和二八、八、一、法二二二)

一、提案理由(六月三十日)

(特別減税国債法(昭二八―法一七八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(特別減税国債法(昭二八―法一七八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭二八―法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

◎印刷局特別会計法等の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法二二三)

一、提案理由(七月七日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二八―法一七六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月十七日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律

二二二

◎造幣局特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法二二四)

一、提案理由(六月二十四日)

○愛知府委員 たいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

造幣局特別会計におきましては、補助貨幣回収準備金を置き、政府が補助貨幣を発行した場合においては、その価額に相当する金額を回収準備資金に編入し、もつて補助貨幣の回収準備に充てて来たのであります。しかしして補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用については、一般会計から繰入れを行つて来たのであります。補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要から見て、これらの一般会計からの繰入れをとりやめ、これを回収準備資金からまかなうこととするものであります。なお、右の改正に伴い、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金については、これを回収準備資金に編入することに改めようとするものであります。

以上の措置は、昭和二十八年から適用することといたしたいと思います。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。



造幣局特別会計法の一部を改正する法律

第二は、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案でございます。

国債の元金償還につきましては、従来国債整理基金特別会計法等の規定によりまして、前年度初の国債総額の万分の百十六の三分の一を一般会計または特別会計から国債整理基金特別会計に繰入れるほか、財政法第六条の規定によりまして、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を繰入れることとなっておりますが、最近における国の財政状況並びに国債の償還状況からいたしまして、昭和二十八年度におきましては、一般会計からの繰入れは、財政法の規定による繰入れのみにとどめることとしようとするものであります。

また日本国有鉄道及び日本電信電話公社が旧特別会計当時負担していた公債及び借入金は、公社発足の際、一般会計の負担に帰属し、公社は同額の債務を政府に対し負担することになったのであります。公社がその債務の元金及び利子を政府に支払う場合においては、これを国債整理基金特別会計に直接納付することとしようとするものであります。

第三は、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案でございます。

現在小学校における児童への給食の用に供する麦等は、食糧管理法の一部を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなっておりますが、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定める範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をす

る公務員法の適用から除外したのであります。今回さらにその退職手当につきましても、国家公務員の例によらないこととするにとり、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることにいたしましたのであります。

第五は、閉鎖機関令の一部を改正する法律案でございます。

閉鎖機関令に基づく閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十九年九月以来、鋭意その処理を進めて参りまして、戦時中外地で活動していた特殊会社、外地関係の会社、金融機関及び国内における各種の戦時統制機関など、当初総数千八百八十八に上る閉鎖機関のうち、現在までに約八百五十機関が特殊清算の終了を見るに至りました。先般、特に民法及び商法等いわゆる一般法に基いて清算を行うのが適当と認められる機関につきまして、その指定を解除する措置を講じ、もつて閉鎖機関の整理の促進をはかつたのであります。今回さらにその最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関につきまして、従来禁止されておりました社債の弁済及び残余財産の分配を認めるほか、閉鎖機関の指定を解除し、また株式会社である閉鎖機関については、会社の継続または新会社の設立の道を開くことを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、戦時中主として外地で活動していた閉鎖機関は、現行法上、社債の弁済及び残余財産の処分が禁止され、在外債務の弁済のため、国内債務を弁済した残余の財産は、全額これを留保せし

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

ることができるとする必要があるもので、この法律案を提出いたしました次第であります。

なお昭和二十八年度におきましては、前述の繰入金として十五億六千六百余万円を予定いたしております。

第四は、国民金融公庫法の一部を改正する法律案でございます。国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金十三億円をもつて発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に応じて、その後数次にわたつて増資を行うとともに、資金運用部資金の導入に努め、昭和二十七年年度末においては、資本金百三十億円、資金運用部借入金六十億円の資金量を保有するに至り、貸付額累計も約三百七十億円に達したのであります。昭和二十八年度におきましても、公庫に対する資金需要は相当多額に上ることが予想されますので、昭和二十八年度予算において一般会計から四十五億円を公庫に出資することとし、これに伴つて公庫法の資本金の規定を改正することにいたしましたのであります。これにより昭和二十八年度においては、出資金四十五億円及び資金運用部借入金三十五億円計八十億円の新規資金のほか、既往貸付金の回収金等百七十九億円を加えて、二百五十九億円の資金のうち、約十一億円を資金運用部に返済して、なお約二百四十八億円の貸付が可能となるわけでありまして、公庫の資金量の増大に伴い、公庫の業務を一層円滑に行う必要が

ありますので、さらに次の諸点について公庫法の改正を行うことといたしましたのであります。すなわち事務所の設置に関する制限規定を削除するとともに、公庫の役員員の身分につきましては、さきに匡

めることとなつているのであります。これを改正いたしまして、在外債務の総額が在外資産の総額を越える額及び将来におきまして在外債務の弁済を必要とする機関等になりました。政令で別に定める金額との合計額を留保せしめて、社債の弁済及び残余財産の処分をなし得ることといたしました。またこれらの機関につきましても、閉鎖機関の指定の解除もできることとし、この場合におきまして、指定を解除された閉鎖機関が外国法人である場合には、清算事務を執行する機関を欠くこととなりますので、裁判所に清算人の選任を求めるとし、また指定解除機関が外国に本店を持つていた日本法人である場合には、法令や定款の規定を排除して、国内において株主總會を招集し、清算人を選任して、民法及び商法による通常の清算手続に移ることができるようになりました。

第二に、株式会社である閉鎖機関が指定を解除された場合におきましては、現行法では、民法及び商法の規定によりまして清算を結了するほかなかつたのであります。これを改正いたしまして、株主總會の決議によりまして、会社を復活させることもできることといたしました。

第三に、閉鎖機関の国内残存財産をもつて新会社を設立する道を開くことといたしました。すなわち、閉鎖機関の株主が新会社の設立を希望する場合におきましては、特殊清算人にその申立てをなし、特殊清算人は、その申立ての趣旨に従ひまして、新会社の設立計画案を作成し、株主總會に諮りました上、大蔵大臣の認可を受け新会社を設立することができることといたしましたのであります。以



上の手続により、閉鎖機関の新社が成立いたしますと、閉鎖機関の特種清算は終了することとなるのであります。さらに在外債務を有している閉鎖機関につきましても、さきに述べましたように、在外債務と在外資産の差額及び政令で定める金額との合計額を留保すれば、新会社を設立することができることとしたのであります。

以上の改正に伴いまして、商法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、引当財産の管理に関する政令等に所要の調整を加えることとしたのであります。

第六は、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案でございます。

別途御審議を願っております昭和二十八年政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、それら、鉄道債券八十五億円及び電信電話債券七十五億円を公募して、その収入をもつて改良工事その他施設工事関係の経費の財源に充当することが予定されております。

政府といたしましては、これらの債券の募集を円滑ならしめるため、債券の元金及び利子等の支払いについて保証をすることが適當であると考え、これらの債券にかかる債務の支払いについて、政府保証の規定を設けるとともに、これらのものの外貨による長期借入金についても、あわせて保証する規定を設けようとするものであります。

以上が六つの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の

上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

(二) 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月十日)

(二) 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律(昭二八―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一二五)

一、提案理由(六月二十四日)

(造幣局特別会計法の一部を改正する法律(昭二八―法一二四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

(信用金庫法の一部を改正する法律(昭二八―法一三七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

(昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二八―法一七七)の委員長報告と一括して掲載)

◎漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんする法律の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一、法一二六)

一、提案理由(六月二十五日)

(昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律(昭二八―法一二八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月十四日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一一)の委員長報告と一括して掲載)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

三、参議院大蔵委員長報告(七月十七日)

(地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭二八―法一一一)の委員長報告と一括して掲載)

◎一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

(昭和二八、八、一、法一二七)

一、提案理由(六月二十三日)

○愛知府委員 たいま議題となりました四つの法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案から、その提案の理由を御説明申し上げます。

緊要物資輸入基金特別会計におきましては、一般会計から繰入れられた二十五億円の緊要物資輸入基金をもつて、国際的とりぎめによつて日本国に割当てられた稀少物資等の取得及び売払いを行つて来たのであります。その運用の実情に顧み、昭和二十八年年度におきましては、一般会計の財源に充てるため基金から十五億円を一般



一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律

会計へ繰入れることとしようとするものであります。  
なお、将来情勢が変化いたしましたして、政府輸入にまたなければならぬ事態が増大いたしました場合の基金運用に支障なからしめるため、一時借入金をなし得る制度をあわせて設けようとするものであります。

第二に、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

政府が昭和二十一年度において、昭和二十一年法律第五十五号及び昭和二十一年法律第十号に基き借り入れました借入金の現在高は、一般会計において百五十一億七千八百六十六万円、郵政事業特別会計において五億六千三百七十四万円でありまして、その償還期限は、昭和二十五年法律第六号により昭和二十八年八月一日まで延期せられておりますが、同期限までに償還いたしますことは困難でありますので、償還期限をさらに昭和三十一年三月三十一日まで延長することとし、その間において必要な場合には、公債に借りかえることができることとしようとするものであります。

以上御説明いたしました二つの法律案は、第十五回国会におきまして審議未了となりましたので、あらためて提出いたしました次第でございます。

第三に、木船再保険特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回、政府は、船主相互保険組合法に基き、木船相互保険組合が

経営しております木船再保険につきまして、その普及発達をはかるために、木船再保険法案を提出して御審議を願つておりますのでありますが、この木船再保険法を実施することとなる場合には、政府の再保険関係の経理を明確にするため、一般会計と区分して、新たに木船再保険特別会計を設けることが適当と考へ、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概略について申し上げますと、この会計におきましては、再保険料、木船再保険法第十三条の規定による納付金、同法第十六条による一般会計からの繰入金、借入金その他をもつて歳入とし、再保険金、再保険料の払いもどし金、借入金の償還金及びその利子、一時借入金の利子その他をもつて歳出とするほか、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定しております。以上が、この法律案の提出の理由であります。

なおこの法律案も第十五国会において審議未了となりましたので、あらためて提出いたしました次第でございます。

第四に、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に關する法律案の理由を御説明いたします。

外資の導入によりわが国の経済基盤の強化拡充をはかりますことは、政府のかね／＼強調して参つたところでございまして、特に国際復興開発銀行からの外資の受入れについて鋭意努力を重ねて参つたのでありますが、電力設備合理化のための資金の借入れについて近く実現を期待し得るに至りました。この法律案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入れを促進するため、関係諸法律の特例規定

を設けようとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、まず第一に、国際復興開発銀行または外国政府金融機関から外資を受け入れようとする場合には、その外資の特質にかんがみ、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可をもつて外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなして、国際復興開発銀行等に対する元利金等の支払いの場合における外貨送金を保証するものとしたこととあります。

第二に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が、国際復興開発銀行等からの資金の借入れ契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところによりまして、政府が保証契約をすることができるといたしましたのであります。

第三に、日本開発銀行または日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入れ契約に基き債券を引渡す必要がある場合、その借入れ金額を限り債券を発行することができることとしたのであります。

以上がこの法律案の要点であります。

以上をもちまして、ただいま議題となりました四つの法律案の提案理由を御説明申し上げた次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(七月七日)

○淺香忠雄君 ただいま議題となりました六法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年年度において一般会計の歳出の財源に充てるため、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り一般会計に繰入れることとするともに、基金に属する現金に不足が生じたときは、一時借入金をし、または融通証券を発行して一時これを補足することができる道を開くこととした次第であります。

次に、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十一年度における一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計の借入金につきましては、その償還期限が昭和二十八年八月一日まで延期せられておるのであります。同期限までに償還いたしますことは困難でありますので、償還期限をさらに昭和三十一年三月三十一日まで延長することとし、その間において、必要な場合には公債に借りかえることができることとしようとするものであります。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計



の財源の必要から見て、造幣局特別会計の補助貨幣の製造に要する経費並びに同特別会計の固定資産の拡張及び改良に必要な金額を補助貨幣回収準備資金から使用することができるようになるとともに、従来一般会計に納付することとなつておりました同会計の決算上の利益金につきましては、これを回収準備資金に編入することに改めようとするものであります。

次に、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における財政状況にかんがみ、昭和二十八年年度において国債の元金の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金について特例を設けるとともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が一般会計に対し負う債務の償還金等を国債整理基金特別会計の歳入として受入れて、経済の簡素化をはかることとしたそうとするものであります。

次に、小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案について申し上げます。この法律案は、最近における取引の実情に即応して、一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、今後一円未満の通貨発行を停止することとし、さらにこれに伴い、現金支払いの場合における支払金の端数計算の基準を定めて、取引の円滑化をはかろうとするものであります。

次に、金管理法案について申し上げます。この法律案は、最近における金の生産及び金に対する実需の状況に即応いたしまして、政

る制度を設けようとするものであります。なお、この一時借入金及び融通証券の限度額は、予算を以て国会の議決を要することとし、その償還期限を一年以内とすると共に、起債及び償還事務は大蔵大臣が行うこととするものであります。

委員会の審議における質疑の主なものを申し上げますと、小林委員より、「本案によると、一時借入金をし又は融通証券を発行できることとなつては、一時借入金と融通証券とを殊更に列記している理由如何」との質疑がありました。これに対しては、「特別会計の例文的規定を踏襲したのであって、主として借入金によることとなると考へる」との答弁があつたのであります。これについて小林委員より、「この融通証券のような必要性の乏しいものは、たとえ例文的なものであるとしても、今後検討の上、取止められたい」との要望が述べられたのであります。その他詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和二十一年度において終戦処理費の財源に充てるため及びその他の経費支弁のために、昭和二十一年法律第五十五号及び昭和二十二年法律第十号に基いて、一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計に借入金をしたのであります。その借入金の

府としては、新産金の一部のみを買い上げることとし、それ以外の金につきましては一切の統制を廃止いたしまして、価格及び取引ともに自由にいたそうとするものであります。

以上の六法律案につきましては、審議の結果、去る四日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに一括採決をいたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと確定いたしました次第であります。

はなはだ簡単であります。以上御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月十日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました四つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案について申し上げます。御承知のごとく、緊要物資輸入基金特別会計は、一般会計から繰入れられた二十五億円の緊要物資輸入基金を以て、国際的取組みによつて我が国に割当てられた稀少物資の取得及び売払を行なつて参つたのであります。が、本案は、その最近の運用の実情に鑑みまして、昭和二十八年年度において一般会計の歳出の財源に充てるために、この基金から十五億円を限り一般会計に繰入れることとすると共に、将来情勢の変化によつて政府輸入を必要とする事態が増大し、基金の現金に不足を来した場合には、この会計の負担において、一時借入金をなし又は融通証券を発行することによつて補足することができ

現在高は、一般会計において百五十一億七千八十六万円、郵政事業特別会計において五億六千三百七十四万円となっております。而してその償還期限は、昭和二十五年法律第六号によつて昭和二十七年末まで延期されておりましたが、昭和二十八年法律第二十四号によつて、その償還期限を昭和二十八年六月一日まで延期し、更に、今国会において、先般成立いたしました昭和二十八年法律第三十九号によつて昭和二十八年八月一日まで延期されているのであります。本案は、国家財政の現状等に鑑みまして、この償還期限を更に昭和三十一年度末まで延期することとし、この間において必要がありまるときは、借入金の全部又は一部を公債に借換えることができることとし、その利率、償還期限等は、大蔵省令で定めることとしようとするものであります。

委員会の審議における主な質疑を申し上げますれば、借入金の償還計画についての質疑に対して、「一般会計が終戦処理費の財源として借入れた百億円は、連合国軍の宿舎等の建設に充てられたのであるが、当初は宿舎等が不要となつた場合に処分して償還する予定であつたが、現在のところでは公債に借り換える等の措置によつて逐次償還を図る考である。旧帝国鉄道会計が借入れた四十二億四百六十万円は、昭和二十四年に日本国有鉄道が設立された際、一般会計に承継され、日本国有鉄道は同額の債務を政府に対して負つていくこととなつては、旧帝国鉄道会計から承継した公債借入金等が一千四十六億円あり、且つ日本国有鉄道設立後の資金運用部からの借入金四百六十億円がある等の現状からして、将来、運賃構成